嵐山町議会令和4年第2回定例会会議録

目 次

招集告示
応招・不応招議員····································
第 1 号 (6月2日)
議事日程
出席議員4
欠席議員
本会議に出席した事務局職員4
説明のための出席者······· 4
開会の宣告7
開議の宣告
会議録署名議員の指名7
会期の決定
諸般の報告
行政報告 · · · · · · 9
常任委員会所管事務調査報告 1 1
議案第27号、議案第28号の上程、説明、質疑、委員会付託20
報告第1号の上程、説明、質疑
報告第2号の上程、説明、質疑
報告第3号の上程、説明、質疑29
報告第4号の上程、説明、質疑30
報告第5号の上程、説明、質疑32
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決33
承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決38
諮問第1号の上程、説明、質疑、採決3 9
同意第1号の上程、説明、質疑、採決40
休会の議決

散 会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 2 号 (6月6日)
議事日程4.3
出席議員
欠席議員
本会議に出席した事務局職員 4 4
説明のための出席者······44
開議の宣告
諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
一般質問
2番 山田良秋議員45
7番
発言の訂正
6番 大野敏行議員70
発言の訂正8 (
11番 松 本 美 子 議員91
散会の宣告
第 3 号 (6月7日)
議事日程
出席議員
欠席議員
本会議に出席した事務局職員 1 1 4
説明のための出席者······114
開議の宣告
諸般の報告
一般質問
発言の訂正
8番 長島邦夫議員116

3番	犾	守	勝	義	議員	1 3	3 6
発言の取消し	ر		• • • • • •			1 4	4 9
9番	青	柳	賢	治	議員	1 6	6 5
1番	小	林		智	議員	1 8	8 2
散会の宣告・			• • • • • •			2 (0 5
第	4	号	(6	5月8	8日)		
議事日程…	•••••		•••••			2 (0 7
出席議員…	•••••	• • • • • •	•••••			2 (0 8
欠席議員…						2 (0 8
本会議に出席	席した	を事剤	务局鵈	微員·		2 (0 8
説明のための	の出席	き 者・	•••••			2 (0 8
開議の宣告・	•••••		•••••			2 (0 9
諸般の報告・	•••••		•••••			2 (0 9
一般質問…						2 (0 9
12番	渋	谷	登争	美子	議員	2 (0 9
10番]][П	浩	史	議員	2 4	4 2
4番	藤	野	和	美	議員	2 (6 8
休会の議決・			• • • • • •			2 9	9 7
散会の宣告・						2 9	9 8
第	5	号	(6	5月	10日)		
議事日程						2 9	9 9
出席議員…					;	3 (0 1
欠席議員…					;	3 (0 1
本会議に出席	席した	を事剤	务局耶	銭員・	;	3 (0 1
説明のための	の出席	ませ きょうしゅう ちゅうしゅう しゅうしゅう しゅう しゅう しゅう アイス しゅう かいし ちゅう かいし しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ	• • • • • •			3 (0 1
開議の宣告・					;	3 (0 3
諸般の報告・					;	3 (0 3
議案第19号	号の_	上程、	説明	月、貿	質疑、討論、採決	3 (0 4

議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決307
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決310
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決311
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決312
議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決313
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決315
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決351
議案第27号、議案第28号の委員長報告、質疑、討論、採決355
議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決357
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決371
閉会中の継続調査 (所管事務) の申し出について 3 8 4
日程の追加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決385
発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決390
発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決391
発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決394
発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決395
発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決398
町長挨拶400
議長挨拶4 0 1
閉会の宣告
署名議員4 0 3

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第254号

令和4年第2回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年5月23日

嵐山町長 佐久間 孝 光

- 1. 期 日 令和4年6月2日
- 2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 · 不 応 招 議 員

○応招議員(12名)

1番 小 林 智 議員 2番 良 秋 議員 山 田 犾 守 義 議員 美 議員 3番 和 勝 4番 藤 野 6番 大 野 敏 行 議員 7番 畠 山 美 幸 議員 8番 長 島 邦 夫 議員 9番 青 柳 賢 治 議員 川 口 浩 史 議員 10番 美 子 議員 11番 松 本 登美子 議員 12番 渋 谷 13番 森 一 人 議員

○不応招議員(なし)

令和4年第2回嵐山町議会定例会

議事日程(第1号)

6月2日(木)午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告(森議長)

日程第 4 行政報告(挨拶並びに行政報告 佐久間町長)

(行政報告 奥田教育長)

日程第 5 常任委員会所管事務調査報告

日程第 6 議案第27号 町道路線を廃止することについて (開発行為)

日程第 7 議案第28号 町道路線を認定することについて (開発行為)

日程第 8 報告第 1号 専決処分の報告について

日程第 9 報告第 2号 専決処分の報告について

日程第10 報告第 3号 令和3年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告につい

T

日程第11 報告第 4号 令和3年度嵐山町一般会計事故繰越し繰越計算報告につい

7

日程第12 報告第 5号 令和3年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告について

日程第13 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて(嵐山町税条例等の

一部改正)

日程第14 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて(嵐山町国民健康保

険税条例の一部改正)

日程第15 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第16 同意第 1号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求

めることについて

○出席議員(11名)

1番 小 林 智 議員 狱 守 3番 勝 義 議員 6番 大 野 敏 行 議員 長 8番 島 邦 夫 議員 10番 Ш П 浩 史 議員

2番 山 \mathbf{H} 良 秋 議員 4番 藤 野 和 美 議員 7番 畠 山 美 幸 議員 9番 青 柳 賢 治 議員 11番 松 本 美 子 議員

○欠席議員(1名)

13番

12番 渋 谷 登美子 議員

○本会議に出席した事務局職員

森

 事務局長
 青木正志

 書記
 安在洋子

人 議員

○説明のための出席者

佐久間 孝 光 町 長 髙 橋 兼 次 副 町 長 福 嶋 啓 太 技 監 杉 田 哲 男 総務課 長 馬 橋 透 地域支援課長 \mathbb{H} 畑 修 税務 課長 贄 男 町 民 課長 \coprod 秀 宗 利 福祉課長 前 \mathbb{H} 萩 原 政 則 健康いきいき課長 代 近 藤 久 長寿生きがい課長 環境課長 藤 原 実 中 寧 農政課長 村 藤 永 政 企業支援課長 昭 伊 藤 恵一郎 まちづくり整備課長 清 上下水道課長 水 延 昭 大 島 真 弓 会計管理者兼会計課長 奥 教 育 長 田 定 男 高 橋 喜代美 教育委員会事務局長 農業委員会事務局長 農 政 課 長 兼 務 中 村 寧

◎開会の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、 大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しております。よって、令和4年第2回嵐山町議会定例会第1日は成立いたしました。

これより開会いたします。

なお、これまでに引き続き新型コロナウイルス感染拡大を予防する新しい生活様式 にのっとった上での議会運営を心がけ、発言は全て自席で着座にて行います。改めて 緊張感を持って対応いただきますよう、ご理解とご協力を申し上げます。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○森 一人議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○森 一人議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第4番 藤野和美議員

第6番 大野敏行議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○森 一人議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より 報告を求めます。

松本議会運営委員長。

○松本美子議会運営委員長 皆様、おはようございます。議会運営委員会から報告を申 し上げます。 第2回定例会を前にいたしまして、5月26日、議会運営委員会を開催いたしました。 当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として森議長に出席要求に 基づく出席者として、また髙橋副町長、杉田総務課長にご出席をいただきました。

提出されます議案について説明を求めました。長提出議案については、報告5件、 承認2件、諮問1件、人事1件、条例5件、予算2件、その他5件の計21件というこ とでございます。このほか、議員提出議案も予定をされております。

その後、委員会で慎重に協議をした結果、第2回定例会は本日6月2日から10日までの9日間とすることに決定をいたしました。会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問は受付順として、6月6日、1番の山田良秋議員から4番の松本美子、6月7日に5番の長島議員から8番の小林智議員、6月8日に9番の渋谷登美子議員から11番の藤野和美議員といたします。

以上、議会運営委員会から決定いたしましたことを報告いたしました。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

お諮りいたします。会期につきましては、委員長報告のとおり本日6月2日から10日までの9日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月10日までの9日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○森 一人議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案、報告5件、承認2件、諮問1件、人事1件、条例5件、予算2件、その他5件の計21件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。 次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、3月から5月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。令和4年5月30日、千代田区の東京国際フォーラムにおいて、全国町村議会議長会主催の町村議長・副議長研修会に、本職と副議長が出席いたしました。以上、議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

次に、さきの定例会において可決されました発議第1号 教員不足の是正を求める 意見書の提出についての件につきましては、内閣総理大臣並びに関係大臣に提出して おきましたので、ご了承願います。

最後に、本職宛て提出のありました、陳情第2号 陳情書、陳情第3号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情の写しを、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○森 一人議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。なお、町長から行政報告に併せて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可します。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上 げたいと思います。

本日ここに、令和4年嵐山町議会第2回定例会を招集申し上げましたところ、議員 各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、当面する諸案件につきまして ご審議賜りますことは、町政進展のため誠に感謝に堪えないところでございます。

本議会に提出いたします議案は、報告5件、承認2件、諮問1件、人事1件、条例5件、予算2件、その他5件、計21件であります。各議案の提出理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定であります。何とぞご慎重なるご審議を賜り、原案のとおり可決、ご決定賜りますようお願い申し上げる次第であ

ります。

次に、令和4年2月から令和4年4月までの主要な施策に関しましては、地方自治 法第122条の規定による事務に関する説明書でご報告申し上げましたので、ご高覧願 いたいと存じます。

また、5月15日の嵐山重忠まつり開催には、嵐山町商工会をはじめとする実行委員会の皆様のご尽力により、無事に盛大に開催することができました。開会セレモニーには、嵐山史跡の博物館館長、国会議員、県議会議員、町議会議員各位をはじめ、多くの町民の皆様のご出席をいただき、心より感謝申し上げます。NHKで3回にわたり取り上げていただくなど、嵐山町の名を広めるとともに、町の活性化にも大いに貢献できたものと認識をいたしております。

さて、今年度の執行体制でありますが、4月1日現在の職員総数は三役を除きまして139名であります。新採用職員につきましては11名、また喫緊の課題に対応するため、引き続き埼玉県から1名の技監の派遣をいただいております。今後も公務能率の向上を図り、町民ニーズに的確に応え、迅速に対応すべく、職員一丸となって様々な課題に取り組んでまいります。

今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶並 びに行政報告を終わらせていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。 奥田教育長。

○奥田定男教育長 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会から報告をさせて いただきます。

地方自治法第122条による事務に関する報告につきましては、お手元の資料35ページ下段から42ページをご高覧いただきたいと存じます。

なお、2点付け加えさせていただきます。1点目は、5月1日現在の町内小中学校の児童生徒数、学級数ですが、小学生総数705人、39学級、中学生354人、17学級、小中合計では児童生徒数1,059人、56学級でございます。

なお、新採用の県費負担教職員は菅谷小学校に教諭2名、養護教諭1名の3名を、 七郷小学校に教諭1名、志賀小学校に教諭1名、菅谷中学校に事務職員1名、玉ノ岡 中学校に教諭2名の計8名を配置してございます。 2点目は、既に議員の皆様方にはご承知のことと存じますが、広報5月号に掲載させていただきましたが、昨年度実施させていただきました日本語検定において、七郷小学校が団体賞で最上位の文部科学大臣賞を受賞いたしましたことを報告させていただきます。

以上、教育委員会の行政報告とさせていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

以上で、行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○森 一人議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。初めに、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。状守総務経済常任委員長。

○状守勝義総務経済常任委員長 それでは、議長のご指名がありましたので、ただいまから総務経済常任委員会の報告をさせていただきたいと思います。

令和4年6月2日

嵐山町議会議長 森 一 人 様

総務経済常任委員長 状 守 勝 義

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告いたします。

記

1 調查事項

「ウィズコロナ時代におけるまちづくりについて」 「今後の観光振興のあり方について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について4月12日、4月27日及び5月13日に委員会を開会し、調査研究を行った。

4月12日の委員会について

「ウィズコロナ時代におけるまちづくりについて」

当日は、伊藤まちづくり整備課長に出席を求め、次の①から⑤の質問項目について 説明を受けた。

- ①都市計画法の概要
- ②「ウォーカブルなまちづくり」などの新しい発想でまちづくりを考える場合の都市計画法の課題。
 - ③エリア指定する場合、どのような方法が考えられるか
 - ④嵐山町の「自歩道」の現状
 - ⑤自転車道ができない(造れない)理由

○主な質疑応答

- (問) 市街化調整区域に新しい家を造るのが難しいので、北部地域に人が増えないと考えている。都市計画法について概要を聞きたい。
- (答)都市計画法のうち、市街化区域及び市街化調整区域を分ける線引き制度は、 戦後の都市のスプロール化が問題となったため、昭和43年法制化された。原則、市街 化調整区域は、農家住宅等の一定の要件を除き宅地の立地が制限されている。しかし、 平成15年頃に、既存集落の維持などのため、11号区域が指定された。11号区域であれ ば、特別な要件もなく立地が可能だが、接道などの技術的基準はかかってくる。
 - (間) 市街化調整区域にエリアを指定するなど、人を増やすことはできないか。
- (答)市街化調整区域の目的があり、現在の法令では人口を増やすためという目的で区域指定するなどは難しいと考えている。
- (問) ウォーカブル区域について今後設定する予定は。また、都市計画法の規制はあるか。
- (答)ウォーカブル区域は、滞在快適性等向上区域を指すのが一般的。滞在快適性 等向上区域は、都市再生整備計画を策定し、その中に区域指定することとなる。都市 再生整備計画は、現在駅西地区で策定されているが、新たに計画を策定する予定はな い。都市計画法において、ウォーカブルなまちづくりとしてのエリア指定の規制はな い。。
- (問) ウォーカブル地域としての都市計画法の規制はないとのことであるが、駅西口の駅前広場の整備は、キッチンカーなどによる催物をすることができることで考えているのか。
- (答)駅前広場は、単なるロータリーを整備するだけでなく、イベントにも対応できるよう整備する予定。嵐なびや既存の商店と連携するなどとして駅前を活性化できればと考えている。

- (問) 自転車道を積極的に造ってもらいたい。
- (答)専用の自転車道を整備することは現実的には難しいが、ほかの自治体でも行っているような路肩に路面標示をすることはできると考えている。今後は通学路などを中心に、必要性を見極めていきたい。

○委員の主な意見

- (意見)観光振興の在り方を含めて北部の活性化について研究しているが、北部地域に多くの人が住むというのは難しい。そうなると、北部地域に遊びに来てくれる人をどのように受け入れるかという研究をしていく必要がある。
- (意見)子どもたちはどこへ行くにも自転車だ。そのためには自歩道の整備をやっていかなければならない。

次回は、これまでの経過を踏まえ意見交換をすることとし、委員会を閉じた。

4月27日の委員会について

「今後の観光振興のあり方について」

体験型観光農園の可能性を探るため、次の3項目について「観光果樹園ふるさと」 の代表者の方々と意見交換を行った。

- ①観光果樹園ふるさとの成り立ち
- ②観光果樹園ふるさとの現状と課題
- ③観光果樹園ふるさとの今後の方向性

○主な質疑応答

- (問)原発の年から売上げが半分になったとのことだが、収入はどのくらいか。採 算は合うのか。
- (答)年間250万円が最高で、今は50~60万円ぐらいだ。採算が合うとか合わないとかの問題ではない。皆さんを喜ばせるのが目的。
- (答)お客さんを呼ぶために、毎年大豆祭りをやっている。若い人を取り込んで何かやっていければと思う。
 - (問) 観光果樹園の設備はどうなっているか。
- (答)トイレは収穫期にレンタルで、水道は完備している。余ったブルーベリーを 冷凍保存するための電気料がかかるので、町でジャム作りの講習会などを企画してほ しい。
 - (問) 古里以外の人がお手伝いやボランティアに入るのは可能か。

- (答) ぜひお願いしたいけれども、即答できない。仲間に相談したい。
- (問) 面積はどのくらいか。機械などはどうしているか。
- (答)面積は最初1町1反だったが、早生の栽培が思うようにいかず、面積も今は半分になった。機械は町の補助で購入したものが2台と個人で購入したものが1台ある。燃料代や修理代は売上げから出している。
- (問) 売上げから燃料代や修理代を出すと会員の方にはほとんど入らず、ボランティアのような形になっているのか。
- (答)ボランティアに近い形だが、集まって作業するのが楽しいし、皆で情報交換 もできる。

○委員の主な意見

- (意見)一生懸命ボランティアでやっていると感じた。行政が手助けしないと、今後続かない可能性があるので、冷凍庫の電気代くらいは要望したいと思う。
- (意見)魅力を感じたところは、インターネットで情報発信している方がいるということだ。また、都内から子供たちの農業体験をしたいという要望があったということは、ブルーベリーにこだわらずやっていける可能性があるということだと思う。
 - (意見) 今、高齢化や予算など、考え方の問題がある。
 - (意見)外部の人を入れるより、まずは古里の人を入れるほうがよいと思う。
- (意見)会員の方が本気でやっていきたいと思っているかを見定めないと、我々も 提言できないと思う。早めにそういう機会を設けたほうがよいと思う。

次回は、若者3名に出席いただいて、意見交換をすることとし、委員会を閉じた。 5月13日の委員会について

「今後の観光振興のあり方について」

当日は、嵐山町に住む20代の男性3名の方に出席いただいて、次の5項目を中心に 意見交換を行った。

- ①嵐山町の魅力は
- ②嵐山町の観光の課題は
- ③嵐山町の今後の観光振興の在り方は
- ④「体験型観光農園」については
- ⑤今の町に足りないもの、自分たちでやってみたいこと、イベントは
- ○意見交換会での若者主な意見

- ・整備された自然と、都内から1時間という距離が魅力だと思う。
- ・嵐山町に戻ってきて、改めて嵐山町の自然のよさを実感した。整備されてはいるが、ありのままの自然が残されているのが魅力的だと思った。
- ・一番は立地。今の日本の働き方は都内中心の流れが強いので、住む環境としてこの場所はすばらしいと思う。比企丘陵は、農村部と都市部の境目だと思っている。心地よく住めて、生活にそれほど不自由はしない、人が住むのに適し、バランスがよい。それに伴って住んでいる人も穏やかだと思う。
 - ・嵐山町の観光の課題は、駅前が寂しいことだと思う。
- ・徒歩で楽しむ人もいるので嵐山渓谷まで〇キロという看板や観光情報が随所に欲 しい。町民が地元のよさを知らないことが最大の課題だと思う。まずはよさを知って もらうことが大切だと思う。
- ・一つ一つの観光資源を目的にするのではなく、複合的に結びつけられたら相乗効果が出ると思う。町内を広く回ることで地元が活性化されると思う。
 - ・嵐山町が好きと言える町民の在り方がすてきだと思う。
- ・グリーンツーリズムという体験型農園で、まずは日帰りで好きな時間にちょっと したお手伝いに来る人を募るという簡単なスタイルから入るのがよい。
- ・農業体験などをしている大学のゼミへ発信すれば、体験先として選んでもらえる のではと思う。
- ・外国で農業体験の動きが盛んになっている。受入れ態勢を整えて、外国の人も受け入れていくことも大切だと思う。
- ・駐車場規模でマルシェをやってみたい。外部の人に来てもらうより、まずは地域 の人に集まってつながりをつくりたい。それを見た人の間で「嵐山の農業者は面白い ことをやっているね」と自然に広まっていったらよい。
- ・嵐山町に住んでいる人や来てくれた人に対しての意識調査(行動と心理)について、フィールドワークを行いたい。そこで得たことを発信して、人材育成をする活動をしたい。
- ・これまで自然やアウトドアスポーツをやっていて幸せを感じることが多かったので、そういう分野で、町に貢献できたらよいと思っている。フィールドワークも続けていきたい。そうすることでいろいろなことが見えてくる。SNSを活用しながら嵐山町のよさを広げていきたい。

次回は、「若者との意見交換会」の総括をすることを確認して委員会を閉じた。 以上、中間報告といたします。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

第7番、畠山美幸議員。

○7番(畠山美幸議員) 3ページのところの5月13日の委員会のことについて伺います。

こちら、嵐山町に住む20代の男性3名の方ということで、お話を聞いていらっしゃるわけですが、まず男性に限定した理由と、この方々は学生なのか、どのようなお仕事をなさっている方なのかお伺いいたします。

- ○森 一人議長 以上でよろしいですか。 それでは、状守委員長、お願いします。
- ○状守勝義総務経済常任委員長 まず、男性に限定したということではなくて、女性の 方の参加がなかったということです。ですから、次回以降も必要に応じて、若者の方 の意見を聞きたいというふうなことを考えておりますので、そのときは女性の方も参 加していただきたいと思っています。

この方、3名は大学を卒業しまして、一般の企業に勤めていて、今転職活動をしている方がいらっしゃいます。嵐山町のほうに来ていると。できるだけ嵐山町との関わりの中で転職も考えているという方です。そういう方が2名。もう一名の方は農業を本格的にやりたいという方で、積極的にこれから農業の分野でいろんなことを発信しながら嵐山町に貢献していけたらというようなお話でした。

以上です。

○森 一人議長 よろしいですか。ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 ないようですので、総務経済常任委員会の調査報告を終了します。ご 苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。 青柳文教厚生常任委員長。

○青柳賢治文教厚生常任委員長 議長の指名をいただきましたので、所管事務調査報告

をいたします。

令和4年6月2日

嵐山町議会議長 森 一 人 様

文教厚生常任委員長 青 柳 賢 治

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

「ウィズコロナ時代における高齢者の健康維持・教育環境について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について4月7日及び5月12日 に委員会を開会し、調査研究を行った。

4月7日の委員会について

これまでの委員会を振り返り、要支援、要介護前の高齢者の健康維持に絞ってさらに調査研究を進めることにした。今までの調査、研究において出た疑問点について、長寿生きがい課に対しての質問事項を取りまとめた。過日の民生・児童委員との意見交換会においては各委員から多様な意見が出たことから、民生・児童委員への町の関わりなどについて今後の調査研究対象とするか、次回の委員会で結論を出すことにした。

5月12日の委員会について

近藤長寿生きがい課長に出席を求め、質問事項について説明を受けた。

(問1) フレイル対策などへの今後の対応や予定される事業について

(答)国・県の基本方針及び町における感染状況を確認し、開催の可否や、実施方法を検討して、感染防止に配慮した事業を実施する。予定される事業は、高齢者の健康づくり事業、地域の通いの場、個人で取り組む活動などの一般介護予防事業で、広く高齢者を対象にしている。後期高齢者を対象としたフレイル予防事業も令和3年度から始まっている。コロナ禍における、高齢者の健康づくりの課題として①外出自粛による参加者の減少、②感染が終息しない中での自主活動再開の不安、③外出を自粛している高齢者への介護予防の取組支援、④外出自粛による心身機能の低下、回復への取組である。

- (問2) イベント開催時の判断となるような指針の作成について
- (答)緊急事態宣言下及びまん延防止期間については、国や県、町の対策本部の決定内容に従っている。
 - (問3) 老人会などの活動への支援について
- (答)支援は社会福祉協議会が行っている。独居老人者への声がけ活動として、冊子と入会促進リーフレットを作成・配布した。
 - (問4) 高齢者が活動できる場所の確保について
- (答) ぷらっと嵐トレの実施地区を現在の8地区から1~2地区増やし、嵐丸庵の 正式オープンを目指したい。また、嵐カフェは広く周知して利用者を増やしたい。
 - (問5) 換気ができている野外の会合などについて
- (答)基本的な感染予防対策は屋内の活動と共通している。リーフレットを参考に活動し、熱中症のおそれがある場合は、規定に沿って個々の相談に応じ実施する。 ○答弁後の主な質疑
- (問1)提出された通いの場の活動状況の資料に町の感染状況を重ねてみたい。数字は出せるか。
- (答)町内の高齢者の感染状況に重点を置いて事業実施の判断をしていた。高齢者の感染者数は県のデータベースにて確認していたので、それを基に数字を出すことは可能。
 - (問2)参加を促すに当たり、今後どのような広報をしていくのか
- (答)屋内用、屋外用と町独自で分かりやすいリーフレットを作れたらよいと思う。 担当者と相談して周知をしていきたいと考える。
 - (問3) 町民向けのイベント開催について
- (答) 長寿生きがい課で統括している事業については個々に相談している。こうなったら活動を開始しようということは一概には決められず、臨機応変に状況に応じて対応している。
 - (問4) 今後の活動再開に向けての考えは
- (答)当初は全て自粛だったが、最近は感染対策をしながら活動していこうという 気持ちになってきた。町としてもやれるところは感染対策をしながら活動を広げてい く。自粛されている方をどうするかについては民生委員やボランティア、実際に参加 している方にも協力をいただきながら進めていけたらと思う。

- ○質疑終了後の委員の意見です。
- ・クラスターの発生状況など、町で把握してないとどう対策を取ったらよいか分からず、一般的な対策を町民にお願いすることしかできない。
 - ・高齢者のスマホ教室を開催し、人と話ができるようになると元気が出ると思う。
- ・町全体の感染者数は増えていても、高齢者の感染が少なければあまり恐れること なく、適切な対策を取ることで活動再開できるという方向に向けていくのがよい。
- ・地域に即した判断基準というものが明確になっていないと、自粛がいつまでも続くような活動になってしまう。
- ・重忠まつりが開催されることは町民に対してのメッセージになると思う。きちんと対策していれば活動を再開できるし、町も応援してくれると思う。
- 6月定例会後に「ウィズコロナ時代における高齢者の健康維持・教育環境について」 の最終報告をまとめ、新たに「民生委員制度の現状と課題について」調査研究することを決定して閉会した。

以上、中間報告といたします。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 ないようですので、文教厚生常任委員会の調査報告を終了します。ご 苦労さまでした。

最後に、広報広聴常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

藤野広報広聴常任委員長。

○藤野和美広報広聴常任委員長 それでは、報告いたします。

令和4年6月2日

嵐山町議会議長 森 一 人 様

広報広聴常任委員長 藤 野 和 美

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告いたします。

記

1 調査事項

「広報広聴について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について3月29日、4月6日、4月13日、5月13日に委員会を開会し、調査研究を行った。

(1) 広報部会

・議会だより186号発行について

今回号は、第1回定例会を主な内容として、3月29日入稿、4月6日初校、4月13日 再校、5月1日発行予定で準備を進めた。

令和4年予算特別委員会の内容を特集し、主な議案や補正予算、可決された意見書・決議、一般質問、各常任委員会報告、表紙は嵐山バーベキュー場の構成で、全24ページでの発行とした。

- (2) 広聴部会 4月13日開催
- ・5月21日(土)に予定されていた第20回議会報告会は、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されるため中止とし、作成した報告資料はホームページに掲載するほか、関係各所に配布・郵送することとした。
 - 5月13日の全体会で今後を見据えてオンライン会議を試行することとした。
- (3) 全体会 5月13日開催
- ・議会モニターへの謝礼の見直しについては、広聴部会で継続協議することとなった。
- ・議会報告会の資料を使用して、オンライン会議を試行した。 以上、中間報告といたします。
- ○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 ないようですので、広報広聴常任委員会の調査報告を終了します。ご 苦労さまでした。

以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

◎議案第27号、議案第28号の上程、説明、質疑、委員会付託

○森 一人議長 日程第6、議案第27号 町道路線を廃止することについて(開発行為)、 日程第7、議案第28号 町道路線を認定することについて(開発行為)、以上2件を 一括議題といたします。 提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第27号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第27号は、町道路線を廃止することについて(開発行為)の件でございます。 開発行為に伴い、道路法第10条第1項の規定に基づき、町道路線を廃止するものであ ります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

- ○森 一人議長 次に、担当課長に細部説明を求めます。 伊藤まちづくり整備課長。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、議案第27号について議案説明させていた だきます。

議案第27号は、開発行為に伴う町道路線の廃止についてでございます。町道路線廃止調書を御覧ください。廃止する路線は町道鎌形75号線、町道鎌形98号線、町道鎌形326号線、町道鎌形394号線、町道鎌形395号線、町道将軍沢21号線、町道将軍沢122号線の7路線でございます。株式会社嵐山カントリー倶楽部が敷地拡張する契約を持たれ、払下げ及び賃貸借申請書が提出されました。当該ゴルフ場内の道路において、主として接する土地を当該企業が既に買収または賃貸借契約を締結しており、本道路を接道として利用する権限者がいなくなったため、今回道路を廃止させていただき、払下げ及び貸付けを行うものでございます。

なお、ゴルフ場関係地以外の分については、改めて認定を行うものでございます。 廃止する道路の延長につきましては、鎌形75号線が延長1,433.14メーター、鎌形98号 線が延長407.88メーター、鎌形326号線が延長88.12メーター、鎌形394号線が延長 16.6メーター、鎌形395号線が延長16.86メーター、将軍沢21号線が延長291.25メーター、将軍沢122号線が延長14.84メーターでございます。

次ページの参考図面でございます廃止・認定路線図を御覧いただきたいと思います。場所につきましては嵐山カントリー倶楽部ゴルフ場内の地域と、今回拡張する契約を持たれている地域です。拡張する地域は鎌形326号線、鎌形394号線、鎌形395号線、将軍沢21号線、将軍沢22号線の一帯の地域でございます。

なお、今回廃止させていただく鎌形75号線の道路部分におきましては、普通財産と

して、賃貸借契約を結ぶとし、その他の今回廃止させていただく分については払下げを予定しているものでございます。

続きまして、議案第28号、開発行為に伴う町道路線の認定についてご説明させていただきます。

町道路線認定調書を御覧ください。認定する路線は、町道鎌形75号線、町道鎌形98号線、町道鎌形417号線、町道将軍沢21号線の4路線でございます。前議案で上程させていただいております、廃止する路線のゴルフ場関係地以外の既存の道路につきまして、改めて認定するものでございます。認定する道路の延長につきましては、鎌形75号線が延長156.25メートル、鎌形98号線が延長380メートル、鎌形417号線が延長279.26メートル、将軍沢21号線が延長127.61メートルでございます。

次のページの参考図面でございます廃止・認定路線図を御覧ください。場所につきましては、議案第27号で廃止を上程させていただいております嵐山カントリー倶楽部ゴルフ場内の地域と、今回拡張する契約を持たれている地域以外の既存の道路で、緑色で着色している路線でございます。議場の入り口に同様の廃止・認定路線図を拡大して、拡大した図面を掲載させていただいていますので、御覧いただきたいと思います。

以上で細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第27号、議案第28号につきましては、会議規則第39条の規定により、総務経済常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございますか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、総務経済常任委員会に付託することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま総務経済常任委員会に付託いたしました議案第27号、議案第28号につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わらせるよう期限をつけることにいたしたいと思います。これにご異議ございますか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○森 一人議長 日程第8、報告第1号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 報告第1号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告1号は、専決処分の報告についての件でございます。損害賠償額の決定について、地方自治法180条第1項及び町長の専決処分事項の指定についてに基づき専決処分したもので、同法同条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

- ○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。 杉田総務課長。
- ○杉田哲男総務課長 それでは、報告1号の細部につきまして説明させていただきます。 議案書裏面の専決処分書を、まずお開きいただきたいと存じます。損害賠償額の決 定につきまして、地方自治法180条第1項の規定によりまして、令和4年3月23日に 専決処分を行ったものでございます。

別紙を御覧いただきたいと存じます。損害賠償の相手方でございますが、鶴ヶ島市新町 2-8-5、レディアガーデン205の阿部隼人氏でございます。損害賠償の額は15万6, 365円でございまして、損傷を受けた車両の修理に要する経費といたしまして、賠償を行うものでございます。

次に、事故の概要でございますが、本年1月13日の午前7時頃、菅谷地内の化粧品販売店付近の町道1-15号線との三差路におきまして、水道管の漏水により、水路の一部に陥没があり、対向車をよけ切れずに左前タイヤがはまってしまい、左前輪等に損害を与えたとともに、事故の衝撃により頸部を捻挫させたものでございます。

損害賠償額につきましては、町が加入しております総合賠償補償保険から、過失相

殺率30%を除した金額をお支払いしてございます。

なお、陥没箇所につきましては、事故発生後、速やかに復旧工事を行うとともに、 今後の再発防止策といたしまして、担当職員による巡回の強化と、職員の通勤等によ る陥没箇所の報告の徹底など、再度周知したところでございます。

以上、報告第1号の細部説明とさせていただきたいと思います。 よろしくお願いいたします。

- ○森 一人議長 提案説明、細部説明を終わります。 この際何かお聞きしたいことはございますか。 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) 頸部を捻挫したということであるわけですけれども、これも う治ったということで、支払うものを保険で全部支払ったということなのでしょうか。 それと、この漏水というのは突然起きたっていうことで、穴が空いてしまったとい うことなのですか。何日か前に漏水しているなというのが分かったのかどうか、その 点伺いたいと思います。
- ○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。 杉田総務課長。
- ○杉田哲男総務課長 まず、1点目の頸部のほうの損傷でございます。こちらにつきましては、鶴ヶ島市にございます関越病院に通院をされたということでございます。その後、3月13日に示談が済んでございます。

続きまして、漏水の関係でございます。こちらにつきましては、漏水発見が1月13日の午前1時頃。これにつきましては、地域の住民の方から小川警察署のほうに連絡がございました。その後、担当する上下水道課長と副課長、こちらのほうが現場に赴きまして、まず漏水を止めたと。その後、周辺を検査したところ、陥没等は見られずにその場は引き揚げてございます。その後に、7時頃にその事故が発生をしたということで警察のほうから連絡がありまして、対応しているというものでございます。

以上です。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) 示談が成立したということでありますから、治ったということで理解してよろしいのでしょうか。

陥没の関係なのですが、1時頃これを発見したということで、こういう事態も想定

できるのかなって思うのです。どうなのでしょう。担当課として、これ担当課のほう で聞いたほうがいいかな。通行止めにするとかの措置というのが必要だったというふ うには判断しなかったのでしょうか。

- ○森 一人議長 答弁を求めます。清水上下水道課長。
- ○清水延昭上下水道課長 それでは、お答え申し上げます。

こちらの漏水につきましては、車の損傷、それに相手方の事故、体の損傷がございまして、大変に重大な漏水事故であったとは認識しております。相手方の方には心からおわびを申し上げたいと存じております。

事故の経緯でございますけれども、1月13日の夜中の1時ですね。付近を散歩していた方から小川警察のほうに連絡が入りまして、その旨、小川警察から役場の宿直に入りまして、その後、私のほうに連絡が届いたところでございます。すぐに現地に赴きましたところ、警察官が7名ほどもういらっしゃって、道路を封鎖している状況でございました。そこで、担当副課長とともに仕切弁を全箇所止めまして、その後、漏水箇所から陥没の穴ではなくて舗装の切れ目から砂等がかなり流出しておりました。ですので、冬季でございますので、土砂の排出と塩化カルシウムでスリップを防止する措置を二人で行いまして、4時にその措置が終わりました。そのときは漏水箇所全体を確認して陥没がございませんでしたので、そのまま一時帰宅を、水道業者には朝一番で現場に来ていただいて、修理のほうを行うように依頼して一旦自宅に戻りました。

そしてその後、朝6時半ぐらいですか、同じくまた警察のほうから連絡が入りまして、道路が陥没したということで再び現場に戻りまして、現場を確認したら、大きな1.5メートル角ぐらいの穴が確認しておりました。失礼しました、私が現場に行ったときは7時半でございました。7時半に行ったときには既にその1.5メートル角の穴が空いておりまして、警察の方も車両もたくさん来ておりましたので、すぐさま警察の協力の下、全面通行止めにいたして、そのまま水道業者を呼んですぐに漏水修理に入ったということでございます。

結果ですけれども、漏水していた管は、昭和50年代前半に入れた塩化ビニールパイプでございまして、やはり老朽化による破損を起こしておりまして、その破損箇所からかなりの漏水があったというものでございます。こちらにつきましては、今年度か

ら昭和50年代の管につきましては、老朽化管路更新計画に基づいて順次更新をしていく予定でございますので、こちらにつきましても順次更新をかけていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) そうしますと、午前1時頃の段階ではそれほど大きな穴ではなかったということで、通行止めにしなくてもいいだろうということであったわけなのですね。ちょっと、そこは確認なのですがね。その後大きな穴が空いてしまって、今回の事故につながったということで。そうすると、通行止めにしなくてもよかったのかどうか聞きたいのですが、しなくてもよかったということであれば、私3回目ですので、仕方なかったのかなというふうに、今課長の答弁聞いて思っているのですけれども、確認です。通行止めにしたほうがよかったのかどうかというその判断、伺いたいと思います。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

おっしゃるとおり、1時の段階で、漏水を止める時点で道路を封鎖するというのがこの事故を未然に防ぐ手だてとして一番効果的なことだったと、今となっては考えております。ただし、その当時、穴が確認できない時点では、現場をくまなく見て、水も噴出が止まっておりますので、あとは路面凍結の措置もしておりますので、警察と協議して、朝一番で修理をするなら、この場で道路は封鎖はしないということで一旦は戻ったところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方自治法第180条第 1項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○森 一人議長 日程第9、報告第2号 専決処分の報告についての件を議題といたし

ます。

提出者から説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 報告第2号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第2号は、専決処分の報告についての件でございます。損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定についてに基づき専決処分したもので、同法同条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

- ○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。 杉田総務課長。
- ○杉田哲男総務課長 それでは、報告第2号の細部につきましてご説明させていただきます。

議案書裏面の専決処分書を、まずお開きいただきたいと存じます。損害賠償額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、令和4年4月18日に専決処分を行ったものでございます。

別紙を御覧いただきたいと存じます。損害賠償の相手方でございますが、嵐山町大字菅谷401番地、根岸篤子氏でございます。損害賠償の額は6万7,000円でございまして、損傷を受けた車両の修理に要する経費といたしまして賠償を行うものでございます。

次に、事故の概要でございますが、本年3月24日午後6時頃、将軍澤地内の町道1 -15号線を鳩山から嵐山方面に移動中に、道路に60センチ四方の陥没があり、タイヤ を取られて車の右側のタイヤに損傷を与えるとともに、レッカーにて修理工場への移 動に要したものでございます。

損害賠償額につきましては、町が加入してございます総合賠償補償保険から修理事業者に対しまして全額をお支払いしてございます。

なお、今後の再発防止策といたしまして、担当職員による巡回の強化と、職員の通 勤時による陥没箇所の報告の徹底を再度周知したところでございます。

以上、報告第2号の細部説明とさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明を終わります。

この際何かお聞きしたいことがございますか。

第10番、川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) この穴の大きさはどのくらいの大きさなのでしょうか。60センチって言った。あっ、言ったのか。それはいい、分かりました。結構です。

この方の、けがはないのか伺いたいのと、ここの穴は、この日突然穴が空いたので すか。事前に把握していたのかどうか、そこを確認したいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えさせていただきます。

けがの件でございますが、けがはしてございません。それから、穴が突然空いたのかという件でございますけれども、ここの箇所につきましては周辺箇所がかなり舗装が傷んでいる地域でございまして、職員も巡回等はしてございました。ただ、やはり一度空いてしまうと、交通量がかなりあるものですから、そこのところがすぐに広がってしまって、雨等々も影響いたしまして60センチの大きさになってしまったというところでございます。

以上です。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) そうですか。ちょっと担当課に伺いたいのですけれども、傷んでいたということで、近々にはもう直したいということだったのですか。年度末ですから、新しい年度になってから直したいという気持ちだったのですか。年度内に直したかったのか、そこを伺いたいと思います。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

この箇所につきましては、総務課長から答弁があったとおり道路が傷んでおりまして、いつも空くようなカーブのところでございますので、職員もちょくちょく見て、穴を常温合材というもので埋めさせていただいております。こちらにつきましても現実的には1週間前にも穴が空いていたので対応したのですけれども、運悪く穴がまた再度空いてしまって、このような事態になったものでございます。4月に入りまして、

常温合材というのは職員が簡単に応急処置でやるものでございますが、かなりひどい ということでございますので、加熱というちょっと硬めの合材を入れて、今現在は修 復しているところでございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) そうなのですか。ちょっと長さがあって傷んでいるというように総務課長はお話ししていたと思うのですけれども、それは職員が全体を補修したということなのですか。業者に頼んである程度しっかりした補修ではなくて、職員がやったということなのですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。 伊藤まちづくり整備課長。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

通常は、常温合材というものは職員が対応しておりました。60センチ程度の場合は、職員が現実的には対応させていただいています。ただ、何回も何回も空いておりますので、今回4月に入ってから業者に委託して、業者にしっかりしたアスファルトの加熱合材、加熱処理対応のものを持ってきて、業者のほうで対応したものでございます。以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方自治法第180条第 1項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開時間を11時15分といたします。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時15分

- ○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
 - ◎報告第3号の上程、説明、質疑
- ○森 一人議長 日程第10、報告第3号 令和3年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計 算報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 報告第3号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第3号は、令和3年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告についての件でございます。令和3年度に繰越明許費を設定した住民基本台帳事務事業ほか7事業、総額3億1,153万3,000円を令和4年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

- ○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。 杉田総務課長。
- ○杉田哲男総務課長 それでは、報告第3号の細部につきましてご説明させていただきます。

裏面の繰越計算書を御覧いただきたいと存じます。繰越し事業につきましては、記載の住民基本台帳事務事業ほか7事業でございます。

繰越額の金額につきましては、合計で予算計上額が3億1,483万3,000円、翌年度繰越額が確定額でございまして3億1,153万3,000円でございます。この翌年度繰越額の財源内訳でございますが、既収入特定財源はございません。未収入特定財源といたしまして、国、県支出金及び地方債並びに一般財源はそれぞれ記載をさせていただいている金額でございます。

以上、報告第3号の細部説明とさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 この際何かお聞きしたいことがございますか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方自治法施行令第 146条第2項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○森 一人議長 日程第11、報告第4号 令和3年度嵐山町一般会計事故繰越し繰越計 算報告についての件を議題といたします。 提案者から提案説明を求めます。 佐久間町長。

○佐久間孝光町長 報告第4号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第4号は、令和3年度嵐山町一般会計事故繰越し繰越計算報告についての件でございます。令和3年度嵐山町一般会計補正予算(第1号)の公園等整備事業のうち、公園等トイレ改修工事の一部について、年度内に支出が終了せず令和4年度に繰り越して使用するため、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。 以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

- ○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。 杉田総務課長。
- ○杉田哲男総務課長 それでは、報告第4号の細部につきましてご説明させていただきます。

裏面の事故繰越し繰越計算書を御覧いただきたいと存じます。今回の事故繰越しを 行いましたのは、第8款第3項都市計画費に計上してございます公園等整備事業でご ざいまして、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、半導体を使用する電気機器が全 国的に不足しており、不測の日数がかかったため、年度内にその支出を終えることが できませんでしたので、令和4年度に繰越しをしたものでございます。

繰越額の金額でございますが、支出負担行為を行った1,172万1,000円のうち434万5,000円を繰り越したものでございます。この翌年度繰越額の財源内訳でございますが、既収入特定財源はございません。未収入特定財源といたしまして、国、県支出金及び地方債並びに一般財源はそれぞれ記載させていただいている金額でございます。

以上、報告第4号の細部説明とさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

- ○森 一人議長 この際何かお聞きしたいことがございますか。
 - 〔発言する人なし〕
- ○森 一人議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方自治法施行令第 150条第3項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○森 一人議長 日程第12、報告第5号 令和3年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 報告第5号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第5号は、令和3年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告についての件でございます。令和3年度事業である業務委託2件の委託期間及び工事1件の工期を延長する必要が生じたため、必要な額を令和4年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

- ○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。 清水上下水道課長。
- ○清水延昭上下水道課長 それでは、報告第5号 令和3年度嵐山町水道事業会計予算 繰越の報告についてご説明申し上げます。

裏面の令和3年度嵐山町水道事業会計予算繰越計算書をお願いいたします。令和3年度に設定しました事業のうち、資本的支出の業務委託1件、工事1件につきましては、いずれも想定以上の期間を要し、年度内での完了が困難であるため、地方公営企業法第26条第1項の規定により繰越し、また収益的支出の業務委託1件につきましては、履行期間の延長に伴い、同条第2項ただし書の規定により繰り越しまして、同条第3項の規定に基づき報告を行うものでございます。

1件目は、資本的支出、建設改良費、事業名が町道1-23号配水管布設設計業務委託でございます。予算計上額は1,740万円、翌年度繰越額は1,637万3,000円でございます。財源内訳につきましては、損益勘定留保資金でございます。予算額と繰越額の差額102万7,000円につきましては不用額としております。当該業務委託につきましては、川島地内に道路整備を予定しております町道1-23号に新規に布設する配水管整備に係る設計業務委託でございます。基となります町道1-23号整備事業の進捗に合わせた実施設計とするため、繰越し事業とさせていただくものでございます。

2件目は、資本的支出、建設改良費、事業名が負荷開閉器更新工事でございます。

予算計上額は330万円、翌年度繰越額330万円でございます。財源内訳につきましては、 損益勘定留保資金でございます。当該工事につきましては、町内3か所に設置してい ます水道施設のうち、2か所の負荷開閉器を法定耐用年数に合わせて更新を行うもの でございます。昨今の社会状況の影響により、負荷開閉器の確保に想定以上の期間を 要し、年度内完了が困難となりましたため、繰越し事業とさせていただいたものでご ざいます。

3件目は、収益的支出、事業費用の営業費用、事業名が平澤土地区画整理事業(換地処分)に伴う水道料金システム改修業務委託でございます。予算計上額は77万円、翌年度繰越額は68万8,000円でございます。財源内訳につきましては、損益勘定留保資金でございます。予算額と繰越額の差額8万2,000円につきましては不用額としております。こちらの業務に関しましては、水道料金システム内の住所等の水栓情報を平澤土地区画整理事業の換地処分に合わせて変更を行うため、繰越事業とさせていただくものでございます。

以上、報告第5号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 この際何かお聞きしたいことがございますか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 ないようですので、本件につきましては地方公営企業法第26条第3項 の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第13、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(嵐山町税条例等の一部改正)の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 承認第3号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第3号は、専決処分の承認を求めることについて(嵐山町税条例等の一部改正)の件でございます。地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により嵐山町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであ

ります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。 以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

- ○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。 田畑税務課長。
- ○田畑 修税務課長 それでは、承認第3号につきまして細部説明を申し上げます。

参考資料を御覧ください。今回の嵐山町税条例等の一部を改正する条例は、提案説明のとおり、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、同日に専決処分をしたため、議会の承認を求めるものです。

なお、今回の改正は第1条及び第2条により改正するものでございます。

初めに、第1条の主な改正部分につきましてご説明申し上げます。最初に、個人住民税関係でございます。1点目は、上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直しについてでございます。現行制度下においては、上場株式等の配当所得、譲渡所得に係る申告は所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択することが可能となっておりますが、上場株式等の配当や譲渡所得は、所得税と個人住民税が一体として課税設計されてきたことなどを踏まえ、所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとした改正でございます。

施行期日は令和6年1月1日で、該当条文は第33条第4項・6項、附則第16条の3 第2項、第18条の4第4項・6項でございます。

2点目は、合計所得金額に係る規定の整備でございます。給与所得者及び公的年金 等受給者の扶養親族申告については、配偶者で退職所得等を有することにより、所得 税法上では配偶者控除や源泉控除対象配偶者に当たらない者であっても、地方税法上 は申告書に退職手当を有する配偶者を記載するよう規定するものです。これにより地 方団体が賦課課税に必要な情報を確実に把握できるように措置するものであります。

施行期日は令和5年1月1日で、該当条文は第36条の3の2第1項、第36条の3の 3第1項でございます。

3点目は、住宅ローン控除の延長、見直しについてでございます。今回の住宅ローン控除の改正は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた対策の一つとして、住宅の省エネ性能の向上及び長期優良住宅の取得促進等を図るため、控除期間を4年延長することとされました。これにより適用年度を令和20年度、居住要件を令和7年ま

で延長するものです。この改正により法附則第61条で定めていたコロナを踏まえた上乗せ措置が包含されるため、こちらの規定は削除するものであります。

施行期日は令和5年1月1日で、該当条文は附則第7条の3の2第1項、第18条の11第1項・2項でございます。

次に、資産税関係ですが、1点目は、民法等の一部を改正する法律(令和3年法律 第24号)の施行に伴い、固定資産課税台帳の閲覧等の手数料の規定を定めるものでご ざいます。該当条文は第73条の2でございます。

2点目は、固定資産税の課税標準額の特例で、地域決定型地方税制特別措置による 貯留機能保全地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の新設及び法改正に よる条文の整備及び住宅地に対して課税する令和3年度から5年度までの各年度の固 定資産税の特例のうち、令和4年度に限り激変緩和の観点から、商業地等に係る課税 標準額の上昇幅を標準額の2.5%とする改正であります。該当条文は附則第10条の2、 第12条でございます。

3点目は、新築住宅等に係る熱損失防止改修工事等を行った住宅に係る特例の拡充 に伴う法改正による条文の整備でございます。該当条文は附則第10条の3でございま す。

次に、第2条の改正につきましては、令和3年に専決処分を行いました嵐山町税条例等の一部を改正する条例(令和3年条例第13号)の一部を改正でございます。町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申請書の改正に伴い、先ほど個人住民税関係の2点目でご説明しました、退職手当等を有する特定配偶者の氏名を追加する規定の整備でございます。

最後に、附則につきましては第1条で施行期日を定めております。第2条は町民税 に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置を定めております。

以上で細部説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) ここまで入るというのを私は知らなかったので、よく学んでいないので、ピントが外れた質問になってしまうかなと思うのですけれども、そのときはお許しいただきたいと思います。

上場株式の関係で、所得税と個人住民税を今までは選択だったけれども、これを一

致させるということで、そうすると所得税は国ですけれども、住民税は町にも来るわけです。上がるのかなと思って補正予算を見たら、これないから、まだ分からないので上げないのか、上がるものになるのか、ならないのか、そこだけ伺いたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

田畑税務課長。

○田畑 修税務課長 それでは、お答えさせていただきます。

こちらの上場株式の関係なのですけれども、株の申告をする場合に、まず上場株式の申告の方法としては、行っている方はご存じかもしれませんが、通常証券会社の方を通しまして特定口座で一括で行う方式と、あと、それをやっていても総合課税と分離課税の申告を受けることができると、この3つの方式で株の申告をすることができております。現在起きておりました。その中で、特定口座の場合は、その口座の中で源泉徴収と所得税と住民税のほうが引かれるわけなのですが、それでもう完結してしまいます。それでもほかの所得と合わせまして申告することによって還付になったりとかいうことが可能になる人は普通に総合の申告とか分離の申告が選べることができました。その際に住民税のほうは申告をして還付を受けられるという方もおりますし、追徴になられる方もたまにはいらっしゃるのですけれども、そういう段階におきまして、住民税の申告はしないですということが今まで選べていたということになります。そうしますと、配当株では両方引かれていたのに、申告するときには分離も、総合もですけれども、住民税申告は不要というのが選べていたのですけれども、そうするとよろしくないと、合ってないのではないかということで、この改正によりまして、住民税の申告不要というのは適用しないということになりました。

なぜ不要というのが今まで選択することができたかというと、住民税の確定申告をするときに、申告すると還付金は発生してお金が戻ってきたりしますけれども、その分、株の所得が総合所得として見られますので、ほかの制度に影響を及ぼす。例えば国民健康保険税って所得割とかが入っていますので、そこの所得が上がってしまうということで、所得税としての還付金は還付しますけれども、住民税のほうは申告しないよというのが選ばれていた。そうすると、国保のほうの税金とか、そちらのほうは上がらないで済むというような制度で今まで来ていたのですが、今回の改正では、そ

ういうことはしないで普通の株の特定口座と同じように、全部同じように申告をした場合には住民税の申告不要というのは選べなくなってしまうというのですか、みんなも同じように申告になりますということなので、こちらのほうの影響額、これからこれだけ上がるというのは、おのおの株をお持ちの方がいろいろありますので、すみません、そこまでの予算の盛り込みはできておりません。

また、これの適用されるのが令和6年1月1日施行になりますので、周知の期間とかを除いてになりますから、今年度に関しては予算上に影響はできておりません。 以上です。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) そうすると、確認ですが、税収が増えるということでは言えるわけなのですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。 田畑税務課長。
- ○田畑 修税務課長 将来的には申告不要というのが選べなくなって、申告した場合に 住民税の申告不要が選べなくなりますので、税収のほうは上がってくるということに なると思います。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。 討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(嵐山町税条例等の一部改正)の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[举手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第14、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(嵐山町国民健康保険税条例の一部改正)の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 承認第4号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第4号は、専決処分の承認を求めることについて(嵐山町国民健康保険税条例の一部改正)の件でございます。地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。 田畑税務課長。

○田畑 修税務課長 それでは、承認第4号につきまして細部説明を申し上げます。

参考資料を御覧ください。嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要でございます。今回の嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、提案説明のとおり、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、同日に専決処分をしたため、議会の承認を求めるものでございます。

主な改正内容をご説明申し上げます。今回の改正は、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げるもので、下記の表の額とするものでございます。基礎課税額、現行63万円を改正後65万円とするもので、2万円の引上げ額となります。次に、後期高齢者支援金等課税額、現行19万円を改正後20万円とするもので、1万円の引上げ額となります。なお、介護納付金課税額に関しましては変更ございません。合計で現行99万円が改正後102万円、引上げ額は3万円となります。

最後に、附則につきましては、第1項で施行期日、第2項で適用区分を定めたもの でございます。

以上で細部説明を終わらさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- ○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) 医療分が63万から……基礎課税額という名前に今なっている のですか、2万円上がるということで、この金額に達する方はどのくらいの所得をも らっている方か分かりますか。それと人数が分かるでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。田畑税務課長。
- ○田畑 修税務課長 それでは、お答えいたします。

最初に、医療分でこの65万円上限額に達する所得の金額、こちらの額なのですけれども、約818万円ほどになります。給与収入で換算しますと1,013万円ほどになります。 あと、医療費分での人数なのですけれども、医療費のほうの基礎分になりますが、 基礎のほうですと、現行のままですと28世帯になりますが、改正後になりますと26世帯になります。 2 世帯増加になります。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。 討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(嵐山町国民健康保険税条例の一部改正)の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

〇森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、採決

○森 一人議長 日程第15、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること についての件を議題といたします。 提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 諮問第1号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件でございます。

人権擁護委員大塚洋一氏の任期が令和4年9月30日に満了することにつき、新たに 竹之下司氏を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に 基づき議会の意見を求めるものであります。

竹之下司氏の経歴につきましては、裏面の参考資料をご高覧願いたいと存じます。 なお、細部説明は省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、 本議会はこれに適任という意見とすることに決しました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

○森 一人議長 日程第16、同意第1号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任に つき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 同意第1号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第1号は、嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること についての件でございます。

嵐山町固定資産評価審査委員会委員小澤博氏の任期が令和4年6月28日に満了することにつき、引き続き同氏を嵐山町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、 地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

小澤博氏の経歴につきましては、裏面の参考資料をご高覧願いたいと存じます。 なお、細部説明は省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第1号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ございませんか。

「「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎休会の議決

○森 一人議長 お諮りいたします。

議事の都合により、6月3日は休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。 よって、6月3日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(午前11時50分)

令和4年第2回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 (第2号)

6月6日(月)午前10時開議

日程第 1 一般質問

第2番議員 山田良秋議員

第7番議員 畠 山 美 幸 議員

第6番議員 大野敏行議員

第11番議員 松本美子議員

○出席議員(12名)

1番 小 林 智 議員 3番 状 守 勝 義 議員 6番 大 野 敏 行 議員 8番 長 島 邦 夫 議員 10番 川 口 浩 史 議員 12番 渋 谷 登美子 議員

2番 山 田 良 秋 議員 4番 藤 野 和 美 議員 7番 畠 山 美 幸 議員 9番 青 柳 賢 治 議員 本 美 子 議員 11番 松 13番 森 一 人 議員

○欠席議員(なし)

○本会議に出席した事務局職員

 事務局長
 青木正志

 書記
 安在洋子

○説明のための出席者

光 町 佐 久 間 孝 長 髙 橋 兼 次 副 町 長 福 嶋 啓 太 技 監 杉 \mathbb{H} 哲 男 総務課長 馬 橋 透 地域支援課長 萩 原 政 則 健康いきいき課長 近 藤 久 代 長寿生きがい課長 環境課長 藤 原 実 政 企業支援課長 藤 永 眧 藤 伊 恵 一 郎 まちづくり整備課長 教 育 長 奥 定男 \mathbf{H} 喜 代 美 高 橋 教育委員会事務局長

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、 大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和4年第2回嵐山町議会定例会 第5日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。 以上で報告を終わります。

◎一般質問

- ○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。
 - 一般質問は、通告順に従い順次行います。

なお、お一人の持ち時間は質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

◇山田良秋議員

〇森 一人議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号2番、山田良秋議員。

初めに、質問事項1の防災についてです。どうぞ。

○2番(山田良秋議員) 議席番号2番、山田良秋、本日は質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

それでは、早速質問いたします。大きな1番、防災について。日本の国土は美しいですが、自然災害の多さと表裏一体です。天からは豪雨、地からは地震、噴火があります。このような風土の中で、日本人の自然観と防災意識ができました。自然災害が歴史を動かした面も否定できません。2019年、3年前の台風19号の嵐山町内の被害も

記憶に新しくあります。被害の中核は大雨による河川等の氾濫でした。その教訓から都幾川も堤防等の補強がなされています。神戸橋下流東松山地域の堤防の補強は、目をみはるものがあります。また、市野川も杉山地区で3か所、川島地区で1か所の床上浸水をしたご家庭がありました。現在市野川のしゅんせつ工事、しゅんせつ工事というのは川や海の底をさらって、泥、砂などを取り除くことと辞書に出てます、が上流から続いています。過去の台風19号のように大きな台風が来ても氾濫が抑えられそうな整備状況です。そこで、以下質問します。

- (1)、市野川のしゅんせつ工事の現在の整備状況と今後の工事予定を伺います。
- (2)、災害時の要支援者等の避難計画を伺います。
- (3)、災害時における各避難場所の日常点検はどのように実施していますか、伺います。

以上です。

- ○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。 初めに、小項目(1)について、伊藤まちづくり整備課長。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目1、(1) につきましてお答え させていただきます。

市野川のしゅんせつ工事は、令和元年台風19号後、東松山県土整備事務所において、令和2年3月からいち早く実施していただいております。東松山県土整備事務所に確認させていただきましたところ、しゅんせつの基本的な考え方でありますが、基本的に下流部から予算状況や堆積状況等を加味し、順に繰り返し実施するとのことです。現在、新川最下流部と市野川の合流地点付近において、しゅんせつ工事を実施中とのことです。また、今年度、相生橋下流の樹木伐採及び新粕川橋下流のしゅんせつ工事を実施するとのことです。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 次に、小項目(2)について、近藤長寿生きがい課長。
- ○近藤久代長寿生きがい課長 質問事項1の(2)につきましてお答えいたします。

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、おおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組むよう努力義務化されました。町では、昨年度より作業を開始しております。優先度の高い要支援者等から、順次作成に取り組んでまいります。なお、危険度が高い土砂災害警戒区域内にお住まいの方につきましては、災害の危険がある場合は

関係課から連絡する体制となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 次に、小項目(3)について、馬橋地域支援課長。
- ○馬橋 透地域支援課長 質問事項1の(3)につきましてお答えいたします。

災害時の避難所につきましては、本年3月の嵐山町地域防災計画改定により9施設を指定しております。全て町が所有する公共施設となりますので、各施設の管理者が日常的に点検を行っており、防災担当では避難所として特別な管理は行っておりません。ただし、避難所開設時に必要なマスク、ゴム手袋、体温計、消毒液、扇風機、ブルーシートなどの物資につきましては、各施設にて保管し、防災担当で管理しております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。
- ○2番(山田良秋議員) どうもありがとうございました。下流部、予算状況等においてやってるということです。しゅんせつ工事ですけれども。再質問ですけれども、しゅんせつ工事は今後どの程度の台風の雨量に耐えられそうですかというのは把握しておりますか。質問です。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。 伊藤まちづくり整備課長。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 河川には河川の雨量の計画がありまして、数年に1度とかいうその内容に従って堤防を造ったり、そういうことをしております。そのためにしゅんせつ工事を行うわけでございますので、その河川の耐え得る量、たしか5年に1度の雨量計算をしながらやっていっているというふうに考えておりますので、それは県の河川契約に基づいて対応していると、計画をつくって、河川契約をつくり、堤防を造って、それに伴い、その堤防を造っただけではなくて、土砂の堆積を除くということで順次計画的に、予算もありますので、しゅんせつ工事をしているという状況だと考えております。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。
- ○2番(山田良秋議員) そうすると、県の基準のほうでやっていただいている、それ に任しているということですね。分かりました。

それから、2番、3番に関しての再質問です。

- ○森 一人議長 はい。
- ○2番(山田良秋議員) 災害時の避難場所、先ほど伺いました。9施設名、その名前もちょっとお尋ねしたいということと、学校等が多いのではないのかと思います。避難所の対応というのは役場職員とか、あるいは学校の職員も考えられると思うのです、がやるのかなと思うのですけれども、その職員教育というのはどんなふうに行われているか伺います。

以上です。

- ○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。 馬橋地域支援課長。
- ○馬橋 透地域支援課長 それでは、再質問につきましてお答えいたします。

指定避難所ですけれども、こちらにつきましては、まずふれあい交流センター、菅谷小学校、菅谷中学校、志賀小学校、B&G海洋センター、七郷小学校、北部交流センター、花見台工業団地管理センター、玉ノ岡中学校の9施設でございます。こちらにつきましては、避難所の開設につきましては、職員が対応することになっておりますので、職員につきまして避難所開設訓練等で教育はしております。長引いた場合には、地震等で長期に開設しなければならなくなった場合には地域の防災関係にお願いしていることになっております。

以上です。

- ○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。
- ○2番(山田良秋議員) 学校職員の対応も考えられると思うのですけれども、遠隔地の職員というのは当然対応できないと思うのです。近場の職員というのは対応できると思うのですけれども、それは好意的とかそういうものでなくて、その辺の制度めいたものは教育委員会で用意されているのかどうかということを質問させていただきます。

以上です。

- ○森 一人議長 答弁を求めます。奥田教育長。
- ○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

ただいま地域防災計画作成していただいておりますので、それに基づいた職員の研

修等、具体的にまだできていません。したがいまして、震度5以上で誰が集まるというような計画は今教育委員会のほうでは一応作成しました。それで、各学校にもその被害といいますか、風水害、地震それぞれの状況に応じて、この場合には校長、教頭とか、この場合は全職員とか、いずれにしてもその件について各学校で共通理解をして、そして仮に避難所が開設された場合の動き方、これらについても地域支援課の指導いただきながら、各学校でもやはり研修をしていかなければいけないかなというふうに考えております。この辺についてはできるだけ早い機会に行っていきたいなというふうに考えております。

以上です。

- ○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。
- ○2番(山田良秋議員) 準備は順調に進んでいるということですね。分かりました。 それでは、1番については終了させていただきます。
- ○森 一人議長 はい。
- ○2番(山田良秋議員) 2番目の観光資源についてです。今年の2月下旬に妻と嵐山 渓谷に行きました。まだ寒い時期でしたが、多くのハイカーに出会いました。そのと きに交わす挨拶はとてもすがすがしいものです。どの方面から嵐山に来ているのか興 味があったので、2組に声をかけました。共に県内からのリピーターです。よいとこ ろなのでまた来てしまったと話していました。このような人との出会いは、嵐山町の 住民としてうれしい限りでした。また、当日は遠山峠から大平山に上り、嵐山渓谷へ 下るコースでしたが、昨年と比較して登山道が広くなり、途中途中の開けた展望も造 られ、町の努力を感じました。今後多くの観光客が嵐山町に来てくれることを期待し て、以下質問します。
 - (1)、大平山の登山道を整備した団体名と、町として払った経費を伺います。
 - (2)、四季を問わず、嵐山町には多くの観光客が訪れます。その観光客の動線を 把握していますか、伺います。
 - (3)、観光客が農産物直売所のようにお金を落とす場所はほかにありますか、伺います。

以上です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)について、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目 2、(1) につきましてお答え をさせていただきます。

遠山地区へ行く道路の山頂付近から大平山山頂へ行く道路については、令和3年度において整備はしておりません。しかしながら、山頂まで3か所の展望箇所は、環境課において除草委託を実施しております。大平山山頂の草刈りを含めた除草委託料は50万円程度となっているとのことです。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 次に、小項目(2)、(3)について、藤永企業支援課長。
- ○藤永政昭企業支援課長 それでは、質問項目2の(2)につきましてお答えいたします。

嵐山町の観光客は、電車で訪れるパターンと車で訪れるパターンの2種類の移動手段があり、それぞれに動線があると考えられます。電車移動の方の移動の起点は武蔵嵐山駅となり、観光案内所、嵐なびに寄って観光マップを入手し、徒歩またはバスで嵐山町の南部方面を目指す方が多いようです。車移動の方は役場に寄って観光マップを入手し、杉山城跡や金泉寺など北部に足を運んだり、比企管内のスポットを広い範囲で巡っているという方も多く見受けられます。また、観光客の目的により、目指すポイントが異なります。史跡や神社など歴史に関係ある場所を巡る、自然を楽しみながら散策する、バーベキューや川遊びという3種類の目的が多いと思われます。特に昨年からは、大河ドラマの影響で、畠山重忠公、木曽義仲公にゆかりのある史跡や神社に興味がある方が例年より多くお越しになっています。嵐山渓谷に訪れたお客様の中には嵐山農産物直売所に寄ってお買物をしていただいている方もいらっしゃいます。町と嵐山町観光協会では、嵐山町に訪れる多くの方に町の魅力を知っていただくために嵐山渓谷などの見どころをまとめた嵐山町ガイドマップ、嵐山町ウオーキングマップなどをご用意し、それらの見どころを巡る主なルートなどを含め、観光客の目的に合わせた複数のモデルコースをご紹介しております。

続きまして、質問項目2の(3)につきましてお答えいたします。

嵐山町の特産品や地元商工業者の商品などを販売する場所として、嵐山町ステーションプラザ嵐なび、嵐山渓谷バーベキュー場、嵐山パーキングエリアなどがあります。 以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

- ○2番(山田良秋議員) どうもありがとうございます。1番の団体名、50万円経費あったということですけれども、何名ぐらいの団体ですかということと、あとほかにも同じような団体があるのかどうか、把握しているか伺います。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。 伊藤まちづくり整備課長。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

山田議員さん言われた遠山の山頂付近から、道路のずうっと上って大平山の山頂まで行く道については、団体だったらどの団体が整備しているということはございませんで、皆さんが多く通っていらっしゃるので、あのような形になっているのかなと考えているところでございます。ただ、ところどころの場所については、環境保全課がその見晴らしのところだけは整備をしておりまして、基本的にはどの団体が整備するというわけではなくて、私も平成26年から、川のまるごと再生ということであの一帯をやっていますけれども、基本的に昔と変わらずにあのような形になっているかなと考えているところでございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。
- ○2番(山田良秋議員) 質問項目2に関してなのですけれども、いろんな工夫をしているということなのですけれども、こんなコースの楽しみ方もあるということでいろんな複数モデルを紹介しているということですよね。分かりました。どうもありがとうございます。それに関してですけれども、嵐山町の、あちらは西側になるのですか、小倉城のあれは玉川ですね。玉川は非常に旗をあそこら辺に立てまして、アピールしているというようなところがあります。そういったところと連携して観光客を誘致するというような考えは今の段階ではお持ちではないですかということで質問します。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 玉川の小倉城跡、史跡というのでしょうか、そこの町道でしょうか、のぼり旗が何本か立ってPRしているというのは当然承知しております。嵐山町のほうも今回重忠というのが大河ドラマの関係で、かなりのぼり旗のほうは立たせていただきまして、これは大河ドラマが終わってものぼり旗のほうは使えるような内容で作っておりますので、今後も重忠ののぼり旗というのは関係するところには設

置していきたいなと。また、木曽義仲のほうも作りまして、八幡神社、そこにも神社の関係の方に依頼をしまして、のぼり旗の設置のほうはさせていただいているところでございます。

あとは小倉城の関係で、連携してというようなお話でございますけれども、これは前々からそういうところの連携ですか、比企のほうにも史跡跡というのは幾つか、松山、吉見、小川町も含めていろいろありますので、特にあそこの地域に関しましては、町にとっては鎌形地区、そして小倉城、また小川方面ぐらいがある程度一定の地域で隣接しておりますので、まずそういったところから何か連携できないかなというところで、内部ではいろいろ検討はしていた経緯がございますので、今後はまた他の市町村含めて、そういった連携のことについては話し合っていけたらいいのかなというふうに思っております。比企管内で今比企げんきアップ協議会という、そういった協議をしている協議会という組織がございますので、そういった組織の中で提案をまたしていってもいいのかなというふうには思っております。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。
- ○2番(山田良秋議員) どうもありがとうございます。のぼり旗は幾らかかるか、私のほうで勉強不足で把握していないのですけれども、やっぱり立っていると何となく元気になるような感じがするのですね、個人的なあれですけれども。今の時代の中での一つの方法かなという、人に言わせれば、あんなものと思う人もいるかもしれないのだけれども、私は多くの人が思うのではないかなと思うのです。元気を感じるというのですか。そういったことは個人的には推進して今後いただきたいと思います。

それから、最後、質問(3)に関してですけれども、嵐山町を訪れる観光客、農産 物直売所をはじめ、ヤオコー等でも買物を多くすると思うのです。ヤオコーというの は嵐山町で一番大きいストアなのですけれども、税収等は本店の関連もあると思うの ですけれども、ヤオコーの税収というのは、町に対して全商店の何%ぐらいに当たる のですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 税収に関しては私のほうでは把握しておりませんので、お答

えできません。申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

- ○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。
- ○2番(山田良秋議員) 以上にさせていただきます。どうもありがとうございました。
- ○森 一人議長 はい、お疲れさまです。

◇ 畠 山 美 幸 議 員

○森 一人議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号7番、畠 山美幸議員。

質問事項1、男性トイレ個室にサニタリーボックスの設置についてです。どうぞ。

○7番(畠山美幸議員) それでは、議長のご指名がございましたので、議席番号7番、 畠山美幸、本日5つの大項目について質問をさせていただきます。

1番、男性トイレ個室にサニタリーボックスの設置についてでございます。膀胱がんや前立腺がんの手術後、男性は排尿のコントロールができなくなり、尿漏れパットが必要になるケースがあります。尿漏れパット利用者は捨て場所に人知れず苦労しています。まずは嵐山町の公共施設の男性トイレ個室にサニタリーボックス(汚物入れ)の設置のお考えがありますか、お伺いします。

- ○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。 杉田総務課長。
- ○杉田哲男総務課長 それでは、質問事項1につきましてお答えさせていただきます。 サニタリーボックスの設置は、膀胱がんや前立腺がんの治療後の社会復帰の一端と しても有意義であり、また困難を抱える方々への啓蒙となると考えております。今後 設置につきましては管理上の課題を把握し、施設ごとに検証するとともに、設置の可 能性を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。
- ○7番(畠山美幸議員) 今の答弁に、「管理上の課題を把握し」とあるのですが、管理上の課題というのは何でしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。杉田総務課長。
- ○杉田哲男総務課長 当然汚物入れのほうの回収、そういった方々の勤務状況等把握し

ながら、衛生面に考慮した管理ができるかどうか、そういったことを検証しながら設置を考えたいというものでございます。

以上です。

- ○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。
- ○7番(畠山美幸議員) 今女性トイレの個室には全てサニタリーボックスが設置して あります。今回のこのお話は埼玉新聞だったかな、のほうに掲載されていて、この「男 性の尿漏れパットはどこへ」というタイトルで、大谷貴子さんという日本骨髄バンク 評議員の方が、提案ではない、記事に載せていらして、それを見て埼玉県の公明党の 議員が埼玉県の県庁につけるべきではないかという質問をされたことをきっかけに、 今回公明党の議員全員でやろうではないかということで質問させていただいておりま す。確かに前立腺がんで尿の、ここに書いてあるのですけれども、「前立腺がんの摘 出手術を受けた人の大半は、術後しばらく尿のコントロールが難しく、尿漏れパット が必要だそうです。そのほか、膀胱の手術やその他の疾患でも尿漏れパットが必要な 男性は少なくありません」ということが言われております。個室が男性トイレにはそ んなにたくさん女性のトイレほどないのかなと思っております。ですので、全部につ けろとは申し上げませんので、やはりこちらのトイレにはサニタリーボックスが設置 してありますよって、嵐丸くんが何か看板持って、そういうのをトイレに貼って、こ ちらのトイレにはあるということを明示してもらいながら設置していく。また、清掃 の方々が嵐山庁舎にしても、嵐なびにしても、きれいにお掃除していただいておりま す。トイレというのは、いろんなことが想定外のことが起こりやすく、大便のほうが ちゃんと器の中に入らないでちょっと違うところに落ちていたとか、そういうことな どもあったりして、大変ご苦労されている清掃員の方だろうなと思うのですが、ちょ っとした入れ物にビニールをかけて、それを回収するだけのことですので、それほど 大変な作業ではないのかなと思いますが、いかがでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えさせていただきます。

今畠山議員ご指摘のとおり、主に女性用のトイレ、また多機能型のトイレ、そういったところには汚物入れということで設置をさせていただいてございます。前立腺がん、膀胱がんで、60代、70代の方につきましては罹患率も非常に高くなっているとい

うふうなデータもございますので、トイレの使用の状況、そういったものも加味しながら、やはり臭気に対応できるような汚物入れ、そういったものも考えながら設置のほうにつきましては検討させていただきたいというものでございます。

以上です。

- ○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。
- ○7番(畠山美幸議員) ぜひこちらのことを検討されて、公共施設のほうの全部とは申し上げませんので、やはりこういうので、尿漏れパットって250 c c ぐらいの尿が含まれてしまうと、女性の生理用品とは違い大変臭いも出てしまい、重さもあるということを伺っておりますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

また、ここに教育長の答弁も求めているのですが、学校には尿漏れパットを使うような生徒さんはいらっしゃらないかなとは思うのですが、学校にもやはり先生方で、今はがんと闘いながらお仕事なさる先生方もいらっしゃると思います。そういう中で、学校とかはどのような対応されるか、お伺いしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

議員さんご質問の件につきましては、教育委員会としてはまだ把握しておりません。 どのぐらいの教員がそういう必要としているか、あるいは手術を受けたことがあるか ということについては把握しておりませんので、その辺については、まず現状把握、 そして、もしそういうことがあるようでしたら、議員さんご指摘のような件について も、町同様検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

- ○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。
- ○7番(畠山美幸議員) ぜひ学校の先生方にもお声を聞いて、必要であれば設置していくという方向でお願いしたいと思います。なかなか声に出して先生方も言いづらいかなと思いますので、配慮をお願いしたいかなと思います。

それでは、2番に移りたいと思います。

- ○森 一人議長 どうぞ。
- ○7番(畠山美幸議員) 中学生社会体験チャレンジについて。職場体験とは、生徒が 事業所などの職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験したり、働く

人々と接したりする学習活動と文科省の職場体験の基本的な考え方にあります。令和 2年度からは、コロナ禍で実施が厳しい状況であったと思います。そこで伺います。

- (1)、コロナ禍での職場体験はどのように対応したのか。
- (2)、職場は幅広くあると思いますが、コロナ禍で何社ぐらいになりましたか。
- (3)、今年度の職場体験のお考えについて伺います。
- ○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(3)の答弁を求めます。 高橋教育委員会事務局長。
- ○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

質問項目2の(1)につきましてお答えいたします。令和2年度、3年度におきましては、社会体験チャレンジは新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施いたしませんでした。各校では職業についてタブレットで調べたり、ビデオを見たりする進路学習を行いました。

続きまして、(2) につきましてお答えいたします。職場体験はコロナ禍ということもあり、2年間中止でしたので、受入れの交渉もしておりません。ちなみに、令和元年度は菅谷中学校では17事業所、玉ノ岡中学校では20事業所に受け入れていただいた実績がございます。

続きまして、(3) につきましてお答えいたします。まず、玉ノ岡中学校は、7月に実施を予定しておりましたが、いまだ新型コロナ感染症による影響も考えられるため、中止となっております。しかし、質問項目2の(1)、昨年、一昨年の方策に加え、新たに知識の森町立図書館で、役場職員、幼稚園長、消防署長など官公庁の方などにお話を伺う機会を設けるなど、そういった予定になっております。菅谷中学校に関しては12月のため、現在のところ通常どおり実施予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。
- ○7番(畠山美幸議員) 確かに2年、3年度はコロナウイルス、初めてのこういうパンデミックが起こったわけですから、学校側としてもとにかく安全第一に考えていただいたのかなと思います。しかしながら、そういう中でも滑川町さんの取組が、埼玉新聞の3月10日の記事に載っておりました。埼玉県の滑川町立滑川中学校の取組としては、町内34事業所とタイアップし、遊具やポスターの作成、新メニューの開発などに取り組み、まちおこしに一役買ったということで書いてありました。いろいろ中を

見ましたら、34事業所の中には保育園もあり、また森林公園の駅のところには観光ポスターを中学生が作成しただの、あとコンビニエンスストアには、今こういうものをお勧めしますよというようなポスターを作成して、お客様に提案した。さっき言いました保育園のところには室内遊具を作製したなど。また、ネイルサロンもあるらしく、そちらには卒業・入学式の出席する保護者に向けてのネイルのデザイン、こういうデザインがいいのではないのという、そういう提案をしたと。飲食店においては、お子さんが考えたスタミナすき焼きうどんというもの、すき焼きうどんはどこにでもあるのですが、ちょっと変わっておりまして、すき焼きうどんの横には生卵が置いてあるのですが、そこに別のお皿に綿菓子が入っているのです。綿あめ。その綿あめをそのすき焼きうどんの中に溶かしながら、そのしゅわしゅわって溶けていく、そのさまが味の一味を、甘みをつける、またこのしゅわしゅわ感が面白いのではないのということで、そういう提案をして、大変これがお客様に受けたということで、私もここのお店へ食べに行きまして、このすき焼きうどんの時期には行けなかったのですが、大変創意工夫のあるお店さんで、そういうお子さんの提案を取り入れて活性化に一翼を担っていただいたというお話を伺ってまいりました。

ですので、やっぱりピンチをチャンスに変える取組というのは大事だなって思いました。危険だから、危ないからやらないのではなくて、そういうときだからこそ、では何か町の役に立てることを考えていくということは大事だなって。やはりこういう子どもたちが観光大使ではないですけれども、いろいろと取り組んでくださって、今の玉ノ岡中学校のお話は7月に実施予定していたということが書いてありますが、それがいまだコロナ感染症による影響も考えるため中止になった。でも、官公庁とかのお話を伺う機会を設けたということなのだけれども、ただ話を聞くということよりも、やっぱり体験というのが大事だと思うのです。何でしたっけ、子どもたちが豊洲にある、子どもたちがチャレンジする職場体験のブースがあると思うのですけれども、消防士になったり、マクドナルドの店員さんになったりとか、やはりそういうことで社会とつながっていくということがすごく大事だなと思いますので、外には出ていけないけれども、提案はできるかなと思いますけれども、教育長、いかがなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

ただいま滑川中学校の実践例を紹介していただいたわけですが、大変参考になるお話かなというふうに私もお聞きして思いました。菅谷中学校はこれから12月に予定しているわけですが、菅谷中学校の場合も、そして来年以降の、企業との受け入れていただく交渉の中でも恐らく訪問して3日間店に入れていただくというのは結構厳しいかなというふうに思います。特に食品関係のところとか、そういうところでは果たしてどうかなというような危惧はしております。その際、玉ノ岡中学校も今回そういう形で工夫したわけですけれども、滑中の例も参考にしながら、やはり何らかの形で職業体験、実際の現地に行っての体験ということは不可能でも、それに近い、勉強できる機会というのはできたらいいかなというふうに思いますので、その辺はまた校長先生とも相談してまいりたいと思います。

以上です。

- ○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。
- ○7番(畠山美幸議員) 滑川町は中学校1つしかありませんし、全町に34事業所ということで、(2)に戻って申し訳ないのですけれども、嵐山町は菅谷中学校区には17事業所、玉ノ岡中学校区には20事業所あるということですけれども、ちなみにこの事業所はどういう内容、業種が多いのでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。奥田教育長。
- ○奥田定男教育長 菅谷中学校の場合は17事業所、一覧でございますが、まず役所関係、 図書館、役場、社会福祉協議会、小川消防署、武蔵嵐山病院、それから保育園とか、 学校、農協直売所、ヤオコー、ガロ、嵐山カントリー、ベイシア電器とか、いろいろ 近くの企業に行っております。玉ノ岡中学校においてもかぶるところは、官公庁はほ とんど同じですけれども、そのほかにベイシア電器とか、エコ計画とか、玉ノ岡中学 校区内にある企業等にもお願いをして、合計20事業所にお伺いしたという、令和元年 度の様子でございます。

以上です。

- ○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。
- ○7番(畠山美幸議員) 官公庁以外いろいろなお店があるなあというのを今伺いました。こちらの滑川のほうでは、この子どもたちのことをNAMEGAWAドリームプロジェクトという名前をつけて取組をして、5~6人の生徒がチームとなって担当事

業所への電話連絡で、事業所さんから要望を受けて、一人一人が提案資料を作成して、各チームで話し合って提案内容を決めたということで、全員で試行錯誤を繰り返し要望の製品を仕上げたって書いてあるのです。ですので、ぜひこういう取組、例えば学校同士で、滑川中学校、玉ノ岡中学校、この比企管内の小中学校での合同での校長先生とかの何かこういう体験発表ではないですけれども、そういうのというのは学校同士ではやっていないのでしょうか、学校側として。

- ○森 一人議長 答弁を求めます。
 - 奥田教育長。
- ○奥田定男教育長 社会体験に特化した打合せ会とかというのは特にやっていないと思います。ただ、校長は菅谷班校長会ということで、嵐山と滑川の校長さんは毎月1回 定例的に会議を持っていますので、そういうところで紹介し合うということは可能でございます。

以上です。

- ○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。
- ○7番(畠山美幸議員) 滑中はすごくこういういい取組をやっているのに、比企管内にこの情報が新聞を通して紹介はしていても、なかなかその記事を見ていないと、こういうことやっていたのだというのを気がつかないと思うのですが、もったいないなという。こういうコロナ禍だからこその取組ということに、やはり学校同士で教え合うというのかな、こういうことをやったらこういう成果が出たよというようなことを上同士が話し合っていただければもっと発信して、近隣の中学生の生徒さんがに寂しい思いしなくて済んだのになと思うのですけれども、そういう話というのは、では学校の先生、自分の学校でこういう成果が出たら自慢したいと思うのですけれども、あまり話なさらないのでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。奥田教育長。
- ○奥田定男教育長 具体的には、そういう一つ一つの教育活動について情報交換し合うという場は現在はありません。ただ、議員さんご指摘のように、スリーデイズチャレンジみたいな、どこの学校でもやっている、そして似たようなことですので、それについて校長会とか、あるいは教育委員会の指導主事等の連絡会もありますし、当然教育長会もありますけれども、やはりそういうところで情報交換をしていくということ

は可能であります。ですので、今日お聞きした内容についても何らかの形で情報共有ができるような機会が持てたらいいかなというふうに考えております。 以上です。

- ○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。
- ○7番(畠山美幸議員) ぜひ子どもたちに楽しい思い出をつくっていただけるように、 自分の提案したことがあの店でこうだった、ああだったっということが残っていただ ければ子どもたちにもすごく励みになると思うので、ぜひお願いしたいと思います。 それでは、次に移ります。
- ○森 一人議長 どうぞ。
- ○7番(畠山美幸議員) 西口都市公園についてです。駅から近く、近くにはお店もあり、子どもが遊ぶにはとてもよい環境の公園です。
 - (1)、草が繁茂し、皮膚の柔らかい幼児期のお子さんが遊ぶ際、蚊に刺されると とびひにつながってしまいます。また、滑り台の降り口付近が雨でぬかっていること があると聞いています。今後の対応を伺います。
 - (2) 公園に親しみやすい公園名をつけてはいかがでしょうか。 以上です。
- ○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。伊藤まちづくり整備課長。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目3の(1)につきましてお答え させていただきます。

駅西公園は平成26年度に整備工事を行い、27年度に遊具及びあずまやの設置を行っています。ちびっこハウス1基、スイング遊具3基、滑り台と登り棒の複合遊具1基があり、幼児用の遊具が設置されています。除草作業はシルバー人材センターに年2回の委託を行っているほか、草の繁茂状況により、職員がその都度実施しています。また、使用されるに当たり、土がぬれて降雨後、水たまりができてしまっている箇所があることもあり、砂等を入れて対応してきたところです。嵐山町は自然豊かな丘陵地域でありますので、蚊等を根絶することは大変難しいと考えております。今後も定期的な除草や遊具点検等により快適な公園として利用いただけるよう努めてまいります。また、本公園は嵐丸ひろばに近いこともあり、小さなお子さんが利用されるようであります。現在行っている駅前広場整備終了後、全体的な駅の周辺利用を鑑み対応

してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、質問項目(2)につきまして、お答えさせていただきます。

本公園は、町の都市公園条例に基づく都市公園として駅西公園としているところでございます。既に告示しているところでありますので、名称を変更する予定はありません。しかしながら、愛称をつけることは可能と考えております。本公園が新たな展開をした場合は改めて検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。
- ○7番(畠山美幸議員) 今駅西ロータリーが着々と工事が進んでおりまして、あそこがすごく人の集まるような場所になっていくにつれ、やはりあそこの公園が目立ってきて、「ああ、ここにいい公園があったのね」ということで、小さなお子さん、やっぱり幼稚園年長さん、1、2年生ぐらいまで遊べるぐらいのお子さんが広さといい、遊具といたしてもちょうどいい感じで遊べるなと。あずまやも中に入って、おままごとができたりとかする感じでとってもいい公園だなと思っているのですが、ご近所のお店屋さんが「もう草がね、どうしようもなくって、蚊がすごいんだよ」というお話を伺いました。あそこ雑草が生えているので、お金はかかるのだけれども、芝生化にするとか、そういうお考えは今後ないでしょうか、芝生化。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

財源もありますので難しい、すぐすぐというのがちょっと分からないのですけれども、ただ駅前広場が相当整備されていくと、確かに草が生えていると目立つかなと思います。草の除草も多いときは月に1回程度入っておりますし、そういう対応はしているのですけれども、ちょくちょく草の雑草を除草するというのは難しい状況もあるかなと思います。また、財源もありますので、財源等見つけながら、全体的な内容も含めて検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。
- ○7番(畠山美幸議員) 最初お金かかってしまうなというのは分かるのだけれども、 草だと、今雨が降っていますよね。梅雨が入ったのかな、まだ入っていないのかな。

雨が降った後、またばあっと晴れると、わっとまた草が伸びて、そのタイミングでしっかり職員の方が草刈りに行ければいいのだけれども、意外とそうでも、やっぱり仕事がいっぱいあると思いますから、大変ではないかなと思うのです。ですので、最初投資するようにはなってしまうのだけれども、今後やはりあそこは芝生化するとか考えていかないと手間が、芝生だって刈らなければ駄目なのですが、雑草よりは違うのではないかなと思うのですけれども、町長、あそこ本当に子どもが遊ぶのにいい公園ができたな思っております。幼児期のちっちゃい子の皮膚って柔らかくて、蚊に刺されるととひびみたいに赤くぷうって腫れて、それが水膨れになって割れると、今度それがあちこちに移ってしまうというような。ママたちはちゃんと蚊に刺されないように虫よけとか塗っていくとは思うのですが、意外とやはり狙われてしまうのです、ちっちゃい子が。ですので、今後はあそこロータリーもできて、いい公園があるなというのが分かれば今後芝生化というか、芝生ではなくても、とにかく草が繁茂しないような体制を取っていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今畠山議員さんがご指摘のとおり、あそこの草、私も朝散歩によく行くのですけれども、せっかくあんなすばらしい公園があるにもかかわらず、また駅の目の前ですから、また嵐丸ひろばもある、それ連携すれば、室内、室外、非常に楽しめる場所になるわけです。しかし、実態はなかなか難しい。またいろんな駐車場もあそこのところ、ずっと施錠しっ放しで、あんな立派な駐車場があるにもかかわらず、なかなかそれを開放するということができなかったわけですが、そういったことも含めてどんどん改善を図っています。今芝生ということもありましたし、それから、雑草が繁茂しないような形で、これはもう藤野議員も以前ご指摘をいただいて、そういった方向性で。また、あそこの公園は位置づけとしては、例えば就学前の小さなお子さんたちを中心にして考えている。そうすると、遊具の整備の仕方も少しまたそういったものに合ったものをする。それから、雑草の問題、これ十分検討して、そして実施をぜひ私もしていきたいと思っております。担当課のほうからも話があったように、今西口の整備をしておりますので、それと同時並行で検討していって、またすぐに実施できるように財源も含めてしっかりと対応していきたいと思います。

以上です。

- ○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。
- ○7番(畠山美幸議員) 力強いお言葉をいただきました。それで、(2)のほうに移ります。既に駅西公園ということで告示していることでもあり、名称変更はできないということなのですが、やはりあそこちっちゃいお子さんがいて、駅西公園なんて言わないから、愛称にしたときに、あそこに嵐丸公園とか嵐丸くん公園とか、なんかちゃんとした名称があるけれども、そういうような看板みたいなのとか立ててはいけないということですか、そうしたら。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。
 - 伊藤まちづくり整備課長。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 答弁させていただきます。

今現在そうやって告示しておりますので、新たな名称をつけたりというのは今のところ考えていないというところでございます。ただ愛称はできますので、愛称も含めて掲示もできますし、表示もできますので、新たな展開になったときには様々な意見を聞きながら愛称をつけたりして、それを表示させていただいて、皆さんが親しんでいけるような公園にできればなと考えているところでございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。
- ○7番(畠山美幸議員) そうしましたら、嵐丸ひろばに来ているママたちとかに、あそこの駅西公園の名前を募集していますよということで募集してもらって、その名前が決まった方には嵐丸くんグッズをあげるとか、何かそういうような、やっぱりまちおこしだと思うのです、何でも。なので、こういうコロナ禍であまりいろんなイベントもない中なのですから、そのくらいの何かお祭り騒ぎをしてもらいたいなと思うのですけれども、いかがでしょか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 新たな展開をしたときには、そういう意見も含めてもうちょっと絞れたらいいかな。そういうことも考えながら対応させていただいて、 嵐丸ひろばで遊んでいる人だけではなくて、もっと多くの人からもあるかもしれませんし、そういう内容を考えながら募集をしたり、町を盛り上げるような形の愛称のつ け方をしていきたいなと考えているところです。 以上でございます。

- ○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。
- ○7番(畠山美幸議員) 駅西ロータリーも令和4年度で完成する予定でございますので、それに合わせてその愛称を考えていっていただきたいなと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

では、次に行きます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時10分

- ○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。帯状疱疹ワクチン助成についてからです。どうぞ。
- ○7番(畠山美幸議員) それでは、4番、帯状疱疹ワクチン助成について、加齢やストレスなど免疫力低下で皮膚や神経に炎症を起こす帯状疱疹は、幼少期に罹患した水ぼうそうのウイルスが再活性化し、発疹と激しい痛みを伴って発症します。帯状疱疹ワクチン費用の助成のお考えはありますか、伺います。
- ○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。 萩原健康いきいき課長。
- ○萩原政則健康いきいき課長 質問項目4についてお答えいたします。

帯状疱疹ワクチンは、現在50歳以上の方を対象として任意接種で実施されておりますが、効果の持続性や安全性などを鑑み、国の専門委員会において法に基づく定期接種とすることの是非についての議論が継続されております。県内では鴻巣市、桶川市、北本市、伊奈町が地元医師会の要望を受け、今年度より公費助成を開始しておりますが、嵐山町では現時点において助成の予定はございません。しかしながら、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上、答弁をさせていただきます。

- ○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。
- ○7番(畠山美幸議員) そういう答弁になると思っておりましたが、再質問させてい

ただきます。

先ほども言いましたけれども、加齢や疲労、ストレスなどによる免疫力の低下が発症原因で、50歳代から発症率が高くなる。80歳までに3人に1人が発症するということが言われております。現在コロナ禍において、やはり高齢者の方がすごくストレスを抱えていらっしゃるのではないだろうかという思いがあるわけです。ですので、やはり高齢者を守るためにも助成を考えてはどうかなと思って今回の質問をいたしました。ちょっとお伺いしたいのですが、帯状疱疹という診断を受けた、かかった方、町内に何人ぐらいいるかなんていうデータはございますか。

- ○森 一人議長 答弁を求めます。
 - 萩原健康いきいき課長。
- ○萩原政則健康いきいき課長 帯状疱疹にかかった人のデータは町のほうにございません。あともう一点、事前にワクチンを打った方のデータについても、先ほど言いました任意接種ですので、町のほうにはデータはございません。 以上です。
- ○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。
- ○7番(畠山美幸議員) それでは、お伺いします。 自己負担額というのは大体幾らぐらいになるのか、私も分からないのでお伺いします。
- ○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。 萩原健康いきいき課長。
- ○萩原政則健康いきいき課長 こちらのワクチン接種については医療行為に当たりませんので、自由診療になりますので、各病院によって値段が異なります。おおむねこのワクチンには2種類のワクチンがございます。生ワクチン、1回接種する生ワクチンについてはおおよそ8,000円程度と伺っております。こちらは1回の接種でございます。もう一つが不活化ワクチンといいまして、こちらは2回接種となります。1回当たり大体2万2,000円、2回で4万4,000円かかると伺っております。医療機関によっては、金額は前後するかと思います。

以上です。

- ○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。
- ○7番(畠山美幸議員) このワクチンを町内の病院で接種できる病院ってあるのでし

ょうか、この嵐山町内の。

- ○森 一人議長 萩原健康いきいき課長。
- ○萩原政則健康いきいき課長 町内の医療機関に確認しておりませんが、生ワクチンに つきましては、子どもに打つワクチンと同じですので、小児をしている清水小児科さ んだとか渡辺産婦人科さんでは打つことが可能だと考えております。 以上です。
- ○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。
- ○7番(畠山美幸議員) 分かりました。これ以上質問をしても今後国の動向を注視していくということが書いてありますので、ぜひとも一日も早く助成はしていただきたいなと思いますけれども、健康寿命や医療費削減につながればという思いで質問させていただきましたので、以上でこれは終わりたいと思います。

次に、5番目、物価高騰等に対する地方臨時交付金の取扱いについて、新型コロナウイルス感染症の長期化、そして本年2月末以降のウクライナ危機により、原材料価格が値上がりしています。4月には政府が輸入小麦の売渡し価格を17.3%値上げしたところでもあり、食材費の値上がりが一層懸念されます。

そこで、(1)、学校給食の食材調達の現状と食材費と予算のバランス等を含めた今後の見通しについて伺います。

(2)、本年4月に内閣府より発出された文書「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」の中において、「物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減」という項目が追加されております。物価高騰による給食費値上げを抑えるため、地方創生臨時交付金を活用できるとするものです。本町においても活用すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

- ○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。 高橋教育委員会事務局長。
- ○高橋喜代美教育委員会事務局長 質問項目5の(1)につきましてお答えいたします。 食材費につきましては、昨年と比較すると小麦や食料油、タマネギ等の野菜など多くの食材が値上がりしている状況です。こうした中でも給食の質や量を保てるよう、 食材の種類や献立を工夫するなどの努力をしております。しかし、今後も物価高騰が 続くようであれば、何らかの対策を検討していく必要があると考えております。

続きまして、(2) につきましてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能な事業として、学校給食等の負担軽減など子育て世帯に対する支援が挙げられておりますので、給食センターとも協議の上、交付金を活用していく方向で検討しております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。
- ○7番(畠山美幸議員) まず(1)のほうですけれども、物価高騰が続くようであれば、何らかの対策を検討していかなければならないと書いてあるのですが、この何らかの検討ということはどういうことでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

現在実施している対策につきましては述べさせていただいたとおり、食材の種類を調節する、または献立のメニューを考えるということでございましたが、具体的に今後もこういった状況が続きましたら、食材を変更するなどの対応で対応し切れなくなった分、副食を1つ減らすですとか、メニューに含まれておりますデザートの回数を減らす、そういったことを考えざるを得ない状況が発生する懸念がございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。
- ○7番(畠山美幸議員) 現在の小学校、中学校の給食費をお伺いします。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

- ○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。 現在小学校の給食費は月額4,300円、中学校が5,000円でございます。 以上でございます。
- ○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。
- ○7番(畠山美幸議員) 今お話の副食を1つ減らす、デザートの回数を減らすという 答弁がございました。嵐山町は昨年度から学校給食費補助事業ということを行ってい ただいております。小学校、中学校の第2子は半額相当、そして第3子以降は全額補

助ということをしていただいておりますが、本当に今の世界情勢が先が分からない。 一日も早くウクライナの戦争が終わってくれって私も日々祈っているのですけれど も、まだ全然そういう予測もつかない中でこの物価高騰は続くのではないのかなと思 います。値上がりがラッシュ、6月1日を皮切りにどんどん、また10月1日とかどん どん今何品目だったかしら、相当数の品目が今年に入り、既に約4.700品目が値上が りされた。そして、6月以降は3.600品目が値上げ、酒類は子どもたちには関係ない けれども、6月以降麦芽やトウモロコシの価格高騰が影響し、923品目の値上げが予 定されているなど、次から次へと価格が高騰されております。そういう中で、やはり 育ち盛りの子どもたちに負担、料理を1品減らすとか、いろいろメニューを考えてく れているのは承知しておりますが、やっぱり値上げせざるを得ないときが来てしまう のではないかというのが懸念されていて、(2)のほうも言いますと、今回これを活 用するということですから、値上げをしないで現状維持はできるのかなと思いますが、 今年度はこの地方創生臨時交付金があるから大丈夫なのだけれども、来年度とか、こ の先幾らになってしまうのだろうということが懸念されるのですが、どうなのでしょ う。こういう状況が続くとどのくらい給食費って値上げせざるを得ないときが来てし まうのか、お伺いします。

- ○森 一人議長 答弁を求めます。
 - 高橋教育委員会事務局長。
- ○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

先ほどお伝えしましたとおり、嵐山町では小学校が4,300円、中学校が5,000円でございますが、近隣の状況を見ますと、こちらの金額は平均よりも若干高い状況となっております。というのも、こちらのほうは給食費を令和元年度から300円上げておりますので、そこで1回見直しをしております。そういった状況の中で、嵐山町がこの管内では若干高い状況になっておりますので、その値上げを令和元年度にさせていただいた状況から今何とかこの高騰の中でも踏ん張ってやっているという状況でございます。ですので、今回交付金のほうは活用して、こういったところに対応していきたいと考えておるところなのですけれども、今後またさらに食材が上がったときに給食費の値上げということにつきましては慎重に考えていかなければならない問題だと考えております。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。
- ○7番(畠山美幸議員) 私が文教の委員長をやらさせていただいたときに、佐久間町長もあのときは委員でございまして、佐久間町長のほうから農協を、せっかく農直があるのだから、ああいうところから型落ちの商品とか使って、子どもたちにもっと食材を提供できたら、安い価格で提供できたらいいのではないかという提案があって、今はほぼ野菜は農直から入っているのかなと思っておりますが、そういう地産地消を生かしながらやっていけば何とか頑張れるのかなと思いますが、しかしながら今朝もちょっと朝、NHKの番組で、やはりいろんなものが高騰していて、小麦が今とにかく値上がりしているということで、お米をもっと活用したらいいのではないかということで、米粉パンを活用するとか、何か今日やっていたのです。今度私もちょっと作ってみようと思って。お米を水でふやかしておいてミキサーで溶いて、それを型に入れて焼くと米粉パンができるというのをテレビでやっていたものですから、そういう地産地消のものをどんどん取り入れていくということがやはり大事だなということを今日見たわけですけれども、今パンは週に何回ぐらいあるのですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。奥田教育長。
- ○奥田定男教育長 手元に正確なデータがないので恐縮なのですが、お米とご飯の日と パンの日と麺類とありまして、その中でパンは週に2回だと記憶しています。間違っ たら申し訳ありません。
- ○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。
- ○7番(畠山美幸議員) 私も過去のことなので覚えていないのですけれども、あと麺が1回ぐらいあって、ご飯が2回で、パンが2回だったかなとは思うのですが、このパンは、やはり小麦100%でどこかちゃんとメーカーさんがあるのだと思うのですけれども、例えばこういう米粉を使ってとか、何かもう少し安価にできるような対策というのはできないものなのでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。奥田教育長。
- ○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

パンについては学校給食会からの一括の納入ですので、ほかにもっと安くできる方 法があるかどうか研究してみないと分からないのですが、それはもう埼玉県の学校給 食会からのあっせんですので、現状ではその方法しかないというふうに思っています。 以上です。

- ○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。
- ○7番(畠山美幸議員) 最後には臨時交付金、今年度は使っていただくということですので、今年度はいいのですけれども、子どもたちにとにかく栄養をつけていっぱい食べてもらいたいという思いは変わらないので、また来年どういう状況になるか分かりませんが、随時私もいろいろアンテナを高くして調べて、また何かいい情報があれば提供したいと思います。本当に大変だと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

私の質問は以上で終わります。

◎発言の訂正

○森 一人議長 大項目4番、帯状疱疹ワクチン助成について、萩原健康いきいき課長より答弁の訂正を求められておりますので、この際これを許可いたします。
萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 質問項目4の帯状疱疹ワクチンについて、答弁の中で、 ワクチン接種は医療行為ではないのでって私申してしまいました。ワクチン接種は医 療行為でございます。私の言いたかったものに訂正させてもらいたいのですが、ワク チン接種は保険診療ではないので、医療機関によって金額に違いがありますというふ うに訂正させていただきたいと思います。大変失礼いたしました。おわびして訂正さ せていただきます。失礼いたしました。

◇大野敏行議員

○森 一人議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号3番、議席番号6番、大 野敏行議員。

質問事項1、外部からの町内来訪者についてです。どうぞ。

○6番(大野敏行議員) 議長のご指名いただきましたので、6番議員、大野敏行、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

大項目として2件でございます。まず、1番目の外部からの町内来訪者について。 今後DMOを進めていく上で嵐山町の実力値を把握していなくては次へのステップへ は行動できない。下記のとおりの場所の現在値を伺う。

- (1)、各イベント及び各施設への来客数はいかほどか。概算でもよい。①嵐山まつり、②嵐山さくらまつり、③嵐山夏まつり、④紅葉まつり、⑤ラベンダーまつり、⑥鬼鎮神社節分祭、⑦バーベキュー場、⑧嵐山渓谷、⑨学校橋キャンプ場、⑩ヌエック、⑪鎌形八幡神社、⑫菅谷館跡、⑬杉山城跡、⑭県立嵐山史跡の博物館、⑮嵐山農産物直売所、⑯鎌形球場、⑰B&G海洋センター(グランド)、⑱大平山、⑲平沢寺、⑳手白神社、㉑嵐山観光いちご農園。
- (2)、嵐山がPRしている食べ物の取扱い店の数は。①嵐山辛モツ、②嵐山辛モツ焼きそば、③農林61号めんこ。
- (3)、以前、「食う・寝る・遊ぶ」というキャッチフレーズがあった。また、花より団子ということわざもある。嵐山のイベントと食事を今後どのように結びつけていくのか。商工会、観光協会との連動をどうされるのか、お伺いします。
- ○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(3)の答弁を求めます。 藤永企業支援課長。
- ○藤永政昭企業支援課長 それでは、お答えさせていただきます。 最初に、質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染対策のため、実施されていなかったイベント等につきましては、コロナ禍となる前の来場者数としております。まず、①の嵐山まつり、令和元年度来場者数9,442人、②の嵐山さくらまつり、令和元年度来場者数1万5,000人、③の嵐山夏まつり、令和元年度来場者数5,000人、④の紅葉まつり、令和3年度来場者数2,491人、⑤のラベンダーまつり、令和元年度来場者数7万5,646人、⑥の鬼鎮神社節分祭、令和元年度来場者数1,500人、⑦のバーベキュー場、令和3年度来客数3万88人、⑧の嵐山渓谷、令和3年度来客数2万9,933人、⑨の学校橋キャンプ場、令和3年度来客数2万1,260人、⑩のヌエック、令和元年度利用者数13万3,087人、⑫の菅谷館跡、令和元年度来観数1万8,842人、⑬の杉山城跡、令和3年度来観数1万3,050人、⑭の県立嵐山史跡の博物館、令和3年度来場者数2万5,759人、⑥の農産物直売所、令和2年度来客数21万8,457人、⑥の鎌形野球場、令和3年度利用者数1,304人、⑰のB&G海洋センター、令和3年度利用者数3万820人、⑱の大平山、令和3年度来観数5,732人、②の嵐山観光いちご農園300人です。また、⑪の鎌形八幡神社、⑲平沢寺、⑳手白神社につきましては、管理者が常駐しておらず、来館者の利用

申込みも不要であることから、人数のほうは把握できておりません。

続きまして、質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。

①の嵐山辛モツを販売している店舗は現在ありません。②の嵐山辛モツ焼きそばを販売している店舗は町内で6店舗でございます。③の農林61号の取扱い店舗は、町内13店舗、町外2店舗でございます。

続きまして、質問項目1の(3)につきましてお答えいたします。

イベントでは、催しを見学に来られる方や、お土産品の販売を目当てに来る方など、様々な方が来場されます。イベントをゆったりとした時間の中で楽しんでいただくためにも、会場で提供される食事は必要不可欠なものとなっております。イベント会場で嵐山町ならではのメニューを提供をすることができれば、食を通じて多くの方に町を知ってもらうよい機会となります。また、現地での飲食だけでなく、お土産にお菓子をご購入いただいたり、一緒に物販の品をご購入いただくなどして、家に帰ってからも嵐山町を思い出していただく形を目指したいと考えています。

商工会、観光協会との連動につきましては、会員に対してイベント参加について希望を取り、保健所との調整を行い、イベント当日の出店者のサポートをするなど、イベント出店しやすいよう支援していただいています。魅力的な出店が増えることで観光に訪れる方の満足度も高まり、嵐山町のイメージアップにつながると考えています。以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。
- \bigcirc 6番(大野敏行議員) 再質問をさせていただきたいのですけれども、この(1)、(2)、
 - (3) が再質問の内容によっては絡んでくる場合がありますので、一括で再質問をさせていただければと。なるべく順次に沿った形ではさせていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願いします。

細かく質問し、大分細かく答えていただきました。この答えていただいた人数については、どのような調査をされたのでしょうか、そこをお尋ねしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永政昭企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 企業支援課所管の場所につきましては、場所によっては一つ 一つカウントしてとか、今回令和3年度に実施できたものにつきましては、コロナ対 策の関係もありましたので、ある程度リアルな数字で一桁の数字まで出せているかな と、そういったカウントができているかなというふうに思っております。また、100人単位ですとか、1,000人単位ぐらいになっているのは、おおむねこのくらいの人だろうというところでの把握をしている、その携わった方の見た感じの、そういったところもありますので、多少差は人の感じ方によって違うのかなというふうに思っております。また、施設によっては、カウントをしているところはそのリアルな数字が出てきているのかなと。また、そのほか100人単位、1,000人単位のところは同じような形でのカウントの仕方かなというふうに思っております。また、施設によっては、その場所場所で管理をしていただいているところにつきましては、毎年どの程度のお客さんが来たか、来場者数があったかという調査を県のほうがしておりまして、それに基づいて町のほうから問合せをして上がってきた数字、それを今日答弁をさせていただいているという状況でございます。

- ○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。
- ○6番(大野敏行議員) 所管をする課として企業支援課がこれらのところを所管しているわけですけれども、ある程度のところは所管する課として、それは数字として捉まえていたよと、またそうでないところについては、今回その関係のものにお尋ねをして答えていただいたよということでよろしいわけですね。そこら辺を再度お尋ねします。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。藤永政昭企業支援課長。
- ○藤永政昭企業支援課長 そのとおりでございます。
- ○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。
- ○6番(大野敏行議員) 私は、嵐山DMOプロジェクトというのができまして、このプロジェクトが機能したときにはすばらしい行動というか、動きができるのかなというふうに常々思っております。コロナ禍があったものですから、今年については拠点となるところを中心にやっていきたいのだという話は聞いておったわけですけれども、まずこのプロジェクトの今年に対する姿勢の中で、既存の観光施設に関する取組というのをまず充実させていきたいのだと。千年の苑のラベンダー園、嵐山渓谷バーベキュー場を中心とするエリアを町観光の中心拠点と位置づけ、学校橋河原周辺の整備を進め、キャンプ場として再編する。これはもうされていますね。ICT化を進め、ウェブ予約システムによるキャッシュレス決済、顧客情報の収集、リピート促進、周

辺施設への回遊強化を目指すと、こううたわれております。今年度、嵐山町DMOとしては、先ほど私が話したような中でどの辺を中心としてやられていくのか、それとも私がお問合せをしたこれらも含めてやっていかれるのか、そこら辺のところだけお尋ねしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永政昭企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 今年度、このDMO化に向けて今現在機能しておりまして、 稼げているところというのでしょうか、ここは鎌形にありますバーベキュー場、また 大蔵のところにあります学校橋の河原、ここが観光的には大きな収入源となっている のが現状でございます。ここにつきましては、さらに充実をさせたいなというふうに 考えております。学校橋のほうは今議会にもいろいろと議案のほうでご提案をさせて いただいておりますけれども、今後また商業利用だとか、そういったものを今また検 討しながら、いかにお金のほうを稼げるようにできるか、これを検討していきたいな というふうには思っておりますが、また鎌形のほうのバーベキュー場につきましては、 今年度飛び石があるところの上流側、ちょっと穏やかな水面があると思うのですが、 当初はカヤックだとか、そういったものでやってみようかというところでの計画をし ておったのですけれども、サーフィンボードよりもちょっと大きめの、何か立ってオ ールでこいで遊ぶような、そういったサップというのが今大分流行っているというこ とで、少し前にですが、県の担当課のほうが業者を紹介していただいた件について、 その試乗会というのもやって、これは十分楽しめるかなというところもございますの で、そういったこともやりながら、来場者数を増やして、駐車場料金がその分増える と。また、そういったものをやることによって、お金のほうも落としていただけるか なということで、実はキャンプ場のほうにつきましては、そういったことも今年度で きれば、実施の方向で今進めていきたいなということで考えております。まずこの2 つの施設というのは、今までと同じようにお客さんのほうが来ていただくようになれ ば、お金のほうは落としていただいて、大事な収入源になるかなというふうに考えて おりますので、引き続きこの2つを中心に、いかに稼げるかというところは考えてい きたいなと。

また、今秋から始まりますラベンダーまつり、これにつきましてもやはりこの時期 やりますので、天候に恵まれればある程度のお客さんも見込めるかなと、来ていただ けるのかなというのもありますが、3週間ぐらい天気に恵まれないとどれだけの人がというところはちょっと不安がありますけれども、現在ではラベンダーのほうも一度全滅のような状態から見てのとおり大分復活をしておりまして、昨年度もまた少しラベンダーの株も植えたいところで増やしておりまして、現在6.5ヘクタールという面積で今ラベンダーのほうをやっておりますけれども、ここら辺がうまく育っていって、毎年お客さんのほうが来ていただけるようになれば、また今年度人しぶりのイベントをやりますので、この辺も検証をするいい機会かなというところで観光協会のほうと話ながら、今年度やってみて、来年度どういうふうにやったらいいかという検証も含めて、いろいろな形でやってみようということで今計画をしておりますので、この辺が今現在ですと稼げるところかなと。

また、今お土産品のほうを大分開発等をして商品の数もふやしながら、また販売ルート、そういったものも大分開拓して、かなり多く今販売もしていただいておりますので、お土産品ですと、一つ一つの単価というのが、純利益を考えますと、大した金額でなくなったりしまうかもしれませんが、これも大事な一つの収入減になるかなと思いますので、そういったところもまたいろいろどうやったら一番利益が出るような販売ができるか、そこを検討していければいいのかなというふうには思っております。

- ○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。
- ○6番(大野敏行議員) 私は、外部から来るお客様が嵐山町に訪れて、一日そこにいて遊べる、そういう施設は特に大事であるし、そこには町も力を入れているかなというふうには感じています。特にバーベキュー場だとか、次にできるキャンプ場だとか、それから嵐山まつり、嵐山さくらまつり、嵐山夏まつり、紅葉まつり、これらもそれが目的で来るわけですから、そこにとどまっていると、またその時間帯に合わせて来ると。そうでなくて、例えばラベンダー園につきまして、最初のイベントのときに私も観光協会の一員として案内所にいたのですけれども、花を見に来たお客様がラベンダーだけ見て、どんなに見て回っても1時間半だよねと。せっかく嵐山に来たのだから、どこかほかに行けるところないの、紹介してよと言われました。また、お食事もどこか地元のおいしい食事をできるところを紹介してよと言われました。ちょうどラベンダーの時期は金泉寺のアジサイが咲き誇っているときなのです。ですから、町内で紹介できるとしたら、少し北部のほうになりますけれども、金泉寺というお寺にアジサイが咲き誇っていますので、そっちに行かれたらいかがでしょうかという話をさ

せてもらって、大分多くのお客様がそっちのほうにも行かれたといったところがありますけれども、ああいう民間施設との連携みたいなものは、町はどのようにお考えになっていますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永政昭企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 議員さんおっしゃるとおり、ちょうど時期が金泉寺のアジサイとかぶっているのかなというふうに捉えております。こちらにつきましては、当然観光協会のほうでもご案内したりだとか、そういったものはやっておりますので、別々に分かれて何かやっているとかということではないのですけれども、あれだけの人が行かれるので、出店なんかもいかがかというようなお声がけもしたことはあるらしいのですが、その辺は勘弁してくださいというようなことで、そういったことは金泉寺独自のほうでちょっとやっているみたいなのですが、その程度に収まっているといいますか、とどまっているといいますか、そのような形でいるわけなのですけれども、こちら観光協会としては、より北部のほうにも足を運んでもらうにはこの時期、金泉寺というのはとてもいい観光場所になっておりますので、PRのほうもさせていただきながら、問合せがあれば進めていくという方向は今までも取っている、そういう認識でおります。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。
- ○6番(大野敏行議員) 嵐山町として、「嵐山を知る総合探索ガイド」、嵐山町観光協会、「ずっと住み続けたいまち 嵐山町。嵐山町に住んでみませんか」、これは嵐山町役場地域支援課、「嵐山町の文化財」、これは嵐山町教育委員会が出されたりしています。「嵐山」、これも嵐山町観光協会が出されたりしています。確かにここには金泉寺のアジサイなんかも写真か何か載っているのです。だけれども、場所の案内図とかそういうの然載っていないのですよ。どう行ったらいいのですかって言われて、行き順を書いていただけますかって言われたことがあるのですけれども、金泉寺だけではなくて、ある程度そういったちょっと心細やかなご案内をしながら、嵐山町を周遊していただけるというような形の発信も私は必要なのではないかなという気がしているのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永政昭企業支援課長。

- ○藤永政昭企業支援課長 今大野議員さんのほうで持っていたパンフレット、今現在はこの嵐山町ガイドブック、これが最新版でつくってあるものなのですが、こちらにつきましては、金泉寺のほうも当然紹介をしておりまして、住所、電話番号、両方とも記載のほうはさせていただいておりますので、それなりにこちらを見たりすれば、何とか近くには行けるかなと。また近くに行くと、金泉寺の案内の標識等もたしかあったはずですので、その辺は何とか行けるのかなというふうには思っているところでございます。
- ○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。
- ○6番(大野敏行議員) ちょっとそれは私の勉強不足で失礼をいたしました。今年の、 先月でしたか、重忠まつりが行われました。大変好評で、重忠まつりよかったなとい うふうに思っております。重忠まつりについては、主催者はどちらだったのでしょう か。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。藤永政昭企業支援課長。
- ○藤永政昭企業支援課長 主催のほうは、嵐山重忠まつり実行委員会という実行委員会 をつくりまして、会長のほうには商工会の会長の高坂会長に会長になっていただきま しての主催という形で実施させていただいております。
- ○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。
- ○6番(大野敏行議員) 実行委員会方式でやられたと。その中には当然町も絡んでいるし、商工会も絡んでいるし、観光協会も絡んでいるよといった中で、当然東武鉄道さんも絡んだりだとか、いろんなところが絡まれているのかなと思うのですけれども、そういった実行委員会で、挨拶については実行委員長の商工会長が挨拶をされたといったことのわけでございますね。観光協会とした場合のその主に請け負った中身は何だったのでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。藤永政昭企業支援課長。
- ○藤永政昭企業支援課長 まず、観光協会につきましては、理事長さんと事務局長さん お二人には実行委員さんとなっていただいて進めていただいております。当日のイベントにつきましては、物品の販売、お土産品等の販売、また観光ボランティアガイド

によるガイドツアー、そういったものを主にやっていただいております。本来ですと、 観光協会さんのほうももっといろいろやっていただけるといいのかなというところが あったのですが、今秋から始まるラベンダーまつりの準備のほうも結構期間的には被 ったりもしていましたので、なかなか事務局さんのほうも忙しい時期でございました ので、今回はその程度にとどまってしまっているというのが現状でございます。

- ○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。
- ○6番(大野敏行議員) それで、ある町民が、町長はこれからイベントは全てやるのだとおっしゃっていたと。あの成功を見て、もう動かなければどうしようもないよと、ほかのところだってどんどん動き出しているのだから、動くことは必要であるということだと私も思うのですけれども、その辺のところについては、町長の口からそういう話が出たよということを私もある人からお聞きしたのですけれども、それは間違いないのですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。佐久間町長。
- ○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

まず、重忠まつりでありますけれども、一番最初にこの発想を持って、それで知事のところに話に行ったのは昨年の4月です。つまり3月が終わって4月、新しい年度、新しい年度と同時に来年度、要するに今年度のお願いをしに行きました。やっぱりそれぐらいにやらなければ、これは県も巻き込んでやるわけですから。ましてやあそこの場所を借りるだけでも当初はなかなか県のほうは動かなかったわけです。特に比企に関しては正式な歴史的な史料がほとんどないので、そういうものをここの博物館の中で扱うのはいかがなものかと。歴史的なきちっとした記録があって、それだったら大いにできるのだけれどもというようなスタンスで、NHKのほうのプロデューサーも相当四苦八苦してまいりました。そういう中もありましたので、積極的にこちらのほうから県に呼びかけをして、最終的には、先ほど課長からお話があったような実行委員会形式で進めさせていただきました。

それから、あとは今年度は少しイベントだとかそういうことも含めてというような話ですけれども、今年度スタートした最初の職員に対する朝礼の中で、私のほうからは今までと同じように、あるいはそれ以上に感染対策はしっかりと継続をしていきますよ。しかし、それと同時に経済の回復、そして地域の活性化、これも同時並行で進

めていきたいのだ、ぜひ皆さん知恵を貸してくださいというような話はさせていただきました。そして、その後、3月、これは前の年度の3月ですけれども、音楽会もどうしましょうかということでかじを切って開催をするということで、ぜひお願いしますと。そして、また4月に入りましては、芸能大会を北部交流センターのほうで実施をする。そして、また5月に入ってヘルシースポーツ・フェスティバル、そしてまたそれに続いて、重忠まつり、そういったものをどんどん実行していく。もちろんその重忠まつりのときも来場者の人たちにいろいろな検温も含めて、すぐに何かあったときには対応できるように、そんなことはしっかりとやる中で進めさせていただきました。今後もそういった方向性でぜひ知恵を出し合いながらしっかりと地域の活性化、経済の回復も含めて同時並行で進めていきたいと思っております。

以上です。

- ○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。
- ○6番(大野敏行議員) 今大河ドラマで「鎌倉殿の13人」と、NHKの大河ドラマの 力というのはすごいですよね。皆さんの手元に資料の2というので、ドラマ「鎌倉殿 の13人」の相関図と「畠山重忠」、こういうリーフレットがありまして、このリーフ レットの制作のところは深谷市教育委員会文化振興課なのです。この相関図もそうで す。こういったものを、ホームページも出されているし、これが直売所の生産者組合 の個人のメールボックスに、私のメールボックスにもこれ入っていたのです。恐らく 嵐山町も関係があるので、嵐山の住民にも知ってもらいたいというようなこともある と思うのですけれども、渋沢栄一に続いて、2年続けて大河ドラマですから、いかに ここら辺に金を使ってでも来てくれるお客さんがいっぱいいて、深谷市に金を落とし てくれるのかなといったところで、大変お金もかけたのかなというふうに思います。 こういった外部のところにも配って歩けるだけの部数を恐らく作ったのかなと思うの ですけれども、ここら辺のところは目ざといですよね、やっぱり深谷市なんかは。そ れに負けず劣らずの重忠まつりであったかなと私は評価しています。ですから、今の この大河ドラマで放送されている関連のことに関して、嵐山町がそれぞれつながって いるのだよと。渋沢栄一のときに鎌形八幡様が地元の神社のお祭りの場面で出ました よね。何回も出ましたよ。そういった形の中で嵐山町のところがどんどん、どんどん 引き立てられているのであれば、やっぱりそれを利用しない手はないですよね。その 関連するところのPRはこれだけに限らず、していく必要はあるのかなと思うのです

けれども、その点についてはいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

- ○藤永政昭企業支援課長 議員さん、おっしゃるとおりだと思います。今回重忠まつりも主管課の地域支援課で、ある会議があって、そのとき深谷市のほうも参加していたのだと思いますけれども、今後の行事日程を各市町村がお話ししたときに5月に重忠まつりというのをやるという話をしたら、会議が終わった後、深谷市のほうからそういったお祭り、イベントをやるのであれば、ぜひ深谷のほうも参加させていただきたいということで担当者のほうから話があったと。その場ですぐそういうことがあるぐらいですから、深谷市さんの熱意といいますか、そういったのはやっぱりすごいなと、見習わなければいけないなというふうには当然思った次第でございます。今回も、ですから着ぐるみみたいなので重忠が馬を担いでいる、ちょっと名前忘れてしまいましたけれども、そういったものを着ていただいたりとか、していただきました。そういった形で昨年度の「青天を衝け」の大河ドラマを含めて、市の熱の入りようというのはすごいなというのはやっぱり感じておりますので、それはまた見習いながら、観光PRのほうには努めていければいいなというふうには思っております。
- ○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後1 時30分といたします。

休 憩 正 午

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

- ○森 一人議長 大野敏行議員の質問の途中ですが、畠山美幸議員の質問項目5に対しましての答弁の訂正の申出がございましたので、この際これを許可いたします。 奥田教育長。
- ○奥田定男教育長 畠山議員からご質問いただきました給食のパンの回数でございます。私週2回とお答えしましたが、給食センターのほうに確認をしましたところ、現在は週1回だそうです。ご飯の日が3回、パンが1回、麺類が1回ということで現在

は計画しているそうでございます。おわびして訂正をさせていただきます。大変申し 訳ありませんでした。

- ○森 一人議長 それでは、第6番、大野敏行議員の再質問からになります。どうぞ。
- ○6番(大野敏行議員) 答弁書でいただいた①から②までの人数を全部集計、合計しますと63万7,111人なのです、こういったところにお見えになっている方が。私は、質問の大項目として、外部からの町内来訪者についてという形なのですけれども、恐らくこの辺の分析はできていないので、単純にそこにお見えになった方々の人数がこうですよということなのだと思うのですけれども、分析というのは今後されるつもりはありますでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 企業支援課所管の施設、また観光地につきましては、町内、町外による区別というのは現状ではしておりません。また、イベントの内容によっては例えば申込みの紙に書いていただくだとか、そういった場合には、町内、町外、把握のほうができるようになるかなと思いますが、一般的に開放している、自由に出入りできるようなイベントになりますと、それは難しいかなというふうには思っております。ただ、駐車場等、例えば今回の重忠まつりで、菅谷中学校、またいっぱいになったときには菅谷小学校ということでお借りしながらやっていきましたけれども、今回に限りましては結構熊谷ナンバー以外もかなりの車が来ておりましたので、今回に限っては結構町外、または近隣以外というのでしょうか、そういった方々も多くお見えになっていただいたのかなというふうには思っております。

以上です。

- ○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。
- ○6番(大野敏行議員) 私もこの質問をするについて、つい1週間ぐらい前にフクロウの森に食事に行ってきました。土曜日に行ってきたのですけれども、本当にいっぱいでした。では、どうして調べようかなと思ったときには、今課長がおっしゃるように、熊谷ナンバー以外の車がどのくらい来ているのかなというので、一台一台は細かく見て数えられないので大ざっぱに数えましたら、8割が熊谷ナンバー以外の車でした。ドッグランがあったりしますので、犬を連れてきていまして、熊谷ナンバーが私

たちの車以外に3台あったかな。駐車場いっぱいで、あとは全部。一番遠いところで 静岡、浜松のほうがあったかな、いろんなところからやっぱり来ていました。ああい ったところはどんどん人が集まるし、そこで来て、嵐山町に金を落としてくれている のだなというふうに思います。

それで、皆さんに参考資料の1としてお渡ししたのが令和3年度の嵐山直売所の実 績表ということで、これは今年度の5月に生産者組合の総会がございまして、総会の 添付資料でございます。外の人に見せても問題ないよということで、今回使わせてい ただきました。町から答弁があったのは、令和2年度の21万8,457人ということでご 答弁いただきました。令和3年度の集計は20万8.312人ということで、1万人ほど減 っております。コロナ禍においても結構な人が来てくれているのかな。実は、私はこ の生産者組合の中で議員になる前に組合長を2年やって、副組合長を4年やって、会 計を6年やっていまして、12年年間役員をずっとやっていましたので、この辺の分析 が実はできるのです。どんな分析ができるかというと、1週間、水曜日が休みでござ いますので、1週間、6日間なのです。6日間の中に、土曜、日曜が2日あります。 ということは、あと4日間が平日といったことで、人数は土日の2日間で約50%、そ れ以外の平日の4日間で約50%、それで1週間の来客が100になるというような状況 の中で、土日のその50%の人数の中の35%から40%ぐらいが外部の方なのです。外部 からお見えになるのです、嵐山町内以外から。平日ですと、2割から2割5分ぐらい の方が嵐山町内以外から訪れてくれるのです。そういった形のことで、土日の日が1 年間では月8日間ありまして、12か月ですと96日、それ以外に祝祭日ですとか、夏休 みですとか、年末の休みですとかを含めると約110日ぐらいかな、外部の人が来てく れるかなということで、その35%を例えば掛けてみると、7万3,000人程度が町外の 人なのかなといったことが見てとれます。そういう分析をそれぞれできるところはし ていく必要があるのかなと。これからのDMOを発展させるために今の実績値を知る ということ、そういったことをやっぱり分析していく必要があるのかなと思うのです。 それは全て役場でやれというのではなくて、協力者がいっぱいあるわけです。まず、 DM〇の実施体制の中では、町があって、交通事業者があって、宿泊事業者があって、 それから観光協会があって、商工会があって、JAがあって、金融機関があってと、 いろんなところで協力を得ながらそういう分析をしていく必要があるのかなというふ うには思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

- ○藤永政昭企業支援課長 今大野議員さんのほうから提言がありましたように、そうい った機関を直接把握できるところもあるかと思います。これにつきましては、今後そ ういったものを、集計のほうを依頼をして、併せて分析の一つとしては考えたいと思 います。また、今大野議員もおっしゃっておりました、私のほうも言わせていただい たのですけれども、車のナンバー、これも結構、私も行くところ行くところ、やはり 癖というのでしょうか、止まっている車のナンバーも最近はよく見るようになってい まして、バーベキューではもちろんですけれども、例えば遠山の観光トイレも最近で はかなり利用されている。そういったところに行きますと、必ず止まっている車のナ ンバーというのを見ますと、熊谷以外でも所沢、川越、大宮、県内でも熊谷以外の車 というのも結構止まっているなというイメージは強く思います。また農産物直売所の ほうも私もそれなりに近くに住んでおりますので、結構車で通っているときに左折し て入っていく車のナンバーを見ますと、やはり川越、所沢、大宮、そういったところ のナンバーの車が結構入っていくなというイメージも強く思っております。それも一 つの判断の材料になるかなとは思いますが、こちらのほうも関係機関のほうにできる 限り分かればというところではご協力をお願いして、分析のほうをできるような形で していきたいなというふうに思います。
- ○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。
- ○6番(大野敏行議員) 食べ物についてちょっとお尋ねしたいと思います。

今現在辛モツを販売しているお店はないよということなのであります。ただ、嵐山辛モツ焼きそばについては町内で6店舗ございますと。ということは、この嵐山辛モツはどこか扱えるところはないのかということと、この嵐山辛モツ焼きそばを使っているところは6店舗あるということは、その辛モツはどこから入手して辛モツ焼きそばを作っているとか、ちょっとそこら辺を併せてというか、これは別々に聞くものではなくて、併せてちょっとお尋ねしたいなと思うのですけれども、その点はいかがなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 辛モツの販売につきましては、議員さん多分ご承知だと思い

ますけれども、今まで根岸肉屋さんのほうで販売をして、またバーベキュー場のほうでも販売とかしていた時期もあったかと思います。今道路の拡幅の関係で店のほう、建物も壊れまして、当初はもうやる気がないというか、やる予定ではないようなお話もあったのですが、最近ではやっぱりまたやるというような情報もちょっと耳に入ってきておりますので、もしやっていただけるということであれば、引き続きまた以前と同様にお願いできればなというふうには思っております。

また、6店舗で辛モツ焼きそばがメニューとして提供してやっていただいておりますけれども、これは根岸さんのほうから直接仕入れてやっていただいたところもあるかもしれませんが、今は根岸さんのほうでやっていないということになりますと、モツと、辛さの調合というのでしょうか、そういったものは独自でやっていただいて、辛モツ焼きそばというメニューで提供していただいているのかなというふうに思います。そこのところもある程度やっぱり店によって今までも、最初からそうなのですけれども、多少味が違うかなというのは私以外の方も申しておりますので、お店独自で一応辛モツ焼きそばというメニューの味についてはやっていただいているのかなというふうには思っております。

- ○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。
- ○6番(大野敏行議員) 嵐山の辛モツ焼きそばがB級グルメで、埼玉で3位まで行ったのです。どんどん、どんどん上がっていって、3位までしか行けなかったのですけれども、でも3位になったと。マスコミもかなり取り上げてくれて、何回となく取り上げてくれて、嵐山辛モツ焼きそば、これを取り上げてくれています。それには、からしの効いた、トウガラシの効いた嵐山の辛モツがあってこその辛モツ焼きそばであったかなと。それは、店によってはそれぞれの店の味を出したくて、そうでないものも使っているのもあってもいいと私は思っています。ただ、やっぱり嵐山の辛モツを使った辛モツ焼きそばを、純正品をどこかで出している店がないと、これはまずいのではないかなという気はしているのです。ですから、もし今までやっていた商店ができなくなってしまうのであれば、そのノウハウなり、仕入れ先なりなんなりは商工会としても、観光協会としても継続できるような方策を講じるべきではないかなと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

- ○藤永政昭企業支援課長 大野議員さんのおっしゃるとおりだと思います。ご承知だと 思いますけれども、今まで辛モツ焼きそば、イベントでいうと、伊藤さんという方が メインでやっていただいて、その方が少し前に亡くなられたということで、そこが今 うちのほうとしても、今後辛モツ焼きそばをどうしたらいいのだろうというところは 一つの課題と今なっております。これにつきましては、やはり議員さんおっしゃって いたように、いろいろ町外のイベントのほうにも出店のほうはさせていただいて、な かなか評判がいいと。やはり伊藤さんが作った辛モツ焼きそばはおいしいという方は たくさん聞いております。また、私が生前のときに本人とちょっとお話をさせていた だいて聞いた中では、麺の太さだとか、そういったものもこだわりながら、研究しな がら、またはソースもいろいろ研究をしながら、京都の会社のほうに特注で作ってい らっしゃると。ですから、ソースのほうも結構お金もかかっているというようなお話 を伺っておりますので、同じような味を出すのは、やはりそういったレシピといいま すか、そういったノウハウを含めて聞かないと、なかなか同じような味は出せないの かなというところで、今となってはそれが課題かなと。先ほど言いました根岸肉屋さ んが辛モツを作って、伊藤さんのほうでその辛モツを使って焼きそばをやっていると いう経緯があるようでございますので、ある程度、根岸さんが肉屋を始めていただけ れば、また近いものができるようになるかな。また、ご家族のご協力をいただけるよ うであれば、それと生前の伊藤さんが作っていたような辛モツ焼きそばが作れるよう な形にしていければいいのかなというところでは思っているところです。
- ○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。
- ○6番(大野敏行議員) 農林61号のめんこ、私も月1回ぐらいは直売所の裏のところへ行って食べています。農林61号のめんこを取り扱っているお店が町内に13店舗ほどあると。町外にも2店舗ほどあって、町外の2店舗のうちの1店舗は、川島町のお店で、よくそこら辺はPRされているので、農林61号を使っているといったところは目の当たりにしたりするのだけれども、嵐山町内で13店舗、この農林61号を使っためんこを出しているというお店が何店舗か私の頭の中でも浮かんでくるのですけれども、13店舗の名前が全然ぽっぽっと浮かんでこないのです。この辺はどういうような契約というか、やり方にされているのでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

- ○藤永政昭企業支援課長 ご質問のほうは、③で農林61号めんこということでございま した。最初に答弁した町内13店舗というのはめんこ以外で、要は農林61号を使ったも のを出している商品で13店舗ということで、ちょっとここが整合性取れていなくて申 し訳ありません。こちらの以前農政課さんのほうで作っていただいたらんざん農林 61マップ、こちらのほうに店舗が紹介されておりまして、現在うどんを扱っているお 店といいますと、今おっしゃっていただいた味菜工房、駅前食堂、また小澤さんとい う方が個人でうどんとか作って、直売場で販売している。また、鎌形めんこといって、 また役場のほうにも売りに来ていただいているのですが、その方がやっていると。ま た、古里にありますわごころというお店で、町内では5店舗というか、5人の方がう どんのほうを扱っていただいている方かなというふうに思います。あとは、乾麺のほ うを今お土産品として販売しているというところでございます。町外のほうでは、先 ほど言いました川島の武蔵野きしめん屋さんと、あと県庁のすぐ裏の駅側のところに 浦和大勝軒というラーメン屋さんがあるのですけれども、そこでこの農林61号を気に 入っていただいたということで、ぜひ使わせていただきたいという話があって、今そ こにも提供しているというふうに聞いております。私も食べてみましたけれども、か なりおいしくいただけたので、やはりこの農林61号という小麦については、かなり貴 重なものかなというふうには感じているところでございます。ただ、どんどんこれも 増やしたいなというふうな話はよくしているのですが、なかなか小麦の生産量という のが決まった量しか取れないと。そこがありまして、こういった今ご紹介させていた だいたお店からももっと小麦のほうを購入したいという要望は出されているのですけ れども、生産と量と追いつかない状態というのがありますので、そこは一つの今課題 になっているところなのですけれども、こちらのほうも、何とかこの61号のほうもど んどん大量生産できるようになるといいのかなと思うのですけれども、なかなか苗と いうのでしょうか、種の関係があるらしくて、それが増やせない状況があるので、そ れが今課題かなというふうには思っているところなのですけれども、すみません。
- ○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。
- ○6番(大野敏行議員) 直売所の裏には農林61号を使っためんこ61というので、のぼり旗がいっぱい立っています。この農林61号を使っているお店は、同じように農林61号を使っていますよという他人に分かるような表示とか、のぼり旗みたいなものはみんな使っていらっしゃるのでしょうか。

- ○森 一人議長 答弁を求めます。
 - 藤永企業支援課長。
- ○藤永政昭企業支援課長 のぼり旗は全店舗ではないと思います。商品のところでは、 例えば農林61号を使ったお菓子系も、パンだとかもあるのですけれども、そういった 売出しの文句には使っておりますけれども、のぼり旗は全店舗にはなかったかという ふうに思います。
- ○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。
- ○6番(大野敏行議員) 嵐山町の持っている特徴といいますか、財産といいますか、まさに農林61号の小麦も嵐山独自で再生産をし出して、これが認められて、どんどん使うようになってきているというのは町内の人にとっても、町外から来た人にとっても、嵐山ってこんなところに、こんな小さなお店にもそれを使ってもらって、力を入れているのだという表示がよく分かるような形のものも出されたらいかがかなという気はします。のぼり旗1旗、そんなに高いものではないですから、それのことも検討されたらいかがかなというふうに思いますけれども。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

- ○藤永政昭企業支援課長 この件に関しましては、農政課のほうともいろいろ協議をしながら、どんなふうにやっていったらこの農林61号の小麦が周知されていくのかなというところも含めて検討していきたいというふうに思います。
- ○森 一人議長 続いて、杉田総務課長。
- ○杉田哲男総務課長 今企業支援課長のほうの発言の中でちょっと訂正をさせていただければと思います。

のぼり旗につきましては、農林61号ということで、各店舗に2枚、3枚という形でお配りをさせていただきまして、店頭等のところでPRをしていただくと。あわせて、61マップを作らせていただきましたので、そちらもスタンプラリーをやったときに各店舗にお配りをさせていただきまして、啓発をさせていただいているという状況でございます。また、町外の店舗につきましては、テナントといいますか、この61号を嵐山でやっているというところをPRさせていただくということで、2店舗に限定ということで実施をさせていただいたという経緯でございます。訂正させていただきます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番(大野敏行議員) もう既にそういったことをされているということで安心いた しました。

最後に、この嵐山DMOプロジェクトはこういったいろんな取りまとめをしている わけですけれども、嵐山町内に長時間滞留していただくための工夫をどのように考え ていらっしゃるのか、それを最後にお聞きしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

- ○藤永政昭企業支援課長 学校橋ですとかバーベキュー場、こういったところもある程 度、1日かけて来る方、または学校橋なんかだと、泊まりも含めてある程度長時間滞 在するという形で来ていただいているかなと思います。そういったところにつきまし ては、そこが目的で来ますので、お酒等入ったりしますと、そのほかまたいろいろ歩 いて回って観光するとかという考えはなく来る方が多いかなというふうにも思います ので、バーベキュー場なんかでは、先ほどちょっと話をしましたサップとか、そうい ったものも始めれば、またバーベキュー以外でも楽しめるというところで、また長い 時間そこで過ごしていただくとかということはあるかなと思います。また、観光でい ろいろ歩いて回る、もしくは車でも、移動手段としては車とか、あとは今レンタサイ クル、これも始めていますので、北部から南部、先ほどご紹介しましたようなコース を幾つか設定してやっておりますので、そういうのはレンタサイクルも増やしながら、 車ではなく電車で来ていただいて、自転車を使っていただいての観光というのも今後 増えれば、ある程度長時間滞在して、いろんなところを見て回っていただけるのでは ないかなというふうには思います。今観光の面では南部が中心になっておりますけれ ども、やはり町内全域を考えての観光というのを考えていかなければいけないとは思 っていますので、そういったところにつきましてはいろいろ検討はしていかなくては いけないという認識で、町の担当職員も、観光協会のほうもそういう認識で検討のほ うはさせていただければなというふうには思っております。
- ○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。
- ○6番(大野敏行議員) 大項目2のほうに移らせていただきます。
- ○森 一人議長 どうぞ。
- ○6番(大野敏行議員) 線虫検査について。N-NOSEは、尿1滴で精度86.3%のがん検査ができる。全身15種のがんリスクを自宅で検査できる。初期症状の出にくい

ステージ0、1の早期がんにも反応。1回当たり1万2,500円で受けられるが、保険 適用外であります。町内のクリニックや医院で取り扱ってはいませんが、補助金も含 め検討に値すると考えます。考え方をお伺いいたします。

- ○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。 萩原健康いきいき課長。
- ○萩原政則健康いきいき課長 質問項目2についてお答えいたします。

株式会社HIROTSUバイオサイエンスが提供する線虫検査(N-NOSE)は、たった1滴の尿から15種類ものがんのリスクを判断できるということで、各種メディアでも取り上げられております。ただし、現時点ではこのN-NOSEは偽陽性も多く報告されているとのことで、有効性を検証する段階であり、公費助成等、時期尚早であると考えております。しかしながら、人間の体にとって負担がほとんどなく、時間的な制約も少ない画期的な検査であると認識しておりますので、今後の研究の動向を注視してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。
- ○6番(大野敏行議員) 地元のかかりつけのドクターにも会ってお聞きしたら、保険 適用外だし、うちは今扱っていないよと言われました。東松山の市民病院にも電話してみました。N—NOSE取り扱っていただけますか。いや、うちは今やっていません。押しなべてこんな状況でございます。なかなか難しいのだなということは承知していながらこの質問をさせていただいたわけですけれども、今嵐山町では、私ももう既に老人なのですけれども、令和4年度の特定健診・健康診査受診票も既に送ってきていただきました。これは65歳以上なのですか。お年寄りにはいろんな形の中で助成金を払いながら検査させていただいたり、また40代になると、42歳の人間ドックの検査があったりすると思うのですけれども、そうですよね、それを確認させてもらいます。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。 萩原健康いきいき課長。
- ○萩原政則健康いきいき課長 町のほうでもがん検診、今お話があったようにしております。
- ○森 一人議長 人間ドックもですか。

- ○萩原政則健康いきいき課長 人間ドック、行っております。
- ○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。
- ○6番(大野敏行議員) この答弁にもあるように偽陽性も多く報告されていて、有効性を検証する段階であるということなのです。有効性のないものまでしろとまでは私は言いませんけれども、今一番この辺で、がんとかそういったことに対してなかなか検査もできないし、行く時間もないという若い世代、30代ですとか、40代の1回検査受けることがあるとしても、企業に勤めている方々、女性も含めてなかなか行けないところに持ってきて、こういった簡単に検査ができるというようなシステムがあるとすれば、特に若い人たちに対してそういったものを、正式にこれは有効性があるよと分かった時点でもいいのですけれども、そういったような検討をしていく必要はあるのではないかなというふうに思うのですけれども、その点についての考え方をお尋ねしたいと思います。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。 萩原健康いきいき課長。
- ○萩原政則健康いきいき課長 今現在において有効性があるかどうか、そこも含めて検 討している段階でございます。N―NOSEのホームページの1か所をちょっと読ま せていただきます。N―NOSEのホームページの中にお問合せという、よくある質 問事項、ここの中に「感度はどのくらいですか」という質問に対しての答えが書いて あるところをちょっと読ませていただきます。「がん患者を「がん」と判定する確率 (感度) は、86.3%となっています。健常者を「がんではない」と判断する確率(特 異度)は90.8%となっております」というふうに書かれております。私、初めこれを 見る前に、N-NOSEは精度86.3%と聞いて、これは高くていいなというふうに理 解しました。私の理解が間違っていたのです。陽性になった場合、要するにがんのリ スクが高いですよと判断された方の86.3%が、がんにかかっているというふうに私は 初めそういうふうに思っていたのです。このホームページを見たら、まず感度86.3%、 これは何かというと、がん患者を検査したら86.3%の方がリスクが高い、陽性と判断 されたわけです。逆に言うと、100人に対して13.7人の方については、がんにかかっ ているのに、がんリスクが低い、陰性という結果が出てしまっているのです。でも、 これも尿1滴から調べるものなので、結構確率高いかなというふうに思ったのですけ れども、この後に特異度というのがあって、今さっき言ったように、健常者、健康な

人を判断したときに、がんではないと判断するのが90.8%というふうに出ているわけです。がんでない人ががんでないと判断されるのが90.8%ということは、逆に言うと、100人のうちに9.2人の方はがんリスクが高いですよ、陽性の可能性がありますよという通知が出てしまうということなのです。そうすると、10人に1人ぐらいですから、ここで全員受けると2人とか、そういう結果が出てしまうと。そうすると、これは逆に、1滴のがんから調べて、陽性の確率が高いですよと出た人については細かいがん検診を行うということで、負担が多過ぎるのかな。今現在はこういう状況なので、もっと研究が進んで精度が上がっていけば、大野議員さんのお話があるように、補助金の対象になったりいろんな、国のほうももっと動いたりするのかなと、今現在は研究を進めている段階で、こういう段階なので、初めに言ったように、まだ時期尚早ではないかというふうに考えております。

以上です。

- ○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。
- ○6番(大野敏行議員) よく調べていただいて答弁いただきました。分かりました。 私のこの判断は、課長が最初におっしゃった中で86.3%というのは、健常者がそれだ けかかっていないよというような形で、すぐ検査ができるのかなというような判断を したところがありましたので、理解しましたので、これ以上これについては結構でご ざいます。

以上で私の一般質問を終わりにします。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇松本美子議員

- ○森 一人議長 本日最後の一般質問は、受付番号4番、議席番号11番、松本美子議員。 質問事項1のごみの分別についてです。どうぞ。
- ○11番(松本美子議員) それでは、議長の指名がございましたので、11番議員、松本 美子ですけれども、一般質問を2項目に分かれて質問をさせていただきます。

まず、1でございますけれども、ごみの分別についてということでお願いをいたします。小川地区衛生組合の焼却施設も老朽化が喫緊の課題でございました。令和4年4月1日より民間の委託といたしまして、分別収集は町民や事業者の協力が大切になり、ごみの減量化に取り組む必要があります。そこで、以下のことについてお伺いを

させていただきます。

- (1)ですけれども、自治会に未加入世帯の方も大分増えてきておりまして、その関係ですけれども、集積場利用について、各区の対応についてご答弁いただければと思います。
- (2)ですが、燃えるごみの減量化のために、生ごみ処理機、あるいは設置補助金制度、あるいは電気もあると思いますけれども、この実績と普及啓発をお伺いさせていただきます。

それと、(3)ですが、戸別有料収集の現状があると思いますけれども、こちらについてお伺いさせていただきます。

- (4)ですが、燃えるごみの処理方法の変更があったり、あるいは町民からの問合せ、あるいは課題に向けての対応がございましたら、ご答弁いただきたいと思います。 以上です。
- ○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(4)についての答弁を求めます。藤原環境課長。
- ○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

ごみ集積場の管理につきましては、各区にお願いしておりますので、自治会未加入 世帯の集積場の利用等について、担当課としては把握しておりません。基本的にごみ 集積場に関しての対応は各区にお願いをしております。

続きまして、質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。

令和3年度実績では、コンポスト設置件数で8基、金額で2万2,100円となり、電気式で4基、金額は7万7,900円となっております。普及啓発につきましては、ごみ資源分別収集カレンダー、町広報、町ホームページにて制度の概要と補助申請手続の内容、生ごみ処理器の紹介、使い方を周知しています。

続きまして、質問項目1の(3)につきましてお答えいたします。

令和3年度粗大ごみ戸別収集状況でございますが、世帯数の戸数で257戸、ごみの個数として755個となり、手数料は年間で44万3,200円です。収集品目については、布団類、たんす、小型家電類と多岐にわたっております。

続きまして、質問項目1の(4)につきましてお答えいたします。

可燃ごみ処理施設が焼却施設からメタン発酵施設に変わり、同時にごみの分別方法

も一部に変更が生じました。その分別変更に関する町民からの問合せにつきまして主なものは、生ごみを入れるネット等の袋も除くのかや、紙おむつの出し方や、下着を資源物で出すのに抵抗があるなどがございました。いずれも当面は従来どおりの取扱いが可能とご説明をしているところです。課題は生ごみ用ネット等の袋や紙おむつの出し方や、下着のごみ出しも当面どおりでございますけれども、これらはメタン発酵施設には発行不適物となりますので、引き続き衛生組合管内の町村民の皆様のご協力を得ながら適正な分別をしていただけるように周知を図っていくことです。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 第11番、松本美子議員。
- ○11番(松本美子議員) それでは、再質問させていただきます。

まず、(1)ですけれども、これは答弁にもございましたけれども、各自治会にお願いをしているということで、あまり町のほうではタッチしていないというようなご答弁だったかなというふうに思います。ですけれども、なぜこれを伺うかということになりますが、なかなか現時点で高齢化の関係があり、集積場までも独居生活、あるいは老老世帯とか、いろんなそれぞれの理由等がありまして、持っていくのに少し大変だという点が1点あり、または加入をしていなくなりますと、自治会に入っていますと、各自治会によっては違うかもしれませんけれども、多少お金のほうがかかってきます。それと同時に、いろいろなボランティア活動も一緒になってやらなくてはならないとか、いろいろな各自の困ったことが起きてきているわけなのです。そういった中で集積場の関係ももちろんですけれども、入らなかったらば使えないよというようなお話等が来ているというお話もあります。ですから、その件については、町のほうでは自治会のほうへお任せしているので、何らかの考え方というか、例えば区長会さんの会合があったときにお話をしていただくとか、何かの方向性を考えてみたことがありますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

現在、自治会未加入世帯の方、特に議員さんおっしゃるとおり、高齢化に伴いまして、今まで入っていた方が抜けられると、そういうことも区長さんからお伺いする機会も最近増えてございます。そういった入られていた方が抜けられる。そうすると、

自治会未加入世帯ですと、通常は未加入世帯でも各区で配布物は届くようにはなっているとはいえ、やはりその中で漏れてしまう世帯もあると思いますので、その辺は私どももできる限り把握に努めて、その把握された世帯の方につきましては、区長さんの皆様にお願いをしまして、そういった漏れがないようにできる限り未加入世帯の方がごみ収集カレンダー等が届かなくて、分別がなかなか難しいと、そういった状況が起きないように工夫をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第11番、松本美子議員。
- ○11番(松本美子議員) そうしますと、各区自治体ではいろんな取決めというものがある程度ありますから、抜ける場合には、費用も納めない代わりに、そういうことが起きてくるというふうなこともある意味ではやむを得ないかなというふうにも思うこともあるのですけれども、先ほど申し上げたように、家族構成がいろいろ変わってきていますから、区のほうからも、町のほうからとの接点というものも当然抜ければそういうことになってくるのでしょうけれども、なくなってくるということがあって、隣同士というか、支部全体というか、そういった人たちとのお付き合いというか、コミュニケーションというか、そういうものも自然と少なくなってきてしまうわけなのです。今、コロナの関係もありますから、あまり行き来もありませんし、出かけることも少ないとか、いろんなことが重なってきているので不安だというような言葉がかなり聞こえて来ています。そうしますと、ごみの集積場の利用については、それは町のほうで答えていただけますか。区長さんに話して利用できるようにしますよというか、何かできませんよというか、区にお任せだから仕方がないのですよとか、何か答弁というか、その辺のところ、どんな考え方がありますか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

自治会未加入世帯の集積場の利用につきましては、私も全部の区長さんに確認した わけではございませんけれども、アトランダムに確認をさせていただいて、今現在未 加入世帯の方にも利用は基本的にしていただいているというふうにお話をお伺いして おります。ただ、もし利用できない状況の世帯、もしくは区がございましたら、こち らのほうからもいろいろご事情を説明させていただきまして、何とかその辺は解消で きるようにこちらのほうでも努力はさせていただきたいと思っております。 以上でございます。

- ○森 一人議長 第11番、松本美子議員。
- ○11番(松本美子議員) ごみの関係で先ほどちょっとカレンダーの話も後になって出てくるのですけれども、出ましたけれども、その配布そのものも3月末で、4月1日からはいろんな事情で区を抜けていますという話になりましたら、当然それは配布できませんよということだったということなのですね。ですから、その辺の対応は全戸配布というのが基本かなというふうに思っていますし、そうだったのではないかなというふうにも感じていますけれども、その辺のところも一つにくるんで、区長会さん、区長が中心で区は動いていますから、会議のときにはもう一度、新たにしっかりした把握というのですか、未加入でも、入っていようがいまいが、町の者については申し訳ないですけれどもご配布をいただけませんかというか、そういうようなお願いというものはもちろんできますよね。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。藤原環境課長。
- ○藤原 実環境課長 お答えいたします。

議員さんのおっしゃるとおり、区長会等、そういった公の会議等ございましたら、 特に区長会さんがゴミ集積場のことなんかもよく把握されているようでございますの で、そういった機会を捉えてお願いはしていきたいと考えております。 以上でございます。

- ○森 一人議長 第11番、松本美子議員。
- ○11番(松本美子議員) それから、出し方の関係なのですけれども、特に町道にしても県道にしても通り沿いに向かったところに集積場があったり、燃えるごみのステーションがあったり、いろいろしていますと、不本意ながら回収した後に捨てられていくというのかな、そういうことがここのところ、この4月以降かなり増えているのです。それで、私たちのところにしてみれば大体県道沿いが多いですから、そういうところが生ごみの関係、燃えるごみの関係のところには、いろんなものが捨てられてしまってあって、それで次の月、木ですから木曜日の日も、まだ回収してもらえないから、中身が違うのでもちろん仕方がないかもしれないのですけれども、赤紙がぱっと貼られたりなんかいろいろして、このところ非常に皆さんで気をつけてはいるのです

けれども、大変な思いをしています。その辺のところは集配をしていくときには、違うから持っていっていただけないのは当たり前ですけれども、その後の対応はどうにか役場のほうでは方法があって何かやってくださっているのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

指定された日に違うごみを出されたり、あとは粗大ごみを集積場に出されてしまったり、そういうケースは残念ながら私が環境課に来たときからあまり改善はされておりません。そちらの、あまりひどいところは、やはり各区やその集積場のごみ当番の方とかが環境課のほうに相談に参られますので、その都度、例えば決められたそこのごみ集積場に出すべき方ではない方、通りすがりの方などが置いたりしないような、

「勝手に置かないでください」というようなポスターや貼り紙ですね、そういった対応もしております。決められた日以外に出されたごみに関しましては、一応赤札を貼らせていただいて、1週間ほど様子を見させていただきます。それでも、そのごみを持ち帰っていただけない場合は、私どもがそこに行きまして回収させていただいています。その決められた日以外のごみでなく、通常ごみ集積場は朝8時までにお出しくださいと、いろいろな媒体でお願いはしておるところですけれども、その時間外で例えばもう収集車が行ってしまったと、そういった場合のごみにつきましては私どものほうで行くことというのはあまりなく、こちらのほうは推測ですけれども、そこのごみの当番の方が預かってくださっていると、そのように推察しております。したがいまして、赤札が貼られてそのままになっているものに関しては、私ども全て粗大ごみ、その他のごみも収集はいたしますけれども、それ以外の場合はその区のごみ当番の方に少し骨を折っていただいていると、そのような状況でございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第11番、松本美子議員。
- ○11番(松本美子議員) 今の質問の答弁は、今までには、3月頃までにはほとんどなかったのですよね、そういうことが。捨てられるというようなことが。少し分別のあれが難しくなりましたよね。それで、すぐにさっと対応できなかったりなんかした場合もあって、いろんなものが入ってしまっているので、パッカー車は持っていってくれないのだろうというふうな考え方を持ちまして、うちのほうの支部でいきますと全

体がこの間美化清掃がありましたときに、缶拾い、あのときに集まっていただいて、 ごみのステーションも直しましょうとか、こういう工夫はどうですかとか、いろんな 話合いが出まして、皆さんで気をつけましょうというようなことと、それからどうし てもだったら当番制にしてきれいにしておきましょうかということで幾分変わってき たのですけれども、燃えるごみのところには、ステーションの曜日によって取りに来 てくれると。大きいほうのステーションは1か所ですから範囲もかなり広いですけれ ども、そこは何年か前からいろんなものを捨てていると言われるので、鍵をかけて私 たちは、市民はみんな分かっていますからやると。

それから、燃えるごみの生ごみのほうの関係は先ほど申し上げましたけれども、結 局その通りの端というのですか、そういうところに何か所かこういうふうにあるので すけれども、そこのところが難しくなった4月1日からこちらがごみを捨てていかれ てしまうのです。だから、そこはなかなかついているわけにもいきませんし、近所同 土で気がつけば分別をしながら持っていって、ステーションのほうに行ったり、袋も 取り替えたりということももちろんやってはいます。ですけれども、役場のほうで1 週間ぐらいそのままの場合には赤い紙が貼られて、取りに行ってくれているというこ とは、現実的に学校の前のところの前ですけれども、あそこがありましたので、誰が 片づけてくれたのでしょうねというような支部内でのお話等もありました。ですから、 即分かりましたので、大変申し訳ないかなというか。でも、その班内の人たちには、 あそこは少しほかの支部も入り組んでいますから、9支部だけというわけではないの ですけれども、班長さんが回覧回したりなんかして、集まったりして、こんなに増え て、1週間のうちに4つぐらい増えてしまったのです。それで、大変だということで お話合いしたのだけれども、その後も増えてしまったと。今はもうなくなってきまし たけれども、そういう実績があり、かといってお年寄りの関係はそこまで行くのが大 変で、各家庭に申込みで、それはこれからの問題なのでしょうけれども、高齢化社会 に向けてお年寄りにも優しくというようなことであれば、ステーションまで持ってい けなかったらばパッカー車が通るところですか、そういうところ、本来だったら玄関 先と言いたいのですけれども、そんなような何かの考え方を今後の話ですけれども、 お持ちだったら答弁いただければと思いますけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

議員さんも含めまして議員の地元の方々にはそういった分別にご理解いただいて、 一生懸命ごみ出しできちっとルールにのっとった収集ができるようにご努力をいただ いていることに関しましては大変感謝申し上げます。ありがとうございます。先ほど 議員さんがおっしゃった、高齢に伴うごみ出しのご不便、どうにかならないかという ご質問でございますけれども、こちらのほうは個人、集積場というのはこちらのほう で区長さん、環境美化委員さん等にそのごみ集積場の設置の申請をしていただいて、 それから設置をすると、そのようになっております。ある程度まとまった世帯でお申 込みをいただかなくてはいけないという制約がございます。では、戸別に収集という お話かと思いますけれども、町内の収集業者に聞きますと、費用をお出しいただけれ ばできると。しかしその1回の費用がやはり高額になると、そういう回答を得ており ますので、なかなか現実的には難しいかと思います。ですので、パッカー車で個人の 字に収集に行っているという事例も町内業者さんでは実例はないというようなお話も お伺いしております。なかなかごみ出しが大変だというお話につきましては、我々環 境行政を担わせておりますけれども、そちらのほうはできれば生活支援という面で、 例えば社会福祉協議会のお助けサービスとか、そちらのほうをぜひご利用いただけれ ば相談に乗っていただけると思いますので、ぜひそちらのほうの活用をお勧めしてい ただければ大変助かるということでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を2時45分といたします。

休 憩 午後 2時30分

再 開 午後 2時45分

〇森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松本議員の再質問からです。どうぞ。

〇11番(松本美子議員) それでは、もう少しすみません、(1)番なのですけれどもお願いをいたします。これのごみを出すについては指定袋というようなものがありますけれども、半透明かな、指定袋と燃えるごみなり、こう書いてありますし、透明袋で出してくださいというような、ごみカレンダーにも書いたものもあるようですけれ

ども、なかなかお店そのものが売っているところと売っていないところとあるということなので、買いにくいというか、買い出しに、高齢者の関係が続いてしまっていて申し訳ないのですけれども、行けないのだというようなことのお話等も結構あるのですけれども、ごみの袋については町のほうはどのような指導をして、自分で買い行くのが当たり前なのでしょうけれども、何かいい方策というか、方法というかありますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

ごみ出しの袋につきましては、これは小川地区衛生組合管内で統一されております。可燃ごみつきましては指定袋でお出しいただくと。そのほかの不燃物等廃プラスチック類、そういったものは指定でなくも透明で中身が分かるものであれば、それを使って出していただきたいと、そのような統一的見解でお願いはしております。そちらのごみ袋の特に指定袋は指定されていますので、販売されているところで買わなくてはいけないと。そちらの販売所につきましてはヤオコーとか、カインズホームとか、そういったホームセンター、あとはドラッグストアにもあると思います。そういったところでご購入をいただいて、それでごみ出しをしていただいていると、そういった状況でございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第11番、松本美子議員。
- ○11番(松本美子議員) この(1)の未加入世帯の関係なのですけれども、答弁も今までいろんな方面から答えていただきましたけれども、これは全家庭に配布ということであれば、区の未加入について、もう一度申し訳ないのですけれども、区長会議かなんかのときにはしっかりとお話をしていただいて、加入件数は幾つで、未加入者は何件でというところを把握していただき、その部数をきちっと区長さんのところへ職員さんが今も届けていますから、届けていただけるというふうな方法はお願いができますでしょうか。それを聞くのはなぜかというと、3月までに加入していまして、4月1日で未加入になりましたら、配布物は届きませんからそのつもりでいてくださいねというようなお話があったのです。届きませんと。ですから、そうしますと、ごみの収集のカレンダーも何も来なくなってしまって、分からなくなってしまったという

ことで、ちょうど去年度ので、ちょうど入替えだったから、これ古いけれども、どう ぞというような形も私も取らしてもらったこともあったのですけれども、あとはカレンダーのほう入ってしまっていいですか。この次のところで一緒に地域支援課のほう でやったほうが配布物ですからいいでしょうかね。では、それはすみませんけれども、区長さんのほうにお願いは会議のときにはしていただけますかということだけお願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

区長会等、そういった公の場でもそういったお願いはさせていただきたいと思います。そういった公の場所以外でもこちらが把握したものにつきましては、このお宅にぜひお配りしていただきたいと、そのようにこちらのほうから各区の区長さん等にお願いはしていきたと考えております。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第11番、松本美子議員。
- ○11番(松本美子議員) それでは、(2)のほうに移らせていただきますけれども、生ごみの処理機あるいはコンポストと、それから電気式の関係なのですけれども、その割に利用者が増えていないのだなというふうな、長年これやっていますから、その割には町民に対して浸透していなく、ごみステーションのほうに持っていかれる方が多いのだなというふうな感じを受けました。それで、なかなか時あるごとにこういう補助金制度もあり、利用していただければ堆肥にもなったりできますし、いいのですよというような、広報の仕方ですけれども、その辺のところはカレンダーとか、町ホームページではやっているというようなことですけれども、それ以外での集まりから、何かの町のいろんな大会のときの配布物かなんか、そういうものでのPRというようなことはやったことってあるのですか、やっているのですか。普及ですね。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

まず、生ごみ処理機の件数が伸びないというお話なのですけれども、そちらのほう は令和4年度は3年度に比べまして倍に増やさせていただきました。ですので、その 辺は、今現在もう4月に入ってすぐ待っていらっしゃった方なんかも駆け込みで申請されている方もいらっしゃるので、その辺は少し予算も倍に取らさせていただいて、伸ばしていこうと、その辺を私どもも考えております。生ごみ処理機の広報なのですけれども、以前も松本議員さんからご質問いただいて、その後すぐ、特にホームページを見直させていただきました。今まで使い方とか生ごみ処理機の種類とか、その辺がもう少し分かりやすくと、そういうご指摘を受けましたので、生ごみ処理機の種類とそれぞれの映像、写真も加えさせていただいて、あと使い方もそのホームページの中に入れさせていただきました。そのような形で周知に努めておりますけれども、松本議員さんご指摘のように、また別刷り等でもしそういう広報できる機会があれば、こちらのほうもよく研究して効果が見込まれると、そういったことであれば、ぜひそちらのほうはやっていきたいと考えております。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第11番、松本美子議員。
- 〇11番(松本美子議員) ありがとうございます。いずれにしても私、これは高齢者関係対策というような形でずっと聞いていますので、それに未加入の関係者のことで伺っていますから、やはりカレンダー関係、広報にしても何でもそうですけれども、町からの配布物は各家庭にきちっと届かないと、何が載っていようが、お年を取ってくるとホームページ見てくださいと言ってもなかなか見られないとか、そういう方たちもどんどんと増えてくるというと申し訳ないのですけれども、ですからその辺のところは事あるごとに何かの方法で啓蒙、啓発をしていただければありがたいかなというのが、今後の課題に解決していただけるような方向で考えていただければというふうに思いますので、お願いいたします。ありがとうございました。

では、3番のほう移らせていただきます。戸別の関係なのですけれども、こちらに つきましては有料の収集ということでございますが、件数的には257件ですか。結構 まあまあいるのだなというふうにも思いました。いずれにしても粗大ごみでございますから、お願いをして取りに来ていただくという形を取るか、あるいは小川のほうに 持って行くというところなのでしょうけれども、これはあれですよね、あくまでも粗大ごみ収集の関係のみで、それ以外の燃えるごみにしても、可燃ごみにしても、そういったものは扱って、戸別収集はしていないということの解釈でよろしいですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。議員さんのおっしゃるとおりでございます。以上でございます。

- ○森 一人議長 第11番、松本美子議員。
- ○11番(松本美子議員) この中に収集を、これは各個人の家庭あるいは株式会社関係 なんかも入ってくるのだろうかなというふうに思っているのですけれども、その辺の 分かれ方というか、営業用のと別になっているのでしょうけれども、件数的にはどの ぐらいの差がありますか。各家庭ではないけれども、会社関係ではあるという解釈ですか。257件で、個数としては755個だったということですけれども。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

こちらの粗大ごみの戸別収集に関しましては、これは一般家庭の方のみでございます。法人等は事業系の一般廃棄物の収集ということで、各企業が収集業者に個別に契約を結んでいただいて、それで収集に来てもらうと、そのような形を取っております。 以上でございます。

- ○森 一人議長 第11番、松本美子議員。
- ○11番(松本美子議員) 一般家庭だということで、会社関係は別ですよということで分かりました。それは50キロ未満ですと、自分で持込みすると無料だということですよね。それで、キロ数が増えればプラスアルファということになってくるようですけれども、これは戸別に収集に来ていただいた場合にはどういう金額的なものになるのでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

今現在、家庭系の一般廃棄物、いわゆる生活上出るごみを戸別に収集というのは、 私が処理業者に確認したところ、実例がないと、そのような回答を得ております。戸 別に収集に来て、戸別にお願いをして収集をしてもらうというやり方はあるにはある らしいです。ただ、これはパッカー車とか、そういうのはなくて、例えば軽トラとか、 普通の荷台のあるタウンエースとか、そういった荷台のある貨物車で、1台幾らと、そのような形で依頼をされて請け負うと、そのような形を取られているそうです。これは私が聞いた範囲で、軽トラは1台1万5,000円、これは税抜きです。1万5,000円と聞いております。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第11番、松本美子議員。
- ○11番(松本美子議員) ありがとうございました。

それでは、次に移らさせていただいて、(4) に移らせていただきます。まず、1 回目で分かるような細かく答弁とかいただいてありますけれども、確かに生ごみ入れるときの水切りネットですか、そういうのも当分の間は、下着類ですか、そういったものも今までどおりですよというようなことですけれども、これは従来どおりにいつ頃までということなく、当分の間まだこのままの状態でいいという理解でいいでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えします。

こちらのほうは、いつまでにという期限が設定されておりません。こちらのほうは 町村民の皆様が衛生組合管内ですけれども、ごみ出しをするのに大きな混乱が生じな いようにという暫定的な措置ではございますけれども、ではいつまでにという期限は 区切られていないと、そのような状況になっております。ただ、こちらの答弁書にも 書かせていただきましたけれども、いつかは解消しなければいけませんので、そちら のほうは、衛生組合管内5か町村でこれからどのようにしたらいいかということを衛 生担当者会議管内協議会等、その中で議論をして検討をし、それを方策を決めてやっ ていきたいと、そのような形になると思います。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第11番、松本美子議員。
- ○11番(松本美子議員) そうしますと、課題(4)につきましては、町民からの問合せの課題ということでも伺っていますので、課題は答弁のところに3点ほどありますけれども、これ以外では別に改めて、今言ったネットとか紙おむつ、あるいは女性用の下着とか、そういったようなものが主に課題になるかもしれないけれども、今まで

どおりですよと、そういうような答弁のようですが、これ以外でも問合せみたいなものも何かありますか、出し方というか、変更になってからというか、課題。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

これは主なもの、品目について例示させていただきましたけれども、そもそも寄居のバイオマスプラントになるということで、衛生組合の中爪の施設ではなくて、寄居まで持っていかなくてはとか、そういったストレートなご質問もやはりありました。そちらのほうは今までどおり持込みのごみにつきましては、中爪の衛生組合で大丈夫ですと、そのようなお答えをさせていただいて、安心なさっていただいいていると、そんなような状況でございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第11番、松本美子議員。
- ○11番(松本美子議員) そうしますと、今までそんなに変わった形ではないということなので、あえて出し方やなんかについてもあまり町民から問合せ等は今1点答弁していただきましたけれども、そのようなことのみぐらいで、ないという形ですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

問合せはここに例示させていただいたと、あと私が申し上げたようなことが主に多い。それぞれ全部統計取っているわけではございませんが、肌感覚で私も電話を取っていろいろご説明もしておりますので、その中で主に多かったものを例示させていただきまして、そのほかは大きな混乱は生じていないという認識でございます。収集運搬業者、あと衛生組合にも4月開始早々にも確認を取りましたし、その後も機会を捉えてどのような状況かというものは確認をさせていただいておりますけれども、今のところ、全て順調にいっていると、そんなような回答得ていますので、私どもも今のところ大きな混乱はなく順調に滑り出したと、そんなような認識でおります。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第11番、松本美子議員。
- ○11番(松本美子議員) ありがとうございます。丁寧に答弁していただいております

けれども、啓蒙、啓発というのはこれでおしまいということは多分ないと思うので、 現状はまあまあにいっていても、いつ何どき、また毎日出るごみですから、出し方が 悪いとか、放り投げていかれるとか、ステーションのそばに置いていかれるとか、い ろんなことが起きていますけれども、美化清掃員さん、あるいは区長会議さんとか、 いろんな委員会で会議がありますから、事あるごとに少しずつ担当の人たちにお願い をしていただければ、もう少しきちっとしたものができ、きれいなところになってく るのかなというふうな考え方もありますけれども、その辺もよろしくお願いしたいと いうふうに思います。

以上です。

それでは、2番のほうに移らせていただきますけれども。

- ○森 一人議長 どうぞ。
- ○11番(松本美子議員) それでは、2項目の町民への配布物でございますけれども、 広報、ごみカレンダー、その他チラシなどの町からの情報は自治会を通しまして配布 あるいは回覧がされるわけですけれども、様々な理由で自治会未加入世帯が先ほどか ら申していますけれども、増えております。そこで、以下のことをお伺います。
 - (1) ですけれども、自治会未加入世帯への対応については。
 - (2)、職員による区長訪問の際、区からの要望はどのような内容がありますか。 以上です。
- ○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)について、馬橋地域支援課長。
- ○馬橋 透地域支援課長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答えいたします。

広報、ごみカレンダー等の全戸配布するものにつきましては、自治会未加入世帯へも配布いただくよう区長様にお願いしております。また、広報つきましては、町民全ての方に情報提供するため、コンビニエンスストアや農産物直売所など多くの人が立ち寄る場所に配置しております。

続きまして、(2) につきましてお答えいたします。

職員が訪問した際の区長様からの要望につきましては、近年ほとんどありませんが、 訪問時以外の区の要望といたしましては、道路や水路の管理に関することが多くを占 めております。その他といたしましては、街路樹などの伐採や交通安全に関すること などが挙げられます。 以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 第11番、松本美子議員。
- ○11番(松本美子議員) それでは、(1)から質問させていただきますけれども、先 ほどもちょっと触れてしまいましたけれども、広報、ごみカレンダー、それからいろ んな町からの配布物は自治会あるいは区と地元のほうは言っていますけれども、その 加入に捉われず、全戸配布を区長にお願いをしているのだということですけれども、 現実はそうではないです。現実は区を抜けた途端に、もう何も配布されませんよ、い いですね、それでというふうに、まだ2か月ぐらい前ですから、これは間違いないで す。私もそのそばにいましたから、たまたま。そうしたら、そういうふうなお話が来 たのです。だから、私そこで、そうではなくて、そういうものは町民であれば全部配 布物は届くことになっているのはないのでしょうか、もう一度お確かめくださいとい うようなお話もしたのですけれども、改めてもう一度何か区長さんに聞いてきたら、 やっぱり入らなくなると届かないのだそうです。届かなくてもいいというか、届かな いのだそうですよって回答が来ているのです。ですから、そうなると、特に先ほどか ら何回も言っていますけれども、町からのいろんな便りは広報を見る、それはパソコ ン見るっていえば、それまで分からないですけれども、広報見たり、議員なら議員の ほうの議会報見たり、そういうものを楽しみ、町とのつながり、世間とのつながり、 そういうものもあるから見たいというか、ないと困るというか。それで、町のほうか らいろんな催物があるときもそういうものが全部載ってくるわけです。それなのにそ ういうものが配布されなくなるということになると、何か世間から本当に置き去りに されてしまったというような感じを受けたと。でもそれは、抜けるのにはさっきから 申し上げていますけれども、いろんな理由が結果的にはあって、仕方がないというこ とで、抜けさせてもらうということになって、何軒かずつ増えてきています。ですか ら、そこのところはもう一度よく配布の関係はお話をしていただいて、区に入る、入 らないは別としても全戸数でお渡ししていただき、それを各もうちょっと小さい支部 ですか、そういうところに配布になってくるわけですから、それがまた班かなんかで 分かれていって、回覧で個人のお宅のほうを通っていくわけですから、そうしてもら えるというふうにお願いが再度になりますけれども、広報でもいいですけれども、お 話はできますよね。していただいたお願いはできますかというような聞き方ですけれ ども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、答えいたします。

現実的にそういたことがあるとすれば、こちらのほうのお願い不足といいますか、 広報不足だと思いますので、今月区長会第2回ありますので、その場でもぜひ区長さ んのほうには改めてお願いさせていただきたいと思います。区を抜け、自治会を抜け たいというお話、区長様から実際によく相談をされます。その際には抜けた場合でも 配布物についてはぜひお願いしますということでお願いはしております。併せて先ほ どのお話出ましたけれども、ごみ収集場の件も区長様のほうからご相談いただくこと が多々ありますけれども、そちらのほうも自治会に加入している、していないにかか わらず使用はさせてくださいということでお願いはしております。ただ、地元の方が ごみ当番等、班の中で実際に順番で回してやっているので、そういった方から見ると、 そういうこともしないで、ごみだけ出すのはどうかというお話も当然あります。あと 今の広報等、全戸配布のものにつきましても実際に区に加入していない、要するに役 員等がもうできなくなるので、区のほうを抜けたいというような話、それは仕方がな いかなと思うのですけれども、例えばある区では区費は払うけれども、申し訳ないけ れども役員ができないので区を抜けたいとか、いろいろケース・バイ・ケースがござ います。配るほうからすると、やはり区費も払わない、役員もやらない、だけれども 配布物は欲しいってなると、ちょっとこれ虫がいいのではないかというお話なのです。 ただ、そちらのほうにつきましては、地域支援課としては一応情報提供ということも ありますので、申し訳ないけれども、ぜひお願いしますというふうに、個別の相談が あったときには必ずお願いしています。ただ、実際に区を抜けるので、配布数を減ら してもらいたいって来られたときには配布はしていただきたいので、それは減らさな いというような形にはしています。何らかの事情で世帯がなくなって、1枚いつも余 ってしまうから、1個減らしてくれという場合には対応しているのですけれども、そ れ以外は実際は最近戸数が増えているというか、配布先が増えたので、足りないから ちょっと増やしてくれというお話のほうが実際は多いので、個別でいろいろ事情があ るかと思いますけれども、区長会のほうで全体的にもう一度啓発させていただきます。 以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

- ○11番(松本美子議員) 自分の立場になってみれば、今課長さんが答弁してくださっ たように、お互いの言い分というか、お互いの考え方というか、そういうものがある ことは承知いしたしております。ですけれども、最低限度、区までは入れないのです けれども、支部とか隣組とか、そういったところはきちっと皆さん入って支部活動も しますし、この間の会議やなんかも全部出ていますし、それからごみ当番とかああい うものもやっていますし、ただ区のほう入りますと、高齢で動けなくなってきたとい うのもありますけれども、生活面もあるのです。やはり入っていますと、一緒になっ て行動も取れなくなったり、お金のほうも収めるのも少し大変になってきたと。そう いう関係があるので、それで若い方たちとは別々に町内、町外に住んでいたりすると、 本当にお一人かあるいはご夫婦かという形が多いので、そうすると役員もできないし、 お金のほうも大変だからということで抜けて行かれる方が、抜けたほとんどの方のお 話を聞くとそういう形です。そうすると、抜けた途端に配布物が来なくなりますから ねと言われたので、そのときはそういうものなのかなと。では、何も分からなくなっ てしまうから困ってしまったねというお話から今回私も質問させていただいたわけな のですけれども、できる限り大変でも区長さんにはお願いをして戸数を調べていただ き、未加入、加入者共々配布ができるようにお願いしていただければと思いますけれ ども、よろしくどうぞお願いをします。1番はこれで。
- ○森 一人議長 はい。
- ○11番(松本美子議員) (2)のほうに移らせていただきますけれども、こちらに関しましては、配布物の関係で区長さんのお宅へ職人さんがお持ちをして、それを各自治会のほうで分けていくという、そういうような形を取っているわけです。そうしますと、これをつくったときには、職員そのものが区民の皆さん方の区長さんのところへ行って、反対にお伺いをして、いろんなことを聞いてきてまちづくりをきちっとしてくのだというか、町を盛り上げていこうというか、困った方がいないようにしたいと。そういうようなことの説明のみのことで配布物は区長さんのほうへ職員さんが持っていき、それでそこで何かありましたら、ぜひお聞かせください、町のほうで生かせるものは生かしていきますよと、そういうようなところから始まったというふうな認識なのですけれども、間違いないでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

区長配布につきましては、議員さんおっしゃるとおり、職員が実際に区長さんにお 会いして何かご要望ございますかということで、必ず対面でお話を聞くというところ はセットになって始まったものでございます。

以上です。

- ○森 一人議長 第11番、松本美子議員。
- ○11番(松本美子議員) 答弁の中では、近年にはほとんどはそういった訪問して、配布物持っていってもあまりないというようなことですけれども、その反面、区のほうから別枠で区長のほうからの要望でしょうと思いますけれども、道路の水路の関係だとか、あるいは街路樹の関係だとか、そういうものは安全上妨げられるからということで話は時折あると、そういうようなことですけれども、こういったような、どちらにしても職員が行ったときか、あるいは区のほうから区長さんのほうからの正式要望で来ているにしても、区から出ているものですから、対応をこの中で、年に何回か、幾つかというのかな、幾つかできたこともあるのですか、そういう要望の中で。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、お答えいたします。

実際にご要望いただいて、その中で対応できたかどうかという数はちょっと把握していないのですけれども、地域支援課のほうでは、受けた数は記録しておりますので、そちらのほうをご紹介させていただきます。まず令和4年度というか、4月、5月ですけれども、近年では今のところご要望8件ほどいただいております。それから、令和3年度は36件、令和2年度が22件、令和元年度58件、様々なご要望いただいています。数につきましては、ある程度のことは道路のことがやっぱり多いので、予算等の絡みもございますので、ご要望いただいてすぐに実現必ずしもしているとは限らないのですけれども、そういった感じで随時受け付けておりますので、ただこちらにつきましては要望という形で書面で出していただいているものになります。ですので、区長会のほうも職員が行ったときに、そのことを口頭で言うというのが恐らく難しいというか、ですので、要望出すからいいよというような形で多分そのときは済んでいるのかなというふうに想像できます。

以上です。

- ○森 一人議長 第11番、松本美子議員。
- ○11番(松本美子議員) そうですね、なかなか対面でやられて、しっかりと話を職員さんにして、町へ持ち帰ってもらおうというような考え方を持って広報持ってきてくれるのだからというふうな気持ちのほうが強くて、やっぱり言えなくて後ほど書面でというふうな形なのだろうというふうに、課長答弁でしたけれども、そのとおりなのかなというふうにも思っております。特にたまたま道路の水路、あるいは街路樹の伐採というものが答弁にもありますけれども、農村部のほうについては各家庭が自分自身で管理ですか、もうできない状態が多くて町道にしても、うちもほとんど町道で、山が多いですけれども、かぶさってしまって伐採をしていただきたいのですけれども、なかなか1対1だと、そこのお宅へ言うと、近所同士というのは難しいですから、言えないからと思ってそれぞれが我慢してしまうということが結構多いのです。だから、その辺は見るに見て、町のほうで乗り出ている部分については地主のほうにお話をしてくださるのでしょうけれども、その辺のところのもう少しこう、地域支援課とはちょっとは違ってしまっているか分からないのですけれども、啓蒙的なものか、啓発的なものか、何かそういう方法ってしたことありますか、考えられませんか、担当課ではないというか、どうでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

地域支援課では、そちらの啓蒙というか、啓発というところではしていないのですけれども、やはり地域の方からのお言葉がないと、担当課の方は農政課にしても、まちづくり整備課にしても順次巡回等して、様子はうかがっているものとは思うのですけれども、実際は町民の方からの声を聞きまして対応するという形になっていますので、遠慮なく町民の方からご要望いただいて、町道、県道等、道路に関するところ、農道でも町道の部分ございますし、水路とかもございますので、そういったところの要望につきましてはなるべくお応えできるようにしていますので、遠慮なく言っていただければというふうに思います。

以上です。

- ○森 一人議長 第11番、松本美子議員。
- ○11番(松本美子議員) ありがとうございました。いろいろよく説明いただきました

ので分かりました。ただ、1点だけ申し訳ないのですけれども、区長会議やなんかありましたときには、こちらのほうでこの話も付け加えてやっていただければ啓蒙にもなってくるかなと思うので、ぜひお願いしたいと思います。大変ありがとうございました。

終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 3時22分)

令和4年第2回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 (第3号)

6月7日(火)午前10時開議

日程第 1 一般質問

第9番議員 青柳賢治議員

第1番議員 小林 智議員

○出席議員(12名)

1番 小 林 智 議員 狱 守 3番 勝 義 議員 6番 大 野 敏 行 議員 8番 長 島 邦 夫 議員 10番 川口 浩 史 議員 12番 渋 谷 登美子 議員

2番 Ш 田 良 秋 議員 4番 藤 野 和 美 議員 7番 畠 山 美 幸 議員 9番 青 柳 賢 治 議員 松 美 子 議員 11番 本 人 13番 森 議員

○欠席議員(なし)

○本会議に出席した事務局職員

 事務局長
 青木正志

 書記
 安在洋子

○説明のための出席者

佐 久 間 光 町 孝 長 髙 橋 兼 次 副 町 長 福 嶋 啓 太 技 監 杉 田 哲 男 総務課長 馬 橋 透 地域支援課長 前 \mathbb{H} 宗 利 福祉課 長 環境 藤 原 実 課長 中 村 寧 農政課長 企業支援課長 永 政 昭 藤 伊 藤 恵一郎 まちづくり整備課長 奥 定 男 教 育 長 \mathbf{H} 喜代美 高 橋 教育委員会事務局長 中 村 寧

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、 大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和4年第2回嵐山町議会定例会 第6日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。 以上で報告を終わります。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

◎発言の訂正

○森 一人議長 ここで、昨日の山田議員に対する一般質問に対しまして答弁の訂正を 求められておりますので、この際これを許可いたします。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、貴重なお時間をいただきまして訂正させ ていただきます。

昨日の山田議員様からの市野川の流量確保についてのご質問に対して誤りがありましたので、訂正させていただきます。河川改修計画につきましては、埼玉県の荒川中流右岸ブロック河川整備計画に基づきまして、おおむね時間雨量50ミリ程度、年超過確率でおおむね3分の1に相当する降雨に対して、安全に流下する計画を目標として計画を進めているところでございます。一方で、嵐山町内の市野川の河川断面がどれほどの降雨に対応するかというのは公表されておらず、把握できていないということ

でございます。ただし、市野川の区間で当面必要なしゅんせつや伐採が完了することで、少なくとも令和元年東日本台風時点での市野川の流下能力を大きく上回るということで理解しているということでございました。訂正させていただきます。どうも申し訳ございませんでした。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 長島 邦 夫 議 員

- ○森 一人議長 本日最初の一般質問は、受付番号 5 番、議席番号 8 番、長島邦夫議員。 質問事項 1 の投票率を上げる取組についてです。どうぞ。
- ○8番(長島邦夫議員) 議長から指名をされました8番の長島邦夫です。一般質問を 行います。今回の一般質問は大項目で3問でございます。明快なる答弁をお願いした いと思います。

それでは、1番から参ります。1番として、投票率を上げる取組についてということで通告いたしました。少子高齢化が加速する中、これからの日本を支える若者、現代世代の思いが政治に反映できるような選挙システムの改革、投票率向上の様々な模索がなされています。県では住んでいる地域に目を向け、政治や選挙を身近に感じてもらう、低投票率の若者に向けた啓発を強化する、誰もがどのようなときでも安心して投票できる環境を整備する具体策を進めると言われています。下記より、町の現況及び投票率を上げる取組についてお伺いをいたします。

それでは、1から6番までございますが、申し上げます。1番目として、近年の期 日前投票率、全体投票率をお伺いします。

2番目として、選挙立会人は住民票、選挙権があれば資格があると言われています。 広く選挙システムを体験するためにも公募のお考えはあるかどうか伺います。

3番目として、法では期日前投票箇所は市町村単位で1か所以上とされています。 南北2か所を設定して、複数日設置できないか伺います。

4番目として、政治を身近に感じていただくために町議場の開放、県議事堂、国会議事堂の見学会の開催などについてはどうでしょうか。

5番目としまして、身近な自治体の政策案から条例制定までのユーチューブ等の動画発信、議会ではこれから始まると思いますが、町の、行政側の主導でどうかなというふうに伺います。

6番目として、岐阜県御嵩町では御朱印風の大きな印鑑、押されたオリジナルの投票済証という、あなたは投票に行ってきましたよという投票済証を配布して、投票率がアップしたというふうに放送されました。期日前に限ってでもオリジナルの何か考えはあるかどうかお伺いをいたします。よろしくお願いします。

- ○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(6)の答弁を求めます。杉田総務課長。
- 〇杉田哲男総務課長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えさせていただきます。

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙では、期日前投票率は小選挙区、比例代表共に21.86%であり、全体の投票率は小選挙区で59.68%、比例代表で59.64%という結果でございました。

続きまして、(2) につきましてお答えさせていただきます。

現在投票立会人は投票管理者を含め、それぞれの区から推薦という形を取り選任を しております。区への依頼は選挙啓発活動の一環として、多くの方々に立会人等を経 験していただきたいという趣旨を踏まえ、区長会を通じて推薦依頼をしており、公募 に近い形で実施をさせていただいてございます。

質問項目(3)につきましてお答えさせていただきます。

町では令和元年度より12投票所から8投票所への再編を機に期日前投票所を、これまでの町民ホールの1か所からふれあい交流センターを加えた2か所で実施をしてございます。ふれあい交流センターでは投票日の4日前から期日前投票を設置してございます。

なお、昨年執行されました衆議院議員総選挙においては、新型コロナワクチンの集団接種と日程が重なったため、町民ホールの1か所での期日前投票となりましたが、 夏に予定をされております参議院議員通常選挙におきましては、従来と同様に町民ホールと、ふれあい交流センターの2か所の期日前投票所を設置する予定でございます。 続きまして、質問項目(4)につきましてお答えさせていただきます。

選挙啓発につきましては、啓発ポスターや標語の募集、冊子の配布を行うなど、中学生や新成人などの若年層を対象とした様々な事業を行ってまいりました。町議場の見学につきましては、中学生の職場体験や小学生の施設見学時に実施をしてございます。県議事堂や国会議事堂につきましては未実施でございます。どちらの施設につき

ましても見学が可能ということでございますので、ホームページなどで案内し、政治への関心を高めていただくよう啓発を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、質問項目(5)につきましてお答えさせていただきます。

ユーチューブなどの動画コンテンツの発信は、若年層に浸透していることもあり、 政治参加への関心につながる有効なツールの一つであると考えてございます。今後他 の事例を参考に研究してまいりたいと考えております。

続きまして、質問項目(6)につきましてお答えさせていただきます。

投票済証につきましては、各選挙管理委員会の判断により発行しており、様式などにつきましても特段の規定はございません。そのため、それぞれの選挙管理委員会においても工夫を凝らしたオリジナルの投票済証を発行しております。投票率の向上を図る目的もございますので、選挙管理委員会において町独自の投票済証を夏の参議院選挙において配布してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

- ○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。
- ○8番(長島邦夫議員) それでは、再質問をさせていただきます。

1から6も関連性がありますので、前後する場合もあるかと思いますが、そのときはご容赦いただきたいというふうに思います。なるべく沿ってやりたいとは思いますが。

- ○森 一人議長 どうぞ。
- ○8番(長島邦夫議員) それでは、最初に投票率のことを1番でお聞きをいたしました。嵐山町の議会議員の選挙が平成元年に行われました。53.54%だということです。その4年前の選挙は無投票でありましたが、8年前は62.15%と公表されています。8年間で10%も下がってしまったのです。地元の議員選挙であっても半数の方は選挙に行かない。体調等不良の方もいるでしょう、当日行こうと思ったら行けなかったと、そういう方が10%ぐらいと見たとしても、40%がどのような年代も行かないということなので、そのデータの分析、年代だとか地域だとか、何かなさっているかどうかお聞きをいたします。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えさせていただきたいと思います。

町の選挙につきましての年代別の投票率につきましては、集計が出してございません。直近の令和3年第49回の衆議院選挙、こちらで国で行ったデータがございますので、参考に述べさせていただきたいと思います。前回の選挙から投票の対象が18歳からというふうな形になってございます。ちなみに18歳、19歳、こちらの投票率等につきましては43.21%という結果が出てございます。例えば20代で36.4%、30代で47.1%、40代で55.5%、50代で62.9%、そういった有権者数からの投票率ということで発表がなされてございます。

以上です。

- ○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。
- ○8番(長島邦夫議員) 18歳以上が選挙権が与えられて、これで私も行けるだろうというふうなことがあったのでしょう、43.21%と。そうすると、また20代になると下がってしまう。だんだん年代が上がるごとに上がっていくと、考えてみればそんな感じがしますね。これはこの嵐山町に限っていただけではないというふうに思います。非常に高いところもございます。ですけれども、嵐山町みたいに下がってしまうと、何らかの方法を考えていかなくてはならないかなというふうな感じはします。投票所の再編を3年ほど前に行いましたよね。投票率の変化はどうだったですか。行きやすい人も増えたけれども、行きづらい人も増えたと、あると、そういうふうなところで、投票率の変化にはどうだったのでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えさせていただきます。

データとして、今何%から何%かというところの数字は手持ちでございませんけれども、その当時、総務課長の答弁の中では11から8か所、そういったものについてで、直接的な投票率が下がった要因はちょっと考えられないのかなというふうに考えてございます。当然近場の方等もいらっしゃいましたけれども、今投票率に見える方々を考えますと、やはり車で乗りつけられるという方がございますので、ある一定の駐車場等も整備したこの8か所ということは、それなりに意義のあったものなのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

- ○8番(長島邦夫議員) なかなか一長一短に上げるといっても難しいかなと、そんな 感じはしますが、町は再編のときになぜ変更したのですかというように広報の中に理 由は書かれていますが、人口減少とともに選挙人名簿登録者数が減少しているから、 いわゆる有権者数が減っているからということですよね。それと、期日前の投票率の 増加というふうな、期日前が上がってきたから再編しても大丈夫だろうというふうな 考え方だというふうに思うのですけれども、期日前は上がったとしても、期間が長い とやっぱり上がっているのです、期日前においても。期日前のほうの投票に入ります が、期日前については、これは3番目だったですか、ごめんなさい。
- ○森 一人議長 一緒でいいですよ。
- ○8番(長島邦夫議員) いいですか。
- ○森 一人議長 はい。
- ○8番(長島邦夫議員) 期日前については、嵐山町の町議会の選挙のときは16.1%なのです。ところが、29年の衆議院の選挙では39.68%と、逆にやっぱり期間が長いですから、期日前のところに行って選挙をするっというふうな感じなんかなというふうに思います。期日前が書かれていますけれども、一般的になりつつというふうにそこには書かれているのです。一般的なのであれば、さらにこの期日前の利便性を増していって、当日の投票も伸びてもらいたいですけれども、期日前のほうが都合がいいということであれば、さらに伸ばしていく方法が必要かなと思います。私、ふれあい交流でやっていたのはあまり知らなかったものですから、あっ、そうなのかというふうに今思ったわけですけれども、そのときの期日前のそこから、前は1か所だったですよね。それで2か所にした理由というのは何なのですか。やっぱり投票率の向上のために2か所に増やしたということですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えさせていただきます。

投票所の11か所から8か所に再編をしたのを機会に期日前投票所を増設したという ふうに答弁をさせていただきました。期日前投票所でございますけれども、投票日に 近くなってくると、期日前に見える方も多くなりますので、やはり待ち時間であった り混雑、そういったものを避けるというのも一つの要因としてございます。また、菅 谷地区の方々で、なかなか役場のほうまで来る機会が見えない方につきましては、そ ちらを利用していただきながら、期日前で投票をしていただくということで考えてございます。令和3年度に、こちらの手持ち資料でお話しさせていただきますけれども、直近の選挙の中で、複数の期日前投票を行っているところにつきましては、町村でお話をさせていただきますと23町村ございまして、3町村が複数の期日前を実施してございます。これにつきましては、合併等々によりまして、旧村地域での箇所、あとは地形的な問題、そういったことで実施してございます。1か所のところにつきましては、20町村がまだ1か所だということでございます。比企管内でお話をさせていただきますと、令和3年度の衆議院選挙、こちらにつきましては、管内で行っているところにつきましては東松山市のみということでございます。こちらにつきましては、東松山市と高坂に持っているということでございます。町村でお話をさせていただきますと、伊奈町、三芳町、神川町、こういったところが複数のところを持っていると。それ以外につきましては1か所で対応しているというところでございます。令和3年度につきましては、嵐山町はコロナの関係がございましたので、1か所で実施をさせていただきましたけれども、参議院選挙につきましては2か所で今予定をさせていただいているというところでございます。

以上です。

- ○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。
- ○8番(長島邦夫議員) 前回の場合、町民ホールと、ふれあい交流センターの2か所というふうなことだったですが、1か所から2か所に増やすというのも大変な苦労があったのかなというふうに思うのですけれども、負担的に1か所増やすと相当無理というか、多難ですか。そうでもないのですか。日にちはダブってやるということではないでしょうから、そっくり移行するというふうな形なのかなというふうに思うのですけれども、なかなか難しいものですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えさせていただきます。

期日前投票所につきましては2か所ということで、町民ホールで期日前投票を行える期間、これは投票日の前日前でございますけれども、開けてございます。それに併せまして、ふれあい交流センターを開設するということでございます。こちらにつきましては事務従事する方々、そういった方につきましては職員を配置してございます

ので、やはり日常業務に支障のない範囲でスタッフを配置すると。また、当然投票管理者、また投票立会人、そういった方々も各区ごとを通じまして立会人さんをお願いするというところがございますので、その4日間につきましては、それなりの人材の配置が必要になってくるのかなというふうには考えてございます。

以上です。

- ○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。
- ○8番(長島邦夫議員) 知らなかったもので、ご勘弁いただきたいと思うのですけれ ども、町民ホールでやっている方がふれあい交流センターに移行したのではなくて、 町民ホールの方はそのままそこで、ふれあい交流のほうに新たに増やしたということ ですか。町民ホールの中ではずっと続けていなければならないという決まりか何かあ るのですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。 杉田総務課長。
- ○杉田哲男総務課長 お答えさせていただきます。

当然投票日が近くなってまいりますと、期日前投票を行う方もそれなりに増えてまいりますので、やはり混雑の緩和というところもございます。また、菅谷地域の方々の利便性、そういったものを考えまして、その4日間につきましては並行して2か所を開設をしているというところでございます。

- ○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。
- ○8番(長島邦夫議員) 理解いたしました。

期日前が増えているということであれば、さらに利便性を増すという方法を考えた ほうがいいかなというふうに思うのですが、1か所でずっとそこで開けていなくては ならないという状況があるのだと、なかなか難しいかなとは思いますけれども、さら に研究を重ねてやっていただきたいなというふうに思います。

次に行きます。小項目の4なのですけれども、町では今傍聴の方もいらっしゃいますけれども、どなたも、今は人数制限もありますが、傍聴に来ていただいて見ていただくことも、議会の最中は傍聴していただくこともできるかなというふうに思うのですけれども、それ以外に通常の議場の開放というのは、今ここに答弁の中に書かれておりますけれども、いろんな子どもたちに見ていただいたりなんかということはしているかなというふうに思うのですが、さらに行政があって、議会があって、議会を通

ると一定のものは町の運営に反映されるのだというふうなあれというのは、やはり子 どもたちもそうですけれども、中学生、高校生、そういうふうなバージョンに分けて、 この日に開催にできますよと、見ることができますよというふうな、そういうふうな やり方というのはできないものでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えさせていただきます。

議会の開会中でなければ、県の議事堂、国会議事堂につきましても、そういった見学会というものは実施をさせていただいてございます。また、そういった機会を町の広報、ホームページ等で啓発をすることによりまして、そういった政治、選挙に興味を持っていただく、関心を持っていただくということは非常に有意義なことなのかなというふうに考えてございます。小学生の見学等々によりましても、議場を含め、町の施設のほうの見学というところも実施してございます。また、今年度につきましても、昨日の一般質問等でもありましたけれども、大妻嵐山の高校生のほうともこちらの見学というものをこちらに打診していただいている状況でございます。そういった中にはやはり事務に支障のない範囲で中を見ていただく、役場の仕事を知っていただくというところも大事なのかなというふうに考えてございますので、機会を捉えまして、そういった機会を設けてさせていただきたいというふうには考えてございます。以上です。

- ○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。
- ○8番(長島邦夫議員) 次のユーチューブの動画と絡めてお聞きをしますが、国会の 状況だとか、県会もテレビ埼玉ですか、テレ玉ですね、等々でしています。ですけれ ども、嵐山町の議場については、なかなか皆さん見る機会がないのかな。私も正直な 話、議員になるまでそんなに見たことはございません。様子は分かりますけれども、 やはり見て、ああそうなのか、ここで町の条例が決まっていくのか、条例決まるのに どういう流れでいくのか、そして町の執行のほうはこの条例に対して案をどのような 気持ちで出したのかとか、そういうようなことを見るというのは政治に大きく、自分 の生活に関わってくることなので、ぜひ何かいい手だてがないかなと。

動画の配信についても議会のほうもなかなか進んではおりませんけれども、もうじ きなるかなというふうに思いますけれども、執行側としても、町の我々が提案したも のが議会でこのように審議されて、それで反映されていくのですよというふうな、子 どもたちや町民の方に知っていただく、個々の条例についても関心の高い条例については、そういうものもあってもいいのかなというふうに思うのですが、模索をしていただいて、何かいい方法が見つかればというふうに思うのですが、ご検討をいただきたいなというふうな感じはいたします。町長、何かここまでで、あと細かい質問に入りますが、投票率の向上に向けて何かございましたら、一言お願いしたいと思いますが。

- ○森 一人議長 答弁を求めます。佐久間町長。
- ○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今回様々な角度から大変有益なご提案をいただいているかなというふうに思います。ただ、議場の見学だとかいうことは、先ほど総務課長のほうからもお話をさせていただきましたけれども、それと同時に、やっぱり議場ですから、議会のほうも積極的にそういったものには取り組んでいただいて、それでお互いが町民の人たちに身近に感じていただく、そういった努力をしていくということが必要かなというふうに思います。また、ユーチューブに関しても議会のほうでは数年前からいろんな角度で研究を続けていただいていると思いますので、町といたしましても総務課長がお答えしたとおり研究してまいりたいと思います。

以上です。

- ○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。
- ○8番(長島邦夫議員) 議会のほうもなかなか進んでいかないので、歯がゆいところがありますけれども、政治に関心を持っていただくというところの部分からすれば、やはり早く進めていかなくてはいけないかなというふうに、ちょっとネックがあって止まっているわけですけれども、努力はしていきたいなというような感じは思っております。

それでは、最後の投票済証の配布について再質問をいたします。この御嵩町というのは御朱印風の、いわゆる御朱印というのは大きな、毛筆で書かれた上に判が押してあって、いかにもそこの場所に行ったという、通常の神社だと300円ぐらいで配布するわけですけれども、それを嵐山町でも、あそこの嵐なびに行くと、ある神社の御朱印が出されていますけれども、一つの、たまっていくと、あのときの選挙も行ったの

だ、こっちの選挙も行ったのだというふうなことで、選挙にしょっちゅう行っている人というのは、そんなに行くものだというふうに思っていますが、今回は大したことないからいいやとか、何かそういう悪いきっかけができてしまうと、また次のときも行かなくなったりします。そういうふうに聞きます。俺が行ったからってどうなるわけでもないだろって、そういうふうに思ってしまうとどうしようもないので、それを少しでも考えを変えていただくためにもやはりそこへ行った記念というのは必要かなというふうに思います。夏の参議院選挙については何か考えていくというふうなことでございますから、結構なのですけれども、一つでもあれが上がっていく方法を考えたほうがいいかなと思うのです。これは私が提案したあれですけれども、何かそのほかにも町として投票率を向上させる、そのような類のものを、何かオリジナルのものを考えているかどうか、お聞きをいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきたいと思います。

まさに先日も町の選挙管理委員会がございました。そういった中でも選挙管理委員の方々につきましてもどういった形でやったらいいのか、ご質問もいただいてございますけれども、投票立会人であったり、そういった方々の若い方々に参加をしていただく方法、そういったものを今試行錯誤している状況でございます。できるところからやはり進めていくしかないのかなというふうには考えてございます。まずは今回長島議員のほうからもご提案いただきましたけれども、投票済証、そういったものはまさに今こちらの地域につきましては「鎌倉殿の13人」ということで大河ドラマもさせていただいてございますので、そういったものにゆかりのあるキャラクターを模した投票済証、そういったものが試行でございますので、期日前投票、そういったところに限定されるのかなというふうには考えていますけれども、投票済証の交付、そういったものも取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上です。

- ○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。
- ○8番(長島邦夫議員) 今も少し話が出ましたですけれども、投票済証のほかにも対策というか、オリジナルでやっているところはあるのです。そこの場合は嵐山町と同じような人口なのですけれども、期日前が倍に増えたと。期間が長ければ当然増える

わけですけれども、嵐山町の町議会議員の選挙期間というのは5日間しかないですから、だからそういうふうな短い選挙期間のときなんかには、やはり当日に行こうと思ったけれども、行けなかったというふうな話も聞くのです。だから、そういうことをなくすためにも当日無理そうな予定があるのであれば、必ず行っていただきたいというふうな、この期日前というふうなことについて大分町民の方は知れてはきたのですけれども、選挙というのは当日行くものだというふうに思っている方もいます。それで忘れてしまったり、行けなかったりして、それで終わりになってしまう人もいるので、大変難しい法の決まりはございますが、そんなに、それを問い詰めて、何の用があるのだとか、そこまでやるわけではないですから、啓発をしていただいて、期日前がさらに延びるようにやっていただきたいなというふうに思うのですけれども。何か案として、例えば投票所の再編はしましたですけれども、さらに再編を進める状況にもなっていく可能性もありますよね。そういうことになってくると、期日前の啓発というのはさらに大切になってくるので、期日前について何か最後にご答弁があったらお願いしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えさせていただきたいと思います。

大切な1票でございます。有権者が、やはり選挙があるということ、そういったものをいかに周知をさせていただくかなということがまず第一歩だと考えてございますので、その辺の広報、啓発、そういったものを行き届くように努力してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

- ○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。
- ○8番(長島邦夫議員) 行かせていただきます。2番目の質問は雑草対策についてということで質問いたしました。毎年5月、6月頃を迎えると雑草の伸びが早く、地権者を悩ませている。自己で対策がなされない場合は友人及び他の機関に依頼する状況である。しかしながら、依頼先も担い手不足であり、伸び放題の状況にある場合もございます。新たな除草作業の事業団の設立等、支援体制をお伺いいたします。
- ○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 質問項目2につきましてお答えさせていただきます。

現在のところ、シルバー人材センターが大部分の除草作業の業務を受託している状況でございます。他の団体を新たに設置する考えはございませんが、シルバー人材センターでの作業が集中する時期に一時的な担い手不足が起こることもございますので、除草作業が効率的に行えるよう機械等の導入について作業の改善が図れるよう指導してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。
- ○8番(長島邦夫議員) それでは、再質問させていただきます。

今から2週間ほど前だったのですけれども、ときがわ町のある営農集団の代表の方が嵐山町の中央部で空き地の草刈りをしておりました。仕事が忙しいというふうに思うのですけれども、どうしたのだいと尋ねると、地権者の方がシルバー人材センターに除草をお願いしたのだけれども、なかなかやってもらえないと。草の伸びも早いので、たまらなくなって私のところに依頼が来たのだというようなことでございました。除草の依頼は公的機関であればシルバーセンター以外にどこかあるのでしょうか。その1か所しかないのでしょうか。

- ○森 一人議長 答弁を求めます。杉田総務課長。
- ○杉田哲男総務課長 具体的に除草作業、そういったものがどこまでできるかというところにつきましては、町内業者で例えば土木の事業者、そういったところも場合によれば請負がしていただける可能性はあるのかなというふうには考えてございます。あくまでも個人対個人の作業の受委託というふうな形になりますので、そこの料金体系につきましては、その請負業者の価格設定になるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

- ○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。
- ○8番(長島邦夫議員) 私なんかも自分で除草作業をしますが、いつまで私ができるのかなと、そういう頭の中をよぎるときがございます。地権者というか、そういう場所を持っていると切実な問題なのです。確かに夏場の草刈りは、自分ごとであれば仕方なくやるのだけれども、ボランティアで行う場合は別として、なかなかシルバー人

材センターでも募集はしていますが、集まらないのだと思うのです。きついですよ。 自分のところだったら今日は2時間ほどやって、また後にしようかとか、そのような こともできますけれども、仕事となったら1日務めなくてはならないですから、やは りそういうふうなことだとよほどの、何というのですか、逆に草刈り部隊は賃金体系 が違うのだとか、何か方法を考えないと、作業員が集まらない限りは、それは仕事を 受けられませんよ。だから、そういうふうな状況になってきているのだというのを、 何かこの対策を考えていかないと、ときがわのほうから来てやるというのは、それは 別に悪いことはないですよ、普通の土建屋さんに頼めばそういうことになりますから。 でも、それだと相当高いものになります。シルバーさんに頼むより2倍、3倍にはな ると思います。そうなってくると、では、3回やるところを1回でいいやとか、そう いうことになると目をつぶるような状況になってしまうのではないかなというふうに 思うのです。町のほうでも、やはりある程度シルバーさんでそういう状況だというの を分かっているのであれば、何かしらこの考えていくしか方法はないと思うのですけ れども、いかがなものでしょうかね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

先ほどちょっと答弁の中でも触れさせていただきましたけれども、やはりこの夏場の刈払い機等での除草作業につきましては、身体的にかなりの重労働になってくるのかなというふうに考えてございます。そういったものを軽減する方法といたしまして、一つにつきましては軽微な機械を導入しての平場であったり、ちょっとした傾斜地等々については使える機械もございますので、そういったものの導入、そういったものもシルバー人材センターのほうに促しながら試行的にやっていっていただきながら、作業員のほうの技術も習得をしていただきながら効率化を図るようしていかないと、なかなか人的な要因が、今人手不足というところもございますので、作業の効率を上げていくというところが一つの手法なのかなというふうに考えてございます。

以上です。

- ○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。
- ○8番(長島邦夫議員) そうですよね。やっぱりある程度シルバーさんの中でも刈払 い機だけではなく、私なんかは山林なんかもハンマーナイフを使ってやります。課長

さんらもトラクター乗って、のり面なんかやる技術を持っていますから、そういうものもシルバーさんには導入をしていただいて、やっぱり効率よく、シルバーさんの作業員の担いが、この負担が少なくなるように、幾らでも受けられるような状況にしていただく。シルバー人材一本であれをやっていくというのであれば、そのような方法をさらに進めていただきたいというふうに思いますので、何もときがわのほうの方に来てもらわなくても、何とかなるようなことになればいいなというふうに思います。

それと、嵐山町まもり隊なのですけれども、嵐山を守っていただくということで登録をしていただいておりますが、この除草作業に鋭意力を入れているというような、 そういう団体もございますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

所管が地域支援課のほうになりますので、詳しい内容は私も把握してございませんけれども、その地域で自主的に地域の方々が課題に対して取り組んでいただいているというふうに認識してございます。そこの状況の中では地元にある公園であったり、そういったところの除草作業をしていただいているまもり隊の方々もいらっしゃいますので、それにつきましては所管のほうから必要なものに支援、そういったものはさせていただきたいというふうには考えてございます。

以上です。

- ○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。
- ○8番(長島邦夫議員) 答弁するところがちょっと違った、ごめんなさい。何としても、この状況というのは担い手の方ができなくなっていくというふうな状況で、土地を手放すというわけにもいかないわけですから、何かしらこういう状況がさらに進んでいくということを前もって考えていただいて、さらに住民の方が安心して暮らせるように考えていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次に行かせていただきます。

- ○森 一人議長 はい。
- ○8番(長島邦夫議員) 3番目としまして、河川状況の把握についてお伺いをいたします。

槻川をきれいにする会は長年活動されてきましたが、1年ほど前から機能が停止し

ているということでございます。解散されたわけではないかと思われるが、行政を含めた住民の方が身近な河川の状況把握をする機会が薄れる状況になっているのは間違いないと思います。河川の流れの状況確認、草木の繁茂の状況は水害を防ぐことにもつながります。また、ごみの散乱等を把握することは環境対策にもつながるわけでございます。下記を伺います。

- 1番目として、町内河川監視の現状を伺います。
- 2番目として、幅広く確認するためにも監視団体の強化を伺います。
- 3番目として、槻川をきれいにする会の今後の展望をお伺いいたします。
- ○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(2)について、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目3の(1)につきましてお答え させていただきます。

都幾川、槻川、市野川などの1級河川は東松山県土整備事務所の管理となっております。東松山県土整備事務所に確認させていただきましたところ、河川法第77条に基づき、河川管理員が月2回程度の頻度で河川パトロールを実施しているとのことです。監視の内容は不法投棄、不法占用、土砂採取や水質汚濁行為等とのことです。また、堤防表面の雑草刈払いにつきましても巡視、点検と堤防弱体化の防止のため年2回実施しているとのことです。なお、町が管理する普通河川については巡視等は行っておりません。

続きまして、質問項目3の(2)につきましてお答えさせていただきます。

県管理河川については、河川における自治会や愛護団体等によるボランティアでの 美化活動を支援するため、川の国応援団制度があるとのことです。現在、嵐山町内で は観光協会を含め4団体となっているようです。埼玉県では随時活動団体を募集して いるとのことです。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 次に、小項目(3)について、藤原環境課長。
- ○藤原 実環境課長 それでは、質問項目3の(3)につきましてお答えいたします。 槻川をきれいにする会は、槻川流域の水質汚濁防止及び河川環境の保全を推進し、 住みよい生活環境保持を目的として設立され、河川美化清掃作業への協賛、ウグイの 放流の実施協力、槻川流域見学会・河川美化清掃などに関わってまいりました。当会

の活動については、令和2年1月の槻川流域見学会・河川美化清掃実施後、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から各種事業が行われていない状況にあります。槻川をきれいにする会の今後の展望につきましては、事務局の小川町に確認しましたところ、コロナ禍の終息状況を見極めながら、少しずつ活動を再開していきたいとのことでした。したがいまして、嵐山町でも構成町村の小川町や東秩父村の活動再開に合わせて行動していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。
- ○8番(長島邦夫議員) それでは、質問をさせていただきます。

町では県土事務所が1級河川については巡視をしておりますよと、管理もしていますよというのは私も分かっております。河川パトロールの方がたまたま私が河川にいるときに来ていただいて、ここの不法投棄についても対応をお願いしたいと言ったら、即対応していただきました。町の環境課のほうにもお話は行ったというふうに話は聞いておりますが、やはり河川の状況をくまなく把握しているわけです。ですけれども、限られた人間でやっているわけですから、やっぱり住まいを嵐山の町に持っている方が近所の河川についてはある程度見ていますよね。町のほうにもこういう状況ですよという状況もお話があるかなというふうに思うのです。やはり自分の住んでいるところの河川ですから、住民の方にも関心を持っていただいて、こういう場合にはご連絡くださいとかという、この町のほうから広報か何かでしている状況はございますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

河川の巡視に対して広報等することは今まではありませんでした。先ほど3の(2) についての内容ですけれども、川の国応援団につきましては区長会等で毎年案内をさ せていただいたところでございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。
- ○8番(長島邦夫議員) 山田議員のほうから粕川のところで質問等もございました。 都幾川、1級河川についてはある程度そのように県のほうで見ていただく。だけれど も、結局町で見なくてはならないところの河川というか、河川に準じるところ、そう

いうものあるわけです。思わぬ水害がこれから出る可能性がございます。町のほうでもこの都幾川については随分注意を払っていただいて、都幾川の上流、嵐山との境、ときがわとの境についても工事がかなり進んでいってもう終わったのでしょうか。下の下流に来ては八幡橋付近でもやっていただきました。それで、その下の下流に来ても嵐山町でも随分被害やられたあの水道のところ、水道庁舎といいますか、よく分からない、水道の施設があるところやられましたよね。そういうところ、またはその下流についても東松山にもう入る部分についても随分被害やられたので、都幾川については随分やってくれているというふうに思います。

そういうふうな状況の中で、県が見ていただいているから大丈夫だというふうなあれではなくて、カメラでいつも見ているのだったら話は分かりますけれども、都幾川についてはこの近辺でカメラがあるところというのは私も気づいていません。やはりこういう状況というのは近場の方、または町のほうからこういうふうにやっていただかないと災害が出る可能性がありますよと。

石橋で大きな被害が台風19号で出ました。私ども議員仲間でボランティアも行きま したですけれども、思わぬ、県は全然想定していなかったと思います。ただ、そこの ところに水が来た場合、森林があって水止めを食らってしまって、水土めになったか ら、結局水の逃げ場がなくて堤のほうに行って、その堤からあふれたということで、 すぐ隣で災害に遭った方は自分の家の前の松の木、高さが5メーターぐらいあるでし ょうか、そこのところにつかまって助かったという、それだけの被害が出るのです、 思わぬところで。ですから、河川の状況は見ないといけない。昨日私もこの帰り際に この雨でどんなふうになったかなというふうに思って、二瀬橋から下流を見ましたけ れども、通常の水みちがこちらに流れてほしいよねというふうな県の考えがあって、 堀が掘ってありますけれども、もう水みちというのは恐ろしいですよ、元に戻ってし まって嵐山の水道の施設のほうにまた流れて行ってしまった。だから、こういうとこ ろは県のほうはここまでやってあるから大丈夫だというふうなことであっても、やっ ぱり住んでいる人たちはいろいろここに道路であっても川であっても、県のほうに言 っていくというふうな状況がないと、元に戻ってしまうと思うのです。ですから、今 朝も見て来ましたですけれども、やはり水みちというのは本当に恐ろしいもので、ま たそちらのほうに水量が少なくなってもそっちに流れています。ですから、あそこら 辺の状況については、もう町のほうも分かっていると思うので、やはり改善を促すべ きだというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、順次お答えさせていただきます。

町が管理する普通河川については監視すべきではないかという長島議員さんのご指摘ですけれども、基本的に町が管理する普通河川は結構水路として皆さん利用されておって、農家の方とかがこうなっているよというのをかなりまちづくり整備課のほうにも、例えば農政課のほうにも話が来て、その都度対応をしている状況であるというふうに考えているところでございます。また、県管理の1級河川についても、ただ任せているだけではなくて、やはり地元の方々からもこうなっているよという話は来ている質問に対しては、すぐさま管理は県でございますので、東松山県土整備事務所のほうに情報提供をさせていただいて、こういう状況になっているという話をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。
- ○8番(長島邦夫議員) 監視団体の強化についてはさほど考えてはいないということだというふうに思うのですけれども、やっぱりそういう団体をするというより住民の目というのが私は一番重要なのかなと。指摘してやっていただくもの、そういうものについてプラスアルファで、何でもかんでも県に話ということではないでしょうから、そういうものをある程度把握して町のほうが代表して、こういう可能性がありますよねというふうなのはちょくちょくやるべきだというふうには思います。だから、あそこのところの体制というのが全部県に任せているのではなくて、体制ができているかどうかお聞きをいたします。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

道路も河川も所管がまちづくり整備課でありますので、基本的には全て1つの課でやっておりますので、専門の河川に対する体制というのは基本的にはできておりません。ただ、町民の方々からいろいろ連絡等情報提供があった場合は、すぐさま現場を見て情報提供するという状況でございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。
- ○8番(長島邦夫議員) 3番の槻川をきれいにする会の再質問から行かせていただきます。私も随分長年携わって、確かにごみ拾いが中心になるわけですけれども、川の状況だとかというのは、やはりそこに参加した人がその地域の人から、例えば東秩父の方も小川の方も嵐山の方も1か所清掃をするわけですが、ここはどういうふうになっているのかとかいろいろな質問ができるわけです。そういう中において槻川をきれいにする会というのがコロナの関係で停滞してしまっていると。嵐山町が観光協会の再編の中でやる方がいなくなってしまって、そこに出て行かない。それで駄目になったのかな、中止になってしまったのかなというふうに思ったのですけれども、そういう状況は今は改善しつつあるのでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。 藤原環境課長。
- ○藤原 実環境課長 お答えいたします。

嵐山町のほうで選出している今までの選出区分が副会長と監視長、あとは監視員さんという区分で合計12名選出を今させていただいています。槻川をきれいにする会、まだ総会も開いていない状況でございまして、総会での議決がなされていませんので、あくまで案という形で名簿はもうできております。ですので、嵐山町の役員さんとか、そういう委員がいないから活動が停滞していると、そんなような状況ではございませんで、あくまで事務局である小川町さんのほうで、コロナ禍で少し活動は見合わせたいというお考えの下に今のところ休止をしていると、そのような状況でございます。以上でございます。。

- ○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。
- ○8番(長島邦夫議員) 通告にはしていないのですけれども、槻川をきれいにする会は分かりました。体制的にはもうできているのですよ、ただその後の行動が指示がないから動いていないということなのでしょうけれども、槻川をきれいにする会って、槻川だけに限ったことではなくて、やはりそのような人たちのメンバーが都幾川にも、嵐山町の市野川についても粕川についても、そういうところを見ていろいろ提言をしていただくというようなことはできないのでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

私も実はこちらに着任してからコロナ禍に陥りまして、その辺の総会等情報も得ていないのですけれども、やはり以前の総会資料なんかを拝見しますと、やはりほかの川につきましての活動というのはやっていないのが実情だそうです。ですので、そちらのほうはあくまで槻川水系ですか、東秩父村、小川町、嵐山町という形で活動をしているというのが現状だと思われます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。
- ○8番(長島邦夫議員) 繰り返しとなると思うのですけれども、私が言ったのは槻川をきれいにする会の嵐山町のメンバーさんが嵐山町の中の河川について槻川だけではなくて、ほかの河川についても美化清掃だとか、河川の状況を見て歩くというふうなことの活動は槻川だけではなくて、ほかの嵐山町のメンバーさんができないものかなと思ったものですから、今質問をしたわけなのですが。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

規川をきれいにする会は、名前のとおり規川ということで限定をされておりますので、その範囲を拡張するというのは規川をきれいにする会としては、やはり嵐山町の独断でやるというのはできないかと思われます。ただ、嵐山町のメンバーの中でできるかどうか、その辺はまだ検討とかそういうのは話合いもしたことがございませんので、やれないともなかなか申し上げられないとは思うのですけれども、ただあくまで規川をきれいにする会というその会の趣旨からすると、範囲を拡大するというのは今現状では難しいかなと、そのように考えております。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。
- ○8番(長島邦夫議員) それは分かりました。であれば、嵐山町の河川の巡視をする 団体、槻川をきれいにする会のもちろん最初の話は何十年も昔の話になるというよう なことですけれども、やはり公害的なものもあって巡視をするということもあったと 聞いています。ですから、今よりあんまりいい状況ではなかったわけです。ですけれ

ども、今は大分いいのですけれども、見る限りではごみ拾いみたいなものが主体になっていますが、そうではなくて見て歩いて河川の状況が、これからは水害なんかに耐えられる河川であるかどうかというのも、嵐山町の中を住民の方が見て歩くというのは非常に大切なことだというふうに思いますので、その槻川をきれいにする会のメンバーさんがそちらのほうに出向くということは難しいということであれば、それなりの今度は団体をつくって、河川の巡視をしていただきたいような感じはします。これは答弁は結構ですから、要望だけで収めておきますので、検討をしていただきたいと思います。

ちょうど1時間たちましたので、私の質問を終わらせていただきます。ありがとう ございました。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開時間を11時15分といたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時15分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 状 守 勝 義 議 員

○森 一人議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号6番、議席番号3番、状 守勝義議員。

初めに、質問事項1の子どもの貧困と学力格差についてからです。どうぞ。

○3番(狄守勝義議員) 議長のご指名をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

私の質問は大問で4問です。まず、最初に1の子どもの貧困と学力格差について質問したいと思います。以前から家庭の貧困と子どもの学力格差の関係性については研究者の先生方やマスコミ等で指摘されていました。5月6日の東京新聞では、昨年2月から3月に内閣府が実施した初めての全国調査の結果が報道されました。それによりますと、家庭の貧困が子どもの学習理解や進学を阻む傾向があることが明らかになったとのことです。調査は全国の中学2年生と、その保護者5,000組に郵送で実施し、回収率は54.3%、世帯収入を調べ、「貧困層」、「準貧困層」と、比較的暮らし向きが

安定している「それ以外」に分けて分析した結果、貧困層の子どもの学校の授業が分からない割合が、比較的暮らし向きが安定している層の3倍以上で、進学希望にあっては中学、高校までにとどまる割合が4倍以上だったとのことでございます。嵐山町にそのまま当てはまるかどうか分かりませんが、貧困など生まれた環境が子どもの人生を左右しかねない状況があるとすれば、何らかの支援策が必要と考えます。そこで、次のことをお聞きいたします。

- (1)、内閣府の調査についての見解と嵐山町の状況をお聞きします。
- (2)、子どもの貧困と学力格差を断ち切るための町の支援策としてどんなことが考えられるのかお聞きします。
- ○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)について答弁を求めます。 高橋教育委員会事務局長。
- ○高橋喜代美教育委員会事務局長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答え いたします。

内閣府の調査によると、専修学校等を含む大学進学率の全世帯平均が72.9%、ひとり親家庭世帯が58.5%、生活保護世帯が36.0%と報告されております。また、1年間の世帯収入と学校外教育費支出の関係などから見ても、親の収入が少なからず子どもの教育に影響を与えていると思われます。嵐山町の状況につきましては、調査はしておりませんが、同様な傾向があるものと理解しております。

続きまして、質問項目(2)につきましてお答えいたします。

経済的に恵まれない家庭の子どもに特化した対策は難しいと思いますが、子どもの 学習支援事業(アスポート事業)活用等について、関係課と連携しながら支援の方法 について研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- ○森 一人議長 第3番、状守勝義議員。
- ○3番(狄守勝義議員) それでは、再質問させていただきます。
 - (1)、(2) は関係性非常に高いので一括ということで、前後すると思いますが、 よろしくお願いいたします。
- ○森 一人議長 どうぞ。
- ○3番(状守勝義議員) 今答弁で、やはり嵐山町でも同様の傾向があるというふうに 理解しているということですね。そうした場合に大体3年生ぐらいまでは学力差はあ

まりないというふうに調査なんかでもあって、大体4年生以降というふうな形で学力 差が出てくると。それはなぜなのですか、その辺のことのお話を伺いたいと思うので すが。

○森 一人議長 答弁を求めます。 奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

確かに低学年の頃は家庭で宿題とか、いわゆる家庭での支援というのがそれほどなくても学校の先生が手厚く面倒を見ることによってある程度学校の授業を理解したり、それなりに進めていくことはできると思います。ただ、4年生、5年生になりますと、やはりどうしても学校の授業だけでは分からない子が出てきたり、あるいは家庭できちっと宿題をしてきたり、いわゆる親の援助といいますか、アシストといいますか、そしてさらには高学年、中学になるにつれて、先ほどのお話のように学校外教育費支出という面では、いわゆる塾とかお稽古事のことを言っているわけですけれども、やっぱりそういうふうに行かせられる家庭の子と、行かせられない家庭の子で差が出てくるのかなと、そんなことは感じております。

以上です。

- ○森 一人議長 第3番、狱守勝義議員。
- ○3番(犾守勝義議員) 例えば貧困層であっても学力の高いお子さんいらっしゃると思うのです。いろいろ調べて見ましたら、人間の能力には認知能力と非認知能力というのがあって、その差が例えばこの貧困層の子と、そうでない層のお子さんにはあるということなのです。そうした場合に、その認知能力と非認知能力というのはどういった能力であるのかということと、その辺の非認知能力が高いということは、要するに小さい頃からのある意味では育て方というか、家庭内の習慣というのですか、そういうような育て方というのは非常に大きいとは思うのですけれども、貧困層の方が非認知能力が低いというようなその理由はどういうところから生まれてくるのでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。
 - 奥田教育長。
- ○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

はっきりしたデータがあるので、確定的なことは申し上げられませんが、私自身の

経験から判断しますと、やはり当然貧困層のお子さんについてもいわゆる持って生まれた能力といいますか、非常に高い子が、よくIQというふうな指数を使いますけれども、そういうお子さんはどのような家庭に生まれても持って生まれた力が十分備わっているというケースも十分ございます。それに対して、やはり議員さんおっしゃるように、いわゆる育てられ方、そしてその年代年代に応じた刺激の受け方、それらによってこの能力はだんだん上がってくるのだろうと思います。したがいまして、一概に親の経済状況によって能力が違うということは決してないのだろうと思います。やはりそれはどんな子も同じような力を持って同じように生まれたときの認知能力といいますか、そういうものと順調に育っているお子さんと、それぞれその段階でなかなかそういう環境になかったというお子さんの違いは当然学校に上がっての段階での学習成果に反映してくるのかなというふうな捉え方をしております。

以上です。

- ○森 一人議長 第3番、犾守勝義議員。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。奥田教育長。
- ○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

もちろん4年生以降からでも非認知能力の部分について訓練といいますか、それぞれ学校で教科の学習のほかにもいろんな指導する場面がございますので、そういうところで丁寧に学校で対応することによって伸びていく部分も当然あるというふうに理解しております。

- ○森 一人議長 第3番、犾守勝義議員。
- ○3番(状守勝義議員) この学力格差、要するに貧困層と、そうでない層の学力格差 というのは非常に大きいのがある意味では非認知能力の差だというふうによく言われていると思うのです。ですから、そういった意味で、これは2番目の再質問にもなっていきますけれども、例えばここでどういうことが支援策としてできるかというので、アスポート事業というのを一応挙げていますね。私もアスポート事業は前の質問のときでもいろいろ出してみましたけれども、また調べてみますと、例えば学習支援のアスポート事業というのは中学生教室の開催、これは東松山教室と、それから小川教室、

これは5月の予定表なのですけれども、週1回ずつで月4回という形です。貧困層のお子さんが通える状況があるのかなというのを多少疑問に思うのです。このアスポートのところを利用して学習支援を受けるとか。それから、さらにジュニア・アスポート事業というのは、これは低学年というか、ある意味非認知能力を高めるという形の事業展開しているというふうに私は認識していますけれども、そこは近隣の、例えば東松山とか小川とかというのは全然ないのです。要するに見てみますと、狭山教室とか毛呂山教室とかというようなところで、そういうところを利用して非認知能力を高める教育、要するに支援を受けるとか、それから個々の教科の支援、勉強を教えてもらうという学習支援、そういうところに通って支援を受けるという状況が、ある意味貧困層の子どもさんというのは可能かどうか非常に疑問に思っているのです。ですから、確かにこういう制度は県のほうで、埼玉県は非常に熱心にやられていますよね。いろんな形の事業をアスポート事業ということでやられています。でも、実際の生徒さんは通える状況にあるのかどうか、そこが疑問だなというふうに私は調べて思ったのですが、その辺はいかがですか。

- ○森 一人議長 答弁を求めます。
 - 奥田教育長。
- ○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

議員さんご指摘のとおり、このアスポートを利用するというのは一般的ではない、要するに生活保護世帯、準要保護世帯のお子さん対象の事業ですので、学校で広くそういうことを周知するということもなかなかできませんし、この制度そのものを知らないお子さんなり保護者さんも大勢いらっしゃるのではないかなというふうに思います。したがいまして、この辺は福祉のほうの関係課での事業とリンクさせながら、いわゆるスクリーニングをしっかりして、対象となるお子さんがどのぐらいいて、どういう支援の方法があるかということをやはり把握した中で対象となる保護者にできるだけこういうこともありますよという支援の手を差し伸べていくという形になりますので、学校のほうで広くという、性質上そういうところではないので、この辺については非常に難しいし、また議員さんおっしゃるように、埼玉西部というところでは「滑川、嵐山、小川、東秩父のお住まいの方へ」というこういうチラシを作っているわけですけれども、嵐山、その指導員の方がたまたま嵐山のお子さんがいれば嵐山のふれあい交流センターちょっとお借りしてそういうことできませんかというようなこと

で、前にもお問合せがあって、それで何日かふれあい交流センターをご利用いただい たということもあるようですけれども、やはり非認知能力全般に対して広くカバーす るシステムというか、利用できるのかというと、なかなか難しいところがあるという のはご指摘のとおりだと思います。

以上です。

- ○森 一人議長 第3番、犾守勝義議員。
- ○3番(状守勝義議員) ちょっと現実的な支援ということで一つ考えられるのが家庭 支援センター、これは福祉のほうの担当になるのかなとは思うのですけれども、そこ のところの機能強化をして、さらに連携を強めてという方法、これある意味できるの ではないかなというふうに。例えば教育委員会の4年度の一つの方針として、家庭支援センターとの連携というのも入っておりますよね。それも含めて支援をしていくと いうような可能性というのはどうなのでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。奥田教育長。
- ○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

まさに今年の教育行政重点施策のところの一つに議員さんおっしゃっていただいたように、子ども家庭支援センターとの連携強化というのを挙げさせていただきました。そのことについては、この問題も含めて不登校の問題、様々学校で家庭に恐らく起因するであろうな、やっぱり学校だけではちょっと難しいなというお子さん、現実にたくさんいらっしゃいます。そこで、管轄は町の教育委員会ではありませんけれども、施設であります子ども家庭支援センターとタッグを組んで少しでもいい支援ができればなというのは、議員さんご指摘のとおりでございます。

以上です。

- ○森 一人議長 第3番、状守勝義議員。
- ○3番(狄守勝義議員) 福祉課長さんも出席ですので、今の質問についてどう思うのか、ご答弁いただけますか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。 前田福祉課長。
- ○前田宗利福祉課長 それでは、私のほうから子ども家庭支援センター、先ほど犾守議 員さん、また教育長からもありましたけれども、今文科省でも言われていますが、教

育と福祉の連携というのは非常にここ最近言われていることなのです。欧米なんかを 見ると、教育と福祉を一緒にしているような施策をやっているところもございます。 教育と福祉、もともとの支援する分野が違いますので、教育でできる範囲と、そうで なくて福祉でできる範囲もありますので、そういった意味では、もう子ども家庭支援 センターできて今年4年目なのです。3年間はB&G財団さんから助成金がありまし たけれども、今年度からは町独自の資金でやらせていただいています。さらに3年間、 いろんなノウハウがありますので、そういったところで、先ほど状守議員さんおっし ゃいましたように非認知能力、非認知能力というのはこれは生きる力なのです。これ は学習、勉強ではなくて、生活習慣ですとか、事の善悪ですとか、もしくは礼儀作法、 そういった本来は家庭で身につくようなもの、それが身についていないお子さんが非 常に増えていると。そういったところで、学校ではそこまでできるのかどうかと非常 に思っています。そういった意味でも子ども家庭支援センターを設置したわけなので すけれども、現在も子ども家庭支援センターでは学校のほうと協力をしながら、本来 家庭で身につくべきそういった力がないお子さんたちを子ども家庭支援センターのほ うで家庭も含めて支援していこうというふうにやっているところです。まだまだ連携 の面では不十分なところはありますけれども、そういった意味で今年度は教育方針の ほうでうたっていただきましたので、ぜひそういった連携を強めていって、福祉と教 育の連携というところで違った視点から支援をしていくというふうなことをやってい きたいと思っております。

以上です。

- ○森 一人議長 第3番、状守勝義議員。
- ○3番(犾守勝義議員) 分かりました。もう一つ、私は提案したいなと思っていたのは、今の子ども家庭支援センターとの連携強化というのは、これは非認知能力の向上を目指すということで、一つ大きなあれがあると思うのです。ただ、もう一つは中学生になってどんどん学力格差が多分広がってくると思うのです。小学校の上級生、5年生、6年生あたりからどんどん広がっていくというデータもあります。そうしたときに実際の学力を支援していくという、そういうものももう一方では考えなければならないのかなというふうに思うのです。それを学校のほうに補習してほしいということになると、働き方というようなことでまたいろいろ問題が出てくるのだろうと思いますし、そこで令和元年度のところまで学習支援事業というのを町独自でやっていた

ときがありますよね。そのときはこういった状況のことではなくて、学力向上という ような意味合いが非常に高かったのかなというふうに思います。でも、今こういう状 況というのは、これは次の2番目のヤングケアラーにもつながっていくのですけれど も、今子どもの貧困と学習格差、ヤングケアラーの問題も含めて、子どもが非常につ らい立場になっているお子さんが多くなってきているということです。そういう児童 生徒にスポットを当てて、学習支援教室みたいなものを、要するに今までとは全然発 想の違う形のもの、それをもう一度やっていくということは可能かどうか、その辺。 前回も、前々回、前にもこれを復活させたらどうかという提案をしたことあるのです、 実際定例会で。そうしたときには、基本的にはその役割は十分もう終わっているとい うことと、それから公平性の問題でというような答弁だったと思うのです。ですから、 それはできないと。要するに小中一貫のほうに町は注力をするというような答弁だっ たと思います。ただ、今こういうお子さんが増えているという状況の中の支援策、学 習支援ということ考えたときに、そういう方向性が少し出てもいいのではないのかと。 「教育なら嵐山」というふうにうたってもいますよね。そういうことも含めて考えと いうか、こういう方向性というのは教育長さんはどうお考えなのか、ちょっと伺いた いと思います。

- ○森 一人議長 答弁を求めます。奥田教育長。
- ○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

議員さんご提言のように、ある程度家庭で塾に行かせることもできない、なかなか家で面倒見ることもできないというお子さんの学力保障という点で、教育委員会として何か支援策ができないかというご質問でございますが、簡単に言いますと、家庭の経済状況に応じた子どもに、最初のご答弁のように、特化した対策というのはなかなか難しいかなというふうに思います。数年前に教育委員会で行いました支援事業も恐らくそういう意味があったのではないかなというふうに思います。家庭で塾に通わせるには相当のお金もかかりますということで、小学校4年生なり、そのぐらいでちょうど難しくなっていろいろつまずきができる学年の子に、そうしたら広く縛りは当然設けられませんので、希望する子という形で募集をして行ったというふうに私は理解しておりますけれども、その辺のところは、そういうお子さんを対象にした学力向上策というのはなかなか難しいという状況があります。したがって、できるとすれば、

やはり各学校で子どもたちの面談とかそういう中で、この子はちょっと家ではというのが分かったときに、ごく自然な形で先生がこの問題やってみなということで特別に指導するとか、そういう日常の教育活動の中で教員がある程度そういうことも頭に入れながらその子をうまく見ていくという、そういうことでやっていくのが学校教育ではできる仕事かなと思いますので、その辺については今回の質問をいただいたので、また学校にもどんなあれができるかも含めて相談しながら、そういう経済的に恵まれていない子どもについてできるだけいろんな配慮が、どんな配慮ができるのか、もちろん親の経済的な支援というのは当然それとは別に必要なのだろうと思いますが、その辺はまた福祉のほうになりますので、学校のほうではやはりそういう教育相談的な対応といいますか、そういうところで指導していくことでやっていくのがいいのかなというふうに私は考えております。

以上です。

- ○森 一人議長 第3番、犾守勝義議員。
- ○3番(狄守勝義議員) 子どもの貧困と学力格差、生まれた環境の中でこの差が出てくるというのは非常につらいなというふうに思うのです。そして、それがまたさらに進路にも影響してくるということです。ですから、そういった意味で今回子ども家庭支援センターと連携を強化して、まず一方ではそれをしっかりやっていただきたいと。そして、学習支援教室みたいなのは無理だというようなことなのですけれども、それを学校の先生にまたお願いするのもつらいところはあるのですが、できるだけきめ細かく子どもさんたちに目を配っていただいて、どうか少しでも改善できるようにご指導いただければありがたいなというふうに思います。

ということで、1番目の質問は終わらせていただいて、2番目に移りたいと思います。

- ○森 一人議長 どうぞ。
- ○3番(犾守勝義議員) それでは、2番目のヤングケアラーについて。ヤングケアラーについては新聞などいろいろなところで取り上げられ、社会問題になっています。 埼玉県は全国に先駆け、県内の全ての高校2年生、約5万5,000人を対象に大規模な実態調査をし、高校生の25人に1人がヤングケアラーに該当することが分かりました。 入間市でも昨年の7月に市内の小学4年から高校2年生の児童生徒と小学校の養護教諭ら1万27人を対象に、ヤングケアラーの実態調査を実施しました。その結果、小学

生5.7%、中学生4.1%、高校生4.8%がヤングケアラーに当たることが分かり、そのうちの38.5%が相談相手がいないと回答し、市内小中高生の1%前後が孤立無援状態にあることが分かったとのことでございます。嵐山町では実態調査はしていないものの、ヤングケアラーに該当する児童生徒はある程度把握しているということを聞いています。そこで、次のことをお聞きします。

- (1)、嵐山町の状況をお聞きします。
- (2)、該当する児童生徒の支援の状況を支援内容も含めてお聞きします。
- (3)、入間市は、本年6月市議会にヤングケアラーに特化した条例を提案するとのことです。これは自治体の責務や学校などに求められる役割を定め、支援対象者を早く発見することで、より細やかな公的支援を図ることなどが狙いということですが、嵐山町も同様な条例制定の考えがあるのか、お聞きいたします。
- ○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(2)について、高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答え いたします。

現在、本町でもヤングケアラーと、その疑いを含むものと判断すべき児童生徒を複数把握しており、福祉課等の関係機関と連携しながら適切な支援を行っております。 今後も県福祉部作成のハンドブック「ヤングケアラーってなに?」の小学生編及び中学生編等を活用して、ヤングケアラーの存在について知り、正しく理解するための授業や教職員研修、家庭啓発活動を充実させ、ヤングケアラーの未然防止、早期発見・早期対応に努めてまいります。

続きまして、質問項目(2)につきましてお答えいたします。

該当の児童生徒に対しましては、福祉課等の関係機関と連携しながら、該当する児童生徒や保護者との相談活動、家庭環境改善への働きかけを行っております。具体的には保護者への啓発相談活動、介護・療育・保育等が必要な状況の改善、家事等への支援、該当児童生徒が安心できる居場所づくり等でございます。今後もヤングケアラーへの適切な支援を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 次に、小項目(3)について、前田福祉課長。
- ○前田宗利福祉課長 それでは、私のほうから質問項目2の(3)につきましてお答え

をいたします。

ヤングケアラーに関する条例につきましては、令和2年3月に埼玉県がケアラー支援条例を制定しております。これは、18歳未満の児童に限らず幅広い年齢層を対象にしたケアラー条例となっております。これに対して、入間市は18歳未満の児童に特化したヤングケアラー条例を制定予定ということでございました。現在、嵐山町は県条例に沿った支援を実施しており、町独自条例の制定の予定はございません。しかしながら、支援対象者の早期発見や、より細やかな公的支援を図ることは重要なことであると認識をしております。まずは、子どもたちや保護者等への啓発を行うとともに、子どもたちが相談しやすい環境づくり、これを教育委員会等関係機関と連携を取りながら進めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 第3番、状守勝義議員。
- ○3番(狄守勝義議員) それでは、再質問させていただきます。 これも関係性非常に高いので一括でということで、よろしくお願いいたします。
- ○森 一人議長 どうぞ。
- ○3番(狄守勝義議員) まず、状況ということで、複数把握しているということなのですが、例えば小学生、中学生というふうに考えた場合に、人数的にはどの程度なのかということは把握できていますか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。奥田教育長。
- ○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

まず、ヤングケアラーの定義といいますか、その考え方が一つあるかと思います。 今把握していると申し上げたのは学校生活に影響が出たり、少なからず心や体に不調 を感じているだろうなというふうに学校の先生や周りの者がちょっと心配している と、そういう段階の者が複数名、これは小学生です。中学生にはいません。そのヤン グケアラーの定義でいきますと、いわゆるおうちのおじいちゃん、おばあちゃんはじ めお父さん、お母さん、いろんな方がやや生活に支障が出ているので、いわゆる小学 生の県の調査やこの入間市の調査でも、小学生の場合などではお手伝いとそんなに変 わらないレベルのものも含まれています。したがって、今議員さんおっしゃしました 県の調査においても、県の調査は高校生ですけれども、本人がヤングケアラーだと思 っているという、そういうふうに回答した子どもは2,577名の5.3%あったのです。ただ、県のほうでは、ケアをしている相手が幼い兄弟とか、そういうふうな方の場合は外して、それで残りの1,969名、4.1%をヤングケアラーと、対象者としたというふうにありますけれども。全然本人がヤングケアラーだと思っていてもそういう状況、あるいは本当にもう深刻な状況もありまして、その辺について、いわゆる子どもがどう思っているかについては調査してみなければ分からないけれども、私たちがふだんの学校生活でちょっと心配だなという子が今数名リストアップされていると、そういう状況でございます。

- ○森 一人議長 第3番、犾守勝義議員。
- ○3番(狄守勝義議員) そうしますと、中学生ではそれに該当しそうなお子さんとい うのは見当たらないというふうに考えていいわけですか、嵐山町は。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。奥田教育長。
- ○奥田定男教育長 少なくとも学校を休んでしまったり、あるいはそのほかこのケアラーの問題で学力に影響が出ているとか、そういう子は中学生にはいないというふうに今理解しています。
- ○森 一人議長 第3番、犾守勝義議員。
- ○3番(犾守勝義議員) 先ほどの答弁でも本人や家族がヤングケアラーというのを自覚とか、そういうふうにしていないという、分からないというか、そういうようなお子さんたちが結構いるということで考えると、やはりある程度嵐山町でもアンケート的な形でもその実態調査みたいなことをするということも必要なのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺はどのように考えますか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。奥田教育長。
- ○奥田定男教育長 入間市の調査を私も読ませていただきましたけれども、大変参考になりました。したがいまして、調査することについてはやはり相当意味があると思います。ただ、具体的にどういう形で調査をしていったらいいかということについては、私も今の段階でまだ考えが固まっていませんので、いずれにしても学校生活に影響が出る出ないはともかく、それを未然に防ぐという意味ではやはり何らかのスクリーニングをしておいたほうがいいのかなという感じは現在思っております。したがいまし

て、どういう形でできるのかどうかということはまた今後私自身研究してまいりたい なというふうに思っております。

- ○森 一人議長 第3番、状守勝義議員。
- ○3番(狱守勝義議員) ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それで、支援ということなのですが、例えば子どもに対する支援、今小学生のお子さんのお話が出ましたよね。と同時に、あとは家庭の支援というふうに、簡単に言えばこの2つあると思うのです。そうするときに、ここのところの答弁でいうと、児童生徒や保護者への相談活動、家庭環境改善への働きかけというようなことです。それで、具体的には啓発相談活動、あとは介護・療育・保育等が必要な状況の改善、家事等への支援ということで、実際には小学生でちょっと心配なお子さんが見られるという形で具体的にどういう支援をそのお子さんにしたのか、その具体的な内容をお話しいただけますか。

○森	一人議長	答弁を求め	ます。				
Ø	奥田教育長。						
○奥日	日定男教育县	長 お答え申	し上げます。				
					-心配な子に関	 見しては現在補	畐祉のほ
うに	こつなげて、	福祉と連携	しながらやって	ている現状	でございます	0	
Ţ	以上です。						

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後1 時30分といたします。

休 憩 正 午

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の取消し

○森 一人議長 奥田教育長より状守議員の質問に対しまして答弁の訂正を求められて おりますので、この際これを許可いたします。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 貴重な時間をいただき、誠に申し訳ありません。

先ほど状守議員の答弁の中で、ヤングケアラーの嵐山町での個別ケースについてお答えしましたが、個人が特定できるような内容がありましたので、その部分については答弁を取り消し、削除させていただきますようお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

- ○森 一人議長 それでは、状守議員の再質問からになります。どうぞ。
- ○3番(犾守勝義議員) それでは、再質問させていただきたいと思います。
 - (1)のほうは、教育長さんも研究して何らかの形である程度調査の方向で検討していただけるというようなお話だったと思います。(2)のほうなのですが、このヤングケアラーに関しては、本当に国を挙げて、ここの3年間ぐらい重点的にやっていこうというふうな方針が出ているみたいですね。今年の3月に国のほうでもヤングケアラー支援マニュアルを策定して、そして本年度においては、自治体の取組に対して補助金も、補助も行うというような方針が出されているみたいなのですが、こういった機会を捉えて、さらにヤングケアラーに該当する児童生徒さんに対しての支援政策というか、そういうものを打ち出してほしいなというふうに思うのですが、その辺の考え方をお聞きしたいのですが、これは教育長さんのほうがいいのか、また。
- ○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 私のほうからお答えをさせていただきます。

ヤングケアラーの問題、様々な問題がございまして、家庭があれば家庭の数だけ問題が違います。状守議員さんがおっしゃるように支援策ということでございますけれども、それが家庭それぞれで違うのです。一般的なお話をさせてもらうと、家事をする母親が疾病を持っていて、家事ができなくて、そのお子さんが妹、弟の面倒見ている場合だとか、もしくは母子家庭で仕事を遅くまでやって帰ってこれなくて、上のお兄さん、お姉さんが下のお子さんを見ると、本当に様々なケースがあるのです。まず、

支援策をやる前にどういったケースかということをアセスメントしないとできないの です。それには、まず自分がヤングケアラーというところが分からない方もいらっし ゃるのです。子どもさん本人は当然なのですが、親御さんもそんなのやるのは当たり 前だというような感覚で、子どもにそういったようなことをやらせている場合もあり ます。また、一般の方々が、この家庭、それってヤングケアラーではないのというと ころが、その線引きが分からないという部分がありますので、そういったところを本 人だったり、親御さんだったり、もしくは地域の方たちがまずは気づく。それを福祉 課だったり、そういった支援をするところに上げていただく。それをまずしないと見 つかっていかない。だから、それってヤングケアラーだよねというところは皆さん分 からないので、だから見つからない。まず、見つけることなのです。支援をするため にはまず見つけることなのです。支援が必要な家庭を見つけること。それにはその家 庭がヤングケアラーなのだということを皆さんが分からないと、そこをまずやってい きましょうというのが前の答弁で何とかお話をさせてもらいましたけれども、その上 で、次は支援をどうするか。支援をする前に、まずアセスメントしなければいけない。 そうすると、その相談を聞いてアセスメントをする人材、そこもちゃんと育成しなけ ればいけない。嵐山町でも児童福祉のほうで子ども家庭支援センターをつくって、そ こで、その学童期のお子さんたちのいろんな相談を受けます。ヤングケアラーだけで はなくて、登校指導だったり、学習面だったり、いろんなお子さんの相談を受けたり、 親御さんの相談も受けます。そういった面で、まずは啓発と、それと相談を受ける体 制、それから次、ではどういう支援をしていくか。支援も、だから様々な支援があり ます。親御さんが疾病持っている場合には、当然医療の関係をつながなければいけな い。もしくは、経済的に難しい場合だったら福祉のほうの生活保障制度、様々な手だ てを使って支援をしなければいけないということでございますので、まずは相談を受 ける体制と、あと皆様方がヤングケアラーということを認識していただいて、その支 援につなげていただけるような体制、そういったものをまずつくるのが一番大事だと 思って、今始めているところでございます。

以上です。

- ○森 一人議長 第3番、状守勝義議員。
- ○3番(状守勝義議員) 幅広い支援が必要だということで、そのためには一番最初に 知ってもらうと。その知ってもらうところを今始めているというのが現状だというふ

うに捉えていいわけなのですか。要するに周知をすることが今やっているというのが 今までの現状だということなのですか。

- ○森 一人議長 答弁を求めます。
 - 前田福祉課長。

以上です。

- ○森 一人議長 第3番、犾守勝義議員。
- ○3番(犾守勝義議員) そういうことですと、(3)番目なのですけれども、要するに県のほうの条例に沿った形で今やっているので、独自のものは考えていないということなのですけれども、基本的には今のお話にもあったように、自分がヤングケアラーかどうかも分からない状況というのが今の段階なのだと、そのために啓蒙すると。だから、地域の人たち、また学校も通してヤングケアラーというのはどういうものなのか、どういう事例なのかということをまず知ってもらうという、そういうことだろうと思うのです。そうすると、この条例とかそういうものを通して、要するにこういうものができましたよと、こういうのが町の役割ですよ、地域の役目、こういうものがありますよとかというような形で、一つの制度的なものというか、ものをつくると

いうことがある意味周知するのに一番早いような気がするのですが、その点はどうな のですか。

- ○森 一人議長 答弁を求めます。前田福祉課長。
- ○前田宗利福祉課長 埼玉県の条例ができて、教育委員会のほうからも答弁がありましたけれども、いろんなパンフレットができているのです、ヤングケアラーに対してのパンフレットは国でもつくっていますし、様々なところでつくられています。県の条例を見させていただきますと、そこでヤングケアラーに特化はしていないのですけれども、ヤングケアラーの定義もしっかり書いてあって、市町村の責務ですとか、教育に関わる関係機関の責務ですとか、そういったこともしっかり書いてありますので、そういった面で県の条例をもう少し町としてもしっかり町民の方だったり、関係者に周知する。パンフレットは、実は教育委員会で子どもさんたちに配っているパンフが主なのですけれども、町民の一般の方々にその啓発がまだ少し足りないというのは福祉課のほうでも思っていますので、それも前回少しお話をさせてもらって、ホームページでリンクを貼るとか、定期的にそういった啓発をするとかということも考えていますので、そういった意味で、まずは県の条例に沿って町としては様々な施策をさせていただきたいと思っております。
- ○森 一人議長 第3番、狱守勝義議員。
- ○3番(狄守勝義議員) 分かりました。この問題は全国的に社会問題にもなっているようなことなので、そういったことで嵐山町の子どもたちが本当に子どもらしく、大きな負荷がかからないような状態で子ども時代を送って、それで成長してほしいなというふうに思っていますので、いろんな形で幅広い要素の支援が必要だということがありますので、ぜひとも行政側もその辺のところを一生懸命やっていただいて、ぜひよろしくお願いしたいと思います。
 - 3番目のほうに移りたいと思います。
- ○森 一人議長 どうぞ。
- ○3番(状守勝義議員) 3番目は、槻川散策回廊と都幾川桜堤の管理計画についてということです。ラベンダー園周辺や都幾川桜堤沿いは町民の皆さんや町外の方々のウオーキングや散歩コースになっています。槻川散策回廊や都幾川桜堤を歩いてみると、草が大分伸びて歩きにくいように感じます。また、都幾川桜堤沿いの道路側に桜の木

の枝が低く伸びて、すぐにという状況ではありませんが、自動車の通行の妨げになり そうなところも何か所か見受けられます。そこで、次のことをお聞きいたします。

- (1)、槻川散策回廊とラベンダー園周辺の草刈りなどの年間の管理計画をお聞きします。
- (2)、都幾川桜堤は県の管理下にあると思いますが、草刈りなど県の年間管理計画をお聞きします。また、桜の木の管理は町だと思いますが、桜の木の管理はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。
- ○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。 藤永企業支援課長。
- ○藤永政昭企業支援課長 それでは、質問項目3の(1)につきましてお答えいたします。

東松山県土整備事務所においての除草作業は6月から8月上旬の間及び9月から11月上旬の間の2回を計画していただいて実施していただいております。また、親水公園及びラベンダー園周辺の除草作業については、嵐山町観光協会が槻川をきれいにする会及び嵐山町連合会のご協力をいただきながら、年2、3回実施しております。続きまして、質問項目3の(2)につきましてお答えいたします。

東松山県土整備事務所においての除草作業は、(1)の質問と同様に6月から8月上旬の間及び9月から11月上旬の間の2回を計画していただいて実施していただいております。また、桜の木の管理は状況に応じて企業支援課で管理をしております。昨年度は、学校橋から二瀬橋の間の町道に伸びている枝の伐採をシルバー人材センターへの委託及び担当職員で実施しました。状守議員のご指摘のとおり、まだ対応できていないところにつきましては、葉が落ちた後対応していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 第3番、状守勝義議員。
- ○3番(犾守勝義議員) それでは、再質問させていただきたいと思います。

まず最初の質問の除草作業が6月から8月、それで、あと9月から11月の年2回ということで、親水公園及びラベンダー園周辺の除草作業は、槻川をきれいにする会及び嵐山町連合会の協力を得て2~3回実施していると、そういう答弁をいただきました。現在の状況、これ6月5日だったと思うのですが、あの辺をずっと歩いてみましたら、槻川散策回廊のところと、それから二瀬橋から千騎沢橋というのですか、そこ

のところは、草刈りがやっていましたよね。というのは、これは今の答弁の、嵐山観 光協会が年に2回お願いするという中の1回そこだけやったということなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 今回、今議員さんがおっしゃった親水公園脇の槻川から都幾川にかけての曲がっているところというのでしょうか、千騎沢橋のところ、そこと二瀬橋から千騎沢橋の遊歩道というのでしょうか、土手の上の部分、ここにつきましては、今週ラベンダーまつりが始まりますので、電車で来た方は駅から二瀬橋のほうからラベンダー園に来ていただくような誘導のご案内をさせていただいておりますので、県とのほうと調整がなかなかつかなかったものですから、ここに関しましては、町の職員のほうで主に、他の課の職員のお手伝いもいただきながら実施をさせていただいたということでございます。

また、連合会につきましては5月に1度、親水公園辺りを除草作業のほうは、今年度は入っていただいております。ここ2年ぐらいはコロナの影響で緊急事態宣言だとか、そういったこともありましたので、通常2回、3回、除草作業をやっているのですけれども、昨年度、おととしの2年間ぐらいは1回だとか、そんなような回数にとどまっておるのですけれども、今回はラベンダーまつりの関係で、まずそこの部分だけをやらしていただいたという状況でございます。

- ○森 一人議長 第3番、犾守勝義議員。
- ○3番(状守勝義議員) 私も歩いてみて、これ多分ラベンダーまつりに合わせたのだなと。もし全体をやるとすれば、学校橋から二瀬橋のところ、千騎沢橋から八幡橋のところも当然やるはずなのに、そこの一画だけ一応きれいになっているということは、多分ラベンダーまつりということがあるので、そこのところをきれいにしたのだろうというふうに思っているのです。

これは、次の質問にもちょっと関連するのですけれども、この槻川散策回廊というのは、私は非常にいいところだと思っているのです。それがしばらくそこのところを歩けない状態が続いているということで、だからこそ今回の管理計画はどうなっているのかなというふうに思っていたのです。ですから、そうしたところをある程度年に2回はやって、そのほかに協力者に依頼して、またさらにやるというような状況なので、これがきちっと定期的にやれるような状況になればいいのかなというふうには思

っているのです。特に展望広場というふうな名前がついていても、結果的には今までの状態だと入りようがない状態で、もう草がぼうぼうになっていたわけです。この前行ったら、そこの草は大分刈っているという状態で処理はあまりされていない状態だったのですけれども、せっかくああいうようなものがあるわけだから、それなりの管理というものもこれから考えていかなくてはならないのかなというふうに私自身は思っていました。その辺の考え方はどういうものをお持ちなのかお尋ねしたいのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

いわゆる親水公園という公園名で呼んでいるところなのですが、今回も遊歩道のところにつきましては何とか刈れたといいますか、除草のほうができたというところでございますけれども、今まで観光協会と槻川をきれいにする会、あとは連合会、こういったところがそこの親水公園も含めて除草作業のほうをしていたわけなのですけれども、今は観光協会のほうも組織が変わりまして、その中で今度観光応援隊という話、今までも出ていたかとは思いますけれども、これにつきまして、本来のそういった状況もありまして、その辺の組織づくりのほうにまだできなかったという部分がありまして、このラベンダーまつりが終わった後にこの観光応援隊の組織をつくっていくというのでしょうか、新たな設立に向けてやっていこうというのは担当課内では今年度当初から年間の予定としては組み入れて実施する予定でおりますので、そういった協力をしていただける方がまた増えていきましたら、その辺の管理のほうはしていければいいかなというふうに思っております。

また、いろいろ観光協会で持っています、除草作業で乗用の除草する機械と、今年度、また町のほうでも1機、まちづくり整備課のほうで乗用で除草できる機械のほうを入手しましたので、それでやりますと、人的な負担というのが少なくて、かなり効率よい除草作業ができるようにはなりましたので、今後はある程度県のほうでやっていただく部分もあるのですが、夏場というのは草が伸びるのが早いですから、年2回ですと、その2回の間というのがやっぱりまた伸びてしまうことも多くあると思います。状況を見ながら、職員でできるときにそういった対応はしていきたいなというふうには考えているところでございます。

○森 一人議長 第3番、犾守勝義議員。

- ○3番(状守勝義議員) 今の答弁で観光応援隊というのを組織したいというふうな考えがあるのだというお話だったと思うのですけれども、具体的にはどういう人員、メンバーを集めて、そういうふうな応援隊をつくろうという考えなのか、その辺具体的に教えていただけますか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。藤永企業支援課長。
- ○藤永政昭企業支援課長 現在考えていますのは、今までの観光協会で理事をやっていただいた方々にお声がけをしながら、夏場の作業が多くなりますので、そういう意味では体の負担というのでしょうか、そういったものが大きくなりますので、無理のないような形でお願いできる方にはお願いしていきたいなと。また、場合によってはホームページ等でそういった応援隊の募集をかけて、協力いただける方にはご協力いただくと。これにつきましては、ご協力いただける方が多ければ多いほど一人一人の負担が少なくて作業のほうもできるようになりますので、なるべく多くの方にご協力いただけるような形で募集方法等も含めてこれから検討していきたいなというふうに考えているところです。
- ○森 一人議長 第3番、状守勝義議員。
- ○3番(状守勝義議員) 観光応援隊というのは非常にいい考えだと思います。ですから、できるだけそういうものが発足されて活動ができれば、また観光面では進歩があるのかなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いしたいなというふうに思います。
 - (2)のほうの質問に移りたいと思うのですが、基本的には桜堤の草刈り等の計画が年2回ということで、確かに県全部で考えれば嵐山町だけというわけにはないので、大変なことは大変だろうとは思うのです。ただ、実際上年2回ということだと、管理という状況というのは、桜堤のあそこの草刈り全体を見てもちょっと足りないのではないかなというふうには思うのですけれども。この年2回というのはもうずっとそういう形でやってきたことなのですか。これ例えば3回になるとかということというのは難しいのですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

福嶋技監。

○福嶋啓太技監 それでは、私のほうから河川管理者としての立場というところで、県

土整備事務所等から聞いているところをお話しさせていただきます。

河川の雑草刈払いは河川施設の管理行為ということで行っているものでございまして、要は堤防等ののり面に亀裂や穴が生じていないか、それから土羽が痩せてしまっていないか、そういったことを点検するために表面に草があると邪魔なので、それを取り除いて点検をすると。県土整備事務所のほうで発注している業務の仕様書には、雑草刈払いと併せて表面の点検をしてくださいというようなことで契約をしているものでございます。したがいまして、点検に効果的な時期として出水期前の6月からお盆前ぐらいまで1回、それから台風シーズンの9月から11月に1回、計2回ということで雑草刈払いを行うということで、これが河川のほうの基準で、県のほうの基準でそうなってございます。

以上です。

- ○森 一人議長 第3番、状守勝義議員。
- ○3番(犾守勝義議員) そうしますと、基本的にはこの草刈りというのは、河川の管理状況というか、それを点検するために草を刈るのだという、そのための2回なのだと。ということになると、県の管理だからといって、町が、先ほど観光応援隊の発足というような話、組織づくりをするというような話がありましたよね。そういうところでボランティア的にやれるという状況であれば、それは可能なことなのですか、その草刈り等の管理というのは。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

福嶋技監。

- ○福嶋啓太技監 今申し上げた河川管理として行う2回の草刈り、それに加えまして、 例えば遊歩道だとかの管理、観光施策的な意味合いでそういったことを進めるという ことであれば、追加で、町であったり、そういった任意の団体であったりで草刈りを していただくということは可能でございます。
- ○森 一人議長 第3番、犾守勝義議員。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 先ほどのときにもお答えさせていただいたのですが、まず親水公園のところにつきましては、親水公園のところから飛び石のところまで、これは県と協定を結んでおりまして、親水公園につきましては観光協会が管理をするということで協定を結んでおりますので、随時、年2、3回の除草作業等を実施してきた、今後もそういう形になるかなというふうに思っております。

また、今言った桜並木だとか、そういったところについては年2回という回数では、 先ほども言いましたように、その間草はどうしても伸びますので、除草したほうがいいに決まっているなというふうに思っております。先ほど言いましたように、新たに新しい機械を購入できたりしましたので、またのり面につきましては、リモコンで操作しながらできるような機械も購入したということですので、今後人の負担があまりかからずに除草ができるような装備といいますか、そういったものが整いつつありますので、そういう意味では、県のほうでやっていただく間、伸びたら状況を見ながら、その機械を利用しながら、除草することがやりやすくなったといいますか、簡単に、今までより日数もかからずにできるようにはなると思いますので、そのときの状況に応じて、いつできるかというのもまた何とも言えないのですけれども、今後はそういった形で対応ができるのかなというふうには考えているところでございます。

- ○森 一人議長 第3番、状守勝義議員。
- ○3番(狱守勝義議員) 前向きな回答ということで歓迎したいと思います。

それで、もう一つ、桜の木の枝です。舗装されていて車が通るようなところ、高いところに覆いかぶさる部分のところは日蔭をつくる関係で非常にこれいいと思うのですよね。それが低い位置で伸びているようなところで、交通、車の通行に支障を来すようなところをいずれというふうな感覚で私は考えているのです。何回もあそこを歩いてみて、もう少しすると、これは支障を来すなというのは何か所か出ているということで。これで見ますと、基本的にはシルバー人材センターとか、担当職員で管理をするというか、伐採するとか、枝を切るとかということらしいのですけれども、これは定期的にそこのところを点検をするとかというようなことはしていないのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 改めて定期的な点検という形ではなく、桜並木の途中にトイ

レがありましたり、いろいろ観光協会のほうで桜並木自体も管理になっておりますの で、そこそこ車でも走りますので、車道側に出ている枝、そういったものは認識をし ております。昨年度はこれではどうしようもないなというところで、予算のほうもい ただきながら、枝の伐採等も委託のほうを出させていただいたのですが、当初予定で はもう少しやれる予定だったのですが、古里のほうの桜並木と笛吹峠のほうの桜並木 が危険なところがあるというところが分かりましたものですから、その予算をそちら のほうにも使わさせていただいた都合で、やれる距離も短くなってしまったと。我々 職員のほうでも、もうワンボックス系ぐらいの車が通ったときに当たるなというとこ ろは、トラックの屋根の上のほうに上りながら、そういった枝のほうはかなり落とし てはきたのですけれども、なかなか人数も限られておりますので、全てが終わらなく 終わってしまったということで、今年度また続きはやっていこうという話はしていた ところで今年度も秋以降やっていこうというつもりではいます。こちらなぜ秋以降と いうか、葉が落ちてからというと、日本さくらの会という、そういったところに桜の 管理の指導を受けたことがありまして、木の枝の伐採というのは葉が落ちてからでは ないと、やはり桜の成長に影響がありますよというご指導をいただいたことがあるも のですから、できればこの冬場というのでしょうか、葉が落ちてから芽が出るまでの 間にできればやりたいなということで考えていると。ただ、現状かなり支障があると いうところがありましたら、それはもうやむを得ず落としていくしかないのかなとい うところは考えております。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第3番、狱守勝義議員。
- ○3番(犾守勝義議員) 実はあそこを歩いていたときに、ある方にちょっと呼び止められて、ちょうどそのときに桜の枝が折れて、道のほうに垂れ下がっている状態だったのです。それで、たまたま私が議員をやっているということを知っている方だったみたいで、何とかしてくれないかと私に言われて、そのときに一番近いのがB&Gだったものですから、私はB&Gの事務室に駆け込んで、こういう話があるのだけれどもということで、そう話したら、そこの職員の方が出向いて、その枝を取り除いてくれたということで終わっているようなこともあるのです。ですから、そういった意味で、ある程度の間隔は少し空いても見守るような、常時、状況下というのはやっぱり必要なのかなというふうには思っているので、その辺のことはよろしくお願いしたい

なと思うのですけれども、その辺はどうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

- ○藤永政昭企業支援課長 先ほどの答弁と重なるかもしれませんが、車道部分につきましては、トイレの管理も定期的にしていますので、かなり車で通ったりはして、その都度確認をし、例えば木が垂れ下がっているとか、そういったことが確認できれば、すぐ、その措置はしてきております。ただ、土手の上の歩くほう、これは学校橋から八幡橋、2キロありますので、なかなかそこをしょっちゅう歩いて確認をするという余裕がない状況がありましたので、そちらの分につきましては、なかなか認識できていない部分がもしかしたらあったかもしれませんが、今後できる限り、見れる範囲ではその辺のほうも確認をしながらやっていければとは考えております。
- ○森 一人議長 第3番、状守勝義議員。
- ○3番(狄守勝義議員) ありがとうございます。この件に関しては、これで終わります。

ということで、次に移らせていただきます。

- ○森 一人議長 どうぞ。
- ○3番(犾守勝義議員) それでは、4番目のラベンダー園の一画に四季折々の花々を植えることについて。5月の上旬ですが、ラベンダー園の都幾川に近い一画に咲くポピーの真っ赤な花々は大変見事でした。訪れた人々を楽しませ、心を和ませてくれたと思います。ラベンダーが咲いていない時期にほかの花々が人々を楽しませ、心を癒やしてくれるのはとてもすばらしいことです。そこで、ラベンダー園の一画にポピーも含め四季折々の花々を植えて、年間を通して町民の方々や訪れた人々が楽しめる空間にすることを提案したいと思いますが、その考えはありますか、お聞きしたいと思います。
- ○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。藤永企業支援課長。
- ○藤永政昭企業支援課長 それでは、質問項目4につきましてお答えいたします。

千年の苑ラベンダー園は、嵐山町の観光振興のシンボルの一つとして嵐山町観光協会が管理しております。嵐山町を多くの方に周知するという側面もありますが、観光目的で来た方に嵐山町にお金を落としていただくことを大きな目的として運営してい

ます。稼ぐための方法として、入園料や駐車場料金をいただく、花や花の加工品を販売する、物販や飲食店に出店してもらい出店料をいただくなどが考えられます。また、ラベンダーは花の時期が終わると剪定が必要ですが、剪定した花を蒸留することでラベンダー精油が採取でき、精油を使ってお土産品をつくり、稼ぐことにつなげるという循環が生まれています。ラベンダー以外の花で入園料をいただけるようなもの、栽培コストを稼ぎ出せるようなものは現在見つかっておらず、圃場管理の作業員が限られる中で、別の花の栽培に割く人的余裕もない状況です。昨年より試験的にポピーを植えていますが、目で楽しめるだけではなく、利益を生み出せる花という観点で考えると課題が残り、検討しているところでございます。現状はラベンダーに集中し、稼ぐという方法で運営を継続していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 第3番、状守勝義議員。
- ○3番(犾守勝義議員) ラベンダー園ですから、ラベンダーがある意味、これは主役 で、当然これがメインという、それは分かります。ただ、ラベンダーというのは、見 頃というのは1か月か2か月ということですよね。それで、この前ポピーの花が、あ れは1ヘクタールぐらいあるのですか、非常に見事に咲いていたのです。そのときに よくあの辺歩いていると時々呼び止められて、話しかけてくる方がいらっしゃるので すよ。それで、たまたまそのとき私に話しかけてくれた方が、3年前に小川町に越し てきて、ご夫婦で来たらしいのですけれども、そのうちにご主人ががんの末期になっ て、今はもう毎日病院と家の行き来、1日何回も行って、本当にもう疲れたなと思っ て、ラベンダー園のところにちょっと寄ったって言うのです。そうしたら、ポピーの 花のすばらしさというか、それに心を癒やされたということで、本当にいいところで すねというふうに言われたのです。それを聞いたときに、確かにそこは観光のスポッ トとして非常に重要なところだと思うのですけれども、それ以外のものの価値という ものを高めるということもあの箇所は必要なのではないのかなというふうに思って、 この質問をしたわけなのです。確かにこれは観光の視点で考えたときに、今の答弁で も「稼ぐ」という言葉が随分出てきていますね。でも、少なくともこのラベンダー園 は、国の補助は多額のものは得ているというのは私も承知しています。でも、町から の財源も入っていますよね。そうしたときに単に稼ぐという、観光スポットにお金を 落としてもらうという施設というだけの、要するに価値ではないものを嵐山町民とか

近隣の方々が訪れてきたときに、その場があっていいような気がしているのです。町から財源が出ているということは税金、要するに町民の方が負担しているのと同じですよね。ですから、単にそこのところに観光に来て、よかったなということでお金を落としてもらうというスポットではなくて、お金を落とさないかもしれないけれども、先ほどもお話ししたような方、よくあの辺を歩いていると、車で来て、そこで降りて、ぐうっと回って歩いている方とか、嵐山町の方だったら、自宅からそこまで歩いてきてという形で、ある意味四季折々楽しみながら歩けるような場所でもあるし、そういったことを考えたときに、単にこの観光スポット、稼ぐというだけの視点の場所ではないような価値観をもう少し持ってほしいなというふうに思うのですけれども、そういう考えは間違っていますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

できるものなら、そういうふうにやるのが一番いいのだろうなというふうにも思って おります。ただ、ラベンダーのほうの年間の維持管理、そういったもので費用という のがかなりかかりますので、その維持管理とイベントをやる運営費、そういったもの にかかる費用を稼ぐというと、このイベントで稼がなければいけないというところを 考えますと、そのほかのところであまりお金をかける余裕がないのが現状かなと思っ ています。今年度、これからまたイベントを開催しますので、今年度の結果がどうな るか、これに基づいて来年度以降はどういうふうにやっていったらいいのかなとかと いうのは、またいろいろ検討していくことになるかなと思っておりますが、今年度に つきましても、今農林61号という麦があるところとラベンダー園の間に、今回はあそ こをちょっと、一番土壌がよくないとこらしいのです。そこはラベンダーは不適だろ うという判断をしているということで、今回はあそこの場所にポピーを植えたと。ポ ピーに関しましては、聞くところによりますと、種をまいて、その後維持管理という のはほとんどしなくても勝手に咲いて、ああいう形で今回も見事にきれいに咲いてい るかなというふうには私も思っておりますけれども、そういう形で維持管理がかから ないというところもあって、昨年度、今年度、ポピーの種のほうをまいたという経緯 がございます。

今回、四季折々、また何かやるとなると、例えば今のポピーのほう、除草をしてい

って、また種をまく。その後、種を新たに、今度は夏場から秋にかけてというのでしょうか、それで維持管理にあまり手がかからなくても見事に咲くような花とか、そういったのもまだいろいろ検討といいますか、この花だったらいいのではないかというのがなかなかまだ決まらないというのでしょうか、そういうのが決まっていない状態もありますので、今のところはできていない状態でございますので、そこはいろいろ、どういった花だったら維持管理費あまりかからす、またきれいに咲いてくれるのかなというところ、あと土壌に合うそういった品種というのでしょうか、その辺は東松山の県の農林事務所の方に一度いろいろお話のほうは聞いたことあるのですけれども、こういうのがいいのではないかというのがまだ定まっていない状況もありますので、それは今後またそういった専門の県の担当の方のほうにもご相談をかけながら、どういうものだったら、そんなに経営に負担なくできるか、そこをよく検討してやっていければいいなというふうには思っております。

- ○森 一人議長 第3番、狱守勝義議員。
- ○3番(犾守勝義議員) ラベンダー園、今度お祭りがあるわけですね。見ていると、大分咲いてきたと。あそこまでなるのに枯れたものをまた植え替えて、枯れたものを植え替えてというふうにして、多分今度の6月10日から始まるのだろうと思うのですけれども、何回ぐらい、その枯れたものを植え替えるという作業はされたのですか、あのラベンダーのあれは。全体ではないときというと、よく見ていると、ここ枯れたな、そうすると、ここはまた植え替えるというのを、私も何回か見ているのですけれども、ラベンダーではどのくらいのそういうふうな手間暇をかけたのか、その辺伺いたいのですけれども。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。藤永企業支援課長。
- ○藤永政昭企業支援課長 今回回数で何回と言われると、私も回数では把握はしていないのですが、冬場からこの春にかけて、これはもう枯れている、これは枯れていない、冬から春の3月ぐらいだったでしょうか、そのぐらいの時期にいろいろ現場の人と確認したときに、見た目では枯れているように見えても生きているのです。これは茎にはさみを入れますと、その断面見ると、ちゃんと中は水分が通っているというのでしょうか、緑色の色をしていまして、それで枯れてしまったものは枝を切っても本当に茶色い、何ていうのでしょう、そういった枯れた状態の断面になっています。それで、

これが生きている、これはもう枯れてしまっているという判別ができるというところも教えていただいたところなのですけれども、そのときには、ですから、ほとんどがこれ枯れているように見えるけれども、生きているのだよと。4月とか、1か月、2か月とかたてば緑色の芽が出てくるからということで、そういう話の説明を聞いた後に、やはり月日たって確認しますと、緑色の芽が出てきたなとか、そんな形でしたので、実際変えたのも多分何株かはあると思うのですけれども、実際切ったときに、これは枯れているというのも確認しましたので、ですから見た目ほど枯れていないというのが現状なのかなというふうに思っています。ただ、ラベンダーそのものはどこの場所でやっている、あの富良野のラベンダー園もそうですけれども、毎年2割、3割ぐらいは枯れてしまうという状況の花みたいですので、その2割、3割程度ぐらいはある程度枯れてしまうは想定内、今回そこの3割まではいっていないのではないかなと。ほぼ、その後緑の芽が出てきて、今現状に立っておりますので、そんなに植え替えはしていないのかなというふうには思っているところでございます。

- ○森 一人議長 第3番、狱守勝義議員。
- ○3番(犾守勝義議員) 今の質問は基本的にそういう枯れているものがあるような状況であれば、例えばポピーのところはポピーのところで一画、要するにメインになっているところに、ちょっと下に下ったようなところのもう一画というものを別の花々でという考え方はできなかったのかなというようなことで今こういう話をしたのです。せっかく農政課長さん来ているので、ちょっと質問したいのですけれども。やはり花々で何か稼ぐというようなものってなかなか難しいというのですけれども、四季折々を楽しませるような花というのは当然あると思うのですけれども、そういうふうな花というもので、こういうものは植えられるのではないかというような、そういうアドバイスみたいなのはないですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

先ほど藤永課長のほうから県の指導をもっていろいろポピー、そういった花のどういったらうまく育つかという支援を受けています。具体的には東松山農林振興センターの農業支援部技術普及担当という方がいらっしゃいまして、実はポピーの育成についても昨年はご助言をいただきまして、今の1ヘクタールの場所が試験圃場になって

おります。場所を河川敷に令和3年度に植えましたが、そこを移動して上の圃場に行きまして技術的な指導受けました。当初県の担当も心配していたのですが、状守議員ご意見のとおり見事な花が咲いたということで一安心しています。しかしながら、県の担当においては土壌のほうが栄養不足ではないかというご指摘もいただきました。何分四季折々の花ということに関しましては、農政課でも様々な考えはございます。しかしながら、何の花をこれから植えていこう、そういった考えはプレイヤーである観光協会の考え次第だと思います。現在の農政の立場といたしましては、こちらにご相談なりあれば、いろんなアイデアを絞って県とともに応援していきたいというスタンスでやっていきたいと思います。また、具体的に考えられますのは、ポピーの後に耕うんしてコキアなどを植えて秋の色づきを楽しむ。また、それが終ったらコキアはほうきにできますので、そういった活用もできます。ほうきづくりに関しては福祉との連携も考えられますので、そういった発想も少し農政のほうでは考えております。以上です。

- ○森 一人議長 第3番、状守勝義議員。
- ○3番(犾守勝義議員) では、これで質問を終わりにします。
- ○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 青柳 賢 治 議 員

○森 一人議長 続いて、本日の3番目の一般質問は、受付番号7番、議席番号9番、 青柳賢治議員。

初めに、質問事項1の嵐山重忠まつりについてからです。どうぞ。

○9番(青柳賢治議員) 9番議員の青柳賢治でございます。議長のご指名いただきましたので、一般質問をさせていただきます。

嵐山重忠まつりについてでございます。天候に恵まれまして、コロナ感染症も落ち着いている状況で嵐山重忠まつりは開催できました。実行委員会形式でしたが、NH Kのニュースでも放映をされ、ウィズコロナ時代の野外における祭りの型にもなり得るのではないかと感心いたしました。担当課としても相当の手応えを感じられたのではないかなと思います。盛会にできましたこの祭りをどのように評価をされているのでしょうか、お聞きいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、質問項目1につきましてお答えいたします。

嵐山重忠まつりは、NHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」で畠山重忠公が主要な登場人物として描かれることを記念した記念イベントとして開催いたしました。当日は心配された雨の心配もなく、天候に恵まれ、コロナウイルス感染症の拡大が落ち着いてきたこともあり、多くの方に来場いただくことができました。特に町外からの来訪者が多く、大河ドラマの放映による畠山重忠公の活躍や、イベントの開催について新聞3社に掲載されたほか、日高市在住の風間さんという方が、NHKラジオ第1の1月5日と5月5日放送の「マイあさ!」で紹介いただいたことが影響したと思われます。多くの方に来場いただいたことで、まつりの目的であった畠山重忠公をはじめとした嵐山町の歴史や文化を広く多くの方に知っていただくことができたと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。
- ○9番(青柳賢治議員) 担当課としての評価をお聞きしたわけでございます。昨日の 一般質問の中でも町長がお答えしたこと、それから大野議員の質問の中にもありまし たけれども、非常にこの今回の祭りを高く評価されている議員さんも多くいらっしゃ います。それで、あそこの施設をお借りするだけでも大変だったという町長からの答 弁もあって、いろんなご苦労があって、あそこで開催ができたのだろうなというよう に思います。ただ、町外の方も相当いらっしゃったと言いますけれども、あの場所で ああいった形で嵐山町で嵐山重忠まつりができたという意義といいますか、まして畠 山重忠公の銅像があるあの中でできたということ。やはりこれは考えてみると今まで も先賢顕彰会などで木曽義仲公や、それから畠山重忠公の慰霊祭等が行われておりま す。ただ、緑の5月15日、周りも非常に菅谷館の森林の緑の爽やかさ、そしていろん な手入れもあったと思います。やっぱり私は今回この重忠まつり、前回の3月のとき にも町長もできるだけ継続をした形でというようなことをおっしゃっていただきまし たけれども、これ嵐山町のやっぱり財産だな、そしてNHKの放映されました商工会 長さんが「歴史も資源である」という言葉をおっしゃいながら、NHKでしたので、 何ていいますか、嵐山町をよく紹介していただいたように私は受けております。ただ、 行われた中であの場所、あれがまさに嵐山町の1万7,000人をあそこに来ていただく

こと、そうしたらこんな場所があったのだと。恐らく来た方の中でも初めてやっぱり感じたものがあるような気がします。私は流鏑馬だとか、そういったことは長い距離ができたりしたのありましたけれども、そういった事業も大変だったと思いますが、あの中でオープニングができたり、いろんな人が中にいらっしゃいました。まずコロナ禍ではありつつ、ああいう祭りができたということは、これからの先々の嵐山町の一つの祭りの型として、あそこの県立の歴史資料館をお借りしての祭りというのは、非常に意義のあることではないかなと、重忠公のことも含めてですけれども。その辺の見地からは担当課としてはここに書かれているように嵐山町の歴史や文化を多くの方に知っていただくことができたということにとどることはどうなのかなと、もったいないのではないかなというようなことから今ここでいかがなものでしょうか。あの場所的での継続的なものです。イベントの大きさとかということではなく、重忠公を中心にしたり、また今回はドラマもありますから、そういった効果もあるでしょう。ですけれども、ここからを一つのスタートにしてあの場所であのような祭りができたらいいのかなというように思っているところですが、課長としてはどのように考えられます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 今回のこのイベントにつきましては、先ほどの答弁でお答えいたしましたように、大河ドラマで重忠が出てきて、そこそこ今もまだ出てきておるような状態でございますけれども、そういった記念のイベントとして計画をさせていただいたという経緯がございますので、当初継続してやっていくという考え方ではございません。取りあえず今年に限っては大河ドラマの記念という形のイベントで計画をさせていただいております。史跡博物館のほうも当然重忠のゆかりの地でございますので、そこのイベントをやる分には何とかお借りして、いろいろ無理なご協力をいただいた部分もあります。ただ、全体が文化財というところでその辺でかなり使用の制限というのでしょうか、そういったものも多くございましたので、今回やったイベントがある程度許される範囲で計画をしてやったというような状況でございます。流鏑馬は嵐山まつりのほうで、同じ場所で例年やっておりましたので、本来ですと杭ー本打つのも駄目だという状況の中で流鏑馬だけは目をつぶっていただいてというのでしょうか、今までの経緯というのもありまして認めていただけましたけれども、それ

以外はもう杭一本打てない、そういった状況の中でのイベント計画をして開催をさせていただいたということでございますので、11月に従来ですと嵐山まつりで、時代まつりというのを一緒にやっておりまして、あこそで流鏑馬をやって、あとは武者行列だとかやっておりますので、もし重忠のほうのそういった歴史的な形でやるのであればそのときに合わせてやるのはどうなのかなという感じでは考えてはおりますけれども、企業支援課のほうで、例えばこれを定期的にこの時期にというのもなかなか4月には、今年は中止になりましたけれども、さくらまつり、また6月、この時期にはラベンダーまつり、この準備もかなりの作業がございまして、今年5月の重忠まつりというのも計画も厳しいなと思いながら、でもやる時期もこのぐらいの時期しかないなというところでやりましたけれども、そういった意味では時代まつり、そういったときに合わせてやるのが一番年間の計画としてはいいのかなというふうには思っているところでございます。

- ○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。
- ○9番(青柳賢治議員) やはりあの場所を借りることが非常に大変だったということが今の課長さんの答弁で皆さん分かるわけです。その中でもこの時期にあそこでできたという意義というのは、非常に私は嵐山町の町民そのものも元気づけたと思うし、そして、いろいろと交通整理から関わった役場の職員もたくさんいらっしゃった。やっぱりそれが一つの重なり合っていい効果が出たのかなと思います。ですから、あの場所を知ってもらうことと、あの場所が、あんなにいい空間があるのだということ、これを初めて気づいた人たちもいるのではないかと思うのです。だから、それはやっぱり嵐山の財産です。ですから、あの場所を、空間を大事にするような企画みたいなものは今県の歴史資料館のほうで許される範囲で計画を先々、時代まつり、いろいろ出ました。やっていただけるとありがたいなと思います。

その中で、社会教育委員のほうから先ほど重忠まつりの検定がありました。あれにもたくさんの方が出ていらっしゃって、私は回答の部分だけお聞きしたのです。それで、歴史資料館の学芸員さんの方がいろいろと解説しながら、皆さん、小さなお子さんが2度も3度も質問しまして熱心だなと思って感心しましたけれども、その辺の重忠検定というものをあの場所でやられて、その辺の効果といいますか、点については教育長はどのように判断されていますか。

○森 一人議長 答弁求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

重忠検定については当初どのぐらいの人に来ていただけるか若干不安な部分もありましたけれども、予定した30人、当初30人ぴったりだったのですけれども、3人がちょっと問題が難し過ぎるというので、途中退席して、バッジをもらって帰った人は27人でした。教育委員会としては、町内の多くの保護者や子どもたちに参加していただければなというふうに感じておったのですが、結果的には町外の方が大変多くて、それでも重忠検定そのものは小中学生にタブレットで検定問題配信してございますので、それらを通して重忠について知ってもらって、なお小学校3、4年生で使う社会科の副読本「らんざん」に登場する畠山重忠について、また先生のほうからもそういう指導の一環として扱っていただけるきっかけにはなったかなというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 ここで暫時休憩といたします。再開時間を2時45分といたします。

休 憩 午後 2時30分

再 開 午後 2時45分

- ○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 第9番、青柳賢治議員の再質問からになります。どうぞ。
- ○9番(青柳賢治議員) 今教育長のほうから重忠検定の話を聞かせてもらいました。 私も様子見ていましたけれども、学芸員さんの説明も非常にうまかったし、関心も持ちましたし。それで、私NHKを見ていて、「どうだった」という、そのお子さんに質問が出たときに、「タブレットで勉強してきたからよく分かりました」という回答が出ていて、よくできているなと思って感心しましたけれども、あれも学校教育含めて嵐山の印象を上げてもらったのではないかなと思っています。

それで、この重忠まつりの効果というのは本当いろんなところに及んでいるかと思うのですけれども、私菅谷中学校のグラウンドに置かしてもらって歩いて会場まで行ったのですが、その途中で、ここにも何か絵があるとかなんとかという話が出ていて、私は全く気がつかなかったのです。菅谷中学校を出ると、あれは垣根って言ったらいいのですか、柵というのですか、それで柵のところに盤があっていろいろ書いてある

のです。私は行くときは全然気がつかなくて、帰るときにその後ろから来た人たちが「ここにも何か書いてあるよ」と。時代まつり、いわゆる嵐山重忠まつりで来ているから、こんなところまで嵐山は気を使ってくれているのだと、すごいねというような、それはご婦人でした。声が後ろから聞こえているのです。どうかなと私は全然気がつかなくて行きは分からなかった。帰りにある人から教えてもらったのです。それで、確かに見ると、時代まつりなのか、その時代の行列なのかあれなのですけれども、あの辺のところのできた経緯というのは教育長のほうではお分かりになりますか。

- ○森 一人議長 答弁を求めます。
 - 奥田教育長。
- ○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

議員さんが今ご指摘いただきました菅谷中学校脇の道路ですけれども、実は私自身も議員さんと同じようにあそこから帰る帰りがけに、あの歩道を史跡の博物館のほうから菅谷中の駐車場に向かっている最中に、小学生2人とご夫婦の4人連れが帰りがけに私のすぐ前を歩いていたのですが、お父さんが「あら、ここにも弓と刀が書いてある」と。私もまじまじとそれ見たのですけれども。いつ頃というのがちょっと私には分からなかったので調べさせていただいたところ、平成8年度の彩の国づくり推進特別事業の補助金を受けて古の皇子として整備されたのだそうです。改めて私も見に行きましたけれども、菅谷中学校側のフェンスと菅谷小学校側のフェンス、両方にあるのです。小中学校の正門付近から中学校プールのところの民家の手前までです。小学校のほうは小学校の敷地までのところでフェンスにありまして、歩道にはオオムラサキのタイルが埋め込んであるということで大変きれいに整備されて、フェンスのその刀と矢のほかにタイルで武者行列がそのフェンスの先頭のほうと終わりのほうに2か所左右ともあって、両方ともまだまだきれいに、タイルなものですから、きれいに整備されたままになってとってもいいなと私自身も思いました。

以上です。

- ○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。
- ○9番(青柳賢治議員) 私たちの町で、私たちの知らないことを重忠まつりに来た方から教わったという、そのぐらいやっぱり効果があったよということを私は申し上げたいのです。そして、その時代にできたものが、あそこは恐らく菅谷館の近くだから、そういったようなこと、今言った何々祭りの県のほうからのやつもあったのでしょう

が、ことでできたのかなと私は推察をしているところでございますけれども、そうい った効果もあって、さっきの課長の答弁にまた2度、3度あれするわけではないのだ けれども、非常にこれをうまく結びつけて、嵐山の子どもたちがこれから今度漫画の 本も出来上がってくるとか、先日の町長の答弁だと非常によくできているというよう なことも聞いています。やはりこの機会に嵐山町の智勇兼備の武将である畠山重忠公 というものをもう一度教えを請うというか、そういったところの中から私はあそこの 場所でということを強く申し上げるまでもないのだけれども、あの場所が嵐山の町民 にとってもスペースとしても非常にいい場所だな、心も安らぐ、緑があって。私は、 そう思って皆さん感じて帰られたのではないかなと思っています。ですから、ここを この後いろんなまた行事日程はあるのでしょうけれども、今回やったその祭りの中か ら得るものはたくさんあったと思いますので、実行委員会でやられていますから、実 行委員会の皆さんに聞いてもらったり、それからいろんな参加した方からご意見いた だいて、そしてその次につながるような。やはりあの祭りをやったことによってあの 重忠公が今NHKの大河ドラマに出ている。恐らく6月何日に二俣川でやられるわけ ですけれども、その意味だとか、そういったことをあれしていくと、私今回深谷市の ほうに6月5日の日に歴史家で作家の方が来て講演をするというので、「どのくらい 来ました」って言ったら「約400名だった」と言うのです。深谷の川本町ではもう23回 か4回ぐらいこの重忠まつりやっていますので、私もそこまでは少し勉強が足りなか ったのですけれども、非常に立派な本もできています。町を挙げて畠山重忠を保存を してきたと、保存会があったというのです、聞きましたら。「なぜそんなにできたの ですか」と言ったら「保存会の組織があってできた」と。ですから、ここでやっぱり 一つのそういったことを通しながら、これから先の時代というのは共に共感をし合う ということ。これはある大学の先生がおっしゃっていたのですけれども、そういうよ うなイベントになり得たのではないかと。コロナの中でも、こうしてみんなで、食は そんなになくてもこういう形でできたという一つの、企画運営するほうとしてみれば よくできたなということと、また参加をした人たちは参加をした人たちでああよかっ たなという祭りだったと思うのです。そこのところの部分はこの先も生かしてもらい ながらいろいろな展開をしていってもらいたいなと思います。この点については町長 も当日の日いろんなことを皆さんにおっしゃっていただいて、重忠のことをおっしゃ っていました。町長から一つ所感いただいて、次に進みます。お願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今青柳議員のほうからいろいろなご指摘をいただきました。我々があそこのところでできたというのは、冒頭説明にあったように先賢顕彰会の方たちが今までしっかりと木曽義仲公と重忠公を中心にそういった顕彰をしてきていただいた。そして、また先人があそこのお堀のところにあの畠山重忠公の像を築いていただいた。当時は、だから竹で作ってあるわけです。竹筋コンクリートではないですけれども。ですから、本当に先人の方々の努力の結晶の下に我々が今そういった恩恵を得ていると。そして、また青柳議員も何度も言っていただきましたけれども、あそこの場で重忠まつりが開催をできたこと、これは大変意義のあることだと思います。先ほど来課長のほうからこのお祭りの今後についてということであまり歯切れのいい返事ではなかったかもしれませんけれども、それは裏を返すと、これだけ成功したけれども、それだけ難しい点がたくさんあったことも事実であります。しかし、そういったことも含めてしっかりと今回の重忠まつりの成果を次の段階に何らかの形で結びつけていけるように、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。議員の皆様方には積極的に参加をしていただきまして本当にありがとうございました。

以上です。

- ○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。
- ○9番(青柳賢治議員) 町長から答弁いただきました。あとは、我々も細かいこと言わせてもらいますけれども、やはり町がよくなり、そして住む人たちが幸せになり、そしてやっぱり生きていてよかった、そういう未来をつくっていかなくてはならぬわけですので、ぜひこの意義をしっかりと捉えていただきたいと思います。 次に移ります。
- ○森 一人議長 どうぞ。
- ○9番(青柳賢治議員) ウクライナ人道支援についてでございます。ロシアのウクライナ侵攻から3か月過ぎました。埼玉県町村会も声明を発表し、嵐山町議会でも抗議の決議を採択しました。このような長期戦になりますと、財政における疲弊が一段と進むわけでございます。私たちにできることといえば、金銭面における支援かなと思います。町のウクライナ人道支援についての考え方をお聞きいたします。

- ○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。 杉田総務課長。
- ○杉田哲男総務課長 それでは、質問項目2につきましてお答えさせていただきます。 ロシアのウクライナ侵攻については、県町村会から抗議文を送付し、恒久平和の実 現に向け、平和的な解決を強く求めたところでございます。人道支援につきましても 社会福祉協議会と連携を図り、募金箱を設置し、日本赤十字社を通じて救援金の受付 を行ってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。
- ○9番(青柳賢治議員) 私、この質問をしたとき、それから嵐山町の議会が3月で抗議文を上げたとき、恐らく短期の決戦で、人道支援のところまで含めてどうなのかなというのもありました。ただ、その後こんなに長引いてきてしまって、その中でウクライナ国民の言葉というのがSNSでしたけれども、載っていまして、これだけ長くなってきてしまうともう金銭的な力に頼るしかないというようなことの、本当に国民の方ですよ、載っていましたのです。それで、そうだ、うちの町に募金箱が、ではいつできたのかなと思いながら、そして私もホームページ見ていましたので、5月27日のホームページにはこのウクライナの支援のことが載っているのです。その前までにはないのです。それで、その辺はどういうふうに考えているのかなと。それと併せて、埼玉県知事が募金箱を設置しましたという埼玉県のホームページが流れているのです。そこには嵐山町なかったのです。それで、これはいけないのではないかと。やっぱりこれだけ長引いてきている中で、これは議会の中でも発言しなくてはならのだろうというようなことから、今回この質問を出させてもらいました。その辺についてはどのように把握というか、していらっしゃるのですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えさせていただきます。

これにつきましては、町と町社会福祉協議会、こちらの大変連携不足というところ が露見してしまったかなというふうに担当課としては考えてございます。社会福祉協議会を所管する福祉課のほうからこういったお話を町社会福祉協議会のほうにさせて

いただきまして、社会福祉協議会といたしましては独自のホームページを持ってございますので、そこのところでウクライナの人道支援をはじめ、各義援金等の募集のほうは募っておった次第でございます。そういった経緯の中から町といたしましても町社協とリンクを貼りまして、町の中といたしましては会計課の窓口、皆さんが見える図書館、そういったところに募金箱を置かせていただき、かつ議員ご指摘のとおり、5月27日に町としてもホームページでリンクさせていただいて募集を募っているという次第でございます。

以上です。

- ○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。
- ○9番(青柳賢治議員) 義接金というのは自発的なものですし、私もこれ以上は思いませんけれども、非常に残念だったのです。嵐山町何で載っていないのだよと。私は社協のホームページは見ていないので、分かりませんけれども。それで、5月27日に載ったので、会計課のところにそっと見に行きました。確かに小さな箱が置いてあったのです。だから、私これ埼玉県嵐山町という自治体がウクライナの今のこの時代では考えられないようなことが起こってしまって、今いる現状、これにやっぱり抗議をするという意味も含めて、本当に気持ちになるかもしれないけれども、そういった姿勢を見せたり、そしてこれ一つの我々も3.11でしたか、東日本大震災のときに外務省のホームページを見るとウクライナからまず2,000枚の毛布が送られてきて、細かく載っています。そういう記録に残すということではないのですよ、私の言っているのは。そういったことに対してのセンスというか考え方、これはやはり町を挙げてそのところに名前連ねてやるべきではないかということを私申し上げているのです。その辺どうですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えさせていただきます。

やはりウクライナ、一つの大きなこういった事件といいますか、そういったことが 許されるものではないというふうには町といたしましても認識をさせていただいてご ざいます。そういった意味合いの中で町村会、そういったものから抗議文を出させて いただきまして、またちょっと遅れましたけれども、やはりこういった支援、そうい ったものはやっていくべきだろうということで、町の機関につきましても遅らばせな がら募金箱を設置をさせていただいたということでご理解をいただければなというふ うに考えてございます。

以上です。

- ○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。
- ○9番(青柳賢治議員) 早いところは3月の上旬ぐらいから設置しているわけですけれども、これから嵐山町の場合9月30日までと一応期限があります。それで、寄附のホームページで表した中でも、どうなのですか、例えばこれが4月だから、今日は6月7日、それで担当課のほうとしては、いわゆる義援金がどうなっているような形の公表の仕方みたいなものはどんなふうに今のところ考えています。9月30日で締め切ってそれで考えるというような考え方ですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えさせていただきたいと思います。

通常の例といたしますと、一月区切りで幾らあったと、そういった形で幾ら日赤にお送りしたということで途中経過も含めて公表していく形になるのかなというふうには考えてございます。救援金のほうの受付につきましては、日赤のほうが9月30日までということで今表示してございますので、その間については引き続き実施をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

- ○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。
- ○9番(青柳賢治議員) あともう一点。普通だと、通常募金箱というと大体正面に入って、役場に入ってきて分かるような場所に設置をされてもいいような気がするのですが、会計課の窓口になると左に曲がらないと分からないわけです。本当に小さな箱ですよね。その辺についても設置場所が会計課というか、いわゆるいろんな控除関係のことがあるのでその形になっているのかどうか分からぬけれども、その辺についてはどのようにお考えになっていらっしゃるのですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えさせていただきます。

募金箱につきましては、やはり人が常時いるところということで会計課の窓口と図

書館の受付のところという2か所設置をいただきました。案内表示等につきましては、 また町民の方々が分かりやすいような形で表記ができればなというふうに考えてございます。

以上です。

- ○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。
- ○9番(青柳賢治議員) このことは埼玉県のホームページ見たことによって私が思ったところだったのです。ですから、これだけ長期化してしまうと、どういうふうに流れるのかなってもう誰も想像がつかないぐらいです。ですけれども、やっぱり今の状況であっていいわけはないので、何とか早く平和になってもらわなくては困るのですが、そのための支援金であるというようなことを受け止めてもらいながら、私たちもウクライナのほうにすることは可能なわけですから、せいぜい協力させてもらいたいと思います。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。佐久間町長。
- ○佐久間孝光町長 少し付け加えさせていただきます。青柳議員のご指摘のとおり、これ大変重要な事項かなというふうに思います。先ほど課長のほうからもお話があったように、町村会としては嵐山町もその中の一員として3月3日の時点でしっかりとしたロシアによるウクライナ侵攻について抗議の文書を出させていただいたということであります。

それから、今答弁の中では社会福祉協議会の募金箱のことだけしか出ませんでしたけれども、これとは別にある団体さんが嵐山町のエントランスホールを利用して、そして今回のことに対する抗議、そしてまた世界平和を願う、そういったミニコンサートを実施したのです。それに対して嵐山町としてもしっかりと協賛をする、また募金活動にも協力をさせていただく、そういった活動はさせていただきました。ただ、嵐山町の中にも、私の直接の知り合いの中にもロシア人の方がいるのです。彼女なんかと話してみると、もう全然我々が今抱いているロシアの方たちのイメージとは違って、我々と全く同じ感覚ですばらしい方です。だから、このロシアという国の在り方と、それからプーチンという大統領の考え方、この辺のところが随分ロシア人の中でも受け止め方も違っているので、その辺のところはやり過ぎてしまうと、かえってこういったすばらしい仲間の人たちを傷つけることにもつながる可能性もあるので、まして

や嵐山町のような小さな町でありますので、その辺のところは少し配慮をする中でしっかりとその意思表示をしていきたいと思っております。私もこのブルーのネクタイと黄色のハンカチーフ、これは当然のことながらウクライナの支持、ロシアに対する、少しプーチンに対する抗議の意味合いは当然含まれていて、もう既に3か月以上になりますでしょうか。許されるところであれば、なるべくこういった形で小さな、静かな抗議かもしれませんけれども、そういった意思表示はしっかりとさせていただいております。

以上です。

- ○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。
- ○9番(青柳賢治議員) よく分かりました。
 次移ります。
- ○森 一人議長 はい。
- ○9番(青柳賢治議員) 貸し館利用者へのサービス向上について。ふれあい交流センターなどの利用者に対する対応やサービスについて、利用者満足度や総合振興計画第6節行政サービスの改善などの観点からどのように評価されているのでしょうか、お聞きいたします。
- ○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。 馬橋地域支援課長。
- ○馬橋 透地域支援課長 それでは、質問項目3につきましてお答えいたします。

第6次総合振興計画では、限られた財源の中で町民二一ズに対応した質の高い行政 サービスを提供するためには、行政改革を推進した中で事務・事業の効率化や改善に 取り組む必要があるとしております。貸し館利用者に対する対応やサービスにつきま しても事務の効率化や改善により質が下がることがないよう実施しなければならない と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。
- ○9番(青柳賢治議員) この質問は、ここにふれあい交流センター書いてありますので、ここからは少し教育委員会の事務局になるのかと思いますけれども、あそこが機能的にいろんな業務を置いてこちらへ来たわけですよね。だから、あそこにはどういう機能が残っているかって私もよく分からないのですけれども、あそこでいらっしゃ

る会計年度任用職員になるのですか、という方たちは主にどんな業務をやるためにあ そこにいらっしゃるのですか。どんな仕事をやるために。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

ふれあい交流センターにつきましては、昨年度より事務局の職員が本庁舎のほうに引き揚げまして会計年度任用職員2名が平日を1名ずつ交代で管理をしております。 土日は、シルバー人材センターのほうに頼んでおります。請け負っている業務といたしましては、主にふれあい交流センターの予約の受付ですとか、利用する方に鍵を貸し出したりですとか、館を利用していただくお手伝い等をさせていただいております。以上でございます。

- ○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。
- ○9番(青柳賢治議員) それで、そこの制度が変わったことによってしょっちゅうそこを利用している方はそんなにはないのでしょう。たまにしか総会で借りるとかぐらいの人については大分変わったのだななんて思うところあるかと思うのです。私もこの際なので、あそこの場所を借りている2団体ぐらいの方にどうなのかなって聞きました。今回一般質問をさせてもらうので。それで、まず一つが、今予約を受けているという仕事なのですけれども、私も実際に感じたのは、例えば何月の何日に予約しますと。そうしたら、それでは事が済まずにその館が空いているということは、例えば104が空いているとかということはそこでは分かるのですけれども、電話でね。ですけれども、それ今度お借りするとなると、その現場に行かなくてはならないのだと。要するにふれあいセンターに行ってもう一回そこで手続しなくてはならないと。まずそれが今までのサービスよりは何かどうなのかなと思ったのです。その辺についてある程度その館を借りている人たちからちょっとどうなのかなという話のようなことというか、ご相談みたいなものとかないのですか。まず、その辺のところについてどうですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

現在ふれあい交流センターの予約また体育施設の予約などもそうですけれども、ネ

ット上での予約ができませんので、交流センターであれば交流センターのほうに出向いていただき、予約をしていただく必要があります。予約につきましては、月の初日に翌月までの予約を入れられるわけですけれども、登録団体につきましては予約が2か月先まで入れられるのですけれども、これにつきましては予約が同じ日に複数件重なってしまった場合などは抽選ということにもなります。ですので、いずれにしても電話等でこの日が空いているのかどうかということの確認程度はできたとしても、予約自体はセンターのほうに行っていただいて予約をしていただくことになっておりますので、そういう面では今の時代にあってはご不便をおかけしているなとは感じておるところですけれども、町の今後のインターネット等を使ったDXの推進なども考慮しながら改善できれば、今後そういったことを考えられればいいなとは思っております。ただし、全員の方がそういったものを便利に使えるというわけでもございませんので、ある意味今のやり方をしているほうが嵐山町規模ではうまく回っている状況ではないかなと感じておるところでございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。
- ○9番(青柳賢治議員) そこなのです、考え方が。だから、いわゆる私たちは貸してあげているのだというような意識はないとは思うけれども、少しその辺を、借りる人がいてあそこを利用する人がいてやっぱり生きてくる施設です。やっぱりその辺を少し考えてみると、今の課長答弁ですと、そこに来てもらってっておっしゃったけれども、では電話でその日が空いていますよということが瞬時にそこでやるために会計年度任用職員さんはあそこにいるべきなのではないかな。私は、それは借りようとする人たちに対しても「嵐山町のサービスは低下しちゃっているよ」というふうに言われましたよ、ある人にも。だから、では何でそれができないのですかって。当然そこにいらっしゃる方では説明できないですよ。中にはやっぱりおかしいではないかという言う人もいますよ、それは。そこの辺が少しあそこがああいう形になってしまったことによって、効率効率も大事だけれども、やっぱりその辺が、電話でこの日が空いていますよって分かっていて、何でそこに「はい、これで分かりましたよ」という形が、何とか帳みたいなあるのでしょうけれども、それがまずできないのは、要するに借りる人がある程度はっきりしないのか、そういったようなことを避けるためなのか、その辺については少し答弁をいただきたいですね。

[「前はできたの」と言う人あり]

○森 一人議長 川口議員、青柳議員の時間ですので。

それでは、答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

ふれあい交流センターの予約の方法については、昨年職員が本庁のほうに引き揚げたことについて特に変更はなかったかと思います。会計年度任用職員につきましても確かにいろいろな業務を全て熟知しておるわけではございませんので、場合によってはご不便をおかけしているところもあろうかと思いますが、必要な情報については事前にお伝えしておくものもありますし、会計年度任用職員が分からない業務につきましては本庁のほうに問合せをしていただいているような状況でございます。予約につきましてご不便をおかけしていることはあろうかとは思いますけれども、これにつきましては従前からこの方法を取っておりましたので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。
- ○9番(青柳賢治議員) その辺のやっぱり町民福利というところの考え方に至るのだと思うのですよ、私は。やっぱり借りやすいような利用の仕方をしてもらうということが一番いいわけですから。課長が今答弁されたからあれですけれども。だから、疑問に思うのは会計年度任用職員さんでなかろうと、本庁の職員さんであろうと、その電話を受けて、例えば今日は6月ですよ。では、6月25日が空いていますかって電話しているのだ。いや、10時から12時空いていますよって。では、それを予約するのにはまた現場に来てくださいって。今度金払うのもその後になってしまう。そんな形で、何と言ったいいのかな、1回で用が済まないような形を今のこれだけの便利な時代になっているのに。そこを借りている人たちは皆さんそうしているのでしょうと思いますよ、きっと。今の決まりのとおりだろうから。その辺は少し考え直すというか、利用者目線に立つということが大事なような気がするのです。これはこのふれあい交流センターの業務に限りませんよ。全てですよ。私たちは、何のためにこの仕事をしているのだって。町民の福利のために仕事をしているのだということだと思うのだよ。ここは、だから今後少し変えざるを得ないというか、課長の答弁だと私もまだちょっ

と不納得なところがあるので。教育長、何とかそこのところは検討をするとか、どうですか。

- ○森 一人議長 答弁を求めます。奥田教育長。
- ○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

何年か前に私やすらぎのほうでお世話になったことがあるのですが、そこでは北部 交流センターの予約と受付事務をやすらぎの担当職員に委託して、シルバーの方です が、行っていました。そこでは、電話でもあるいは窓口に来てもそこで何月何日です ねというので帳簿に入れて、それで利用する当日にお金を払っていただく。当日は必 ず来るわけですから、そこで払っていただくということで大変スムーズに行われてい たように感じていますが。ただ、ふれあい交流センターとテニスコートについては今 結構利用が激しいので、電話でいただいたときに予約すると、もう先着順という感じ になってしまうので、それで多分月の1日に申込み兼抽せん日という形になっている のだろうと思います。したがいまして、南部交流センターとか北部交流センターのよ うに、まずバッティングしないところはもう先着順でしています。なので、その辺の 先着順といいますか、その辺と利便性どっちがいいのかなというのも確かにあると思 います。したがって、あまり利用がないというか、ほぼ利用がバッティングすること のない夜間とか、あるいはそういう今までのケースの中でそういう時間帯なりなんな りについてはその時点で予約ということも十分考えられるというふうに思います。お 話を聞いてワクチン接種のことを思い出したのですが、電話の予約とネットの予約と 両方受けていきますと、ネットのほうが速いわけです。そうすると、公平性という場 合に果たしてどっちがいいのかなということもありますので、議員ご指摘の内容につ いては教育委員会でもう一度精査して、いずれにしても利用者目線に立った受付なり 利用のしていただき方というのはもう一度よく考える必要があるかなと思っておりま すので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

- ○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。
- ○9番(青柳賢治議員) コロナ禍でなかなかあそこの会場を借りることもできずに大変だったときもあったわけですけれども、今は皆さんがいろいろ借り出して展示会やったりとか、また動き出しました。私がもう一つこの際だからお伝えしておきたいというか、言っておいてほしいねって言われたのは、例えば大きな部屋を使ってやると

か、事業があるでしょう。そういうときに予約ができるのは3か月だか半年ぐらいなのですか。そこは私も詳しくは知らないのです。ただ、その辺も例えば今のふれあいセンターにご自分が行ってこの日、今は6月だから9月にお願いしたいと、こういう展覧会やりたいと言っても、そこでは判断ができずに1回本庁に戻るというようなやり方になっているらしいと。この際だから、そういったことも利用者目線に含めて考えてもらえたらありがたいということを言われた団体がありました。その辺についてはそういった手続を経ていかないと、今言ったバッティングしたりとか、そういうことの中で難しさがあるということになるのでしょうか。課長、どうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

現在イベント等で事前告知等が必要な場合には3か月前から予約をできるようになっております。それにつきましては、どういうイベントをするからということで事前予約の申込み票を書いていただいております。全ての予約につきまして使用の利用申込書を書いていただく必要がありますので、現在のところは窓口にてお申込みをいただいている状況でございます。

以上です。

- ○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。
- ○9番(青柳賢治議員) いろんな方が利用しているわけでございます。ですから、気持ちよく利用してもらえるように、皆さんそれなりの館の料金を払ってやっているわけですから、その辺をお願いしたいと思います。

これで終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 小 林 智 議 員

- ○森 一人議長 本日最後の一般質問は、受付番号8番、議席番号1番、小林智議員。 質問事項1の農業問題の課題解決についてからです。どうぞ。
- ○1番(小林 智議員) 今議長のご指名ありましたので、質問をさせていただきます。 議席番号1番、小林でございます。

1番、農業問題の課題解決について。少子高齢化、農家の農家離れが進む中で、農

業を取り巻く環境とその諸問題については従来から国、県、町をはじめ、多くの機関で課題解決のための取組を行っています。その一つとして、国の推進する人・農地プランがあり、町でもこの施策に基づいて地域農業の将来(人と農地の問題)に関するアンケートや農業従事者の人・農地プラン座談会が実施されている。人・農地プランへの取組や今後の課題解決に向けての取組について伺います。

- (1)、地域農業の将来(人と農地の問題)に関するアンケートの結果をどのように認識して施策に反映していますか。また、フィードバックはどのように行っていますか。
- (2)、農業従事者の人・農地プラン座談会での意見交換ではどのような意見が見られましたか。その結果は、施策に反映しておりますか。また、フィードバックはどのように行っておりますか。
- (3)、人・農地プランに関わるもの以外での農業の将来への取組はどのようになされておりますか。

続いて、(4)、地域農業の課題は、産業としての農業、里山・農地の保全などの環境と一体に考えるべき課題、高齢化、離農の増加、人口減少が進む農村地区での生活者の視点から考えるべき課題、新規就農への取組など広範な課題があります。これらを全体として将来の在り方、施策を考えていく必要があると考えますが、それらに取り組む機関を設置する考えはありますか。

以上をお伺いしたいと思います。

- ○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(4)について答弁を求めます。中村農政課長。
- ○中村 寧農政課長 それでは、答弁いたします。

質問項目1の(1)、(2) につきましては関連がございますので、併せてお答えいたします。

アンケートの結果につきましては、町といたしましても認定農業者を中心とする担い手不足と高齢化が深刻になっていることを認識しております。アンケートの集計結果につきましては、昨年10月に町のホームページで公開しており、その後同プランを決定づけるため要因の一つである座談会を開催したものであります。議員もご承知のとおり、12月に町内3地区に分けて計3回の農業関係者による座談会を開催し、座談会では町担当より改めてアンケート結果の説明を行い、各地域の農地の集積による農

業経営の中心経営体の方針についても提案しました。さらに出席者によって意見交換がされ、その中の意見といたしましても後継者の問題、環境としての農地の価値、稼ぐ農業、水の問題、谷津田の活用方法、法人の経営状況などの意見がありました。こうした取組の中でいただいたアンケート結果、意見等を踏まえ、厳しい農業経営の中、少しでもポジティブなフィードバックができればという意味合いを含めた施策反映を考え、令和4年度にスマート農業の取組として町農業再生協議会、農業生産法人らんざん営農等の協力により農業用ドローン直播による食用米1.1へクタールの実証を行っております。スマート農業にチャレンジすることで、農業関係者に少しでも希望の持てる事業を展開し、今後の農業経営の起爆剤としての効果も期待しているところであります。

続きまして、質問項目1の(3)につきましてお答えいたします。

農業の将来への取組といたしましては、平成25年度において農業を取り巻く諸問題を踏まえるとともに、長期的視点に立って魅力と豊かさにあふれた嵐山町農業の未来を開くことを目的とした嵐山町農業未来会議が設置されました。平成27年度まで会議、先進地視察等を行ってまいりましたが、委員の任期満了に伴い開催はなく、活動は凍結状態となっているのが現状でございます。議員ご質問のとおり、農業の将来への取組について話し合う場としては、必要な会議であると考えますので、今後具体的な課題解決策を議論する上での場として、再開について慎重に考えてまいりたいと思います。

続きまして、質問項目1の(4)につきましてお答えいたします。

議員ご心配のとおり、地域農業を取り巻く課題は多岐にわたります。それゆえに農政課農業振興担当の業務も幅広い分野で関わりを持っております。さらに業務内容によっては関係各課、外部組織との連携も必要となっております。農政課といたしましては、このような農政を取り巻く諸問題を総括してまいるのが本来の役割と認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 第1番、小林智議員。
- ○1番(小林 智議員) ありがとうございました。答弁もありましたけれども、1から(4)までが、これ一連の形で内容になっておりますので、一括して再質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたます。

その前に今回人・農地プランの問題について、これについて質問させていただくのですが、実は町でも嵐山町人・農地プランの検討会というのが組織されている。実は私も3月末付でこの検討委員という形で拝命させていただいております。その中での資料も今回は一部参考にさせていただこうかなと思っておりますけれども、この検討会の内容に関わることについては今回の質問からは差し控えさせていただこうかなと思いますので、総論っていいますか、大まかな問題について、農業の問題考える1つの形として人・農地プランということを挙げさせていただきましたので、ご了解いただきたいなと思います。

その上で、私の問題意識としては、これからの農業の問題全体を考える中で、どういう会議体であるとか、組織であるとか、それどこでどうされているのかなというのがいま一つはっきり見えなかったなというのがありましたので、誰しもが思いつくのが、例えば農業委員会さんでしょうという1つが、これは国、これは法律上の組織がまず1つある。それから、先ほども出てきました農業再生協議会、これはJAさんとかも含めた形での協議会もある。それから、人・農地プラン検討会というものもある。先ほどで出てきた未来会議ですか、こういったものもかつてあったということで。一番心配なのは農業に関する大きな問題がいろいろ趣旨があって、農業はやっぱりいろんな形で関わっているのですけれども、名前からすると農業委員会でも語られるのかな、農業再生協議会でこれは語られるのかな、人・農地プラン検討会で語られるのかな、どうなのだろうな、どこでも問題提起ができるだろうなと思うのですけれども、全体として将来の問題に提言していくとか提起していく、農政に反映させていくというところがはっきり分からないなって。そんな思いがありましたので、嵐山町の将来の農業をどうしていくのか、どこでどう語られているのかな、今後どう語っていくかなという問題意識のほうからと今回はその質問をさせていただきました。

その上で、まず最初に、人・農地プランで頂いた資料でもあるのですけれども、これは先ほど農政課長から出たように、ホームページも結果出ていますので、そこの数字をちょっと見たいと思うのです。人・農地プランというのは各地区、北部、南部、中部ですか、そういう形を持って作成、担い手を整理されている資料を頂きました。これは実態の調査した内容というふうに見られるのですけれども、このいわゆる担い手と言われる人たちが、どういう方がどのくらい利用しているのかなというのがまず一般の人もなかなか分かりにくい。前回、私一般質問でも一部の団体が全体の半分ぐ

らいやっているのですよという話もさせていただきましたけれども、そこのところを数字的に見てみたいと思います。N団体は皆さんご存じのように、らんざん営農さんという団体が大きく占めているのですけれども、こちらが米、大豆、小麦、その他を含めて、全体でたしか108ヘクタールぐらいの運営をしているのではないかなと、足し算するとそういう形になります。そのほか個人の認定農業者では1人当たり、こちらに出ている中でかなり大きく手広くやっている方たちなのですけれども、大体10ヘクタールから8ヘクタールの方とか、月によっては16ヘクタタールとか、30ヘクタタールぐらいまでやっていらっしゃる方まである。いわゆる認定農業者さん、担い手さのですね、そういう方たちの数字が出ています。そんな形で町の、特に水田を中心とした農業、そういったものが支えられているのだなという見方ができるのではないかなと思います。こんな中で私も数字がちょっと分からなかったのですけれども、108ヘクタールですと、やはり、これはらんざん営農さんが約50%やっているという理解で一つはよろしいのでしょうか、分かりやすく。

- ○森 一人議長 答弁を求めます。
 - 中村農政課長。
- ○中村 寧農政課長 人・農地プランの担い手の中でらんざん営農さん、こちらの経営 規模が合計で108.9へクタールとなっておりますが、その中の内訳は米であったり、 麦であったり、露地野菜であります。後は千年の苑についても一部、今のところ7へ クタールほど集積しておりますので、そちらの合計の数字で経営規模がこのような数 字になっております。

以上です。

- ○森 一人議長 第1番、小林智議員。
- ○1番(小林 智議員) この数字を出させていただいたのはやはり町の、特に水田耕作を中心とした農業そのもの、産業としての農業が、団体さんが1名のほかに、あと十数人でしたか、認定農業者さんがほとんど担っていると、こんな現状があるのではないかなと思います。こんな中でも聞くところによれば、らんざん営農さん自体も平均年齢が上がってきていると、ここにも後継者問題がある。それから、認定農業者さん自体の平均年齢も相当上がってきていると。それぞれ後継者ありますかとかいうことになると、そこはなかなか厳しい状況があるということです。それで、さっきのもう一つ、これは地域農業の将来に関するアンケートの調査結果、これもホームページ

に出ている資料ですから、ここでこの辺だという部分だけご紹介しますと、これ平成24年と27年と、昨年3年度ですか、にアンケート調査結果出ているのですけれども、例えば問1で、「あなたの地域農業は10年後どうなっていますか」という問いに対して、ほとんど方が「後継者不足が深刻になっている」方が300件で39%。これはたしか平成25年の資料だったかな。それで、「耕作放棄地が増加している」と答えた方が362件で47%と。ほとんどの方がやっぱり後継者不足が深刻になっているとして、また耕作放棄地が増加しているという答えがアンケートの結果になっております。

そのほか「農業を行っていくために何が必要だと思いますか」という問いに、やは り一番多いのが「将来は集落営農や法人になってもらいたい」と、そういった形が 43%、279件ある。「担い手の育成が課題だ」と、162件、25%、こういったところが やっぱり問題になっていると、課題と認識されていると。そういう担い手の皆さんが、 「あなた自身の農地は現在どのような状況ですか」という中で、多くの方が「基本的 には、自分の農地は自分でやっています」というのが43%の238件、「ほかの人に任せ ています」という方が、これはらんざん営農さんとかに委託しているということも含 めてでしょうけれども、199件、36%。「今後あなたの農地はどうするのですか」とい うアンケートにも「自分の農地だけは自分で耕したい」という方が28%、「地域の担 い手に農地を貸したい」という方が31%、「農地中間管理機構に貸し付けたい」とい う方が22%、大体全体の中でこういう形、それらだけでも80%になってしまうという ことで、この3点だけで、そういうような状況です。それで、「課題はどうなのです か、あなた自身の後継者についてどうですか」という中で、これは「後継者のめどは 立っていない」という方が367件、74%。「家族、親戚が引き継ぐ予定である」という 方が23%、こんな結果です。大まかにそういうようなことが課題になっているという ことです、こういった形で誰しもが心配する後継者の問題だとか、農業の問題という のは、これはアンケート結果見ても明らかになっているわけなのですけれども、これ らについて、先ほど申し上げましたけれども、農業委員会だとか農業再生協議会とか 人・農地プラン、どこの会でも、ここできちんと検討されているのだろうなと思いま すけれども、議事録なんか読むとほとんどの問題、やっぱり高齢化の問題、担い手の 問題、後継者の問題、語られているのです。でも、その先どうするのですかというこ とがなかなか、答えをそこに出す機関ではないという形になっているのではないかな と思います。

そこで、では「町の農業の将来はどうなっているのですか」というところで、町はどう考えているかというのを見るのが、例えば長期的な視野で見れば第6次総合振興計画、この中で農業はどう語られているかっていえば、「産業」の項目の最初に農林業として「現況と課題」、この中からでも最初の2つで、「社会状況の変化に伴い、農事従業者の高齢化及び担い手不足が深刻化して耕作放棄地が年々増加している。土地改良区の農地であっても10年後に借手がなく、耕作放棄地になるおそれがあり、総合的な対応が必要となっている」というようなことが、最初の2つで大きな課題として挙げている。では、その課題を認識した上で6次税制の中でどのふうなことを先々考えているかというと、基本的な方針と目指す指標の中で、認定農業者の平均年齢が今60歳なのですけれども、目標値として令和12年までに60歳ぐらいまでで維持しようというようなことを言われていたり、水田の利用集積率、これも今65.8%なのだけれども、70%まで引き上げようと。ほかにもありますけれども、こういったふうな数値的な目標も立てていらっしゃる。

今後の施策の内容として、これ9項目あるわけですけれども、紹介するのは2つだけ。「土地改良区内の営農に適した農地は担い手へ今後集積していきたいと、さらに進めたい」ということが中心ですかね。そういったことと、「農地を貸したい所有者に担い手を紹介するなど、農地の有効活用や集積に努めます」というようなことがうたっている。これが恐らく嵐山町の農業の未来、どうなっているのだということで、1つの公式な答えではないかなと思います。

もう一点紹介といいますか、これ嵐山町総合戦略の中にもあるのですけれども、これは一番最初の中の「雇用をつくる」というところの中で、いきなり「新たな産業と農業の活性化を図る」という項目で、「嵐山町における新たな産業の創出と農業の活性化を図ります」という形がうたわれています。基本的方向としては、「豊かな自然、豊富な歴史や文化を徹底的に生かし、魅力的な産業及び雇用創出を図ります。嵐山町の特性を生かし、新たな運用関係の活性化を図ります」という形でここにも数値目標も掲げてやっていきますよということがうたわれました。これが嵐山町、行政が考える将来の在り方の一つの答えなのかなというふうには思っています。

ところが、今申し上げたようなことと、現実、先ほど踏まえていただいたことがどうつながっていくのかということのがはっきり見えないというのが私の認識なのです。こういったもの、中長期目標があったら、やっぱり中間目標があったりして、で

は個別具体的に何をしていくかというものがつくられて、さらに、それがスケジュール化されているというのが一般的な目標の考え方なのですけれども、その辺については行政としてはどのように捉えていらっしゃるか、お伺いしたいのですけれども。

- ○森 一人議長 答弁を求めます。中村農政課長。
- ○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

人・農地プランの座談会のアンケートと総合振興計画、そういった目標値の中で掲 げた農政に対して、現状ですが、やはり座談会で当アンケートで得たように、担い手 不足、担い手の高齢化が深刻ということがまず何度も発言しますが、そういったこと です。私も座談会に計3回参加いたしました。その中で生の、特に集まった方は担い 手さんが中心です。残念ながら農地の所有者の方は少なかったです。また、その中で 参加者は農業委員会、それと農地利用最適化推進委員、こちらは農業委員会から委嘱 される8名の委員となっています。そちらの方が集まっていただいて、現状課題につ いてご意見をいただきました。その中でも冒頭申し上げたとおり、農地の集積につい てが一番深刻な問題であります。この中で皆さんの意見を聞いてみますと、一番問題 になるのが貸手と借手の意見の食い違い、こちらのほうはマッチしないと農地が集積 できないというのが伝わってまいりました。やはり先ほど小林議員もおっしゃってお りましたが、らんざん営農さんが半分以上は集積しております。そのほか四国の認定 農業者、米作りに携わる認定農業者が法人のほかに13名ほどおります。その方たちが 3つのエリアで頑張って集積しているというのが現状でございます。残念ながら集積 率のほうは65%と、改良区で整備した圃場の中の集積率、人・農地プランで、目標と している実質化の目標には達成しております。しかしながら、谷津田については人気 がなく、収量が米、麦についても、水を使わない麦についてもやっぱり収量がないと いうことで、法人に限らずどの認定者からも敬遠されがちになっております。たまた まそういったところに農地を持った方が、今嘆きの声を出しておられますが、谷津田 の現状を見ますと、まだまだ頑張って所有者が保全管理をして、耕作放棄地にならず、 耕うんすればすぐ農地として利用できるような状態のところもかなり残っておりま す。そういった中で、所有者の方の農地を持っているという認識不足が幾分昔よりは 低くなっているのかな。宅地ですと、庭に草が生えると草取りをしようという意識が ございますが、やはり農地は宅地から離れておりまして、目が届かないところでおり

ますので、なかなか腰が上がりません。そういった中で年数が経過すると耕作放棄地 も谷津の本当に末端のところは木が生えた状態、そういったことになっております。

現状課題といたしましては、そういったことを見捨てるのではなく、まず守られて耕作している農地の平場を中心とした耕作に集中したいと思っております。そのためには担い手さんの育成、ここのところ、ここ数年、農業重労働という若い世代からの認識もあります。そういった中で農業に携わっていない方からも振り向いていただきたい、全く関係のない農地を持たない方にも振り向いていただきたいということで、昨年度からスマート農業のほう少し声かけさせていただきまして、今回4年度の法人さんの協力と各農業関係者の協力によりまして、そういった斬新な取組ができたものであります。そういった新しいこと、嵐山に風を送りまして、農業に風を送りまして、少し矛先を変えていきたい。それから、あとは農地所有者の意識を持っていただく、そういったことで農業委員さんを通じ、また土地改良区の組合さん、役員さんを通じて農家の方々に町といたしまして発信していきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開時間を午後4時 5分といたします。

休 憩 午後 3時50分

再 開 午後 4時06分

- ○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 第1番、小林智議員の再質問からです。どうぞ。
- ○1番(小林 智議員) それでは、また再質問を再開させていただきたいと思います。 答弁いただいた内容で、やはりこれからの農業の中で考えるところが集積化の進捗と、それからスマート農業というのが一つの答えになっていくのではないかなというふうに感じております。私も全くそのとおりかなと思います。集積化につきましては、ご努力いただいている中で今65%というお話がありましたけれども、集積化の中で、ただお話聞く中では、らんざん営農さんはらんざん営農さんで地主さんと交渉して借りている部分と、認定農業者さんが借りている部分とあって、例えば千鳥状になっていたり、ちぐはぐになっている耕作地もあるという、そういったものも、例えば耕作者同士で話合いをして、1か所にお互いに集めるという工夫もされているというふう

に伺っていますけれども、それは集積化で全体の集積率はどのくらい営農団体とか大規模でやっている方に集積するかの比率だと思うのですけれども、逆にそういった形を1か所に集める、認定農業者でお互いの都合のいい形のところに取り替えっこして1か所に集めるというのも今後の効率化とか、耕作地の大規模化だとか、そういうことを考えていくと、より重要なことになってくるのではないかなと考えられますけれども、集積化の中ではこの辺についてはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、答弁申し上げます。

現在のところ集積、この認定農業者によって、3つのエリアの集積は先ほど申し上 げたとおり65%で実質化されているのですが、議員がおっしゃるとおり、ところどこ ろまちまちになっております。具体的に申し上げますと、らんざん営農さんがやって いるところの真ん中に、ほかの方の認定農業者が借りていらっしゃるという場所がご ざいます。そういった場所がちらほら見受けられて、きれいに色が塗り分けられてい るというところを今後目標にするのがこれからの農業経営、法律で農業経営基盤強化 促進法という法律がございます。その中の法改定がございまして、町のそれを含んだ 基本構想の中で、人・農地プランの計画というのが今後法定化される予定になってお ります。その法定化された上では、集積をきれいに色がそろうように集めましょうと いう内容になっております。今後はそういった具体的な話合いを持って、議員おっし ゃるように集積も効率よくやっていく予定でございます。また、農地によっては人と 人がそれこそ借りるわけですので、条件が大分違ってくるというのも、なかなか借手 が見つからないという問題もあります。具体的に申しますと、1 反、らんざん営農さ んですと平均6,000円が賃借料になっておりますが、高いところですと1万を超える。 また場所によると、ただで借りてくださいという方もおられます。そういった話合い がうまくできている田んぼは条件が悪いところでも借手が見つかります。貸手のほう が無関心であったりしますと、なかなか借手のほうからそういった交渉ができません。 そういった中で、逆に交渉しても応じていただけない、そういったところは返すこと がやむを得なくなるというのが実態でございます。これは法人にかかわらず、個人の 認定農業者でも同じであります。そういった耕作条件についてもコミュニケーション を取っていただくよう町としても農地所有者に働きかけてまいりたいと思います。

以上です。

- ○森 一人議長 第1番、小林智議員。
- ○1番(小林 智議員) ありがとうございました。私、集積の中での課題というのは そこではないかなと思います。集積率は今のように当然上げていって、1枚当たりの 田んぼの面積を四角の形で統一して1枚にしていくと。例えば1町歩ぐらいの田んぼ にしてしまうとか、あるいはその半分の5反ぐらいでまとめるとか、水の問題だとか、 高低差があったりしていろいろ問題があるのですけれども。そういった形で集約とい うか、1枚当たりに集約していかないと、この後のスマート農業の効果も大きく出な いのではないかなというのが次の時代。恐らくこれから米価の話だとか、日本の農業 が値段的にも全然合わないよと言われている中で人件費、それから高齢化で人手がな い中、やっぱりスマート農業で解決していきながら、そういった効率化を図っていっ て、田んぼの収量も上げて、そういった形でほかでもちゃんと利益の出る、いわゆる 稼げる農業になっていく、産業としての農業として育成していくというのが一つの答 えではないかと思っているのですけれども。その集積に対して、これさっきそういっ たことは斡旋するとか、お手伝いしていきたいというふうにご回答があったので大変 ありがたいのですけれども、その辺についてはやはり積極的に行政のほうとしても関 与していく、あるいはそういう形の場をつくるとか、そういうお考えというのはどう なのでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

集積につきまして、農地と借り主のマッチングでございます。そこにつきましては、本来であれば、この人・農地プランの座談会というのは、集積率のほうは実質化しているけれどもバラバラである、そういったものをきれいな色にそろえようという座談会が本来の姿でございます。その中には農業委員会と農地利用最適化推進委員さん、そちらに入っていただいていまして、仲介というのですか、コーディネートしていくのが今後の方法でございまして、そういった今後の座談会につきましては、いつから始めるとはまだ申し上げられませんが、今後はきれいに色づけしたような集積ができるように、そういった場で集積率をアップで図りたいと思います。

以上です。

- ○森 一人議長 第1番、小林智議員。
- ○1番(小林 智議員) ありがとうございました。それから、スマート農業についてなのですけれども、お答えいただいた中でご紹介いただいたのが、これ勝田地区で行われたドローンを使った直播きですね、そういうのを私もちょっと拝見させていただきまして、これは効率化が、これは役に立つなと私も感じたのは、まくだけではなくて、まくって確かに、まく手間だけではなくて、これ田植え機使いませんので、そこの工程が省かれるわけです。そういった形で相当省力化になっていくのではないかなと思うのです。ただ、一遍に植えるから、これから1年間かけて課題が出るのではないかなと思うのですけれども、これが成功、うまく効率よく回っていくのであれば一つの大きな答えになってくるかな。先ほどの集約も含めて、ドローンによるまき方をどんどん効率化していくとか、そういったことで期待できるのではないかなと思って見ておりました。タイムスケジュールといいますか、今年はらんざん営農さんの田んぼで、これ今試験的にやっているのではないかなと思うのですけれども、今後の計画とか、そういうのはどうなっているのでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

今年のらんざん営農さんと農業再生協議会によるドローンの実証圃場の前段の話の中で、らんざん営農さんが今後ドローンを購入し、オペレーターも既に2人おりますので、導入して、ドローンの米づくりをしたいという強い希望がございました。残念ながら、ほかの認定農業者個人の場合については、興味はあるのだけれども、初期投資が難しいということで、なかなか踏み込めないという方が大半でございました。したがいまして、らんざん営農さんがその気であれば、今年は、いきなり始めるというのは怖いものですので、ドローンでまくことは委託して、ちょっと試験的にやって、来年は法人で購入するという意欲がございますので、今年は実証圃場ということで、来年からは水管理のしやすいところで少しずつ規模を拡大していきたいということでございます。また、もみ種をまくだけではなく、防除もできる、追肥もできるということで、ほかの活用もできますので、そういった中でどんどん効率化を考えていくということでございます。

以上です。

- ○森 一人議長 第1番、小林智議員。
- ○1番(小林 智議員) ありがとうございました。大変スマート農業にも期待しております。ただ、今のお答えの中で一つのこれも嵐山町の農業の課題かなと思われるものが出てきているのが、やっぱりらんざん営農さんという団体をつくると、いろんな補助金も有利に使えたりするけれども、認定農業者さん個人だと、なかなかそういった機械投資だとかも補助をうまく使えなかったりと。今回も恐らくそれでなかなかスマート農業に行くのに二の足を踏むというのは、自前の投資したトラクターであったり、田植え機だったりというのが大規模にある。そんな中で、では次はドローンですよと、そう簡単にはいかないなというのが恐らく認定農業者さんのお考えでもあるのかな。その辺のギャップといいますか、その辺を今後解決していかないと、嵐山町の農業の、例えば「らんざん営農さんばかりいいよな」みたいな声が一部聞こえたりしたりするわけです。だから、認定農業者さんだと、そういった大規模なものの補助金もなかなか使いにくいという環境にもある。その辺をきちんと整理して、認定農業者さんでもいろんな形がチャレンジできるような仕組み、そんなことが必要ではないかと思うのですが、その辺についていかがですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

私も法人さんに限らず、個人の認定農業者さんとコミュニケーションをなるべく取るように圃場に出向いております。いろんな話がございますが、その中で認定農業者さんでもスマート農業に意欲があったり、実際にやりたいのだということであれば、法人に限らず個人の認定農業者でも規模拡大を応援する考えでございます。 以上です。

- ○森 一人議長 第1番、小林智議員。
- ○1番(小林 智議員) ありがとうございました。その辺についても期待しておりますので、今後ともよろしくお願いしたいなと思います。

この農業問題の最後の質問、(4)番のところでお聞きしました、いろんな課題を解決するための総合的な会議体といいますか、そういう組織というものは、つくる考えはありますかというふうにお伺いしたのですけれども、回答としては特に直接には回答いただけなかったのですけれども、その前の回答の中で、嵐山町農業未来会議を

再開したいというお話がありましたので、恐らくこの辺のところが課題解決をみんなで考えていくと一つの機関になるかな。冒頭申し上げました農業委員会だとか、農業再生協議会だとか、人・農地プラン検討会、ここでも熱の籠もった議論ができればあれなのですけれども、これは国の政策、県の施策、町の施策の中の、やることをきちんと整理していくという会議体になっている、その部分がメインになっていると、これはある程度やむを得ないのかなと思いますので、そこでは腹を割った話ができないというようなことをできるところ、そういったことを嵐山町農業未来会議再開されるのであれば、ぜひ期待したいと思うのですけれども、その辺の、どんな形で再開されたいかというのは、もしお考えがありましたら、お聞かせいただきたいです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

今後の将来に向けての検討する場ということですが、今のところ残っているこの未来会議、将来を展望した議論をする会議としてはとてもいい会議だと思っております。しかしながら、現状を踏まえて、具体的な課題、そういったものをよく踏まえて、この内容も一部改正すべきところが出てくるかも存じません。そこら辺は慎重に考えて、必要となればこの未来会議をベースにつくってまいりたいと思いますので、関係者の皆さんのまたアドバイスもいただきながら、そういったものを考えてまいりたいと思います。

以上です。

- ○森 一人議長 第1番、小林智議員。
- ○1番(小林 智議員) ありがとうございました。会議の名前はこのまま再開なのか、あるいはリニューアルしていくのかというのが今お答えいただいた目的に合わせて、ぜひ町の将来の農業が見える形のものをそういう場で議論、いろんな若い人から、いろんな関係の人の意見を聞いた上で調整できる場があればいいなと思いますので、ぜひ期待しておりますのでよろしくお願いしたいと思います。1番につきましては、以上で質問を終わりにしたいと思います。
- ○森 一人議長 はい。
- ○1番(小林 智議員) 続いて2番目に移りたいと思います。

町指定文化財の保護管理について。町のホームページによれば、町内の指定文化財

は、国指定3件、県指定7件のほか、町指定文化財は40件となっています。文化財の 保護、維持管理は有形無形にかかわらず、それらに関わる人たちの地道な維持作業の 努力により保管・保存されています。指定文化財に係る保護事業、支援について伺い ます。

- (1)、町指定文化財に係る定例的な補助金、報償金等の支給目的と実績について 伺います。
- (2)、定例的なもの以外での修理、保全が必要な場合の支援の基準と実績についてお伺いいたします。
- (3)、文化財の保護、維持管理は有形無形にかかわらず、それらに関わる人たちの地道な維持作業の努力により保管されている現状を考えると、定例的な補助金、報償金の引上げや臨時的な修理・修繕事業の補助率の引上げを行い、文化財の放置、滅失を未然に防いで、次の世代への引継ぎを支援することはできないでしょうか。

以上3点、お願いします。

- ○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(3)について答弁を求めます。 高橋教育委員会事務局長。
- ○高橋喜代美教育委員会事務局長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答え いたします。

議員ご案内のとおり、現在嵐山町内の指定文化財には国指定3件、県指定7件、町指定40件の合計50件の文化財がございます。これら文化財の保護、維持管理につきましては、それぞれの所有者及び管理者が実施しております。町指定文化財に係る定例的な補助金、報償金の支給は文化財の適切な管理をしていただくことを目的に、1件につき年額7,000円の報償費を所有者または管理者の方に謝礼金としてお支払いしております。

続きまして、質問項目(2)につきましてお答えいたします。

定例的なもの以外での修理、保全に対する支援の基準とその実績につきましては、 嵐山町文化財保護条例に基づき、指定文化財の所有者または管理者が実施する文化財 保護事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するとしています。また、保全・修理 に対する補助金の実績といたしましては、近年3件補助金を交付した実績がございます。

続きまして、質問項目(3)につきましてお答えいたします。

定例的な補助金、報償金の金額の引上げ、臨時的な修理・修繕事業の補助率の引上 げにつきましては、(1)でお答えした報償金はあくまでも謝礼としてお支払いして いるものであります。そのため、現在の町の財政状況を鑑みまして、金額の引上げは 難しいかと思われます。また、臨時的な修理・修繕につきましては、要綱に基づいて 運用しているところでございます。

なお、文化財の保護・保存につきましては、引き続き必要な支援を実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 第1番、小林智議員。
- ○1番(小林 智議員) それでは、これにつきましては1番から順番にお聞きしたい と思います。

1番、これ謝礼金という形で支給されているということなのですけれども、実際保 護、維持管理されている所有者の方とか、その方たちは文化財に指定されたことによ って精神的な負担もあるし、これをきちんと後世に残さないといけないという責任感 もおありでしょうから、かなりの負担がかかっているのではないかな。それから、実 費として維持費という自体もいろんな形でかかっているのではないかなと。これは有 形無形かかわらず、いろんな形でかかっているのではないかなと思います。それらを 考えますと、年額7.000円というのは、これは維持管理費ではなくて、ご苦労さんと いいますか、報奨費という類いのもので、これはそういう形のものかなというふうに は理解します。ただ、いかんせん、これはどんなところでもそういった維持管理にか かるので、この辺については引上げの予定は全くないということなのですけれども。 ただ1件質問したいのは、これ1件につき年額7.000円、40件の指定の中にはいろん な千差万別がありますよね、千差ではないけれども、40件それぞれいろんな特徴があ る。そうすると、さっき申し上げたように維持管理といってもばらばらですよね。相 当苦労されているものもあれば、あまり構わなくても、例えば天然記念物の大杉がそ のまま立っていれば大丈夫かなとか、特に草刈りぐらいで、作業がないとか、そうい ったものまでいろんなものがある。そんな中で1件につきという部分もあるし、その 辺の、例えばめり張りをつけるというのは、お考えはいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

文化財の指定につきましては、文化財保護条例に基づき指定しているものでございますが、その価値につきまして金額において上下するものではございませんし、また議員さんのおっしゃるとおり、その維持につきまして、それぞれのご苦労があるかとは考えられますが、それをこちらの文化財は幾ら、こちらの文化財は幾らというように金額の差をつけることはできないかと思います。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第1番、小林智議員。
- ○1番(小林 智議員) ありがとうございました。いずれにしても報償金という形で、 町でも40件指定した中で、きちんとそういった形で謝礼金として払っていると。これ は機会があれば、ぜひ見直しを行っていただきたいと思います。これについては以上 といたします。

質問の2番のほうなのですけれども、お答えいただいた2番ですね、定期的なものではなくて、臨時的なもので修理、保全が必要な場合、支援の基準と、これについてなのですけれども、まずは修理、保全の申請というか、発見して、これ修理が必要ですよ、行政のほうで少し支援いただけませんかとか、そういうことから始まるのですか、実際その修理、保全が必要だというのは。所有者なり管理者が町との相談したところから始まっていくものなのか、その手順をひとつ教えていただきたいのと、近年3件補助金を交付しておりました。この3件の内訳を教えていただきたいのですが。

○森 一人議長 一つずつお願いします。答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

それでは、先に近年補助金を出しました3件につきましてご説明さしあげます。まず1件目ですが、平成6、7年頃に吉田手白神社大杉の枯れ枝が屋根に落下し、スレート瓦が破損した件につきまして、事業費の3分の2を補助金で出しております。

次に、平成25年に鎌形八幡神社拝殿の補修工事を補助いたしました。こちらは、拝殿自体は文化財ではございませんが、その拝殿の中に保存されております本殿の中の彫刻、本殿を覆う拝殿も修理しないと本殿も保存が難しくなるということを鑑みまして、当時の文化財保護審議会及び教育委員会で審議、協議した結果、指定文化財の保存工事に準ずるものとして、総事業費の2分の1、ただし上限50万円ということで、

総額のほうが700万円以上かかっているということで、上限であります50万円を補助 したという経緯がございます。

また、3件目は、平成30年に広野の庚申塔でございますが、大雨によりまして石造仏の台座の下の土が流出してしまいまして、塔が傾き、その台座を固める工事を実施いたしました。こちらが事業費の54万7,000円の3分の2の補助で36万5,000円を補助しているところでございます。

そうしまして、こちらの補助金の申請の仕方でございますが、こちらにつきましては、嵐山町文化財保存事業補助金交付要綱で、対象となる事業、経費及び補助率を定めております。こちらの文化財補助金交付要綱で、まず対象となる事業、経費及び補助率をこちらの要綱の第2条で定めております。補助率は事業費の3分の2以内で、町長の定める額とし、100万円を限度とするものとしております。交付申請の様式につきましては、その後3条、4条等で定めておりまして、申請について事業の名称等を、あと事業に係る経費などを申請していただき、文化財保護審議会のほうで審議いたしまして決定するということになっております。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第1番、小林智議員。
- ○1番(小林 智議員) ありがとうございました。3件の内訳ということで、それぞれ補助をされて、これは条例に基づいて支出されているということでございました。これについては以上なのですけれども、文化財について、(3)に関連して、40件の文化財があって、これらがお金のことではなくて、これらの文化財としての有効活用といいますか、この辺についてどういった活用をされているのかお伺いしたいのですけれども。やっぱり恐らくこの40件についてあるタイミングで、それぞれ確認何かしているのではないかと思うのですけれども、それと併せて、例えば写真なり動画なりなんなり、文章なりという形で何らかの形で町民が見られる工夫だとか、あるいは町外の人に対するメッセージとして、嵐山町文化財として発信できるような、そういった仕組み、それらについては現在行われているのでしょうか。それから、どういうふうにされようとしているのかお伺いしたいと思います。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

まず、文化財につきまして、パンフレット等は昨日大野議員さんが「嵐山町の文化財」というパンフレットがございますということでございましたが、そちらにつきましては、大分以前につくったもので、現在、最新のものとしては全体を網羅するパンフレットの作成はしておりません。議員さんも今回町のホームページでご確認いただいたと思いますが、ホームページに全て掲載させていただいております。また、博物誌等のホームページございますので、そちらのほうでご確認いただくのが最新の情報かと思われます。

また、文化財、こういったものの有効活用の発信ということでございますが、杉山 城跡をはじめとしまして多くのメディアに取り上げられている文化財もございます し、また40件ございます文化財につきましては、それぞれの特色を生かした文化的価 値のあるものでございます。歩いて見ていただくためには、こういった嵐山町ウォー キングマップの中にも、それぞれの文化財の位置などが示されておりますので、そう いったもので町民の方にも親しんでもらえるようにしていただけたらと思います。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第1番、小林智議員。
- ○1番(小林 智議員) ありがとうございました。まず、web博物誌、大変立派なものがあって、あれも一つの財産かなと思います。これは町制施行25周年を記念して、そこから10年間かけてお作りになったというふうに書いてありましたけれども、大変立派な本もできていますし、途中から全部ウェブでやられているということで大変立派なもので、あれはあれでまた改めて考え方をお聞きする機会をつくりたいと思いますけれども、あの中にこの40件がどこにどうあるのかなというのが、私も探したけれども、なかなか見つからないということがありますので、できれば、町の文化財、国指定から始まっても結構ですから、文化財の一覧表の文字だけではなくて、それに写真がついたり、地図がついたりと。簡単ないわれがあったりというようなものがぜひ欲しいなと。これ、また冊子作ったりなんかするというよりは、ウェブ上で簡単に見られるというのがよろしいのかなと思うのですけれども、その辺についての、どうでしょう、お考えはいかがでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

小林議員さんのおっしゃるとおり、そうした工夫が必要かと思われますので、そういった工夫を今後はぜひしていきたいと思います。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第1番、小林智議員。
- ○1番(小林 智議員) ありがとうございました。今回文化財についてお聞きすることにつきましては以上にさせていただきたいと思います。今後とも文化財の保護に一生懸命取り組んでいただければありがたいと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

続いて、3番のデジタル田園都市国家構想推進交付金の活用に移りたいと思います。 よろしいですか。

- ○森 一人議長 どうぞ。
- ○1番(小林 智議員) 国では、デジタル技術の活用により、地域の個性を生かしながら地方を活性化し、持続可能な経済社会を目指すデジタル田園都市国家構想を推進するため、地方からデジタルの実装を進めていくことが喫緊の課題であるとして、デジタル田園都市国家構想推進交付金支給事業を開始しました。今後、本交付金事業を活用した事業を行う考えをお伺いします。
 - (1)、本交付金事業でいうデジタル実装タイプ(TYPEI)について、(2)、本交付金事業でいう地方創生テレワークタイプ、「TYPEⅡ」は私のミスです、「TYPEⅡ」というのはありません。地方創生テレワークタイプについて、以上2点です。よろしくお願いします。
- ○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2) について答弁を求めます。馬橋地域支援課長。
- ○馬橋 透地域支援課長 それでは、質問項目3の(1)につきましてお答えいたします。

TYPEIにつきましては、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向け、他の地域で既に実装されている優良なモデル等を活用し、迅速に横展開を行うため、地方公共団体の事業に対し、国が2分の1の補助率で支援するものと認識しております。本交付金につきましては、今年度活用する予定はございませんが、デジタル化することで町に有益となる事業を模索し、展開できるよう準備してまいります。

続きまして、(2) につきましてお答えいたします。TYPEⅡの地方創生テレワ

- ークタイプにつきましては、本町は補助要件に該当しないため活用できません。 以上、答弁とさせていただきます。
- ○森 一人議長 第1番、小林智議員。
- ○1番(小林 智議員) ありがとうございました。こちらにつきましても1、2、それぞれ関連ありますので一緒にやりたいと思います。よろしくお願いします。

まず、TYPEIといいますか、こういう名前がついた交付金のことなのですけれ ども、今現在あれがないということですけれども、中身的には相当いろんな形、デジ タルだから厄介な話ではないかというよりも、デジタルということに絡めて相当何で も使えるような補助金といいますか、そういったものになっていると思います。例え ば、先ほど農政課さんにお聞きしたドローンによるスマート農業なんていうのもこの 交付金の対象になっているとか、相当広い範囲になっております。そういったことで すので、今後こういった形を活用していっていけたらなというところであります。実 は正直申し上げますと、この交付金は私もあまり詳しくなかったのですけれども、議 会というか会派のほうで市町村アカデミーの研修に参加いたしまして、その中でこの 構想についての活用について強くお話がありましたので、なるほどなというふうに思 ったものですから、ちょっとこれについて質問させていただきました。このTYPE Iにつきましてもそういった形でありますから、これは今後いろんな補助金がある、 地方創生に関するそもそもの交付金もありますから、それ自体もありますので、こう いった形でこれもぜひ使っていっていただきたいと思うのです。これを今年度は活用 する予定はないということなのですけれども、何かこういう事業があればぜひ使いた いとか、そういったものも全くこれないのでしょうか。何かありましたら、ぜひお答 えいただきたいのですけれども。

- ○森 一人議長 答弁を求めます。
 - 馬橋地域支援課長。
- ○馬橋 透地域支援課長 それでは、お答えいたします。

まず、こちらのデジタル田園都市国家構想推進交付金につきましては、町が計画する計画書に基づく事業に対して交付されるものとなっております。町全体のデジタル化というところで、構想がはっきりできていないというところがまず大きなポイントとなるのですけれども。地域支援課といたしましては、最先端の事業というのは魅力的だということは重々承知しておるのですけれども、国が進めているデジタルの標準

化と共通化、こちらを確実にまず進めさせていただいて、システムの構築、こちらの ほう漏れなくすることによって、行く行くは町民の方がデジタルを活用した電子申請 ですとか、そういったところをうまく使えるように確実にシステム構築していくということをまず最優先でしております。議員さんおっしゃったように、この交付金の中でこういったことがやりたいかということがないかということなのですけれども、各原課において事業をやる上で、こういったところを電子化するとかなり便利になるですとか、住民の方が便利になって、なおかつ職員の負担も減ると、こういったところの提案があれば当然地域支援課のほうでもそうしたことに対してアドバイスをしていく、もちろん内容についても一緒に検討していく、そういったスタイルになっておりますので、今のところこの交付金の中でこれをどうしても活用したいというような形にはなっておりません。

以上です。

- ○森 一人議長 第1番、小林智議員。
- ○1番(小林 智議員) 例えばといってもたくさんいろいろあるのですけれども、この中で全部言うつもりはないのですけれども、1つ、図書館への電子書籍導入など公共施設の利便性を向上するものなども大丈夫だというように書いてあります。例えばこの事業、今回は補正の話の中でもこういったことが出ているようなのですけれども、この辺についてご検討はされたのでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

地域支援課にこういったことを、この交付金を使ってやりたいというお話はございませんでしたので、具体的に交付金を使って進めるという話には進んでおりません。ただし、事業ごとに進めるという話ではなくて、最初に説明させていただきましたけれども、まず町としての計画を作成しないと、この交付金にはちょっと手が出せません。なおかつ2分の1ということになりますので、町の負担もかかります。まず、事業に参加して交付金をいただいて、当初始めても継続性がないと、やはり最終的には町の負担になってしまいますので、長期的な計画を立てた上で実施していくものと認識しております。

以上です。

- ○森 一人議長 第1番、小林智議員。
- ○1番(小林 智議員) ありがとうございました。その事業計画をつくる上でも恐らくなかなかそこまで手が回らないという事情もあるのかなというところなので、個人的な思いとしては皆さんの手を楽にするデジタル化というのはないのかなというふうに思うのですけれども、ぜひ行政の皆さんがこういったことを活用して自分のまず手元を楽にして、町民サービスのほうに振り向けるとか、そういう発想もありなのではないかなと思うのです。やっぱり人は宝、町長が言っていらっしゃる、ずっとそうなのですから、雑務であるとか事務作業にとらわれるのではなくて、本来業務に役場の職員の皆さんが生き生きと活躍できるように、そういったものを機械化でどんどん合理化していくと、そういうのも一つの方法ではないかなと。そういうことをしていただけるのであれば、要は役場職員が楽することを先にやってどうするのだということはないのだと思うのです。町民のサービスの向上のために実施することもあるわけですから、そういうふうにもぜひ活用いただければなと思います。これについては答弁結構でございます。(1)番については、それで結構です。
 - (2)番につきまして、これ該当しませんということなのですが、私もこれ書いた 後にいろいろ調べていった中で、実はこれテレワークですよね、テレワークに対する 補助金で、コロナ禍でテレワークが増えた中で、こういったサテライトオフィスとか をつくることに支給しましょうという内容ということが調べた中でよく分かりまし た。そんな中で特に東京圏の場合には、東京まで通う必要ないから、自宅で作業して いいから、サテライトオフィス、町でつくったらどうですかという補助金、簡単に言 えば、そういうことなのかなと私も理解をしました。それで、東京都、埼玉県、千葉 県、神奈川県が東京圏に該当するのですけれども、この中で埼玉県では比企郡のかな りの市町村が該当しているのですけれども、嵐山町は幸か不幸か該当しない。どうい う基準でこれが選ばれているかというと、2010年から2020年の人口減少率が10%以上 の市町村については支給対象ですよというようなことが書かれていて、あれあれと私 も実は思いまして。ということは、ここに入っていないということは、嵐山町はこの 10年間、人口減少率が10%未満だったのだということです。私も町の情報を使って調 べてみました。そうしたら、町は5.何%だったかな、この10年間の減少率が5.28%、 平成22年が1万8,887人で、令和2年が1万7,889人、これ9月現在で比較したのです ども、998人の減少なので、これ10年間で5.28%の減少だったと。これ支給対象の10%

の半分しか減少していませんよということで、これは喜んでいいことなのだろうかな というふうに思うのですが。

これ何であえて質問したかというと、隣町の小川町さんがこれについて取り組んで、立派なコワーキングスペースというのですか、サテライトオフィスをおつくりになっているという話を聞いたものですから、それにはこれ使っているというお話聞いたものですから、何で嵐山町で見ないのというふうに一瞬思ったものです。では、小川町って10%超えているのです。隣町のことを言って申し訳ないのですけれども。私もこれ調べてみたのですけれども、小川町のホームページ見ながら、実数は申し上げられませんけれども、10年間で減少率が13.4%で、比企郡の中でもときがわ町であるとか、あとは越生町とか吉見町、長瀞、鳩山、川島とか、これらが該当しているのですけれども、ほとんど該当する中で、恐らく該当していないのは滑川と嵐山とか、そういうことになるのかなと、10%未満。これはある意味これに該当しなかったのは喜んでいいのかなということなので、本論とは、この辺今回の質問とはずれましたけれども、

- (2)番につきましては私の調査不足でした。大変申し訳ありませんでした。 以上で私の質問を終わりにします。
- ○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 4時55分)

令和4年第2回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 (第4号)

6月8日(水)午前10時開議

日程第 1 一般質問

第12番議員 渋 谷 登美子 議員

第10番議員 川口浩史議員

第4番議員 藤野和美議員

○出席議員(12名)

1番 小 林 智 議員 狱 守 3番 勝 義 議員 6番 大 野 敏 行 議員 8番 長 島 邦 夫 議員 10番 Ш П 浩 史 議員 12番 渋 谷 登美子 議員

2番 Ш \mathbf{H} 良 秋 議員 4番 藤 野 和 美 議員 7番 畠 山 美 幸 議員 9番 青 柳 賢 治 議員 松 美 子 議員 11番 本 人 13番 森 議員

○欠席議員(なし)

○本会議に出席した事務局職員

 事務局長
 青木正志

 書記
 安在洋子

○説明のための出席者

佐 久 間 光 町 孝 長 髙 橋 兼 次 副 町 長 福 嶋 啓 太 技 監 杉 田 哲 男 総務課 長 馬 橋 透 地域支援課長 前 \mathbb{H} 宗 利 福祉課長 近 藤 久 代 長寿生きがい課長 原 環境課長 藤 実 中 村 寧 農政課長 藤 永 政 眧 企業支援課長 まちづくり整備課長 伊 藤 恵一郎 奥 定 男 教 育 長 \mathbb{H} 教育委員会事務局長 高 橋 喜代美 農業委員会事務局長 農 政 課 長 兼 務 中 村 寧

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、 大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和4年第2回嵐山町議会定例会 第7日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本職宛て提出のありました陳情第4号 中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 渋 谷 登美子 議 員

○森 一人議長 本日最初の一般質問は、受付番号9番、議席番号12番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項1の町立幼稚園3年保育実施についてからです。どうぞ。

○12番(渋谷登美子議員) 一般質問、質問事項1から始めます。

町立幼稚園3年保育実施について。5月17日、町立幼稚園のさくら教室を見学しました。10人の3歳児とその父母が参加し、きめ細やかな指導が行われていました。4歳児、5歳児クラスも見学しました。子どもたちは落ち着いて課題に取り組んで、外遊びも元気に過ごしていました。現在4歳児クラスは25名で1クラスであり、次年度、

5歳児クラスの2クラスは卒園しますと、次年度の5歳児クラスは1クラス、4歳児クラスは1クラスになります。現教室・職員体制で3年保育を実施しても可能と考えられます。公立の幼児教育機関には発達に課題がある子ども、そして家庭にきめ細かく対応するために必要な公共資源であると考えています。今年度1週間に1度のさくら教室の1年間の様子、行事への参加などを踏まえ、次年度は4歳児が新入園児として落ち着く時期を見計らって、3歳児保育を試行し、条例改正を準備し、令和6年度からは3年保育実施に踏み切ってはいかがでしょうか。これは、私は今年度の9月ぐらいからでもできるかなと思っているのですけれども、慎重にこのように書きました。よろしくお願いいたします。

- ○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。 奥田教育長。
- ○奥田定男教育長 質問項目1につきましてお答えします。

町立幼稚園の3年保育の実施につきましては、これまで園児数の減少により施設や 教員等により対応可能な時点で検討していきたいという答弁をさせていただいており ましたが、ご案内のように令和4年度の新入園児数が25人でした。加えて令和5年度 に入園が予定されているさくら教室の参加者が10名という状況になりましたので、3 年保育の実施に向けて諸準備を進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) これは、令和5年度には3年保育が実施できるであろうと いうふうな答弁をしていただいたというふうに考えてよろしいのでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。奥田教育長。
- ○奥田定男教育長 5年度に間に合うかどうかは今確定的なことは申し上げられませんが、まず園則の改正、そして条例の改正も必要になります。加えて施設の改修、備品の準備等々ございますので、5年度当初というのはちょっと厳しいかもしれませんが、できるだけ速やかに実施の方向で準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

- ○12番(渋谷登美子議員) ありがとうございます。私は見た感じで施設の改修というのが必要なのかどうかが分からないし、また備品についてもどのような備品が必要なのかよく分からないのですが、今の現状でも条例の整備は1クラス25名を3学年という形に改正していっても、今の状況だと少子化が進んでいるので十分やっていけるかなと思って。2クラスにする必要はないなと思っていますので、そうするとどのようなものが準備として、条例と園則は必要だと思うのですが、必要とされるのでしょうか。施設や備品として。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。 奥田教育長。
- ○奥田定男教育長 既に3年保育を実施している滑川幼稚園のほうに昨年度も研修に園長はじめ、教育委員会の職員も行かせていただきました。その中で報告されていますことは、3歳児のクラスに関しては保育室内に手洗いの場があるとか、それから保育室もかなりクッション性の高い床材を、床をしているというようなことも報告をいただきました。また、テーブル、椅子等も3歳児が使って危なくないような、そういうものも、今あるものに加えて、やはり準備していく必要があるだろうなというふうに、そのときの視察の結果から報告を受けております。

以上です。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) では、実際には多分5年度には進められるということになりますか。私は6年度というふうに。今4年でしょう。6年度というのは、条例改正してというふうな感じだったのですけれども、試行的にも5年度で、今のさくら教室の子どもさんが上がって、それが入園して1か月ぐらいたったら慣れてきて、その後できるかなというふうな感じで考えていたのですけれども、そんな形でも進められると考えてよろしいでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

試行的に年度の途中からということもあるのかもしれませんが、基本的には園の規則、条例改正をした中で、年度の初めからできればなというふうには考えております。 ただ、準備が整って、そして多少先生方も正式に定員だとか、いろいろこれから決め ていくわけですけれども、その辺はさくら教室、実際に今やっていますので、それとの状況を見ながら、いずれにしても令和4年度のいろんな諸行事の様子を見ながらその辺については検討して、速やかに準備が整って無理のない形でできる見通しが立った時点では行いたいと思います。基本的には年度当初からというふうに私は考えております。

以上です。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) 私は年度当初というのは一遍に2学年が入園するので、幼稚園のほうも大変かなと思って。少しずらしたほうがいいのかなと思っていて、深谷市もそうだったのですけれども、仮準備というのですか、仮にやり始めたのが9月からですよね、3歳児。そういう形を取ったら、来年度9月とか、6月からでもやれるかなと思っていて、それに子どもの人数を考えますと、やっぱりそのくらいのほうが。今の状況ですと、2歳児で家庭にいらっしゃる方というのが今回11人ですか。でも、来年になると、また増えたり、いろいろすると思うのです。そうすると、町立幼稚園の存続というのも考えなくてはいけないので、なるだけ早い時期のほうがよいかと思いますので、それで幼稚園に行ったときには、もういつ3年保育が始まっても大丈夫なような準備は先生たちも整えているということでしたので、それは学年が入園の時期が一緒にならないような方向でなさっていったほうがいいかなと私は思うのですけれども、その点について伺います。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。奥田教育長。
- ○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、3歳児については少し時期をずらして保育を始めたほうがいいのではないかということも確かにそれも一理あるといいますか、メリットがあると思います。一遍に3歳、4歳、5歳、4月にわっと入るよりも、そのほうが職員の負担も少ないかなというふうなことは考えております。その辺も含めて学年一斉のスタート、それから3歳児を時期をずらしての入園、その辺については今後検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) ありがとうございます。

では、次に行きます。

- ○森 一人議長 どうぞ。
- ○12番(渋谷登美子議員) 地域での要支援、要介護の人のサポートについてです。嵐 山町の65歳健康寿命は女性が85.17歳、男性が82.88歳との計算値でした。地域で元気 に生活するために様々な取組があります。2025年問題を間近に控え、地域の善意の人 にお願いするだけではなく、生活支援の基準も必要であると考えます。

そこで、まず1番として、ごみ出しについてですけれども、①ごみ分別ができない場合の支援、②ごみ袋を持って集積所まで移動できない場合の支援、③、②の場合、収集業者に戸別収集を求め、個人が有料で支払う制度の必要性について伺います。

- ④として、粗大ごみの戸別収集については、環境課に申し込んで料金を支払うことになっていまして、解体は個人で分解するか、業者に個人で委託することになっていますが、実際に支援が必要な人にとっては現実的ではなく、ふれあい交流センターでかつては申込みができたわけですけれども、そういった形の支援というか、ものが必要であると思いますが、そのことについて伺います。
 - (2) として、買物についてです。①買うべきものが確認できる支援。
- ②として、家から店まで移動できる場合、買うものを持っていき、持って店内を移動できる支援。
 - ③として、支払いについての支援が必要です。
- ④として、店から自宅まで荷物を持って移動できない場合、嵐山町福祉協力店として、有料で配達を依頼できる制度の創設が必要であると思いますが、それについて何います。
- ⑤として、上記、②、③、④について、商工会、大店舗等と、嵐山町福祉協力店と して依頼できる制度の創設について伺います。
- (3)です。安否確認について。見守り活動の現在の協力事業者は令和3年8月時点で89店舗でした。その後の増減について伺います。静岡県長泉町では75歳以上の独り暮らしの人が申請した場合、週に3日ヤクルトを配布し、安否確認する制度があります。消費者と配達との関係であるため、利用しやすい制度であり、独り暮らしの高齢者にとっては安心感のある制度と考えますが、嵐山町では今後このような支援は考えられるか伺います。
 - (4) として、当事者から困り事、必要な支援を聞く機会を定期的に設ける必要が

ありますが、見解を伺います。

以上です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)から(4)について、近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、お答えいたします。

質問項目2の(1)の①と②につきましてお答えいたします。

ごみが分別できない場合の支援とごみ出しの支援につきましては、介護認定を受けている方は訪問介護、いわゆるヘルパーによる支援を受けられます。認定を受けていない方は、社会福祉協議会のおたすけサービスによる支援となります。ごみ出しが早い時間でヘルパーによる対応が難しいという場合は、おたすけサービスによる支援となります。

次に、(2) の1から⑤につきましてお答えいたします。

買物の支援につきましては、おたすけサービスがご利用いただけます。徒歩あるいはタクシー等に同乗しての支援となりますが、買物に同行して、支払い、荷物持ちなど、買物全般の支援を行っています。また、福祉協力店制度の創設につきましては、埼玉県がプラチナ・サポート・ショップ事業という同様の制度を実施しておりますので、県と連携して登録店の拡大等、事業の活性化に努めてまいりたいと考えております。

次に、(3) につきましてお答えいたします。

見守りの協力事業者数は昨年度から変化はございませんが、見守り活動事業が周知され、協定を締結していない事業所や町民の方からも情報をいただくようになりました。今後も事業の周知に努めてまいります。また、安否確認の制度といたしましては、現在町には配食サービスがございます。 2事業者に委託し、利用頻度は週5回を上限とし、個々の状況に合わせて決定しております。

次に、(4) につきましてお答えいたします。

高齢者やそのご家庭等からの困り事や必要な支援の相談は、地域包括支援センターで随時受け付けております。迅速に対応できるよう相談日は設けず、窓口と電話だけでなく、訪問しての相談も行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(1)について、藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、質問項目2の(1)の③につきましてお答えいたします。

収集業者に戸別収集を求め、個人が有料で支払うことは、費用を負担すれば可能であると思いますが、その費用負担はごみ出しの頻度にもよりますが、積み重なれば高額になることが考えられますので、現実的には難しいと思います。

続きまして、質問項目2の(1)の④につきましてお答えいたします。

粗大ごみ戸別収集について、環境課では申請件数等も順調に行われていると考えております。また、ふれあい交流センターでの申込みは、昨年3月に終了となって以来、申請状況も以前と変わらない形で進んでおりますので、町民の皆様のご理解は得られていると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) ごみ出しについてなのですが、これ1から4まで一括して 再質問します。
- ○森 一人議長 どうぞ。
- ○12番(渋谷登美子議員) ごみ出しというのは、2019年に、これから高齢化社会で、ごみ出し支援というのは非常に必要なものであるという形で総務大臣が話していて、特別交付税の対象になったのです。経費の2分の1が対象になるという形で全部なっていて、それはすごいなと思っているのですけれども、調べてみましたら、これだけあるのです。この厚さで、ふれあいサービスというふうな形で出ているのですけれども、高齢者のごみ出しサービスというふうな形でやってくると、物すごい量がヒットしてくるのです。それで、埼玉県でも2019年からふれあい収集実施サービスというので、22件あるのです。22自治体。これはすごいなと思っていまして、だから何%になるか、すぐ計算していないのですけれども、私が注目したのは、一つは川島町なのですけれども、川島町は人口が同じぐらいなので、かなり同じような形でできるのかなと思って見たのですけれども、このうち29世帯が申請しているのです。いろんなやり方があると思うのですけれども、川島町の要綱を見ていますと、介護保険の対象の人、それから障害認定の対象の方なのですが、それは訪問調査をして、実際に必要かどうかということをチェックするのです。そして、やっていくのですけれども、ここの場合、事業者にお願いしているのですけれども、見ていただければ分かるのですけれど

も、これだけあるものですから、いろんな形で頼んでいるのです。地域に頼んでいるとか。それから、牛久市というのを私は注目したのですけれども、高齢者の仕事として、それをやっているのです。高齢者の仕事としてやっていくというのは、私は必要なサービスかなと思っていて、まず最初にどういう支援が必要かということをアンケートで、皆さんで、各市町村で調査するのですけれども、それから入っていって、そして要綱をつくったりして、どこの事業者がやっていくかということがある程度決まったら、それを実施するのですけれども、私これの費用というのがどのくらい発生するものか分からないのですけれども、それほど高い金額ではないかなというふうに思っています。

ごみ出しについては、ごみがちゃんと出せないと家の中が汚くなってくるので、どうしてもヘルパーさんを頼めないとか、社会的孤立を出してくるので、これはすごく大切な問題だなと思っていまして、これについてはどうでしょうか。福祉課と長寿生きがい課と環境課で一緒に組んで、1つのプロジェクトチームみたいなものを出して、どういうふうな形で訪問調査をして、どこに事業者をお願いするかという形を一度検討していただいたほうがいいと思うのですが、その点について伺いたいと思います。どこがいいかな。町長か、副町長か、答えていただけますでしょうか。これは3つの課にまたがる問題ですので。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

川島町のふれあい収集につきましては、川島町の環境センターが担っていると聞いております。こちらのほうは議員さんおっしゃるとおり、要綱をつくって、それで環境センターが業者に委託をして、それでパッカー車で回っている途上で収集をしていると、そのように聞いております。川島町さんは自前でごみ処理施設を造っており、かなり融通が利くといいましょうか、そのようなごみ収集体制を取っております。片や嵐山町は小川地区衛生組合、管内5か町村の中の一員として、こちら収集、ごみ処理の体制を組んでおりますので、川島町さんとはごみ収集という点に限っては少し事情が違うと、そのように考えておりますので、その辺をまたよく調査研究をしないと、今からすぐに検討にとか、そういうところは少し難しいかなと考えております。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) これ委託をやっているところもあるのです。蓮田白岡衛生 組合、ここは直営なのだけれども、専任で臨時職員の人が1人やっています。久喜宮 代衛生組合も直営と委託なのですけれども、収集担当は、やっぱりやっているのです。 委託業者がやっているところというのは、収集運搬で寄居町がそれをやっています。 そして、それは兼任グループで4人でやっている。それぞれやり方というのがこれは 必要なことなので、高齢化社会になっていて、ごみ出しというのができないというの は必要なことなので、今すぐやってくださいということではなくて、鶴ヶ島もそうで すね。委託業者でやっています。こういった形をやっている。それで、川島町は今の これですと、収集運搬は委託業者がやっています。小川地区衛生組合は組合でやって いるので公的なものですけれども、実際には収集は委託がやっているので、それなり の、川島町でしょう、さっきの話ですと川島町だけれども、委託業者がやっていて、 それを委託業者の従業員が収集で集めている。これは粗大ごみ以外の収集している全 てのものを軽トラで集めているという形になっているのです。私、先ほどのおたすけ ですか、介護保険の場合は介護の、生活保護支援ですか。それで分別とか、そういう ふうなことはできると思うのです。だけれども、収集運搬に関してはそこのところま で行かないので、それを一緒にやっていただけるような形で、介護保険の対応にもな るし、という形のものがこれからできていかないといけないと思うのです。委託業者 がやっているところというのは埼玉県でもかなりあります。そして、訪問調査をして、 それを実際に本当に必要かどうかという形を見極めて、それをやることで逆に見守り にもなるのです。ごみをやっていくという形が必要なので、それは本当に全国これだ けの事例があるわけなので、結構厚いですよ、この事例というのは。それは一度、障 害のある方と、それから介護の対象になる方、それについてはプロジェクトチームと いうか、その3課で話し合ってどういうふうな形がいいのか。私はシルバー人材セン ターに委託するとか、新たな事業者をつくるとかという形もできるかなと思うので、 その点についての考え方を伺いたいと思います。町長か、副町長お答えください。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

この2025年問題は本当に深刻な問題であることは十分認識しております。今まで、

先ほど課長のほうからも答弁がありましたけれども、このおたすけサービスというのが非常に行政の隙間というのでしょうか、それを埋めてくれた役割を非常に上手に果たしてくれているなというふうな認識を持っておりました。ただだんだん、だんだんこれが2025年に近づいてくると、その対象となる方の数、それからあとは頻度、そういったものがどんどん、どんどん増えてきていることも事実かなというふうに思います。まずはその辺のところの実態調査をきちんとする中で、もし今のおたすけサービス等のサービスの中で十分にサービスが行き届いていないようなケースがある場合においてはしっかりと検討して、少しでも改善を図っていくというような方向性で検討していきたいと思います。

以上です。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) おたすけサービスはいろんなサービスがあると思うのです。これは特別交付税の対象なので、ごみ出しに関しては、ごみ出し支援は特別交付税の対象だということで、私はおたすけサービスなさっている方、何人かいるというのは分かっているのです。多分昨日の吉田地区の問題とかありますよね。そういったところまでは行かれないのではないかなと思っているのです。現実的におたすけサービスではない形のもので、おたすけサービスは、木を切るとか、草刈りとか、そういうふうなこともあると思うのですけれども、それ以上のものに、実際に調査をしていくということから始めないといけないと思うので、これについては、すみません、皆さんどう考えるか。おたすけサービスは特別交付税の対象にはなってないと思うのですが、いかがですか。
- ○森 一人議長 近藤長寿生きがい課長。
- ○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

おたすけサービスは高齢者の生活全般への支援ということで、介護保険法に基づきまして、地域支援事業の中で実施されております。

以上です。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) 先ほど町長がおっしゃったように、私は最初に実態調査を してみてというところから始まっていただいて、障害の関係と、それから介護の関係 とごみ、この3つを一緒に、環境ですね、それを一緒にしたプロジェクトというか、

ある程度のものもあって初めて、これは名称としてはふれあい収集と言うらしいのですけれども、それを始めてみたほうがよいかと思いますので、改めて再度町長に伺います。

- ○森 一人議長 答弁を求めます。佐久間町長。
- ○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

先ほどもご答弁させていただきましたけれども、まず実態調査をきちっとして、そ して足らない部分があるようであれば、そういったものを少しでも改善していくよう な方向性で検討してまいりたいと思います。

以上です。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番 (渋谷登美子議員) 2番目に行きます。買物についてなのですけれども、私も これは新しい制度をつくらなくてはいけないのだなというのがよく分かったのは、こ れはちょっと古い資料しかなかったのですけれども、平成28年度までの具体的な資料 しかなかったのですけれども、「国における買物弱者の現状」というので、厚生労働 省の関係と総務省の関係と、それから農林水産省と経済産業省、国土交通省は今言い ましたか。そのくらいのものがいろんな支援サービスを持っているのです。その中で、 おたすけサービス制度というのは、これも厚労省の介護保険の関係なのですけれども、 それ以外のものがたくさん制度としてあるということなのです。おたすけ制度という のですが、介護保険の介護ヘルパーの問題というのは、少し元気な人というのは歩い て自分で買物に行きたいわけなのです。買物に行って、買うべきものが確認できる制 度とか、それから店内を移動できる支援とか、支払いについての支援というのはヘル パーさんがやっていただければ、それでいいと思うのですけれども、それ以外の方で、 買物に行くことがウオーキングになるということはとても重要らしくて、だけれども 物を持って帰れないという問題があるらしいのです。大きな問題としてシルバーカー を購入したり、電動三輪車を購入して持ち物を持って帰るということがあるらしいの ですけれども、嵐山町の福祉協力店として、そういった形のもので、今見ていると皆 さんが多く使われる大店舗のところはそのサービスがないのです。サービスをつくっ ていただくことが必要で、これは大きな市町村だと、ヤオコーはないのですけれども、 大店舗でやっているところがあるのです。それを商工会、それから嵐山町、あと名前

を出すのは控えますけれども、そういうふうな形のところにお願いに行って、それで協力をしていただけないかということがあったらいいかなと思うのですけれども。団地のあるようなところですと、3,000円で買物したら1回300円というふうな料金で配達するというふうな形があるらしいのです。あと、ヤマト運輸ですと、6,000円以上買ったら600円とか、700円というふうな形でやるというふうな協力も出ているところがあるのですけれども、嵐山町の場合は、皆さんが買われる大店舗にはその制度がないのです。ですので、これは商工会と大店舗のところに行って、町長が福祉協力店としてお願いするという形が必要ではないかなと思うのです。

これも見てみますと、新しい団体の創設というのがやはり出ているのです。国のほうの立場として。そういうふうな形でやっていくことも必要であるというふうな形がありまして、ヤマト運輸が6,000円で600円とか、700円なのですけれども、3,000円以上の買物で300円とかいうふうな形ですと、自転車で運ぶというふうなサービスもあるらしいのです。各自治体によって違うのですが、これも高齢者の新しい仕事として、雇用の形態としてつくるというふうな形も出てきているのです。こういうふうな形のものをつくって、2025年問題ですか、それから2043年までは高齢者がどんどん増えていくわけですから、これに対応していくようなシステムの創設が必要だと思うのですが、そのことについてのお考えを伺います。これも町長に伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

先ほど近藤課長のほうからもお話がありましたけれども、現在はおたすけサービスが非常に有効な形で機能していると。そして、また今後も県のほうと連携して、そういった協力者を募っていくというような方向性で今考えておりますので、当面はそういった方向性で続けていく中で、また先ほどのケースはちょっとまた違いますので、対象者の人数だとかというのは急にぼんと増える可能性もありますし、それからあとは移動手段にしても、今日進月歩でどんどん進んでおります。だから、歩くことも大切だということは当然ありますけれども、ただ歩いていける距離の人というのは本当に限定的で、それ以外の人も相当あると思いますので、ですからそういったものを総合的に判断しないと、今の時点でこうだということはなかなか難しいかなと思いますので、研究はさせていただきたいと思います。

以上です。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) これすごく難しい問題だな、実は難しくはないのです。だ って、そういう制度を創設するかしないかなのです。そして、例えば大店舗に行って、 そこのところにお願いする。これは町長が「すみません、よろしくお願いします」っ て、頭を下げて、「ぜひお願いします」って言ったら創設できるものだと思います。 それぐらいの、そして移動ではなくて、歩いていくというのは、例えば志賀2区の方 がウエルシアとか、それからヤオコーまで歩いていきます。歩いていくけれども、荷 物を持って帰るのが大変なのですよ。お米5キロ買ったとして、5キロを持って歩く というのは結構大変なことなのです。私もそうなのですけれども、大根1本買って帰 るというのは結構重たいものなのです。キャベツ1つでも歩くと結構重たいものなの です。なので、それを1週間に1度買物に行くと、私は1週間に1度の買物でどのぐ らいになるかというのが分からないのですけれども、大体我が家の場合ですと1週間 に1回生協の食品を頼むのですけれども、1万円ぐらいになります。1万円ぐらいの ものを買ったら、500円とか、600円で配達してもらえるというふうな制度があれば、 皆さんかなり楽かなと思うのです。自転車で買物に行って、大きな荷物を後ろと前に つけて帰ってくる方もいらっしゃいます。電動三輪車というのですか、それを買う方 とか、あとシニアカーを購入される方というのは比較的余裕がある方なのですけれど も、その方たちはやっぱりすごく荷物が重たいから、それを買うわけで、その電動三 輪車を買うのにも10万円以上しますから、それの補助を出してくれるとありがたいな というふうな話もあるのですけれども、そういったことよりも、歩いていって荷物だ け運んでもらえるシステムというのが必要だと思うのです。男性というのは割と買物 に行かないのですけれども、買物に行かないから、そういうふうな感覚が、町長の中 にもあると思うのですけれども、買物をしてみて、買物を持って歩くというのは結構 重いのです。トイレットペーパーを1つ買っても大きな荷物になります。そういった ことを考えたときに新しい制度の創設というのは必要だと思うのです。これはシルバ 一人材センターなりなんなりがつくっていただければ、それで済む話なので、そうい った形をやっていくということ、今の制度を見直していくという形が必要だと思うの ですが、再度伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

渋谷議員のほうから町長が頭を下げれば、簡単にできるのだというようなご発言がありましたけれども、私は全くそうは思いません。そんなに簡単にはいかないと思います。特に私企業というか、そういったところにお願いをするということは、一つの例えとして、かなりの大きな規模の店舗であっても、お祭りをやるから3,000円の寄附をお願いします、5,000円の寄附をお願いします、一切拒否ですから。それが今現実なのです。全部とは言いませんけれども、それぐらい厳しい環境の中でビジネスを真剣に進めていっていただいていますので、ですから、そういった環境であるということ。ですから、それを進めていくにはそれなりの、やっぱり。それから、あと簡単に手数料300円とかということで先ほども具体的にありましたけれども、これはそうすることによってしっかりとペイできる、そしてまたそれプラスアルファのフリンジベネフィットではないですけれども、さらに多くの利益につながっていく可能性を見出すことができる、そういう中での取組ということでありますので、そんな単純にはいかないかなと思います。

それから、あとは男性はという、男性は買物にあまり行かないのでという表現ありますけれども、私はそうは思いません。最近はスーパーなんか行くと男性の方々、特に1人で来ている方もたくさん見かけますので、それは少し発言としてはどうかなという感じはちょっといたしましたので、ただいずれにしても、こういったことの需要というのは今後とても大切なことになってくることは明らかだと思いますので、研究をさせていただきたいと思います。

以上です。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) 私は首長というのが企業なんかに頭を下げていく、それはすごく大切なことだと思っているのです。というのは、嵐山町では、初めて犯罪被害者支援条例をつくりました。そのときに、あのときの関根町長が何をしたかというと、警察庁に行って警察長官に会ったのです。そして、そのときにお願いしたのです。被害者の認定をしてもらわないと、町が支援金を出せない。そして、それから嵐山町では犯罪被害者支援条例ができて、それから全国に広がっていったのです。ほかにもいっぱいあるのです。例えば3.11のときにテレビは全部ACというふうな形になって、

コマーシャルが取れなかったのです。そのときにどんな形でテレビがコマーシャルを 取るために動いたかというと、社長クラスの人たちがですよ、九州に行って、パチン コ店やそういったところに頭を下げに行って、それで私も本当に驚いたのですけれど も、パチンコのCMが出てくるというのは初めてだったのですけれども、そういうふ うな形でやっていって事業を進めていったという事実があるのです。そういったこと があって初めて、いろいろな商公連携といいますか、公共事業とそれから市町村とが タイアップできる、そういったものがあるようです。だから、私は、そこをやってい かないと次が進まない。特に今の時代は、こうやってお買物に困っている人たちがい て、そしてそこに気楽に行けるというふうな形のものがあって、その支援をするとき にトップが動かないといけないですよ。トップが動かなかったら、そこは進まない。 そのことを頭に入れていただきたいのです。だから、こういうふうな形で新しい制度 の創設が必要で、大きな市町村、熊谷市とか、春日部市とか、そういった嵐山町以外 の、嵐山町に入っている店舗以外のところがあるところというのは進んでいるわけな のです。だから、そこのところは、私は大店舗の名前は言いませんけれども、そうい った形が進むと、皆さんに苦しい思いをしないで、大きな荷物を自転車の前と後ろに くっつけて動くということは必要ないわけですから、それは高齢者にとっては危険な ものですから、それを防ぐことができます。その点について、私は今の状況では駄目 なので、しっかりした制度をつくっていただきたいと思ってこれを話していますので、 再度質問いたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

トップが動く、この重要性、私も大変大きな認識を持っています。とても大切なことだと思います。また、頭を下げて成り立つのであるならば、私は幾らでも頭を下げます。今までも例えば別の事業においても私は率先してリーダーシップを取って変えてきた、あるいは実施してきた、そういった事業もございます。ただ、頭を下げてそれが全て行くかというと、これはなかなかそういうものではないと思うのです。ですからこの件に関してはもう少しいろいろなことを調査をし、またいろんな研究をする中で総合的にどういう形が嵐山町にとってはいいのだろうか、この人たちを本当に救うにはどうしたらいいのだろうかと。また、救うべき人はこっちにもいる、こっちに

もいるのです。そういった兼ね合いもありますから、そういったことを総合する判断の中でしっかりとやれることを進めていきたいと思います。下げるときには十分下げさせていただきます。

以上です。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) ほかの大きな市町村、名前は言いませんけれども、大店舗によっては3,000円の買物で300円でやっていくというところがあるわけなのです。高齢者が多い、そして団地住まいの多い人たちというのはそれがないとやっていけないわけなのです。それをどこの市町村とかは言いません。どこの店舗とは言いません。ちっちゃい店舗もそれをやっています。それが進まないのはやはりそういうふうな視点がないからなのだと思うのです。それでなくてもやっていける大店舗であるということなのです。でも、そうではない小規模のスーパーとか、そういうふうな形のところではやらざるを得ないということなのです。そうするとまた、店舗ができないとしてもそれを請け負う団体があればいいのです。ですから、ヤマト運輸が今やっているというのは6,000円以上で600円とか700円だったと思うのですけれども、そういったものを開発していくということも必要なのです。そこの部分があるかないか、これがとても大きな課題になってくると思うのです。これからの高齢者の生活、独り暮らしの生活、これに向けてどのようにやっていくか、これは調査なのですか、私はこういった調査はやられていないということはないと思うのですが、いかがなのでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

高齢者の生活の状況の調査につきましては、介護保険事業計画の策定に合わせてニーズ調査という形で実施しております。

以上です。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) 私、少し高齢者の方たちとお話ししたことがあるのですけれども、介護の認定されている方たちと話していると、やっぱり買物代行サービスは使いたくない、それはあまり自分にとってはよいものではなくて、やっぱり自分で店に行って買ってくる、そういったことの楽しみというのがあるので、そこの部分は奪

われたくない。そういうふうな認識はあるのです。そうすると買物をして、そして持って帰ってくるということが非常に難しいということがやっぱりネックになっているわけなのです。なので、それはやっぱり新しい制度の創設をしてどのくらいの方が利用されるか分からないのですけれども、団地住まいの方なんかはそれは非常に必要なもので、私は吉田地区とか遠いところ、山間部なんかは必要なことではないかなと思いますし、高齢世帯でもどこということは言えませんけれども、ちょっとした坂があるようなところはやはり厳しいのです。カートを持って動いていらっしゃる方もいるけれども、厳しいなと思うのです。それについては私も早めに対策は取るべきであると考えますが、いかがでしょうか。

- ○森 一人議長 答弁を求めます。
 - 近藤長寿生きがい課長。
- ○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

ご自分の目で見て買物をして帰りたいという方はたくさんいらっしゃるというのは 私のほうでも認識しております。実際にそういう方々の支援といたしまして、おたす けサービスで一緒には行かないのだけれども、大型店舗に特別にお願いをして、そこ で荷物を預かってもらって、おたすけサービスの人が取りに行くというのもやってい る状況なのです。現在はある程度融通をいろいろ利かせていただいていますので、そ の中で対応がある程度でできているかなと認識はしているのですけれども、確かにお たすけサービスの会員さんの、サービスを提供するほうの会員さんがどのくらい今後 増加していくかというあたりも心配な面もございますし、将来的にはやはりいろいろ な地域の事業者の方にご協力をいただきながら、そういう高齢者のサービスを向上さ せていかなければやっぱり高齢化には対応していけないと認識しておりますので、長 寿生きがい課といたしましては、まずは県が令和3年度からプラチナ・サポート事業 というのを行っています。これが買物に行ったものを持って帰ってくるとか、それぞ れのそういう事業者さんがやっていただけるサービスをお願いして登録していただい ているというものなのですけれども、実際に令和3年度にその事業を実施するに当た りまして、大型店舗に対しては県が依頼を出しております。小規模な小売業とかに対 しましては、町のほうで商工会通してお願いはしているのですけれども、やはりなか なか先ほど町長が申したように、いろいろな難しい部分がございまして、実際に登録 をいただけているところがないというか、町内では1店舗だけあるのですけれども、

ただそこは薬剤師さんによる薬の配達とか、場所の提供という形なのです。このような状況だとせっかく県の制度としてできているものを、このままいくのではもったいないなと思いましたので、長寿生きがい課としては、まずここのところに町内の事業者さんにご協力をいただけるように、今後も商工会等にご協力をいただきながら働きかけていきたいと考えております。また、そのような状況の中で状況を見ながら、もし町としての何か特別な町独自の制度が必要だというふうに判断される場合には、そちらのほうも検討はしてまいりたいと考えております。

以上です。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) それは今のお話ですと、お買物を持って帰るときのサービスという感じですね。それで、それは県内の大型店舗は全然応答がなくて、そして1店だけで、それの制度をというふうな形ですけれども、それについて私はやっぱりそれもいいかなと思うのですけれども、おたすけサービスの方たちが少ないだろうなというふうな形と、やっぱり一つの新しい事業としてつくっていったほうが皆さん店舗も利用しやすいのではないかなと思うのですけれども、薬をシルバーにお願いしたり、社協でもいいのですけれども、そういったグループをつくったほうがよいのではないかなと思うのですけれども、その点についてはオレンジサポーターというのですか、それは認知症関係の方ですよね。そうではなくて、そういったことをやっていくような事業体というのですか、それがあったほうがやりやすいかなと思うのですけれども、それがあってそこにお願いするという形だったらいいのかなと思うのですけれども、そこの点についてはいかがなのでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

先ほど説明が足りなくて申し訳ございませんでした。プラチナ・サポート・ショップというのはお買物を持って帰ってくれるだけでなくて、それぞれの店舗で特色のある支援ということで、デリバリーのサービスであったりとか、店内の一緒にお買物に付き添うとか様々なものが含まれているものでございます。2025年ってもうじき来ます。実際に嵐山町の高齢化率も34%ということで、かなり上がっているということで非常に高齢者を取り囲む課題というのはたくさんあると思いますので、そういうこと

も含めまして、よく研究をして高齢者の方が安心して生活できるようにしていきたい と考えております。

以上です。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開時間を11時10分 といたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時10分

- ○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 第12番、渋谷登美子議員の再質問からになります。どうぞ。
- ○12番(渋谷登美子議員) 買物支援についてですけれども、2つの方法があると思うのです。1つは先ほどの県のプラチナサービスというのと、名前をメモしておかなかったので申し訳ない。それから、嵐山町の大店舗がふだん使っていらっしゃるようなお店にもう一度働きかけていただくこと、もう一つは嵐山町のほうで、雇用促進で新しい事業をつくっていくということあると思うのですが、その点について再度質問いたします。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。 近藤長寿生きがい課長。
- ○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

高齢者の買物につきましては、先ほども申し上げたように大きな課題があると認識しております。先ほど町長が申し上げましたように、これらにつきまして総体的に調査研究をして、制度的な部分をどうしていくかというのも考えてまいりたいと思います。

以上です。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) 次、安否確認についてなのですが、現状の協力事業者で行っていくということなのですが、この協力事業者にヤマト運輸が入っているかどうか分からないのですけれども、ヤマト運輸が新しいサービスをしていて、それはあんしんハローライトプランというのですが、一月1,000幾らかなのですけれども、これはライトをつけて、ライトが一日中消えたり、ついたりがなかったら、それを町のほう

に連絡するという形なのです。これも私は割と使いやすいサービスかなと思っていて、 そういった形もある程度の独り暮らしの方にはお勧めしていくという方法はあっても いいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

まず、見守りの事業者の中にヤマト運輸が入っているかというのですけれども、ヤマト運輸は入ってございません。基本的には町内の事業者さんを対象に通知を出させていただいておりますので、場合によっては町外の事業者さんもございますが、そんな形でヤマト運輸は入っておりません。また、この事業につきましては、それぞれの事業者が日常の業務の中で見守りをしていただくという事業でございますので、町としてそういう特定の事業者と契約して事業を行うということは今のところ考えておりません。

以上です。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) もう時間がないのであれなのですけれども、これは割と利用しやすいし、1,000幾らなので。かつて象印のポットでそういうのをやるというのがあったのですけれども、それは3,000円ぐらいで高額だったのです。でも1,000円ちょっとだと皆さん利用しやすいかなと思って、民間の事業者でこういったことをやり始めているところはかなりというか、やっぱりあると思うのです、これから高齢化社会になっていくので。そういったものを嵐山町としてアンテナを高くしていって、利用できるとこは利用していくという方法もあると思うのですが、いかがでしょう。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 嵐山町といたしましては、高齢者の見守りというのはまず隣近所の声かけ、挨拶から始まる軽い見守り、それから地域のボランティアさんによる独り暮らしの方等の家の訪問による見守り、それから先ほどの事業者による見守り、またリスクの高い方に対しましては、長寿生きがい課の看護師が定期的に訪問していく見守り、もう一つが配食サービス、こちらの配食サービスは週に5回を上限に、昼食または夕食の配達による見守りを行っております。このような体制をつくって見

守りをしておりますので、今後において特定の事業者の何か見守りに対しての支援というのは、今の町の現状では難しいかなと思っております。

以上です。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) そうすると次に行きますけれども、当事者が困り事、必要な支援を聞く場合は地域包括支援センターでやっているということなのですが、私は地域包括支援センターというのはちょっと気後れがする人という方たちもいらっしゃると思うのです。それと合わせるとこういった消費者としてのやり方というのがあってもいいかなというふうにも思っているのですが、地域包括支援センター以外で、そういった困り事の話をできる場というのはどの程度あるのでしょうか。ないですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

高齢者の困り事の相談に関してになりますが、長寿生きがい課の地域包括支援センターだけでなく、社会福祉協議会でも行っております。また、それぞれの介護保険の事業所、ケアマネさんがいるところとか、通所介護のところとか、それぞれの事業所でも行っておりまして、そこのそれぞれの関係機関が連携して必要なサービスにつなげられるような体制をつくっております。

以上です。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) 次に、行きます。時間がないので。

次、北部地区の移動についてです。

(1)として北部地区の交通について。現状では自動車を運転しない人は家族の自動車運転に依存することが多い。この場合、平日は医療機関が中心となり、土日に買物をするというパターンが多いと思われます。地域別の健康寿命は不明ですが、北部地区での集う場に自動車を運転しない高齢者の方が移動することは難しいと予想しています。ご自分が移動できる方は北部地区に一定のコースの、移動というのは歩いてですよ、一定のコースのある乗合タクシーの制度が必要と考えます。地域公共交通を考えるプロジェクトチームの報告を併せて考えますと、北部地域公共交通会議を設置し、北部交流センターあるいは農協跡地などをスタート地点とする武蔵嵐山病院、小

川日赤病院、埼玉循環器センター等とのコースを設置して、北部地域の人の移動を不 十分ながらも保障できる制度が必要です。財源に関しては、電気自動車を活用し、環 境省の補助金、地方交付税、特別交付税などが考慮されますが、考えを伺います。

- (2) として、北部地区の方は自転車利用の方も多くいます。また、シニアカー、 電動三輪車で移動される方もいます。安全な道路についての考え方を伺います。
- ○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)について、馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、質問項目3の(1)につきましてお答えいたします。

北部地域にお住まいで、車を運転しない方の移動につきましては、ご指摘のとおり自動車を所有する家族や知人に依存しているのが現状であると認識しております。地域公共交通を考えるプロジェクトチームの最終報告では、将来的なデマンド型の導入について、主要施設を巡回する定期便と予約制のスポット便の併用や導入地区の検証などの条件つきで検討する必要があるとされています。今後町全体の地域公共交通を進めていく中で、渋谷議員のご提案も参考にさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 次に、小項目(2)について、伊藤まちづくり整備課長。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目3の(2)につきましてお答え させていただきます。

道路を整備する場合につきましては、道路構造令等の一定の基準に基づき実施しております。修繕等につきましては、車両、歩行者等、通行される方の安全を総合的に鑑み行っているところでございます。現状の道路の安全対策につきましては、橋りょうの点検、舗装の修繕、区画線等の引き直し、除草等、維持管理を中心に行っているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) 私、この地域公共交通会議の設置は早いほうがいいと思っているのです。それは学校再編に合わせてというふうに書いて、スクールバスも併せてというふうな形で報告書には出ているわけですけれども、北部地域というのはやっぱり今の段階でまちづくりの一つの拠点になって、小さな拠点をつくっていくという

意味で北部地域の公共交通として、そのスタートをふれあい交流センター、あるいは 農協跡地の場合は購入するか貸していただくかしなくてはいけないのですけれども、 農協のすぐそばのところに停留所でも持ってきて、そして北部交流センターのところ にある程度のスタート地点をつくってという形でいきますと、かなり特別交付税が入 ってくるということが分かってきました。それはデマンドにしてもコミュニティバス にしても、やっていくと80%は特別交付税でその金額が入ってくる。それが北部地区 の人たちを対象にするわけですけれども、実際には武蔵嵐山病院、それから小川日赤 と循環器センターという形でやっていくと、そして11人乗りまでのワゴン車を使って、 5台以上は必要というのですけれども、地域公共交通会議でそれをつくって、そして 事業者としては、今嵐山町にあるタクシー会社、そして公安と警察、そして嵐山町、 住民の中で話し合っていくという場を早い段階で設置し、そしてそれに関して言えば、 これ複合的になるのですけれども、環境省の予算をつける。環境省の予算は令和4年 度から5年間の計画だったと思うのですけれども、今の段階でやっていくとかなりい いプランが取れるのではないかなと考えているのです。令和4年度の予算ですと、環 境省は200億円ですよね。そういうふうな形で北部地域をある程度ゼロカーボンシテ ィの一つの拠点としていって、それも電気自動車を使うという形にしていくと、早い 段階でその計画をつくっていったほうがいいと思うのです。これはスクールバスなど に合わせてというふうな形での答申というか、プロジェクトチームの報告だったと思 うのですが、それではなくて今の将来を見通すと、どうしてもEV車というのに入っ ていくと思うのです。ときがわ町もこの6月からEVバスに替わっていくという形で、 今実験しているということで、試行しているという形になっていきます。これは早い ほうがいいと思っています。その点について再度考えるというのはいつぐらいを考え ているのか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、北部地域に限定しての交通というのも大事かと思うのですけれども、地域支援課といたしましては、町全体の公共交通ということで、駅周辺以外の、南部も含めまして全体的にトータルで考えたいなというふうに考えています。ですので、北部地域に限定したというところでは今のところ考えていないのですけれ

ども、おっしゃるとおり電気自動車等を使う場合にはゼロカーボンということもありますので、町もゼロカーボン宣言しておりますので、そういったところも絡めながら、できるだけ早いうちに話を進めていかなければいけないなという認識はございます。ただし、このプロジェクトチームのほうの報告も見ていただいたかと思うのですけれども、デマンド交通につきましては、それぞれ入れるには今までの経緯の中から課題が幾つかありまして、答弁させていただいた以外にも民間の導入ですとか、あとは今タクシー券も使っていますので、タクシー券の見直し等、総合的に考えないと、その一部だけにデマンドを入れるというのは少し難しいかなというふうに考えていまして、やはり町全体で考えてタクシー券を有効的に使うというところを今優先的にやっていますので、そちらをまず優先的にやって、それでも足りないところは公共交通ということでやっていかなければいけないと思うのですけれども、早急にというのはちょっと難しいかなというふうに考えています。

以上です。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) 私が北部地域というのを限定して言っているのは、北部地域をスタートにしてその隣接地域はそれに入っていけるわけです。北部地域を中心にしていくと、そこで交通空白地帯になってくるので、特別交付税が80%取れる。それが一番大きいなと思っています。それに関わる施設設置に関しては、また2分の1の補助があるわけです。それは、ちょっと待って、何ていう補助だったか覚えていないのですけれども、国土交通省の補助でそういったものがあります。そうすると、実際には北部地域に関してはデマンドで行けて、デマンドである程度やって、そしてそのデマンドがそのまま武蔵嵐山病院とか、嵐山駅のほうに行くと、今度コミュニティバスという形になって幾つかの停留所を設ければ、それで行けると思うのです。そして、南部地域に関して言えば、少なくともB&Gがあります。B&Gがあるので、そこまで行って、そしてぐるっと回ってくる、そして地域公共交通のいろいろな資料を調べていきますと、特定の時期だけそのコミュニティバスを、デマンドの11人乗りを出すということも可能なのです。そうすると、今の段階でいくと、ラベンダーの時期にその部分だけ、土日だけそこを走らせるということも、これ調べていくと可能になってくるのです。

そして、例えば今北部地域だったら金泉寺なんかもそれは可能になってくるし、ブ

ルーベリーに関しても特別な時期だけ、土日に関してはそれを走らせるということは できていて、これは地域公共交通会議等運営マニュアルというので、これ中部運輸局 のものなのですけれども、それは中部運輸局だからといってこちらのほうの、こっち は何て言うのだか、関東部のほうに利用できないということはないと思うのですけれ ども、そういった形のものをもう一度切磋してみることは必要かなと思うのです。特 にタクシー券ですと、国のほうでは出ていないですから、特別交付税が出てきて、な ぜこんなに鳩山町とときがわ町がデマンド交通やコミュニティバスがうまくいってい るかというのを調べたら、やっぱり特別交付税を使っている。この部分があるなと思 っていて、私はときがわ町はすごくアンテナが高いなと思っているのは、電気自動車 をそこの中にこの6月から入れていくというのは、それのどういうふうな形で入れて いく形になったかというところまでは調べていないのですけれども、やっぱりこうい ったものを取ってきているというのがあると思うのです、ゼロカーボンシティに関し て。特に北部地域に関しては中央部と違って1軒1軒が遠いですから、デマンドの視 点として各集落ぐらいのポイントは取れるなと思っているのです。こちらの中央部と いうのですか、中央部に関しては学校とか、そういった図書館とか交流等、ちっちゃ な医療機関を含めて商店というか大店舗、そういったものを回る形のほうがいいかな と思っていて、それはそんな、私は早急にやったほうがいいというのは、この補助金 を取るためにゼロカーボンシティの再エネ推進交付金です。再エネ推進交付金でやっ ていくのにも結構いろんなところが手を挙げているのです。令和4年は200億円。で も多分その次、その次というふうな形でやっていけるので、早いほうが、両方うまく やっていくと、早い段階で地域の課題を解決できると思っています。そこの問題なの ですが、それをどういうふうにしたらいいのかなと思うのですけれども、この公共交 通会議のプロジェクトチームは環境課は入っていなかったのですか、そこの点を伺い ます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

地域公共交通プロジェクトなのですけれども、こちらのほうはコロナの感染が始まる前に創設しておりまして、当然町のほうでもゼロカーボン宣言をするということも 決まっていない状況の中でスタートしておりますので、当時は電気自動車というか、 環境のことを恐らく念頭になくスタートしていると考えます。 以上です。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) そうしますと、地域公共交通プロジェクトチームももう一度つくり直して見直すのもいいし、地域公共交通会議というのを早めに設置するという考え方があっていいと思うのです。私は特に北部というので、特別交付税を活用するために北部というふうに限定しているのですけれども、そこからいろんなところに、隣接市はオーケーなわけですから、隣接市はいいという形で地域公共交通会議の場合は言われていて、病院、隣接市といっても嵐山の場合は北部地域のほかに菅谷地域があるわけですけれども、菅谷地域は嵐山町になるわけですから、地域を特定して、そして嵐山町を通過して、そして東松山市にある武蔵嵐山病院、それとあれは今熊谷になるのかな、循環器センターと小川町というのはそこのところに関して停留所とかデマンドの形のものをつくらなければ、それで事業者としてやっていけるわけなので、そういった視点というのはコロナ前であったためになかったのかもしれないのですけれども、もう一度つくり直してみるという考え方があっていいかと思うのですけれども、その点については町長か副町長にご答弁をお願いいたします。
- 〇森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今の質問にお答えする前に、この交通を考えるいきさつ、基本的には個々のニーズに合わせて、そしてやってあげられれば一番いい、これはもうデマンドですよね、ドア・ツー・ドアでやられると。しかし、それには相当のコストもあるから非常に非現実的であると。あの路線はかつてはバスが走っていたわけです、あの循環器のほうだって。そのときに出た住民からの声というのは、「佐久間さんさあ、停留所まで歩いて行けねえんだよ、とてもあんなところ」、今言われているところにぽんと立ったとする。対象の世帯数はどれくらいあるかどうか、その中で車もできない、家族もいない、どうしてもと本当に限られている。そういうところから考えると、非常に非現実的かなというふうに私は思います。だから、今夕クシー券を利用する中で、私は嵐山町の地形だとか状態に関して非常に適した形でその対策は捉えているかなと。ましてや、昨年度から夕クシー券の使い方もこうやって1枚だけしかつくられない。あるい

はその小銭を準備しなくてはならない、これ面倒くさいからどうにかしてくれ、分かりましたということで担当課のほうで研究をして、それではもうこういう形にいたしましょうということで「使い勝手が大変よくなった」「ありがとうございました」こういう声も聞いている段階でありますので、そういったことに関しては、今大きな問題としてあるということは、私は考えておりません。

今課長のほうからも話がありましたように、この会議に関しては、コロナ禍でありましたから、環境に関してもいろんなところでまだ不十分な点があると思いますので、今後、そういったことを検討していく上においては必要可能な人材には入っていただいて、そしてさらに多角的な観点から検討していくということは必要かなというふうに思います。

以上です。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) 先ほども言ったと思うのですけれども、北部地域に関して はデマンドにすればいいと思うのです。私は9時から5時までの間に高齢者の方が買 物とか医療機関に行くのに、北部地域の方がどのくらい使われるか分からないのです けれども、デマンドで十分やっていけると思うのです。そして、その中でときがわ町 のやり方なんかを見ていますと、ある程度のコースが決まっていて、だけれどもその ところの中で入っていけるところにポイントがあって、そのポイントのところから入 っていくというので140か所ぐらいポイントがあるのです。鳩山町の場合はもっとす ごくて、あれはまた全然違うのですけれども、市街化の何て言うかな、鳩山ニュータ ウンの中に2軒に1か所ポイントがあるのです。なので、皆さん自由に利用できて、 そして車を持っていない方でやっていらっしゃる方は多分それで十分間に合うので す。私は鳩山町がなぜ健康寿命が高いかというふうなのを見ますと、やっぱりこれデ マンドが普及しているからだなと思っています。ときがわ町は健康寿命がそれほど高 くないのですけれども、ときがわ町の場合も93歳のおばあちゃんが1人で東松山に病 院に行けたりする。家族の方は日中それを支援しなくてもいいような状況になってい る。だけれども、嵐山町の北部地区の方は病院に行くにしても何にしても、家族の方 の支援がないと行かれないわけです。デマンドのタクシー券は確かにそうだけれども、 500円掛ける48枚だから2万4,000円ですよね。全然違うと思うのです。そして、東松 山まで行くのに3回ぐらい往復してしまうと、もうそれでなくなってしまうというふ

うに聞いています。

やっぱり支援の仕方が全然違って、そこの予算の出所、財源をどこを持ってくるかということを見ながら、地域公共交通というのを考えていかなくてはいけないので、今のタクシー券、当面はまだ地域公共交通会議ができたとして1年、2年、2年か3年かかると思うのです。具体的な嵐山町の公共交通に関わる計画をつくるのに。それから初めてスタートするわけで、それに合わせてゼロカーボンをつくっていくと、それなりのお金の取り方というか、財源の取り方が違ってくるので、そこのところを併せてもう一度プロジェクトチームをつくり直したほうがいいかなと思うのです。私はスクールバスというふうな考え方もあると思うのですけれども、北部地域の場合はスクールバスをつくったとしてもぐるぐる回らなくてはいけないではないですか。それよりは、11人乗りの乗合自動車というのですか、それで行ったり来たりする。すみません。再編については仕方がないなという感じで見ているので、そういうふうなことも併せて考えて、地域公共交をもう一度プロジェクトチームをつくっていったほうがよいかなと思うのです。

今は情報に関しても全然違ってきていますし、ゼロカーボンに向けての施策というのもありますし、そういった意味でもう一度つくり直したほうが、そしていろいろな視点を持ってやっていくということが必要だと思うのです。障害のある人、介護度3から5ぐらいの方で、もう普通の常用者の利用されない方というのはなかなか難しいかなと思うのですけれども、それでもそこの場合は11人乗りでも車椅子のスペースが必要だというふうな形にはなっている。そこのところは本当に難しいなと思うのですけれども、そういった視点を持ってもう一度。埼玉県でもデマンドをかなりやっているところがあります。そこのところのそれぞれの地域の実情をもう一度つぶさに見直していって、やっていくと随分違ってくるかなと思うのです。ここでは地域公共交通のプロジェクトでは、グリーンスローモビリティは嵐山町では難しいということだったのですけれども、でも北部地域だけだったらば、そのグリーンスローモビリティも可能ですけれども、そうではないところまで発信しようとすると、これが難しくなってくるのですけれども、そういったいろんな視点を持ってもう一度見直していくということが必要なので、その点について伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、お答えいたします。

議員おっしゃられたのは北部地域の方の件なのですけれども、前回の区長会議の最後にいろいろ何でもいいので自由にご意見くださいと言ったときに、ある北部地域の区長様から今すぐではなくてもいいけれども、今少子高齢化が進んでいて、運転できる人もだんだん運転できなくなると。そういったことで、数年先でいいので、北部の地域の交通について具体的に考えてくださいというふうに言われました。そのとおりだと思いまして、そのときにも町のほうでも考えていきますというお答えをいたしました。ということで、議員おっしゃるとおり、すぐすぐ実現できませんので、前もって準備するというのは非常に大切かと考えております。

プロジェクトチームにつきましては、プロジェクトチームという形になるのか、議員がおっしゃるとおり、会議という形になるのかちょっと分かりませんけれども、いずれにしてもどういった形になるにしても、改めてこの結果を踏まえて新たにメンバーも変えて考えていくことは必要だと考えています。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) 私ある程度の期間、早めのほうがいいなと思っていますのは、できるならば農協の跡地というのを一つのスタート地点にできるようにして、それが無理だったら北部交流センターというふうに思っているので、やっぱり農協の方たちとお話をしていって、なるだけならばそこに小さな拠点というのですか、農協の跡地のところに小さな拠点をつくれればありがたいかなと思って。小さな拠点というのはもう最悪の場合は屋根のついた停留所になるのですけれども、そうではなければ例えば川島にある嵐丸庵みたいなものを、農協の跡地が一番坂の下なのでいいかなと思っているのですけれども、それも含めて考えていくほうがよいかなと思っていまして、そしてなるだけ早めにそれをつくったほうがいいかなと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょう。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 ちょっと前職の関係から農協のほうの合併の言葉がありましたので、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

まず農協のほうにつきましては、合併後の支店の跡地利用につきましては、まだ早々に利用目的は出ていないということでお聞きをしてございます。そういった関係で、

これにつきましては農協のほうは跡地利用をどういうふうに考えていくか、そういった方向が出た段階で何らかのアクションをしていくというふうな形にはなるかと思います。

以上です。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) 私は、先手先手である程度考えていったほうがいいかなと思っているのですけれども、跡地利用について、町からお願いするという、これは財政がかかることなので、お願いするということは難しいかと思うのですけれども、いろいろな形で財源の持って行き方というのはあるかなというふうに考えますので、それも含めて考えていただきたいと思うのですが、町長いかがでしょう。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

もちろん大変大きな予算が支出される可能性は十分あろうかと思います。しかし、それに見合う需要というか、そういったものがあれば当然それは進めていくということになろうかと思いますが、先ほど私も申し上げたとおり、以前はバス路線があって、そこのところにもいろいろ補助を出してやっているのにもかかわらず撤退をする。それでそういうところがニーズというところの点においては非常に低い。そして、また住民の方たちもさっき言ったように、そういう方たちというのは停留所まで歩いていくことすらもできないという。それはもう生の声ですからね。そういう方が何人おられるかということを考えると、それだけの財源をつぎ込んでやることはいかがなものかなと。

今日渋谷議員の最初の質問で、いよいよ3歳児教育というものをスタートする準備を始めますよという教育長のほうから答弁がございました。これは何十年にわたる懸案事項でした。そして、思わず川口議員も「やるんか」というような、そういった声を漏らしたぐらい。これ一つのかじを切るといったって、どれだけ町は多くの議論をして、そして、でもこうではないか、ああではないか、これだけの人口減、子どもたちが減少している中で、果たしてそれが現実的なのかどうかと、そういう議論もあります。しかし、幼児教育の重要性から考えたら、やはり今の状況が整った段階で実施するべきだ。こういったことで採算だとかそういうことは度外視にして、その重要性

を考えてかじを切るというものもあると思うのです。

だから、この問題一つ一つだけ考えるということでなくて、やはり総体的なウエートからこういうことも考えていかなくてはいけない。先ほどの買物のこと、それからその前のごみ出しのこと、これも微妙にやっぱりレベルが違うわけです。だから、そういったことはしっかりと町のほうも厳しく見ていく中で、やれるものをやっていくことはしっかりやっていく。しかし、分かるのです。本当にそういうニーズも分かるのです。困っている人も分かるのです。でも、その困っている度合いがこうなのか、こうなのか。やっぱりそういうところも丁寧に町としては判断をする中で最終的な予算づけをしていくと、事業の方向性を決めていくということでありますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) 次に行くのですけれども、デマンドというのは家から家ということです。停留所という意味ではありません。北部地域はデマンドでというのはそういう意味です。だから、そこのところは十分に理解していただきたいと思います。次というのは、すみません、(2) のほうに行くのですけれども、サイクリングロードというのは嵐山町ではできないのですか。熊谷なんかはサイクリングロードという形があって、そこのところを走っていくと自転車やシニアカーなんかも行けるかなと思うのですけれども、その点についていかがでしょう。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

サイクリングロードは基本的には県が、県内を見ますと、やっぱり河川の上を通ったり、そういう観光的な目的を持って造っているのが多いかなというふうに考えているところでございます。道路道路にサイクリングロードというのを改めて造るというのは大変費用がかかりますので、そうではなくて、前も申しましたけれども、路側帯のほうを工夫しながらやっていくのが現実的かなと考えているところでございます。以上でございます。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) 次に行きます。もうちょっとやりたいのですけれども、これ時間的に無理なので。手話条例の制定後の事業についてですけれども、(1)とし

- て、聴覚障害のある方と手話通訳者等との希望、要望について伺います。
- (2) として、町立小中学校、幼稚園で手話を使った歌等の指導を手話通訳者や聴 覚障害の方の指導を受けて、年に1曲程度歌う啓発事業が必要であると考えますが、 考え方を伺います。
- ○森 一人議長 渋谷議員に申し上げます。 残り時間5分となっております。
- ○12番(渋谷登美子議員) はい。
- ○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。初めに、小項目(1)について、前田福祉課長。
- ○前田宗利福祉課長 私のほうから質問項目4の(1)につきましてお答えをさせていただきます。

嵐山町では聴覚障害のある方が41人いらっしゃいます。また手話通訳者につきましては、社会福祉法人埼玉県聴覚障害者福祉会から派遣を受けて事業を実施しております。直接希望や要望をお聞きする機会はありませんが、聴覚障害者の団体や手話通訳者の団体から要望等について国、県などに要望が出ていることを承知してございます。その内容といたしましては、聴覚障害者の積極的な雇用への要望でしたり、手話通訳者の養成や殊遇への要望などでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 次に、小項目(2)について、高橋教育委員会事務局長。
- ○高橋喜代美教育委員会事務局長 それでは、質問項目4の(2)につきましてお答え いたします。

現在小中学校では道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等を中心に、教育活動全体を通じて、全ての人が幸せに暮らすためにはどうしたらいいのかを考えていく福祉教育を行っております。また、小学校では音楽科の授業や歌声集会で手話を使った歌に取り組んでいる学校もあります。今後も福祉教育の一環として幼稚園や中学校でも手話を使った歌等の指導について検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) 聴覚障害の方が入ってくるための嵐山町の研修というのですか、それで手話通訳者を通じてのという形のものはどの程度講座が開かれているで

しょうか。1点目です。

- ○森 一人議長 講座ですか。
- ○12番(渋谷登美子議員) 講座というか、研修というか、要するに生涯学習など、あるいはそういったものがあるのかどうかです。分かっていない。では、聞き方変えます。
- ○森 一人議長 どうぞ。
- ○12番(渋谷登美子議員) 手話通訳を依頼した嵐山町の事業はどのくらいありますか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

手話通訳者を頼んでいる事業について、全てを承知はしておりませんが、大きなイベントといたしましては、ここ2年ほどはオンライン等の実施になってしまっておりますが、秋に行われております人権フェスティバル等におきましては必ず手話通訳者の方をつけております。その他につきましては、本来全ての事業につけられればとは考えますが、必要に応じてつけているような状況でございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) 次行きます。 1分47秒しかない。私は嵐山町の小中学校の合唱コンクールというのですか、合唱祭というのはすごくいいなと思っていて、その中で例えば小学校だったら1曲手話を一緒にやってみる、中学校だったら1曲、6年間に1曲皆さんが覚えていくという形で、手話を啓発していくというのが福祉教育の中でもそういった形がとてもいいのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

先ほど答弁の中でお話しさせていただきましたが、小学校では小学校の2年生の音楽科の授業の中に手話を使った歌の課題がございます。また、小学5年生の国語科の教科書の中には手話の中の指文字等の表も出ておりまして、聴覚障害の方への理解を促すとともに、そういったものの学習をしているところでございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) 合唱コンクールというのは6年間、小学校だったら6回あるわけです。6回同じものをやっていくと自分では身にはつかないけれども、ある程度分かると思うのです。そういったことを啓発していくというのは大切だと思うのですが、いかがでしょう。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

現在こういったコロナ禍におきまして、大きな声を出さなくても……

○森 一人議長 一般質問の持ち時間が経過しました。ここで打ち切らせていただきます。

ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間は午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇川口浩史議員

〇森 一人議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号10番、議席番号10番、川 口浩史議員。

初めに、質問事項1の公共施設の管理についてからです。どうぞ。

○10番(川口浩史議員) 1番、日本共産党の川口浩史です。

1番目の質問といたしまして、公共施設の管理について伺いたいと思います。学校施設の維持管理の悪さが目に余ったわけでありますが、これは学校だけのことではなく、本町の公共施設全体に言えることではないかと考えるわけです。公金により建設された公共施設はもとより長期的な視点を持って維持管理しなければならないはずであると考えます。そこで伺いたいと思います。

- (1)、公共施設の維持管理はどのようになっているのか。
- (2)、少なくても雨の季節の前には点検、清掃が必要と思いますが、伺いたいと 思います。
- ○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2) について答弁を求めます。馬橋地域支援課長。
- ○馬橋 透地域支援課長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

現在町が保有する施設は141施設あり、延べ床面積は5万4,747平米です。施設類型で見ますと、学校教育系が3万1,426平米で、全体の57%を占めています。庁舎を含めた行政系施設は6,900平米で13%です。これらの施設の多くは築40年以上経過し、老朽化が進んでおりますが、建築物耐震改修促進計画に基づき耐震化を進めた結果、現在耐震改修が必要な施設はございません。ただし、内装や設備などの躯体以外の部分につきましては、満足な改修ができていない施設も多くあると認識しております。公共施設等総合管理計画では、各施設において安全管理の徹底と維持管理費用のコスト削減につなげるため、日常の点検、診断などの結果を踏まえ、予防保全型の維持管理を推進することとしております。

続きまして、(2) につきましてお答えいたします。

施設管理におきましては、法定点検以外にも日常的な目視確認や利用者などの通報により、施設の損傷や設備異常などの早期発見や対処が必要と考えております。議員ご指摘のとおり、大雨が予想される前には点検や清掃などを行うことが施設の安全管理につながりますので、各施設管理者に周知いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) 学校の施設の悪さというのが、ここでも映像で見せてもらって、雨漏りがしているとか、トイレの問題とか、各種あったわけなのですけれども、こういうのが全町的な嵐山町の公共施設に私は及んでいるのではないかなって考えざるを得ないのです。基本的な躯体の問題は確かに大丈夫なのでしょう、それは。だけれども、雨漏りなんかしたら、あれは当然カビが生えるし、そこの施設を利用している子どもたちや町民の健康にも影響すると思うのです。そのために日常的なしっかりした維持管理というのが必要だというふうに思うのです。そこで、伺いたいのですけ

れども、庁舎の場合、庁舎だけではないのですが、管理業務委託料というのがありますけれども、この3階のちょっと平らな部分がありますよね。あとは大体水は流れてしまうかな、降った雨はね。その屋根も含めてですけれども、定期的な点検、清掃というのは、これだと行っていないようなのですけれども、行っていないということでよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

公共施設に関しましては、基本的に委託で業者にお願いしておりますので、法定点検は必ず実施しております。屋根につきましても目視の確認はしています。ただ、雨漏りの関係なのですけれども、庁舎というか、近くでは増進センターがよく雨漏りしてしまうのですけれども、雨漏りにつきましては、実際に調べてもらっても原因が特定できないというか、難しいというのが現状です。ですので、雨漏り、もししてしまった場合には何らかの対処は当然しなくてはいけないのですけれども、例えばそこを1か所対処しても、原因と思われるところを直しても、また次にしてしまうという。そうすると、水ってどんどん伝わっていきますので、1か所だけ止めるということはなかなか難しいようです。これはもう何回も、増進センターのほうも建築当初から雨漏りが発生しておりまして、何回も何回も実際には見てもらっていますけれども、原因が特定できないことがあります。ですので、雨漏りした建物について、それを全て1回で止めるというのは現実的には難しいのかなというふうに考えています。ですので、定期点検等はしておりますけれども、雨漏りを特定するための点検というのは現実的には難しいかなというふうに考えています。

以上です。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) そうですか。原因が分からないと対処のしようがないのですけれども、この原因の特定の仕方というのは、技監は専門ではないのかな、専門ですか。どのような調査の方法があるのか、ちょっと急に振ってですけれども、お答えできますでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

福嶋技監。

- ○福嶋啓太技監 建築のほうが専門でございませんので、建築の、その雨漏りについて どういうふうに特定するかというのは。先ほど地域支援課長から答弁ありましたけれ ども、確かにいろいろなところを回って水が伝って雨漏りという形になるので、原因 箇所が特定しづらいということは私も承知しております。ちょっとそれ以上は私も存 じません。申し訳ございません。
- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) 健康増進センター、私も聞いてはいるのですけれども、専門 業者に依頼したということはあるのでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。馬橋地域支援課長。
- ○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

過去の経緯ですけれども、あそこ、一番当初は建築した会社に依頼して原因を究明 しております。それでも特定できなかったという経緯もございます。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) なるほど。雨漏り専門の業者、なかったかな。今言われて、 私もあったような気がしたなという程度なので、それは、では、もしそういうのがあれば、そこまできっちり調査が必要だなというふうに思います。

そうすると、ここもそうなのですけれども、平らな部分というのは、ここだとそんなに木の葉が飛んでくるとか、それはないのですか。清掃という面では、そんなにないということでよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 庁舎管理でございますので、私のほうから答弁させていただきた いと思います。

屋根につきましては、見ていただいたような形で切り妻造りになってございますので、比較的雨漏り等については強いのかなというふうに考えてございます。とい、水が屋根のところから集約される部分、そういったところにつきましては、特に北側の渡り廊下であったりだとか、そういったところにつきましては植木がございますので、落ち葉が堆積するということはございます。それにつきましては適宜掃除をさせていただいていると。それは管理会社に総合管理をさせていただいてございますので、そ

ちらのほうで実施をしていただいているというものでございます。以上です。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) 3階のちょっと平らな部分があるでしょう。ここも雨漏りが したことありますよね。それが原因かどうかというのは私も分からないのですけれど も、その平らな部分の清掃、点検というのはどうなのでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。 杉田総務課長。
- ○杉田哲男総務課長 常に雨が降った場合につきましては、管理会社のほうが巡回をさせていただいてございます。雨漏りのほうにつきましては、躯体については、これ鉄筋コンクリートでやってございますので、目地の部分につきましては、やはり劣化というものがございますので、そこの部分につきましてはある一定の期間過ぎましたら、補修等をさせていただきながら予防していくという形になっているかなというふうに考えてございます。

以上です。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) そうすると、定期的な点検、清掃というのはしていないとい うことでよろしいわけですよね、今の答弁ですと。何かありますか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 答弁させていただきます。

点検につきましては、こういった雨が降っている状況につきましては、管理会社のほうが常に巡回をしながら、その都度点検をしているということでございます。 以上です。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) 健康増進センターですけれども、あれ屋根の形にはなっているけれども、穴が空いているのですって。実際は平らな部分になっているというふうに聞いて、それが原因で隙間ができて雨漏りがしているのではないかというふうに聞いたことがあるのですが、もう10年ぐらい前の話ですけれども。私が聞きたいのは、そこの点検などはどうなっているのかということなのですけれども。穴が空いている

かどうかも含めて、ちょっと。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 増進センターのほうの関係でございます。造りの北側の部分といいますか、室外機があるものにつきましては屋根の構造がありますけれども、室外機がございますので、空気が抜けるような構造となってございます。雨漏りにつきましては、主といたしまして東側の屋根があってガラスのある部分、そこの部分と躯体とのつなぎの部分が目地であったり、構造的なものをちょっと、接続部分のところもあるのかもしれないのですけれども、そういったところからの雨漏りが発生をしているということで何度か見ていただいたというものでございます。

以上です。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) そうですか。そうすると、そこの平らな部分のところではないみたいだという、そういうことですね、はっきりしたことは分からないですけれども。目地ではないかということでね、そうですか。これ学校も管理業務委託料を出していますよね。あっ、ないのだ。学校ないのですよね。そうそう、こういうことだ。ということは、学校の場合、屋上の清掃、点検というのは、これされていないということでよろしいのですか。そっちですか、こっちなのかな。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

- ○奥田定男教育長 学校の施設の屋上については、通常点検はしていません。
- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) そうすると、委託料もないわけですから、本当にそのままということですよね。先生方にそれができる余裕があるのかということ、あるいは学校 応援団の関係でできるのかということをちょっと伺いたいのですけれども。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。奥田教育長。
- ○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

各学校では毎月1日とか10日とか日にちを決めて、毎月安全点検日というのを設けています。そこでは、目視で確認できるところは目視でもちろん確認しますし、屋上

も上がって、教頭先生が見て、ある程度堆積物とか危険のない範囲で除去できるもの については除去していただくわけですけれども、柵の外とか、危険を伴うところにつ いてはなかなかできていないというのが現状で、そのほかの子どもの通常の動線につ いては、教員が必ず点検はしております。

以上です。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) そうすると、屋上に木の葉や泥など飛んで堆積して、それは、 今の教員の仕事内でできるということでいいのですか、あるいは学校応援団の中でで きるということでよろしいのでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。奥田教育長。
- ○奥田定男教育長 できるかできないかというふうに、そういうお答えでありますれば、できないことはないですけれども、例えば玉中の屋上などはこんな小さい穴を、はしごを上っていかないとなかなか屋上に上がれない構造になっています。七郷小や菅谷小学校は階段で屋上に上がれます。そういう学校については簡単に屋上に行って、堆積物等を掃いたりというのはできますが、学校によっては非常に危険を伴うようなところもありますので、なかなか十分な点検というのは教職員に任せるというのは難しいところがあるというのが実情でございます。

以上です。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) 少なくとも年に1度ぐらい、専門の業者に見てもらうという のは必要かなというふうに思います。

それは最後に伺いたいと思うのですけれども、ふれあい交流センターの屋上、これできたときかな、工事中に我々委員会で行って見ましたし、ほぼ出来上がって屋上にも上らせてもらったことがあるのですけれども、あの屋上というのは、もうできて10年たつわけですけれども、点検、清掃したことはあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

近年で特に屋上の点検をしたということはないかと思います。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) こういう状況なわけです。確かに雨漏りがどこか分からないというのは高層ビルなんかでもよくありますから、原因が分からないというのが。同じようなことが言えるのかなとは思うのですけれども、難しいのはもうしようがないというか、何か専門の業者があったと思うのですけれども。色をつけて、西側と北側とで、南側とでね、東か、色の違いで、こっちから漏れているのだとか、そういうのをやっていたような気がするのですけれども、それは後で専門の業者を皆さんで調べていただければと思うのですが。それは本当に業者を頼まないとしようがないのですけれども、日常的なものの点検、維持管理、これは皆さんでできる範囲ではいいのですが、やっぱりできない範囲では、それなりの業者に委託するしかないと思うのですけれども、考え方を伺いたいと思います。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

まず初めに、先ほど私がご答弁させていただきました、近年屋上の点検はしていないというのは誤りでございました。こちらは屋上の点検、枯れ葉等の除去につきましては北部交流センター、ふれあい交流センター共に総合管理の委託業務の中に盛り込まれておりますので、点検のほうはしております。また、附属につきまして、雨どいの枯れ葉の除去等もしておるところでございました。こちらにつきましては訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○森 一人議長 今のは答弁の訂正ということでございます。

それでは、改めて答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 一般的な、今までそういった建物の修繕であったりだとか、そういったことの手続のようなことでお話をさせていただきたいと思います。まず、担当職員のほうが、そういった現場を把握をさせていただきまして、原因究明に努めていただくのが通常の例なのかなと。それでも分からない場合につきましては、町内等々に建築屋さん、そういった専門業者おりますので、そういった方に現場を見ていただ

きまして、必要に応じて見積りを徴して修繕を行っていくといった形が通常の例かな というふうに考えてございます。

以上です。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) そういうことであるのでしょうけれども、実際はそういうことになっていない、やすらぎ、私何年か前に質問して、雨漏りがしていたと。これ副町長が上っていって、自らも補修をしたということを聞いて、おおっ、副町長やるなと思ったのですけれども、その範囲でできる補修であればいいのですけれども、副町長の技術が必要であっても、その範囲でできるものであればね。ですが、その前にあそこも落ち葉が堆積していたと、落ち葉、泥などが飛んで堆積していたと、それが原因ではないかということで、そこを除去するというのは、つまりしていなかったということですよね。だから、それが現実だと思うのです。ですから、維持管理をしっかりすることが後々の費用負担の軽減にもなっていくというふうに思いますので、日常の維持管理についてしっかりしていくには、職員もいろいろ仕事を持っていますから、学校の先生も持っているわけですから、ある程度の業者に頼むということが必要ではないかと思うのですけれども、もう一度伺いたいと思います。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えさせていただきます。

地域支援課長のほう答弁させていただきましたけれども、まず第一歩といたしましては日常的な点検、また清掃、そういったものが主体になってくるのかなというふうには考えてございます。やはりそういったところが職員等でできない場所につきましては、何年かのスパンの中で清掃、そういったものも必要に応じて管理をしている課のところから予算要求等々が上がってくれば、そういったものも検討していきながら、維持管理を徹底していくというふうなところになるのかなというふうに考えてございます。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) 課長ではもうそこまでの答弁しかできないと思うのです。町 長、副町長、どっちでもいいのですけれども、職員ができる範囲であっても、できて いなかったわけです。だから、今いろいろ、学校にしろ、やすらぎにしろ、雨漏りな

ど起きてしまったと言えると思うのです。定期的な点検は職員でできなかったという ことを踏まえると、業者さんに委託するしかないというふうに思うのですけれども、 お考えを伺いたいと思います。

- ○森 一人議長 答弁を求めます。髙橋副町長。
- ○髙橋兼次副町長 それでは、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

それぞれの施設でそれぞれの管理を日常行っているわけですけれども、なかなか行き届いていないというのもご指摘のとおりかなと思っております。改めてこの建物についてはこういう形で今後管理をしていくとかいうのを検討して、それなりの作業で進めていきたいなというふうに基本的には思っております。

以上です。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) それは学校も含めてということですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。髙橋副町長。
- ○髙橋兼次副町長 そういうふうに考えていきたいと思っています。
- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番 (川口浩史議員) 分かりました。 では、次に移ります。
- ○森 一人議長 どうぞ。
- ○10番(川口浩史議員) 水害対策についてです。

雨の季節を迎え、水害対策がしっかり取られているのか気になるところであります。 そこで、今回は市野川についてお伺いいたします。

- (1)、2019年の台風19号では、東松山の諏訪堰の河川改修が進んでいなかったことが氾濫の要因であったというふうにありました。ここの堰の改修はどこまで進んでいるのか伺いたいと思います。
 - (2)、河川内の木や草の伐採はいつ頃あるのか伺いたいと思います。
- (3)、精進橋付近の団地は過去何度か氾濫の被害に遭っているところであります。 対策を取るべきでないかと思います。お伺いしたいと思います。
- ○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(3)について答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答え させていただきます。

市野川につきましては、東松山県土整備事務所において、下流から順次河川改修を 進めているとのことです。東松山県土整備事務所に確認させていただきましたところ、 これまで治水上のネックとなっている諏訪堰を撤去するため、上流に新しい堰の整備 を行い、令和3年度にはこの工事が完了しました。今年度からは旧堰の撤去工事に着 手するとのことで、完了まで複数年かかるとのことです。

なお、市野川につきましては、台風19号において河川の氾濫はなかったものと認識 しているところでございます。

質問項目2の(2)につきましてお答えします。

市野川の嵐山町部分についての伐採、しゅんせつにつきましては、令和元年台風19号後の令和2年3月から東松山県土整備事務所においていち早く対応してもらっています。東松山県土整備事務所に確認させていただきましたところ、現在新川最下流部、市野川との合流地点付近で伐採、しゅんせつ工事を実施中とのことです。今年度は相生橋下流の樹木伐採及び新粕川橋下流のしゅんせつ工事を実施するとのことです。

続きまして、質問項目2、(3)につきましてお答えさせていただきます。

精進橋付近については、台風19号の被害に遭った後、東松山県土整備事務所においてすぐしゅんせつ工事を実施いただきました。今後も河川内堆積土砂のしゅんせつや流水を阻害する樹木等の伐採を適宜実施し、河川の流下能力を保つ方針とのことでございます。道路側溝からの流入につきましては、大雨時にはポンプにて川島川に排出しているところであります。町道1-7号横断管の改修が終了した後、改めて研究してまいりたいと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) 台風19号では市野川は氾濫ではないということなのですが、 どういう認識なのですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 嵐山町におきましても、東松山市におきましても市

野川の氾濫ではなくて、道路からの流入や農業用排水からの流入が市野川に流れて、それで建物の被害になったということでございますので、川から水が出たということではなくて、多少の越水というか出たものはありますけれども、その被害が一番の原因ではなくて、それに流れ込む水の排水がうまくいかなくなったというのが原因でございますので、それを氾濫と言わず越水とかと言うのですけれども、基本的な原因はやっぱり道路排水とか農業排水とか、そういうものに対するもろもろの課題があったかなと考えているところでございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) そうですか。そうすると、(3)、順番どおりやろうと思った のですが、道路の排水をしっかり取れば精進橋付近の団地のところは改善されるとい うことでよろしいのでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。 伊藤まちづくり整備課長。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

もちろん市野川の流入が上がれば、道路排水が流れなくなるというのはありますし、あと、前回山田議員さんのときも回答しましたけれども、想定の雨量を超えるともちろん流れなくなるという状況があります。ただ、流入をなるべく河川のほうに行くとか、そういうものをすれば、道路排水の水が宅地のほうまで行くとかいうのはある程度は抑えられるのかなと思います。ただ、もちろん雨量によっては間に合わないものもありますけれども、対策はできると考えておりますので、先ほど言いましたとおり、玉ノ岡の下のところ、町道1-7号線につきましてはこの補正もありますけれども、管を大きくして災害を未然に防ぐという体制も取れるかなと考えているところでございます。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) では、(3)をもう一度伺いたいと思います。
- 〇森 一人議長 川口議員、(1) と (3) は一緒にお願いしたいと思います。
- ○10番(川口浩史議員) そうなの。
- ○森 一人議長 (3)に移っていただいたので、(1)と(3)は一緒にしてくださ

65

- ○10番(川口浩史議員) はい。そうすると、まず諏訪堰の関係なのですけれども、諏訪堰の上流部に新しい堰ができたと、これはもう完成したと。あと撤去に複数年かかると。なぜ複数年もかかるのかな、ちょっと分からないのですけれども。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。 伊藤まちづくり整備課長。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 東松山県土整備事務所に確認いたしましたところ、 元堰は吉見町の農業用水として取ってあったものでございますので、その関係でいろ んな協議をしたり、堤防をもう一度強固にしなくてはいけないとか、そういう協議も 含めて複数年かかるということでございました。
- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) そうすると、この撤去できない間は、仮に19号のような大雨が降れば、また越水状況、越水はいいのですよね、越水という状況は起こる可能性はあるということなのでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。 伊藤まちづくり整備課長。

以上でございます。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

台風19号当時、市野川の越水という氾濫はなかったのですけれども、その下の新江川が氾濫して川島町に大きな被害をもたらしました。当時私が東松山県土整備事務所の担当者に確認させていただいて、この市野川の諏訪堰が直接の原因になったのかというのを確認させていただきましたけれども、河道が広がれば、それなりの理由はありますけれども、あれほどの大きな理由になった場合は、その直接的な原因というのはないというふうにその担当者は考えているようでございました。先ほど言いましたとおり、雨量によってかなり違ってくるものでございますけれども、ある程度の能力はもう既にあるかなと考えて堰が開始されましたので、流量によってはある程度の解消はできているな。あと、もう一つ、伐採です。あと堆積の除去を随分していただきましたので、それも含めて市野川の流量能力はかなり上がっているというふうに考えておりますので、体制は取れているかなと考えているところでございます。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) 答弁書を私も見返して、課長がどういうふうに答弁したかというのを、諏訪堰のことを言っているのですよね。ですから、あの答弁からすると、ここが一番大きいというふうに認識せざるを得ないのですけれども、そうではなくて、特定の、直接の原因は分からないと、こういうことなのですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

令和元年東日本台風の被害については、東松山市からも十分な報告書が出ておりまして、市野川については内水が主で、都幾川、新江川については越水によって堤防が決壊して被害が出たというふうに報告が出ております。よって、市野川が直接の原因ではなくて、ちょっと違うかもしれませんけれども、川島町とか東松山市等の原因については新江川とか、そういう違う、市野川も原因もあったかもしれませんけれども、大きな原因については、新江川の流入等が難しくてなったということでございます。先ほど申しましたとおり、河道については伐採、しゅんせつをしていただきましたので、もちろん諏訪堰も開始すればもうベストというか、より流下能力は上がるとは考えられますけれども、その伐採対策でかなりの流量が上がっていると考えられますので、今後の対応には十分になっているかなというふうに町としても考えているところでございます。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) 今後のというのは諏訪堰が全部撤去された場合という意味ですよね。そうではなくて、現状でももう改善されているという認識、そういう理解してよろしいのですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。 伊藤まちづくり整備課長。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 大変失礼しました。諏訪堰ができれば、なお流下能力が上がるというふうに考えているところでございます。まだ下流のほうが、堤防がまだ半分ほど残っておりますので、それがあるのがかなり流下能力が上がると考えております。ただ、それまでできていなかった堆積物の除去とか木の伐採を随分市野川

はしていただきました。嵐山だけではなくて滑川、東松山の分まで、かなりの分を堆積の除去をさせていただいておりますので、流下能力がかなり上がっているというふうに考えておりまして、そういう説明も受けていますので、それについてはある程度の対策はできたかなと考えているところでございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) (3)で、ここの精進橋から下流部分の団地のところは度々、 床上はこの前が、私は初めてなのですけれども、床下があったのではないかなと思う のです。過去何度ぐらい被害に遭っているかというのは分かりますでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、災害の関係ですので、私のほうからお答えをさせ ていただきます。

場所は特定できていませんので、精進橋の付近というところではございませんけれども、嵐山町内の床上浸水、床下浸水、こちらにつきましては記録のあります昭和34年の伊勢湾台風、その以降なのですけれども、床上浸水が5回、床下浸水が10回ということで、令和元年の台風19号を含めまして10回程度床下というか浸水があったのですけれども、そのうちの5回が床上までいっているという状況です。 場所については記録がございませんので、申し訳ございませんが、お答えできません。

以上です。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) 私が議員になって2~3年の頃だったかな、台風がもう通った後、そこの近くの人が精進橋のところに10人ぐらい集まっていたかな。たまたま私が通って、何だろうと思って寄って話を聞いているうちに、当時議長やっていたかな、議長終わった後だったかな、三村議員さんも一緒に来て話を聞いて、水があふれそうだと。どこか避難する場所を、要は確保できないだろうかということを言われたのです。急いで私と三村さんでここへ来て、高崎さんが助役だったかな、収入役だったかな、ちょっと分からないのですけれども、ここの視察にいましたから、話をして、では至急何とかしましょうということで対応したのが、あっ、ここは水が出るところなのかというのが私としては初めてなのです。その後、大雨が降ると私も気になるから

見に行ってはいますけれども。ですから、そこに住んでいる人は本当にかなわないわけなのです。もう台風だ、大雨だというと、今度どうだろうかということになるわけですから。これを防ぐには堤防を造るか、しゅんせつをして流量下げるかしかないというふうに思うのですけれども、やっぱりそうですよね、どっちか分かりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、今回被害に遭われたところの場所を限定 で答弁させていただきます。

川島川と市野川の境が、流入部分のところが一番低くて、そこに水が集まってしまうと。それは、もう土底の水が集まっていまして、通常ではポンプで排出して川島川に流している状況でございます。やっぱり大雨が降ると、川の水、道路の水等が集中しますので、引き際になると道路が冠水してしまって、流量がまたさらに増えると、床上とか床下浸水にしてしまうという道路でございます。これまでは、ここ数十年だったと思うのですけれども、管は、記憶によるところによりますと、やっぱり道路排水のほうで何とか家のほうまでの被害はなかったかなと考えておりますが、前回というか台風19号のときは、それを越えて、川島川の流入も結構、市野川の流量が上がってしまいましたので、そこの部分が上がってしまったという状況でございます。完全な対策というのはなかなか難しいかなとは思いますが、道路排水から来た水をどう受けるかというのは、場所があまり広い場所ではございませんので、何ができるかというのはこれからまた改めて研究しながら、できるかどうかも含めて研究して、なるべく対策ができれば対策を取りたいなというふうに考えているところでございます。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) そうですね、一番初めに道路排水のことをおっしゃっていた から。しゅんせつや堤防設置ではなくて、道路排水で何とかなるという理解でよろし いのですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。 伊藤まちづくり整備課長。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。 先ほど申しましたとおり、市野川からの水が来たというわけではなくて、やはり道

路排水がうまく流れずになったという認識がありますので、そこを何とかしないと、 幾ら県のほうに開門で流していただいて、もちろん河川が流れれば市野川も川島川も 流れて、それに向かって道路排水もできるという連鎖があるとは思いますけれども、 やっぱり道路排水も一因となっておりますので、そこら辺を解消しないと、全体的な 解消はできないなというのは認識しているところであります。ただ、場所が場所だけ に何ができるか、なかなか難しいところもございますので、その場所を見ながら、で きることがあれば研究して対策を取っていきたいなと考えているところでございま す。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) そうすると、道路排水の関係、そこに住んでいる人は本当に かなわないわけです。私も前に聞いたことありますけれども、本当に度々こういう状 況では住んでいられないというようなことをおっしゃっていたわけで、道路排水で何 とかなるのであれば、道路排水をやっぱり至急整備していく必要があると思うのです。 それについてはお金の出どころである町長、副町長が判断していかないとならないと 思うわけです。いかがでしょうか、至急整備していくべきではないでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

髙橋副町長。

○髙橋兼次副町長 それでは、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

私も事情をそれなりに承知しているということです。ただ、どうやって決まりをつけたらいいかというのは、やっぱり専門家の意見を聞きながら、設計をするというのですか、そういうものがきちっとできないと、なかなか効果が出ないかなというふうに思っています。もともとが志賀2区の地産団地より一段低く造成をされた場所なのです。したがって、過去に床上の基礎を上げるというのですか、そういう圃場事業をやりながらやった時代もございます。ただ、全部のお宅がそういうことができていないというのが現状かというふうに思っております。したがって、改めて今後どうしたらいいかというのを少し研究をさせていただいて、一定の方向が出れば、それなりの仕事というのですか、事業をやっていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

- ○10番(川口浩史議員) 道路排水ということなので、(2) がちょっとかすんでしま うような感じなのですけれども、伐採や除草、これもやっぱり大事なことだと思うの です。ただ、これを見ると、相生橋はちょっとやるわけなのですか。だけれども、精 進橋との間では、相生橋までの間は、相生橋からどのくらいやるのだか分からないの ですけれども、精進橋まではやらないということなのですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

既に精進橋付近につきましては最初に川袋橋から精進橋まで、令和2年3月に既に1回しゅんせつしていただいております。その後、精進橋から滑川町下流の、滑川町でいう学校橋があるのですけれども、そこまでのしゅんせつももう既に行っていただいておりまして、しゅんせつについてはもう既に終わっているかなというふうに思っていますし、木の伐採についてもそれに伴いやっていただいていると思います。今回のしゅんせつ、伐採についてはそれ以外の相生橋下流からまだ木が随分生えておりますので、それから、志賀沢川の出口付近も大木があるような状況でございます。そういう伐採をしていただいて、加えて、新春日橋から下流、ここにつきましてもかなり越水があって、周りの方に危険な思いをさせたかなと思います。そこについてもしゅんせつしていただくという、そういう工事をしていただいて、災害に備えていくということでございますので、ご了承願いたいというふうに思います。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) 伐採をしたというのは私も見ていますから分かるのですけれ ども、でも、またもう生えてしまっているわけなのです。相生橋からこっち来た、私 もちょっと太いなというのを確認していますが、当然そっちが優先されると思うので すけれども、生えてしまっているものに対しての対策というのは取れないということ なのですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤恵一郎まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。 河川の伐採についての基本的な考え方なのですけれども、木です、樹木の伐採をし ていただくと。それに伴い一度はきれいに伐採、抜根しますので、草は一時期はなくなると思います。ただ、草は河川流入を防ぐものではないというのが基本的な考え方であるようでございますので、草は生えていても、その対応はしないというふうに聞いておるところでございます。あくまでも大木と木、樹木が河川の流入を阻害するということでございますので、それについては順次伐採していくことでございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) その木がどのくらいだろうな。幹の太さはもう6~7センチになっているのではないかな。川袋橋の付近のところ。もう生えてしまっているわけなのです。ですから、その木々などは、でも伐採の対象ではないというわけですよね。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤恵一郎まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたけれども、今東松山県土整備事務所の中におきましても適宜伐採を行うということでございますので、1回終わったからというわけではなくて、河川は長いものですから、市野川も都幾川もいろいろありますので、そういうのを見ながら、その他財源もありますので、そういう財源を見ながら、順次下流のほうから伐採やら堆積物の除去を行っていくという方針でございますので、1回やったから全て終わりということではないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) そこで、技監のほうに伺いたいのですけれども、市野川にしる、県の管理であるわけですから、ボランティアで誰か切ってもいいよという人が出たら、それは切ることは可能なのかどうか伺いたいと思いますが。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。 福嶋技監。
- ○福嶋啓太技監 お答え申し上げます。

住民の方が伐採等を行いたいということでございますけれども、そういった場合は 可能であると考えております。先日の答弁でも申し上げた川の国応援団という制度が ございますけれども、こういった制度を活用していただいて、美化活動として実施していただければ、県と町と団体と三者で協定を結ぶ形で、県のほうは軍手だとか、ごみ袋だとか、そういった資材を提供、あるいはボランティア保険に加入するというようなこともございます。町のほうはごみの処理で協力するというような枠組みがございますので、そういったことで県、町で活動をバックアップしていくということができるかと思います。ただ、一方で河川内の作業というのはかなり危険を伴うものでもございます。市野川であれば下水路のところに入って、ぬかるみのある中で作業をされるということになりますので、活動の内容については河川課に十分調整の上、危険のない範囲、無理のない範囲でやっていただくような形がいいのかなと思ってございます。

以上です。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) そうすると、平地の木を切るのとはちょっと違うから、少し元気な人ではないと無理かなと思うのですけれども。いかがでしょうか、なかなか前はやってくれなかったわけです。清水議員も何回も質問したことありますけれども、それでもその年は見送られてしまったということがありましたので、どうでしょうか、そういう場合も考えて、町側でボランティアだとかを募集するというようなことをしていくことが大事だと思うのですけれども、考え方を伺いたいと思います。町長か副町長。そっちで何かある。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤恵一郎まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

先ほど前回の答弁でもさせていただきましたけれども、川の国応援団につきましては毎回区長会のほうで紹介をさせていただいているところでございまして、地区には川の国応援団という制度がございますよというふうにさせていただきます。ただ、それについては、美化活動について主に紹介しておりますので、木の伐採とかになると、先ほど言いましたように危険が伴うものでございますので、なかなか難しいかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

- ○10番(川口浩史議員) 危険なところと何とかなるかなというところは、これは分けないといけないと思うのですけれども、何とかなるかなというところを町側で募集して切っていくということも被害を防ぐことになると思うわけです。いかがでしょうか。そういうことを、川の国の応援団、こういうのがあるということであれば、よりやりやすいのではないかなと思うのです。ぜひそういう方向を一歩進んでいただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

福嶋技監。

○福嶋啓太技監 すみません、私のほうから申し上げます。

樹林化を防ぐ、樹木の伐採、河川の流下能力を確保するために木を伐採するという 行為につきましては、ボランティアという可能性もあるのですけれども、それは河川 管理者が本来やるべきことなのだと思っております。やはり危険を伴うことでもござ いますし。県のほうでも限られた予算の中でどの程度の状態までいったら管理の手を 入れるのか、そういうタイミングというのはかなり苦心しているところだと思います。 治水の安全度と事業の効率性だったり、あとはやる場所についてもある程度まとまり があったほうが工事としてもやりやすいというのもあったりするので、その場所の選 定だとかというところもいろいろ腐心をしているところであります。そういった中で 恐らく最良のタイミングというのを見計らっているのかなというふうに思ってござい ますので、昨日の答弁にもございましたけれども、地域の方々が河川の状況というの を一番よく見ていらっしゃるというお話もあります。そういった方の声に町も耳を傾 けて、県と十分調整しながら必要なときには要望等をしてまいりたいと思ってござい ます。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) なかなかすぐには県にやってもらえないのです。やっぱり予算が。よっぽどひどいというか、そういう状況でないと。ですから、そういう場合には町が何かボランティア等で切っていくということが必要だと思うのです。こういう雨の時期にやっていったら、これは危険ですから、やはり切るのは冬場ですよね。流量の少ないときに切っていくということでやっていくことが必要だと思うのですけれども、いかがでしょうか。あまりそんなことはいいですよというお考えですか。何も

ないですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

髙橋副町長。

○髙橋兼次副町長 それでは、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

先ほど技監が申し上げましたように、基本的には河川管理者の範囲なのだというふうに考えております。したがって、やはり今しゅんせつが始まったりして、またどっかで木が大きくなってくるということもあるのかと思うのですけれども、できればあまり大きくならないうちに作業ができればそんなにお金もかからないということもあるかと思います。したがって、町でボランティアで河川の中の云々というのはなかなか難しいのかなというふうに思っています。必要に応じて、やはり河川管理者であります県土事務所のほうに、こういう状況だから、ぜひしゅんせつなり、伐採なりしていただきたいとか、そういう要請は町のほうがきちっとして、それに応えていただくというのが一般的な話なのかなというふうに思っています。

以上です。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) 川の国応援団というのが設置されているわけですから、その範囲内で、その範囲だともうごみ拾いだけになってしまいますけれども、河川内に入れるということであるわけですから、木の伐採までやって、被害を食い止めると。嵐山町から被害、市野川からの少なくとも越水とかそういうものは防いでいくということをやっていくべきだというふうに思うのです。その考えは今はないということでよろしいわけなのですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。髙橋副町長。
- ○髙橋兼次副町長 そういう考えがないということではございません。ただ、やるべきものは、やはり河川管理者が本来管理すべきということです。応援団は、今お話がありましたように、美化清掃のときやるのだとか、そういう範囲が現実的なのかなというふうに思っています。先ほど申し上げましたように、これから木が成長して、危うい状況があるとすれば、それは河川管理者に町からこういう状況なので、ぜひ一定の作業をしていただきたいというものを正式に要請をするのが普通の考え方なのだというふうに思っております。

以上です。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) すぐ切ってくれと言ってもなかなかそうはいかない。当然予算から組んでいかなくてはならないですから、なかなかそうはいかないので、先ほど申しましたように、清水議員など何度か質問して、やっと切ってもらったということが過去ありましたので、基本的にはそこは変わらないと思うのです。ですから、ある程度木が大きくなったなという段階で、嵐山町のほうで町民を守るためのことですからね、私は必要だというふうに思うのですけれども。前、大野議員さんが志賀沢川のことかな、自分たちが切ってもいいのですかということを質問していますけれども、その一環の中にこの市野川の件も入ると思うのですよ。ぜひこういうことも頭の中に入れてはいただきたいというふうに思います。

次、行きたいと思います。

- ○森 一人議長 はい。
- ○10番(川口浩史議員) 3番目、駅へのATM設置についてであります。埼玉りそな 嵐山出張所の閉店後、ATMを嵐山駅に設置することも検討の一つだということであ ります。仮に設置された場合、駐車場が課題になると思います。対策は取るお考えは あるのか何いたいと思います。
- ○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。 伊藤恵一郎まちづくり整備課長。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目3につきましてお答えさせていただきます。

現在、埼玉りそな銀行嵐山出張所のATMを駅前広場に設置することについての正式な要請等はありません。また、銀行ATMは民間施設でありますので、町が駐車場を整備する考えはありません。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) 民間だからということで、自由に勝手にやってくださいということだけでは、私は済まないのではないかなと思うのです。大体どのくらいの利用があるのか、それに基づいて車を置く時間がどのくらいあるのかということは検討していかないと私はいけないと思うのです。森林公園駅の南口に設置されているのです

よね、りそなと労金がね。私が行っている時間に、りそな、何人か利用者がいて、労金いなかったのですけれども、りそなの利用者がいて、積んだのか下ろしたのだか私は分からないですけれども、その方は車で来ていて、車にさっと乗って、さっと出ようとしたのだね。こっちからも車が走って出ようとした人からクラクション鳴らされてということで、そういう場面が嵐山だって考えられるわけです。あれけんかにならなかったからいいのですけれども、こういう時代でしょう。いつ争いになるか分からない。そういうことも考えなければいけないと思うのです。そうすると、しっかりした駐車場の確保というのは私は必要だと思うのですけれども、考え方としていかがでしょうか。

- ○森 一人議長 答弁を求めます。
 - 伊藤恵一郎まちづくり整備課長。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

銀行、言ってみれば、先ほど申し上げました民間施設でございますので、基本的にはどれぐらい利用があるかというのは民間施設の銀行さんが把握して、どのような対応を取っていくかというのは考えるべきものかなというふうに考えているところでございます。ただ、今回駅前広場につきましては、現在のトイレ、補充用トイレはもう取り壊して、時間貸しの駐車場を造るというのを整備計画のほうにのせておりまして、それは時間貸しの駐車場については民間というか、町がやるわけではなくて、取壊しまでやっていくという方針でもう契約を立たさせていただいております。そういうのと連携しながらやっていただいても考え方としてはあると思いますで、それは民間さん同士で検討していただいて、対策についてはお願いしていくべきものかと思います。ただ、町が直接駐車場を造ったり、駐車場の計画については今現在ありません。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) トイレのところを駐車場にすると、時間貸しとおっしゃった のですか。ちょっと確認です、時間貸しということですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。 伊藤恵一郎まちづくり整備課長。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 あくまでも契約段階ですので、まだ正式になるかど うかも分かりませんけれども、整備計画上は時間貸し駐車場を造るという整備計画で

進んでおりました。取壊し後は土地の所有者である東武さんが考えることになっておりますので、ただ、時間貸しになるかどうか分からないのですけれども、それについては、また空いたスペースができるということでございますので、そういうものを活用していただくのも考え方の一つかなというふうに考えております。ただ、あくまでも民間同士でございますので、民間の方のその利用については民間同士で考えていただくというのが筋かなと考えているところでございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) 時間貸しだと、そこの駐車場は多分利用しないですよ。ロータリーの周辺に止めて、それで下ろすなり積むなりして、すぐ戻ってくるということになると思うのです。そうなると、先ほど申したように、それは事故にならなかったですよ、クラクション鳴らされただけで済んだわけですけれども。事故にもなる可能性というのは考えられるのではないですか。そういうことを、やっぱりまちづくり整備課なのですから、そこまで考えを及ぼして、どう整備をしていくかということは大事なことだと思うのです。全部民間だから、こっちは関与しませんよでは済まないというふうに思うのです。そうではないですか。考え方を伺いたいと思います。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤恵一郎まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

基本的に全体的な駅の周りの周辺整備というのがあれば、いろんなことを考えてやっていく必要があるかなというふうに考えているところです。ただ、今回は駅前広場の整備をメインに考えておりまして、町がやるべきこと、民間の活動を促すようなこと、そういうのを含めて今回整備させていただいております。今回の駅前広場の整備については、銀行ATMをメインにするのではなくて、イベントを活用して活性化するというのが基本的なメインでございますので、そのような整備を行わさせていただきました。たまたま埼玉りそな銀行の嵐山出張所さんが閉店するということでございますので、そういう問題も出てきましたけれども、それはあくまでも民間さんの都合ではないですけれども、考え方でございます。基本的な考え方は、嵐山駅前広場については今町の顔であるものについて、イベントを含めて活性化するというものでございますので、民間と町の役割をはっきりして対策を取っていきたいと考えているとこ

ろでございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) どのくらいの利用が今あるのか件数聞いたのです。1,000件から1,200件だということなのです。これ利用者、1人が何件かやるから、利用人数は分からないのだということなのですけれども。それにしても、仮に半分でも500人からの人数だということになるわけですから、多いのではないかなと思うのです。これがロータリー周辺に止めてやるということになったら、どうなのでしょう、一般の車両への影響というのは当然考えられると思うのです。それは民間だから、それは関与しませんよという、そういう話にならないと思うわけです。嵐山駅に設置するのだったら駐車場を確保してくださいという、そういう指導をしなければおかしいと思うのです。そうでしょう。町長か副町長。関与しないのだったら、そういう指導をすべきだというふうに思うのですけれども、いかかですか。何かない。あります。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

髙橋副町長。

○髙橋兼次副町長 それでは、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

駅前のりそなの関係が最終的にどういうふうになるというのはまだ決まっておりません。今のりそなの建物がどうなっていくのだとか、あるいは撤去するのだとか、あるいはATMは残るのだとか、そういうものがまだはっきりしていないわけです。したがって、仮にあそこが全部なくなるとすれば、当然駅前辺りにATMの設置というのが考えられるのかなというふうに思っています。そういうときには、ではどこの場所が現実的なのかというのは、それは銀行側とも相談をしながら、ここがいいのではないかと。そうした場合には、では、今お話のように車をどうしたらいいのかとかというふうな形になってくるのかなというふうに思っております。したがいまして、もう少しその方針が出たら、それについて、ではどうしていったらいいのかというのを相談をしていきたいなというふうには思っています。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) 駅に置くというのは確定ではないということは、それは私も件数聞いたときに、向こうの担当者の人が私に話してくれたことですから、現状に残すのか、残すことも含めて、それは考慮中ですということですが、仮に駅に設置され

た場合にもこちらとしてはそれなりの対応策というのは考えておかないといけないというふうに思うのです。これ銀行ATMを利用するモラルに任せるというだけではもう済まないというふうに思うのです。先ほど申しましたように、クラクションを鳴らされるという現実があるわけですから。これは嵐山だって当然起きることですから、駐車場を確保してくださいとか、あるいはこっちが用意するとか、そういうことはしていかないとまちづくりとしては失敗になってしまうというふうにも思うのです。私は西口に反対ですけれども。だって、造れることはもう間違いないでしょうから、その点も含めたまちづくりというのを私はやっていくべきだと思うのですけれども、もう一度伺いたいと思います。

- ○森 一人議長 答弁を求めます。髙橋副町長。
- ○髙橋兼次副町長 先ほども申し上げましたように、具体的にこうだという形になれば、ではどうしていったらいいかというのは当然銀行側と相談をしていくようになるかなと思います。そのときに場所がどこがいいのかというのは町がタッチしなければ決まっていきません。したがって、ここに造った場合にはこういうことができるとか、ここの場合にはこうだよとかというのが具体的に考えられるのかなというふうに思っていますので、そういう場合が来たら、それになりのことを考えて、きちっとしていきたいなというふうには思っております。
- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) 分かりました。 以上で終わります。
- ○森 一人議長 ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、ここ暫時休憩といたします。再開時間を2時55分といたします。

休 憩 午後 2時39分

再 開 午後 2時55分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇藤野和美議員

○森 一人議長 続いて、本定例会最後の一般質問は、受付番号11番、議席番号4番、

藤野和美議員。

初めに、質問事項1の加齢性難聴者への補聴器購入補助についてからです。どうぞ。

○4番(藤野和美議員) それでは、4番、藤野和美でございます。質問させていただきます。

まず最初に、加齢性難聴者への補聴器購入補助について。加齢性難聴により生活に 支障が生じている高齢者に補聴器購入に係る費用の一部を助成する考えは。 以上です。

- ○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。 近藤長寿生きがい課長。
- ○近藤久代長寿生きがい課長 質問項目1につきましてお答えいたします。

難聴の高齢者が補聴器を使用することは閉じ籠もりや孤立を防ぎ、生き生きとした 生活を送るためにも重要であり、認知機能低下の抑制やフレイル予防にもつながると 言われています。町といたしましては、引き続き聞こえづらくなったら耳鼻科を受診 して、治療や補聴器を使用することの必要性を周知してまいります。また、障害者総 合支援法による補装具費支給制度の対象外となる中等度難聴の高齢者への補聴器購入 費用の助成につきましては、国や近隣自治体の動向を注視してまいりたいと考えてお ります。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。
- ○4番(藤野和美議員) 自治体においても大分具体的に助成をしているところが増えてまいりました。これは答弁の中にもありますけれども、やはり高齢者の方が社会生活を送る上で難聴になってくると、それが一種のストレスというか障害になって、いろんな会合とか出づらくなってくるというか、行きにくくなってしまう、どうしても籠もりがちになってしまう。これは当然指摘されているわけなのです。ですから、補聴器を使っている方は随分増えているわけです。金額が非常に高額化しております。そうなりますと、どうしても購入をちゅうちょしてしまうとか、補聴器が必要であるにもかかわらず、購入をためらってくると。そこを促進する意味で町が積極的に助成をしていくというのは、そういう意味では保健事業も含めてですけれども、やっぱり大きな効果が当然あると思うのです。国のほうでも国会の審議の中で、厚労省の審議官が補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下予防の効果を検証するための

研究を推進すると答弁されています。その後、その当時ですけれども、麻生太郎財務相は「厚労省から提案がまだないが、やらなければならない必要な問題」と述べたと、こういう答弁があったと報じられました。いろんな自治体ありますけれども、兵庫県の明石市では、こういう助成をしています。これは65歳以上の高齢者対象ですけれども、明石市では聴力低下へ早期に対応し、認知症やフレイルの進行を緩やかにすることで生活の質を維持し、社会交流を図りながら住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、難聴により生活に支障が生じている高齢者に、補聴器購入に係る費用の一部の助成をしますと。このケースは、市内に居住を有する満65歳以上の方、それから聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方、それから耳鼻科の医師の診断を受け、補聴器の必要性を認める証明を受けた方。助成の内容といたしましては、2万円を上限として、1人1回限り助成と、こういう内容が明石市では助成制度をつくっております。そのほかにも自治体はあると思うのですけれども、このように国のほうも検討するというか、入ってきていると思うのですけれども、嵐山町はこれについて国や周辺の自治体の動向を見てという答弁ですけれども、もう少し踏み込んだ考えというのはありますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

難聴の方、難聴が高齢者の生活や体に及ぼす影響というのは非常に深刻なものだということは認識しております。ただ、町といたしましては、まずはそういう難聴の方がしっかりと耳鼻科にかかっていただいて、補聴器をつけなくても治るようなものもございますので、しっかり診断を受けていただく。必要があれば補聴器をつけていただくというような、まずその辺の啓蒙啓発をしていきたいと考えております。

また、補聴器購入の補助につきましては、確かに全国では大分、私の調べたところですと50か所以上の自治体が補助をしている状況でございます。埼玉県におきましては唯一朝霞市が補助をしておりましたが、令和4年度からその補助が終了となっているような状況でございます。いろいろな、令和3年3月に厚生労働省の老人保健健康増進事業において「自治体における難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究」というのが、結果が報告されておりまして、その中にも自治体が補聴器を助成を置かない理由としては、法令等の裏づけがないことや、予算

が確保できないこと、それから重度の方に関しましては障害者の支援の一環で実施しているなどの回答が出ております。嵐山町も同じような形でなかなか単独で助成をするというのが厳しい状況でございますので、できれば国の研究をかなり行っておりますので、できれば国の制度が成立した状況の中で何かやっていければなと考えております。

以上です。

- ○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。
- ○4番(藤野和美議員) どうしても財政問題というのがここでも当然出てくるわけですけれども、実際に難聴等の自覚があって耳鼻科に通う。しかし、耳鼻科に通って難聴が治っていくということは、実際にこれはあるのでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。 近藤長寿生きがい課長。
- ○近藤久代長寿生きがい課長 難聴に関しましては、伝音性難聴と感音性難聴という2 種類のものがありまして、高齢者の方は主に感音性難聴ということで、音を感じ取る 機能が低下していて聞き取りづらくなっていますので、なかなか治療というのは難し いですので、補聴器の適用になってくるのかなと思います。ただ、一部の方には伝音 性難聴ということで、鼓膜より手前の中耳の辺りに耳あかがたまっていたりとか、何 かそこに障害があったりする場合の難聴というのもございますので、それは耳鼻科の ほうでしっかりと治療をしていただければ、聞こえは回復するというふうなものでご ざいます。

以上です。

- ○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。
- ○4番(藤野和美議員) これについては国のほうも研究は進んでると、それから財務 省のほうも重要な問題だということで、当時の財務省が答えておりますので、その動 向を見てということで、町としても積極的にその方向は担当課としては堅持しながら、 ぜひとも検討をしていってほしいと思うのです。それについてはどうですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 もちろん聞こえによって生活に支障が出て生きがいのある生活が送れないとか、いろいろなことが出てくるということは絶対に避けなければ

いけないことだと思いますので、町といたしましてもその辺はしっかりと状況を見ながら対応していく体制にしていきたいと思います。

以上です。

- ○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。
- ○4番(藤野和美議員) では、2番に入ります。
- ○森 一人議長 どうぞ。
- ○4番(藤野和美議員) 非核平和都市宣言について。平成10年に嵐山町は非核平和都市宣言をしている。今後の周知方法は。
- ○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。 杉田総務課長。
- ○杉田哲男総務課長 それでは、質問項目2につきましてお答えさせていただきます。 町では核の廃絶と世界恒久平和の実現のため、平成10年9月に非核平和都市宣言を し、平成25年8月には平和首長会議に加入しております。また、毎年終戦記念日の前 後に平和事業といたしまして、写真パネルの展示や講演会、映画上映などを開催し、 戦争の悲惨さや平和の尊さを町民の方々にお伝えしております。今後は非核平和都市 宣言や平和首長会議の加入について平和事業開催の折に町民の方々にお知らせし、平 和な社会の実現をするために町の姿勢を示してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。
- ○4番(藤野和美議員) ロシアのウクライナ侵攻、世界は今非常に平和が脅かされている。議会におきましてもロシアのウクライナ侵攻に対する決議を全会一致で上げたと。その中で、嵐山町が平成10年に非核平和都市宣言をしていると。この内容を読みますと、「緑豊かな自然と清流に恵まれた環境の中で、安らぎに満ちた平和な日々を送ることが、私たちの願いであり、人類共通の願いでもあります。私たちは、戦争によって再び平和な暮らしが脅かされることのないよう、あらゆる国の核兵器が廃絶され、世界の恒久平和が確立されることを強く望みます。私たち嵐山町民は、我が国が世界で唯一の被爆国であることを踏まえ、全町民が力を合わせて平和で希望に満ちた21世紀を築き次世代に引き継ぐため、ここに平和都市を宣言します」。こういう平成10年ではありますけれども、まさに今の現代、今生きている、そういう意味では今の宣言でもあるということは十分にこの内容を見てもあるわけです。いろんな形で平和

事業もやってはきておりますけれども、私はちょっとここでお考えをお聞きしたかったのは、ほかの自治体なんかでは、この宣言内容を町民の方が常時見れるような形で設置している自治体があります。ですから、せっかく宣言しているわけですから、金属、いろんな形で恒久的なパネルにして、例えばロビーに設置するとか、そういう形が今必要なのではないかと思うわけですけれども、それについてはいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

- ○杉田哲男総務課長 パネルというご提案でございます。今町にはこの平和都市宣言ということで、広野地区に立て看板といいますか、そちらのほうで掲載をさせていただいている状況でございます。これはこういった宣言をしたということを町民に広く知っていただくためということでございます。今ご提案のこの庁舎の中にそういったものをということで、このパネル展示事業を実施の際につきましては、そういったものも掲載をしながら町民に広く知っていただくという機会を設けたいと思います。また、恒久的にそちらのほうを貼っていくかどうか、それにつきましては、場所のこともございますので、検討させていただきたいというふうに考えてございます。
- ○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。
- ○4番(藤野和美議員) 私が申し上げたのは常時、そんなに大きな大看板を作ってということの趣旨ではないのです。ですから、大きさ等は別にして、例えばロビーに、それは金属ではなくても、額の中に入れて設置するとか、要するにそういう意味では常時それがアピールできるようなものとして提案しているのですけれども、再度どうですか、それについて。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。 杉田総務課長。
- ○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきたいと思います。 場所も含めて検討させていただきたいというところでございます。
- ○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。
- ○4番(藤野和美議員) それは具体的に検討するという回答ということでいいですね。 では、そういうことでぜひお願いいたします。

それでは、第3番目に入ります。

○森 一人議長 どうぞ。

- ○4番(藤野和美議員) 農村地域の移住促進について、以下の点について質問します。
 - (1)、農村地域の空き家の数は。
 - (2)、農地つき空き家の取得の際、農地法第3条の下限面積を引き下げる考えは。
 - (3)、農村地域への移住促進の取組は。

以上です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)について、藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 質問項目3の(1)につきましてお答えいたします。

町内における空き家の数については、平成24年度、28年度に実態調査を委託実施しており、平成28年度時点では空き家件数が454件であり、そのうち農村地域(市街化調整区域)での空き家の数が163件、全体の割合からすると35.9%が農村地域における空き家となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 次に、小項目(2)について、中村農政課長。
- ○中村 寧農政課長 それでは、質問項目3の(2)につきましてお答えいたします。

人口減少の中で農村地域への定住促進を図る上で農地法第3条の下限面積の引下げは魅力のあるものでございます。一方、下限面積を引き下げる場合、小面積の農地利用者が増えても、当該地区や周辺地域の集団的な農地利用や農作業の共同化等に支障がなく、農地の保有、利用や将来の見通し、地域農業者の営農に関する意向など、十分な考慮と判断が必要であります。現在の嵐山町の下限面積につきましては、中山間地域における農業経営規模の実情に鑑み、都府県の下限面積50アールを30アールに引き下げております。しかしながら、令和4年3月に農林水産省から農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案の概要によると、農地法の一部が改正され、農地等の権利取得時の下限面積要件を廃止するとなっておりますので、今後町農業委員会でも法改正に伴い適切な要件の下での農地の権利取得の判断が必要となってくることを考えております。

- ○森 一人議長 次に、小項目(3)について、馬橋地域支援課長。
- ○馬橋 透地域支援課長 それでは、質問項目3の(3)につきましてお答えいたします。

現在町では農村地域に限らず移住促進に特化した取組は行っておりません。過去に実施した奨励金などの制度では移住促進は期待できないと考えております。移住者を増やしていくためには、町外に住む方にとって嵐山町が魅力的でなければなりません。町の魅力度を上げられるよう機会を捉えて情報発信してまいります。また、単に移住促進を進めるだけではなく、定住していただけるようサポートしていくことが重要であると考えておりますので、農村地域への移住促進の取組につきましては、関係課及び関係機関と調整してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。
- ○4番(藤野和美議員) この問題につきましては、1から3、関係がございますので、 一緒に質問をさせてもらいたいと思います。よろしくお願いします。
- ○森 一人議長 どうぞ。
- ○4番(藤野和美議員) この農村地域の問題につきましては、学校再編等の審議の中 でも、子どもがもう絶対的に少ないということが理由となって、学校再編の論議が進 んでいるということでもあります。いわゆる農村地域の中で人口が減っている、それ から子どもが減っている、このことが地域の将来にとって決定的な問題であるという ことは第6次総合計画等々でもこれは町としても認識は共通していると思うのです。 今回の私の質問は移住促進というのが主になった質問なのです。では、農村地域が魅 力のないものなのかどうかということを考えますと、今半農半Xとか、都会等、メデ ィアの中でも農村地域への移住というものが大分メディアの中でも取り上げられてき ている、これは当然ご承知のことだと思うのです。ですから、全体としては、農村地 域の魅力というのはコロナ前というだけではありませんけれども、かなり高まってい るということはあると思うのです。現に例えば古里の馬内地域で考えますと、ここの ところで5軒ぐらい移住はされているのです。ここ5年、10年ですか。私の住んでい る吉田2区でも4軒ほど移住がされました。そういう意味では、条件があればそこに 住みたいという人は実はいることが私も思っているわけなのです。その中で、今回農 地法の下限面積というものを取り上げたわけですけれども、国のほうも大分考え方が 変わってきているということが今答弁書の中でもありましたけれども、この前空き家 バンクの中で吉田地区が1軒ありました。これが今ネットの中では隣接した畑の情報 は入ってはおりませんけれども、この情報をお聞きしましたら、吉田地区で隣接した

畑が122平方メートル、これがあるわけです。物件としてはかなり魅力、空き家で、要するに庭畑が使えると。これは非常に魅力的な物件だと思うのです、そういうことを考えている人にとっては。ところが、122平方メートル、隣接した畑は、これは農地だと思うのです。今の条例等で考えると、これは農地として取得できないということになると思うのですけれども、それについてはどうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、非常に魅力的な物件でありますが、今の農地法からいいますと取得はできないというふうに考えております。また、先ほど答弁いたしましたが、下限面積はなしということになりましても、ほかの要件が変わりませんので、今の考えですと、今後農地つきの空き家は取得が可能にはなるのですが、ほかの要件として、営農に従事する日数はおおむね150日以上という要件がございます。その辺に関しましては、考え方で可能な限りそれに近い数、毎日畑の見回りだけでもそれは可能ですので、そういった考えであれば要件を満たすことができます。また、もう一つ、最初の回答の中で申し上げましたとおり、地域に根差してもらえるか、地域に密着できるか、地域の農業者となじめるか、その辺が課題となっております。その辺がクリアができれば、新しい農地法の下では取得が可能になるかとは思われます。

以上です。

- ○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。
- ○4番(藤野和美議員) そういう意味では、私が下限面積をというのは、国のほうがそのものを撤廃するということで、ある意味終わっているわけなのですが、私が申し上げたいのは、農村に住みたいという人が必ずしも農業経営をしたいと言っている方だけではなくて、ある農村に住みたい、庭畑として、要するに畑をちょっとやってみたいのだという要求も非常に強いわけです。現に馬内地区の方なんかの話を聞くと、農業をやりたいという人と、それからちょっと自分の畑で、言葉は悪いのですけれども遊びたいという方もいらっしゃる。ですから、個々いろんな例があるのです。ですから、今回農地法、そういうふうに変わってくるという意味は、実は令和3年7月の農水省調べだと、実は別段面積を設定しているのが72%に上ったのです。10アール以下に設定したのが41%にも上っていると。ですから、全国的にある意味農村地域への

移住というのを、長野県とかも含めてそうですけれども、相当数が一生懸命やっていると。何とか農村地域の人口というのですか、移住をしてほしいということが当然ベースにあって、そういう形で動いてきたのかなとは思うのですけれども。では、その上で、そういう形で環境が整ってきたということになりますと、今度はその促進策、それを町として発信を含めて、空き家バンクの取組もそうですけれども、どのようにやっていくかということが求められていると思うのですけれども、それについてはいかがですか。

- ○森 一人議長 答弁を求めます。
 - 馬橋地域支援課長。
- ○馬橋 透地域支援課長 それでは、お答えいたします。

農地法の関係ですと、かなりハードルは下がってきているのですけれども、現実的 に嵐山町の場合は線引きしている関係がございまして、市街化調整区域に住まわれる 条件的なところも、空いている家を誰でも買えるとかということでは、買えるのは買 えるのでしょうけれども、条件がいろいろあるようですので、なかなか実際に何軒、 163軒でしたっけ、いっぱい空いているということだったのですけれども、空き家バ ンクに登録しているのはそのうち恐らく数軒だと思うのです。そういったところで、 こちらで移住してくださいということで促進しても、なかなか条件が合うものが見つ からないというところが本当のところかなと思っております。地域支援課といたしま しては、当然人口も増やしていかなくてはいけないというところで、いろんな対策は 考えなければいけないのですけれども、移住につきましては、雇用と住宅、こちらの ほうが必要条件かなと思っておりまして、やはり雇用するところがあって、なおかつ 住宅が整っているというところはセットになって初めて来ていただける。なおかつ定 住していただくためには当然仕事もしていただかないといけませんので、農業に限っ たことではないということであれば、サラリーマンの方ですとか、家でそれなりの、 自宅で収入が得られるような方、そういった方が条件になってくるかなと思うのです けれども、そういったところで条件が合えば来てくださいという形になりますので、 なかなかそのPRのほうも難しいのですけれども、空き家バンクのほうでぜひこの家 を誰でも住めるような状況ということであれば、当然町としても情報を発信しながら 進めていきたいというふうに考えております。ただし、答弁にもさせていただいたの ですけれども、定住していただくためのサポートはやはり必要ですので、農村地域に

住むというところで、農政課長のほうも答弁していましたけれども、地域の方とのコミュニケーションですとか、そういったところも必要になると思いますので、総合的に考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

- ○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。
- ○4番(藤野和美議員) これは、やっぱり情報発信かなと思うのです。仕事の関係と いうのはいろいろな形でお聞きしますと、当然東京まで行っている方もいらっしゃる、 それから自宅で仕事をしている方、いろんな条件があります。だから、それは選ぶ方 の判断なので、あまり我々のほうが決め過ぎなくてもいいかなとは思っているのです。 ただ、空き家バンクの数がやっぱり少ないと、情報発信としても。ここの部分をどう 増やしていくか、情報発信を。ここが件数が少ないとどうしてもそんな大きな動きに はならない。ですから、その辺のところを、これ兵庫県なんかは、これは県がやって いることなのですけれども、田舎暮らし農園施設整備支援事業とかという、かなり力 を入れて。例えば農村施設整備で150万かかる場合は、助成額が75万とか、空き家改 修は上限が100万円とか、等々ここら県が挙げてやっていることなので、これは町は そんなお金ないよと言ったらそれまでなのですが、やはり今の農村地域の人口動向、 それから子どもの数等がこういう現状になってきたときに、町としてもう少し踏み込 んだ形の政策をもう少しあるのではないかと。ですから、学校再編なんかで子どもの 数がこうなってしまったと、結果としてそう指摘されて再編という形でいきますけれ ども、農村地域に子どもの数、人口を増やしていくという政策をやっぱりもっと強力 に持たないと、自然に任せる、そのうちの所有者の判断とかだけでは人口増えていく というか、なかなかならないのではないかと思うです。せっかく空き家というのはあ りますので、現実出てきているので、その辺をもう少ししっかりとやっていく必要が あるのかなと思うのです。いかがですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 1回目の答弁でもさせていただきましたが、こちらにつきましては関係課、農政課、それから農業委員会、それからまちづくり整備課、こちらとも協議しながらトータルでケアしていきたいと思っております。

以上です。

- ○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。
- ○4番(藤野和美議員) そうですね。今回もこれに関しては3課長で出席してもらったというのはある意味そういう意味でもあるので、ぜひとも勉強しながらやっていただきたいと思います。

では、次に移ります。

- ○森 一人議長 どうぞ。
- ○4番(藤野和美議員) 4、谷津田の活用について、以下の点について質問します。
 - (1)、今年度の谷津田の耕作状況は。
 - (2)、谷津田活用の取組の状況は。
 - (3)、水田活用の直接支払交付金の活用は。以上です。
- ○森 一人議長 それでは、(1)から(3)について答弁を求めます。中村農政課長。
- ○中村 寧農政課長 それでは、答弁いたします。

質問項目4の(1)、(2) につきましては関連がございますので、併せてお答えいたします。

町の中部、北部土地改良区内の谷津田につきましては、認定農業者である法人から利用権設定合意解約により、貸手に返却された農地を含んだ谷津田エリアが5か所ございます。その中で、一部の所有者につきましては水稲を自作する予定となっておりますが、その他のエリアでは誠に残念ながら借手が見つからず、保全管理を余儀なくされている水田が多い状況であります。しかしながら、5か所の谷津田エリアの中、議員もご承知のとおり、杉山エリアについては、町で自然保全地域に指定している杉山城跡と隣接のため池や谷津田は歴史的にも景観的にも価値のあるエリアであるため、このエリアを拠点として、ため池農法や伝統文化について未来を担う子どもたちが学び、食育と農業体験学習を実施する谷津田の有効活用のモデル地域として位置づけた活動が開始されました。この活動は、所有者の働きかけにより集まった趣旨賛同者10名、町、農事組合法人らんざん営農の協働により個々の役割を持って取り組むこととなっております。今後の予定といたしましては、6月14日に志賀小学校5年生、七郷小学校5年生の児童による田植の体験学習、秋には刈取り体験が行われる予定でございます。

続きまして、質問項目4の(3)につきましてお答えいたします。

町全体を見ますと、多くの主穀販売農家である認定農業者において、水田活用の直接支払交付金を活用しております。中でも基幹作物である麦、大豆、飼料用作物、飼料用米等の戦略作物助成が中心となっております。しかしながら、作付の中心となる圃場については平場が多く、谷津田エリアでは補助対象作物の作付は質問項目(1)でもお答えしたとおり、保全管理が中心となっておりますので、活用されていないのが実情であります。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。
- ○4番(藤野和美議員) やっぱり谷津田につきましては昨年も質問をしたわけなのですが、その中でこのような答弁をいただきました。これは趣旨ですけれども、「厳しい土地の条件下で耕作放棄地にならないために主穀農業以外の利用方法にも着目し、景観作物や体験農場等、付加価値のある農地としての利用に取り組んでいきたい」と、こういう答弁をいただいています。これに沿って農政課としても動いているというふうに思っておりますけれども、昨年度に比べて、今年度取りあえず作付が始まって、ある意味状態がはっきりしていると思うのですけれども、この1年間によって、いわゆる解約によって耕作されない土地というのは増えたのでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。中村農政課長。
- ○中村 寧農政課長 お答えいたします。

昨年度、6月に議員からご質問していただいた状況から、越畑エリアにつきまして、これが2筆、2,584平米ほど合意解約により法人から解約ということで増えております。

以上です。

- ○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。
- ○4番(藤野和美議員) そうしますと、そのエリアは今耕作しない状態のままである ということですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。 中村農政課長。
- ○中村 寧農政課長 この2筆につきましては、1筆ほどが保全管理を行っていただい

ている状況で、1筆は試作ということで、ちょうどタイミング的に作付の予定という ことを聞いておりましたが、田植、苗が植わっている状態であります。 以上です。

- ○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。
- ○4番(藤野和美議員) この谷津田の問題につきましては、昨日も小林議員の質問等の中で農業問題ありました。いわゆる谷津田ではない田んぼにつきましては、集約集積等、そういうスマート農業の対象として展開していくということが方針があったと思うのです。ところが、やっぱり谷津田については、再三言われるとおり、効率の問題とかがあって、それから日陰の問題とか、稲作についてはかなりきついだろうという判断が農政課としては持っているかなということはちょっと思ったのですけれども、それについてはどうですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。 中村農政課長。
- ○中村 寧農政課長 お答えいたします。

先日小林議員のご質問の中で答弁させていただきましたが、人・農地プランの座談 会で、3地域のうち南部と北部地域の座談会の中で、やはり谷津田の関係が意見が出 ました。南部のほうからは地域の景観、自然環境として谷津田等を保全するべきとい うご意見、北部のほうでは、これは酪農家側からなのですが、クローバーなど飼料用 作物、そういったものでやってみてはどうかということで聞きまして、私も考える中、 やはり昨日も申し上げましたが、個人の認定農業者に麦だけでもどうでしょうか、大 豆だけでもということでお話はしたのですけれども、なかなか首を縦に振られないと いう状況の中で、やはり景観作物どうなのというようなアドバイスもいただいていま す。思ったのですが、菜の花、そういったものは月並みですが、咲きますと非常にき れいです。10月にまいて2月頃からもう花が咲いて5月いっぱいぐらいまでは楽しめ ます。かなり長いです。そうした中で谷津田は勾配がありますので、非常に景観的に もよろしいかと思います。実際に体験圃場となる杉山城の谷津田ですが、議員もご承 知のとおり、4月に1回趣旨替同者と集まったときには、ちょうど谷津田の沼の堤防 の隅のところに桜が何本か植わって、その周辺にやはり保全管理の一環で菜花を植え ていただいた方がいらっしゃるようで、そのコントラストが非常にきれいだったとい うことがありまして、保全管理をしていただいている谷津田まだまだございます。そ ういう方は小型のトラクターを持って耕うんをして保全管理をしていただいている方 もおられますので、そういった機械を持っている方に景観作物を植えていただくよう 提案をしていきたいと思います。

以上です。

- ○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。
- ○4番(藤野和美議員) 谷津田等につきましては、これは全国いろいろ工夫をしてい る。県内でも当然いろんな工夫をしながらやっていると。これは質問の中でも言いま したけれども、例えばときがわ町では土壌を買ってするとか、そのほかこれは谷津田 だけに限りませんけれども、江南、要するに熊谷のほうでは菜種油用のそういう菜の 花をやってみたいとか、これはいろんな例が今出てきています。地権者の考え、それ からその土地に合った作物いろいろあると思うのです。現に返された方でも大豆を植 えてやって保全をするという方もいらっしゃいました。これはいろんな地権者の考え 方があります。ただ、今課長が言われたとおり、一種の方向性を示さないと地権者は 個々の判断だけではこれはばらばらになってしまう。例えば課長が言われるとおり、 菜の花を、ではみんなでやってみようというのであれば、もしそれが実現すれば、今 度はもう一変して嵐山町の観光にも寄与する。大きな観光資源にもなっているという ことはあるわけです。ですから、町としてのこれだけはやってくださいということは 当然ないわけですけれども、そういういろんなケース、今日昼も会ったのですけれど も、例えばタマネギなんかは四国のほうでは田んぼでやっているのです。ですから、 田んぼだから稲ということは当然ないわけで、ですからそういうことも考えられる。 **昼話が出ましたけれども、今度はエビの養殖をしたいという業者がいた。それはやっ** ぱりその田んぼ、水、当然必要ですから。ですから、再三申し上げたとおり、稲作で 考えるといろんな問題がありますけれども、逆にこの水とか、あるいは一定程度日陰 があるとかいうことが逆に有利になるケースは当然あるわけです。ですから、その辺 の戦略を深めていく上で、当然農政課が中心ですけれども、もう少しそのプロジェク トを組んでいろんな案等を練っていくということが今必要ではないかと思うのですけ れども、それについてはいかがでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

当然水稲以外にも何か利用価値があるとは考えておりますので、そういった水産で すか、養殖等企業参入、そちらのほうも頭に入れまして、昨年も申し上げましたが、 県のほうでも担い手が不足している地域と企業、農業法人とのマッチング候補地とい うことで3地区ほど登録しております。残念ながら昨年度はこちらのほうにはお話は ありませんでしたが、引き続きそんな形で候補地を挙げております。そういったこと で企業参入も視野に入れまして、また先ほど言われました景観作物につきましては、 今年ドローンで実証圃場ということで、試験的なものもやりましたので、そうした景 観作物あるいは地力増進、緑肥作物、そういったものを農林振興センターの技術普及 担当と既に相談しておりまして、やっていきたいと思います。その中の一つの例とし て、菜の花のほかにクリムソンクローバーという5月頃に、ちょっとラベンダーに似 た紫色のかわいい花をつける緑肥がございます。まいた後咲きまして、その後すき込 みをしますと非常に土壌がよくなるということです。手間もトラクターがあれば、う なって種を直まきして、咲いた後にすき込みということで、そんなに保全管理と変わ らないような方法でやりますので、そういったことも踏まえてまとまった地権者のほ うにも提案していきまして、実証圃場に向けて検討していきたいと思います。 以上です。

- ○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。
- ○4番(藤野和美議員) 谷津田は家族農業のずっと長い歴史の中で開拓をして、水田にして、作ってきた財産というか農業資産、それと滑川なんかも含めて、ため池農法の自然遺産の登録を目指しているわけなのですけれども、今課長がおっしゃられた緑肥ということが出ました。私も前回質問しましたけれども、有機農業の推進というのが新しく農水省からも方針が出たと。そういった意味で再三申し上げるとおり谷津田が生産性の悪い厄介者ではなくて、逆に考えればため池があって、要するに水があって田んぼという、水が張れる場所でもある。そういう価値を水田で広範囲にやる、効率を上げる農地とは違う別の意味での価値があるということをしっかりと踏まえて、この嵐山町の中から谷津田が全部荒廃地になってしまうと、景観がまるっきり変わってくる。そういう中で課長がおっしゃる菜の花とかクローバーが春に咲くとあれば、大変な大きな前進になると思いますので、それは大いに期待しております。

もう一つ、水田活用の直接支払交付金の問題、ある方から返されてしまった。当然 耕作できない、しかし賦課金だけは来ると。この前も言ったとおりあれですけれども、 水田をらんざん営農さんにお願いして、機械も全部売ってしまったと。いきなり返されて水田耕作はできると、これは現実的ではないわけです。そのまま放棄になってしまう。でも、それで今度は賦課金だけは来ると。そこでさっきの谷津田の活用等が出てくるわけですけれども、では、そのときにその交付金が利用できれば地権者のやる気等も含めて、ではこっちをやってみようかと、大豆をやってみようかと等々が出るのではないか、きっかけにもなると思うのです。それについて、これまであまり谷津田については例がないということですけれども、それについてはどうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

水田活用の直接支払交付金につきましては、嵐山町農業再生協で営農計画書というのを農協さんを通じて、農業者に配布させていただきます。それの営農計画書によって認定農業者ではなくてでも交付できるということになっておりまして、今現在交付申請者14名となっております。ですので、谷津田であるから利用できないということはございません。

以上です。

- ○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。
- ○4番(藤野和美議員) その活用する交付金、いろんな形の作物に適用できると思うのです。ですから、個別にそれぞれ相談していくと、例えば大豆であっても出てくるし、小麦であっても出ますけれども。ですから、水田を稲作をしない、返されてしまった。そのままではなくて少し相談を、こういう作物であれば交付金は出ますよとか等々のアドバイスを所有者の方にしていくと。耕作意欲を持っていただくということが必要だと思うのです。それについてはどうですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

少しでも耕作意欲がある方についてはできる限り相談に応じ、アドバイスをしてい きたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

- ○4番(藤野和美議員) 耕作意欲を持っていただくというか、耕作持っている方というよりも持っていただくように働きかけてほしいということでもあるのですけれども、もう一つ支払交付金の関係で考えますと、お聞きしておきたいのは今度農水省が5年に1回水張りをしないと交付金が出ないという、大きくこれ政策変更をしました。この嵐山町ではその影響を受けるケースはありますでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

嵐山町ではブロックローテーションをやっております。5年たたずに、その間水張りはしておりますので、この件につきましては影響はないと考えます。

- ○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。
- ○4番(藤野和美議員) 確かに今のブロックローテーションになると、5年の中でも やっていますから問題ないと思うのですけれども、谷津田にこれを適用しようとする と非常にこの問題にぶつかってしまうのです。北海道とか東北でも随分問題になって いますけれども、谷津田のケース考えると、そこをもう別のものにしてしまうと、そ こを水田に戻すということはなかなかこれは考えられないですよね、実際には。そう すると、谷津田を先ほど申し上げた交付金を活用しての展開というのが、これがやっ ぱり壁になってきてしまうと思うのですけれども、それについてはどうですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 5年に1度水張りということになりますと、議員ご指摘のとおり そこが一番の課題になっております。今かなりそういった谷津田が遊休農地ということになっております。その辺の課題につきましては、今後勉強していろいろ解決策な どは考えてまいりたいと思います。

以上です。

- ○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。
- ○4番(藤野和美議員) 谷津田を保全するというのは大変な努力が必要だとは思うのです。地権者の意向も当然あるわけですし、ただ再三申し上げるとおり、やはり課長が言われたとおり、景観作物を含めて推奨していく。町はいろんなケースに対して対応できると、こういう方針を持っているのだということをぜひとも発信と同時にリー

ドしていっていただいて、これが新しい嵐山の景観として、もし谷津田が例えば課長が言われたとおり菜の花とかクローバーが春にあの中が咲くとなってくると、大きく変わってきますから、それが草ぼうぼうなのか、草というのはみんな草ですけれども、その岐路に今立っているというふうに思うのです。ですから、ぜひともそういうことで今後町がリードしていくということでやっていってほしいと思います。そういう点はどうですか、課長、もう一度決意を。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 議員がおっしゃるとおり谷津田については景観作物を植えて、その間5年に1回は景観作物を植えるということは保全管理ですぐにでも耕作ができる状態ですので、1回は水を入れて水田に戻すということも可能でございます。そういった中で緑肥ですとか菜の花を植えて、観光の方面からも十分魅力あるものとして、また町の貴重な農業遺産として、そういうものを自覚して谷津田の活用を考えてまいりたいと思います。

以上です。

- ○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。
- ○4番(藤野和美議員) では、次に移ります。
- ○森 一人議長 ここで暫時休憩といたしたいと思います。再開時間を4時10分といた します。

休 憩 午後 3時57分

再 開 午後 4時10分

- ○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 第4番、藤野和美議員のラベンダー園についてです。 どうぞ。
- ○4番(藤野和美議員) それでは、第5番目です。ラベンダー園について、以下の点について質問します。
 - (1)、ラベンダーまつりの内容と目標は。
 - (2)、今後のラベンダー園の運営の方針は。 以上です。

- ○森 一人議長 それでは、(1)、(2) について答弁を求めます。藤永企業支援課長。
- ○藤永政昭企業支援課長 それでは、質問項目5の(1)につきましてお答えいたします。

令和4年のらんざんラベンダーまつりは6月10日金曜日から6月26日日曜日まで、 千年の苑ラベンダー園で実施します。主催者は一般社団法人嵐山町観光協会であり、 東武鉄道株式会社、嵐山町商工会、嵐山町は協力として参加しています。入園料は中 学生以上500円、小学生以下は無料です。イベント内容としましては、ラベンダー摘 み取り、ラベンダースティック教室など各種体験、嵐山町の特産品の物販、各種飲食 の出店です。今年の目標としましては、来場者数4万人を目指しております。

続きまして、質問項目5の(2)につきましてお答えいたします。

ラベンダー園の運営方針として稼ぐことを第1目標にしていきます。基本的には、 当初の計画どおり、イベント以外の期間はラベンダーの管理を優先する方向で考えています。開花時期にはラベンダーまつりを開催することで嵐山町に観光客を誘致し、 町のPRとともに入園料、駐車料を稼ぎます。摘み取り体験、手芸教室、飲食や物販など、観光客にとって魅力的な体験を用意し、ラベンダーと小麦を使った特産品等を イベント会場で販売するなどして利益を生み出していきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。
- \bigcirc 4番(藤野和美議員) 1 と 2 は関連がありますので、一緒に質問させていただきます。
- ○森 一人議長 どうぞ。
- ○4番(藤野和美議員) 答弁書の中で主催は観光協会であるということです。嵐山町は協力として参加していると、こういう答弁がありました。その後、ラベンダー園の運営方針としては稼ぐことを第1目標にしていると、こういう答弁がありました。この中で「稼ぐ」という言葉が出ています。まず、お聞きしなくてはいけないのは、稼ぐというのは誰が稼ぐという意味でのことでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 こちらにつきましては、ご承知のとおり今観光協会のほうも

組織が変わりまして、DMO化を目指しての観光協会という形で今組織も変わって動き始めているという中で、今後は観光協会を運営するに当たりましては全て利益を上げていかないと運営が成り立たないということにもなりますので、観光協会自体がやっぱり利益を上げていかないとというところでございます。

- ○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。
- ○4番(藤野和美議員) 町から見ますと、今年度だけでもラベンダー園については 4,000万出しているわけです。まつりだけで2,000万。前にも申し上げましたけれども、 観光協会に投資していると。「稼ぐ」という言葉を使うのであれば。4,000万投資しているわけですから。協会に投資していた。では、どのくらい町に返ってくるのかと。 4,000万以下であれば赤字です。4,000万以上であれば利益が出た、黒字だと。普通に 民間であれば考えます。ですから、確かに町は協会に対してお金を出していると。費 用等を見ますとほとんど丸抱えの状態だったということかなと思うのです。ですから、まずその辺のところの関係を確認したいのですが、そのことでよろしいですね、関係としては。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 補助事業が始まったから、当然補助率は10割という補助では ございませんでしたので、2分の1町が持ち出しという形でこの事業が進められてき ております。その前にも町の予算で始まったかなとは思いますけれども、こういった 費用を取り戻すという。かかった費用はイベント等、このラベンダー園で稼ぐのだと いうところで始まったというふうに認識しておりますけれども、現状は雨でやられた りだとか、そういったことで、あとはコロナで2年間イベント等もできなかったりだ とか、そういったことはありましたけれども、今後少しでも利益を上げられるような 形の方向性を考えてやっていくと。以前から申し上げていますように、ラベンダーの ほうが続けられるのかというご心配というのはたくさんの方が思っているとは思いま すけれども、補助事業をいただいているのもこのラベンダーをやるというところでの 補助を受けておりますので、会計検査が終わるおおむね2年から3年、補助が終わってからおおむね2~3年は会計検査の対象期間に入りますので、今年度で補助事業は 終わりますけれども、令和7年もしくは令和8年度ぐらいまでは、会計検査の対象という形に入ってきますので、その辺まではやっぱりラベンダー自体をやめるわけには

いかないかなということは思っております。

ただ、昨年度、ラベンダーの植付け面積4へクタールほどでしたが、その後また植付けをして、今約6.5へクタール分植わっているのですけれども、我々の感じでは最低限4へクタール、ここは確保しながら場合によっては違うようなことも考えながらという、これはラベンダーの状況に応じて考えなければいけないかなというところも頭に置きながら今後は運営をしていきたいと。今年度に限りましては、今のところ順調に育っていますので、今週から始まりますラベンダーのイベントにつきましては心配ないかなというふうには思っておりますが、今年天気予報等を聞きますとゲリラ豪雨的なものが多くありそうな、そういった予報も出ています。ラベンダーにつきましては短時間に集中して雨が降る、それが一番悪いという話を聞いておりますので、そこは懸念されるところで、今年終わった後、秋口といいますか、そのくらいになったときに、ラベンダーがあまり枯れなければいいなという心配はありますけれども、令和7年度、最低限、そこまではラベンダーを中心に考えていければと。

その中で、今年度、補助の最後になりますので、ラベンダーに必要な備品だとか、 そういったものにつきましては、ある程度そろえられてきたかなというところもあり ますので、来年度以降は補助金なしでの運営になります。来年度以降につきましては、 今年度のラベンダーのイベントを開催した中でいろいろ来年度に向けてどういうやり 方をすれば利益が生み出せるのか、そういったものも検証の一つとして考えながらや っていきましょうということで、今事務局と観光協会のほうとの打合せをしながら進 めているような状況でございますので、幾ら利益が出る云々というのが分かりません が、毎年利益が出たら今までと同じように寄附金という形で町のほうに寄附という形 を取ってやれればいいかなというふうには思っているところでございます。

- ○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。
- ○4番(藤野和美議員) どうしても国の補助をもらっているということであるわけですけれども、これは申請のときにラベンダーの面積について何かそういう限定というか、縛りがあるのでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。藤永企業支援課長。
- ○藤永政昭企業支援課長 縛りにつきましては、私のほうは承知しておらないのですが、 当初あそこのラベンダー園と言われているところが今の農林61号、またはポピーが植

わっていたところを含めて約10ヘクタール。当初から10ヘクタール分ラベンダーが植わっていたわけではないのですけれども、一応目標としては10ヘクタールをラベンダー園という形で始まったのだというふうに認識しているのですが、途中8ヘクタールぐらいが最高植わっていたのですか。それで、雨等そういった形であまり土壌がよくないところは育ちにくいというところで、今農林61号のところとか、ポピーを植えたところ、この辺はちょっと不適だという判断の下に今現在に至っているのかなというふうに認識しておるのですけれども、そこで何ヘクタール以上のラベンダーをやらなくてはいけないとか、そういった縛りは多分なかったのかなというふうに思っております。

- ○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。
- ○4番(藤野和美議員) そういう意味での縛りがないということを今前提にして私はまた質問をいたします。今回の目標は4万人ということであるわけですけれども、そうすると、500円ですから売上げとしては2,000万。年間の圃場整備等を考えると最低4,000万は必要なのです。ですから、このイベントで稼がなくてはいけないのは4,000万なのです。売上げを上げなくてはいけないのは。ですから、本来は4,000万必要なわけなのです。でも、現実的には2,000万の売上目標と。ここで実は稼ぐというふうな範疇で考えると、当初からこれは赤字。要するに1年間の経費は出ない。まつりをやってまつりだけの費用がとんとんだと、こういう計算だと思うのです。これも再三私申し上げておりますけれども、あの全体のエリアを1か月で賄うというのは、これは全国の観光、花やったりとか、施設も含めて、これはないですね、いろいろと調べても。非常に厳しい状態です。

前にもご紹介した松崎町の田んぼを使った花畑、これがあります。これも大体2月の下旬から5月まで。約2か月か3か月。コロナ前ですけれども、8万人ぐらい見えています。ここの費用等は駐車場で取っています。1グループ500円取る、10人集まると1,000円取るという形で、そこの入場料ではなく駐車料で取っています。それから、カンパとして、種代カンパを別に取って等いろいろやっています。これは前にも申し上げましたけれども、それまで町が主導的に予算を出してやっていたのです。これは田んぼに云々かんぬんですけれども、平成30年に予算がカットされました。予算がたしか300万ついていた。それは予算の財政上の関係も含めて、今度は自主的にやってくれと。町が主導ではなくても自主的にやってほしいということで、これはそう

いうことで実行委員会をつくって、クラウドファンディング等々やって、今年もやっ たようです。これが約5ヘクタールですか。7種類の花を植えています。ここの場所 はその後は田んぼに戻ってしまうのです。その期間だけですから。ですから、あとは もう田んぼとして普通に使っていますから、これは管理費用は要らないのです。あの 地域は伊豆の地域ですから、伊豆全体としてお花でお金を取っているというケースは、 観光施設は幾つかありますけれども、大体は無料なのです。それはある意味PR用の 花なのですね、その地域の。ですから、旅館とか観光施設とかに来てもらう、お土産 を買ってもらうために花をPRしているわけです。ですから、関係としてはそういう 関係が大体どこの地域もそういうふうにして観光についてはやっているのです。です から、花だけでお金を取るというのは非常に難しいのです。観光施設で花をやってい るところは四季全部、いつ来ても花がありますという。これをもう徹底してやってい ます。でも、ここもそんなに入場料は取れませんので、大体1,000円ぐらいのものな のです。でも、それでも来るのが大体20万から30万人ぐらいです。ですから、そう考 えますと、やはりこの嵐山町でラベンダーだけでお金を取って1年間の経費4,000万 を生み出すというのは普通考えると至難の業、もともとそういうものだったと思うの です。

ここでやっぱり考えなくてはいけないのは、あの場所を、これは状守議員も質問の中でおっしゃっていましたけれども、あの場所をもう少し稼ぐ場所というだけのかたくなな、それだけの場所ではなく、やはりあそこを町民の憩いの場、そしてまた町民自身が参加する。参加してあの場所をお花畑としてやはり発展させていく。あそこを仕切りをつけた入園料を取る場所ではなくて、逆に町民が参加して、町民が盛り立てていく、そして町民の憩いの場にもなる、そういう場所として私は展望していくということが逆に必要なのではないかと思っているのです。近くにバーベキュー場があります。学校橋のキャンプ場があります。ですから、あの場所にキャンプ場、バーベキュー場という施設があるわけですから、その場所を売上げを上げる場所として、そして、あの周辺の花、ラベンダー園も、ラベンダーだけではなく、ほかの花も四季折々咲くような、通年あそこを散策したり散歩しながら。ウオーキングするには最高の場所ですから。現に来ていますから。ですから、そういう形であの場所を展開していけば、イベントをして2,000万のイベント経費をかけて、そこを回収するためにきゅうきゅうとなっていくということではなくて、その分は通年で、いわゆるバーベキュー

場やそれから駅前からバーベキュー場に行く、いろんな直売所もそうです。それから、いろんな飲食店がある。ですから、歩くルートをそういう形の設定の仕方をすれば、いわゆる2,000万の経費を年間で確保していくということは可能だと思うのです。ですから、そういう方向というのを考える余地があるのか、考えていることがあるのかどうかについてどうでしょうか。

- ○森 一人議長 答弁を求めます。
 - 藤永企業支援課長。
- ○藤永政昭企業支援課長 今議員さんのほうからいろいろと提言をいただいたわけなの。 ですが、今議員さんがおっしゃっていたような形の考え方というのは昨年度から視野 には入れているところでございます。今年度、先ほども言いましたけれども、補助金 があるうちなので、イベント等もやりながら運営をしてみて、来年度以降補助金とい うものがなくなります。そうなりますと、この維持管理費をどうやって生み出すか、 またはどうやったほうが、どういうやり方が一番利益が出るといいますか、赤字が少 なくて済むといいますか、そういったところも考えながら今年度イベントのほうをや るわけなのですけれども、議員さんがおっしゃったような形で、例えばイベント等を やめて、ラベンダーはラベンダーで咲かせてはいるのですけれども、維持管理費を賄 えるだけの利益を上げる、そのやり方というのもイベントをやらなければ、イベント 費用というのがかからなくなる分、もしかしたら違う形で先ほど言いましたようなカ ンパ的なこととか、クラウドファンディングとか、そういったものも含めながら利用 者の方に募金という形ではないですけれども、そういったもので少し収益を上げなが らやったほうがまだ赤字にならないのではないかとか、いろいろ案としましては、昨 年度から検討しているというところでございます。ですので、取りあえず今年度、前 回と同じようなやり方をやってみて、よく検証をして来年度以降はどういうふうにや ったら一番いいのかというのは考えていこうということで今協議をしているところで ございますので、議員さんがおっしゃっていただいたような案というのも一つその中 に入っているのは入っているという状況ではございます。
- ○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。
- ○4番(藤野和美議員) 来年度からは町からの補助金はないと。観光協会は自主的に やってほしいということであるという答弁だったのですね。それはそれで町の財源か ら支出することがなくなるということの意味では、町としてはすっきりするというこ

とであると思うのです。ただ、私が申し上げたいのは、あとは協会が好きにやってくれと。今年までは面倒を見るけれども、そういう関係で果たして済むのかどうかというのは考えなくてはならないところです。町もこれまで一般財源から1億円以上出しているわけです。この関係をどう考えるのか。DMO云々かんぬんが今やられている。嵐山全体をKAZE KAORU RANZAN (風薫る嵐山)として売り出していくというか、町全体を活性化させていくと。先ほど農政課長の話にありました。谷津田に菜の花、クローバーを展開していくという考えも示されたわけです。ですから、その中でこのラベンダー園をどういうふうに位置づけていくのかと。これは重要な問題だと思うのです。私は、一般財源からお金を出したほうがいいということを言っているわけではないのです。今のやり方を見ると、ラベンダーに執着してしまっていることによって次の手が打たれているのかと。ただ、小麦61号、それからポピーを植えた、これは一つの手です。ただ、ポピーの宣伝としてはそれほどされてきたわけではない。結果として行ってみたらポピーが花咲いていたねと。これは、観光PRをしているわけでないのです。ですから、戦略の中で行われたというよりもラベンダーに合わないからポピーを植えたということにしか思えないのです。

ですから、前にも申し上げたとおり、戦略を持ってやっていかないと、ラベンダー自身に執着し過ぎることによって全体的な展開ができなくなっているということがあるのではないかと思うのです。ラベンダー自身も今年は、今回はスタッフの大変な努力によって今のところ枯れている状態はないと。ところが、皆さんご承知のようにほとんど赤ちゃん株が多いですよね。それは去年に枯れて植え替えている。それがまだ頑張っているということだと思うのですけれども。ですから、これは当然この夏、秋も想定しておかなくてはならないと思うのです。想定した上で動いていかないと次の手が打てない。枯れてから次の手を打つというのはもう1年遅れですから。来年の戦略も始まっているわけですから。これからまつり当然頑張ると思うのですけれども、この時点でもう来年のことは考えておかないと手が打てないわけです。ですから、私も前にも協議をお聞きしましたけれども、もうストーリーはつくって、いろんなストーリーあります。でも、これはいろんなストーリーをつくって始めていかないと、また1年遅れになる。来年からはラベンダー畑が予算がないことによって草ぼうぼうになって放置状態になるということもそういう可能性もあると思うのです。ですから、それについての協議の状況、方針の、協議とおっしゃっていましたけれども、どのく

らいまで踏み込んだ考えを持っているのかお聞きしておきます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

ラベンダーにつきましては、先ほど昨年度4へクタールから今年度6.5へクタールほどということで2.5へクタールぐらい増えているわけですけれども、この増えた分というのは先ほど言いました最低でも4へクタール分は確保したいというところで、枯れる可能性が大体どこでも2割から3割ぐらいどうしても枯れていますよという中での想定で植え替え用のラベンダーを川側というのでしょうか、北側、そちらの土地でいくとちょっと低いほう側というのでしょうか、昨年度ポピーが咲いていたところに今新しく株を植えて、要は今年度、もし枯れてしまった場合の植え替え用という形で作付しておりますので、そういう意味ではラベンダーの4へクタールを確保するという形で今回増やして株を植させていただいて、小粒といいますか、川側のほうは大分ちっちゃい株だというふうに思いますけれども、そこは昨年から新たに植え替え用、もしくは場合によっては刈取り用というのでしょうか、そういった形で運営をしました。これも先を見据えての一つの戦略といいますか、方法だということでやっております。

そのほか先ほどから言っていますように、ラベンダーに固執せずというところも含めて補助の関係があるので、どうしてもこの3年ぐらいはある程度ラベンダーのほうを中心にやらなければいけないのですけれども、必ずしもラベンダーを中心に全部やっていこうということで考えているわけではございませんので、やはりラベンダーもやりながらほかの花で適した、四季折々皆さんが来ていただけるような、そういった品種、そういった時期に合うものとか、そういういいのが選定ができるようになれば、そちらのほうがやっていけるのかなと、運営のほうができるのかなというところも視野に入れながらのいろいろな話合いというものをしておりますので、まず今月、今回の結果を基にまたいろいろ検討、協議しながら来年度以降どういう運営をしていくか。今年度といいますか、終わった後の運営をどういうふうにしていくかというのは事務局側と、また観光協会と話合いをしながら方針のほうは決めていければという形で進めているところでございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

- ○4番(藤野和美議員) 最初に申し上げたとおり、町から見ますとそれだけの一般財源から投資をしているという考えは投資をしているわけですから。どうそこから回収していくかというのも大きなテーマだと。これは運営主体が今の段階では答弁書にあるとおり、町ではなくて観光協会だということをはっきりとされているわけです。ここでどうしても副町長に、副町長というか、副町長として今後の方針についていかがお考えなのかというのをお聞きしたいと思います。
- ○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。 髙橋副町長。
- ○髙橋兼次副町長 それでは、お答え申し上げます。

もともと千年の苑ラベンダー園ということで町がこういう事業をやるのだということで始めてきているわけです。それは先ほど課長が申し上げましたように、補助の年が今年度は最後になります。したがって、補助がある間はこういう形でもできたのですけれども、今後それがなくなるというときにどうしたらいいかというのは当然考えております。それには、先ほど申し上げましたように、国の補助金をもらってきていますから、それの一定の期限まではラベンダーと離れるわけにはいかないというのですか、ただそうはいっても現実的な問題はいろいろあるわけです。したがって、今年の結果を見て今後どうしていくかというのは最大の一つの考え方でございまして、もともと町が進めてきたわけですから、全く観光協会がどうだということではございません。したがって、今後も町が観光協会と協力しながらどうしていったらいいかというのは当然考えていかなければいけないなというふうに思っています。

幸い学校橋の河原だとか、あるいはバーベキュー場でそれなりの稼ぎというのですか、それは一定のお金がありますので、逆にそれを今つぎ込んでいるような形もあるのかなというふうに思っております。したがって、今後どうしていったらいいかというのはやはり先ほど町民の憩いの場、そういう考え方も当然持っております。ただ、最低限4へクタールぐらいのラベンダーの畑はここ幾年かは最低でも維持をして、ある一定の期限まではやっぱりそれをやっていかざるを得ないということです。ただ、それにはそれなりに維持管理も当然かかりますから、それをどうしていったらいいのかというのは、それはそれなりに考えていかなければいけないかなというふうに思っています。町が全く観光協会にお任せしたのだからということではございませんので、町としても今後どうしていったらいいかというのを当然考えていかなければいけない

なというふうに思っておりますので、現実的にどうしていくかというのは今年度以降、 今から当然考えておりますので、それらについてどこかではっきりとした方針を出し ながら進めていきたいなというふうには思っています。

以上です。

- ○森 一人議長 藤野議員に申し上げます。
 - 一般質問の残り時間は4分を切りました。

第4番、藤野和美議員。

- ○4番(藤野和美議員) ここで確認しておきたいのですけれども、補助金が今年までとおっしゃっていました。それは国の補助金は今年まで、町からの補助も今年までというふうに理解していいのでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。髙橋副町長。
- ○髙橋兼次副町長 そういうふうには考えておりません。時と場合によって町がそれなりの補助をしなければ運営ができていけないとなれば、それは当然町も考えていかざるを得ないなと思っています。もともと町の事業として始めたことですから、それの責任は当然町が持ってくべきかなというふうには基本的に考えております。
- ○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。
- ○4番(藤野和美議員) そうしますと、これまでのようなやり方をやっていれば、相変わらず町から補助を続けざるを得ないということになるのではないでしょうか。ですから、その辺のことについて町長、副町長、立場はいろいろあると思うのですけれども、ですからその辺のところがはっきりしないと、要するにこれまでのやり方とは違うやり方をやらなければ町民も納得しないということはあるわけです。それについてはどうですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今藤野議員のほうから様々な観点からご指摘またはご心配をいただきました。全く そのとおりかなというふうに思っております。ただ、副町長のほうからも説明があっ たように、もともと嵐山町の事業としてスタートしたことも事実であります。しかし、 そういったことは全て頭の中に入れる中で、あさってからまつりが始まるわけですか ら、まずこのまつりを最大限成功させるためにぜひ全力を尽くしていきたいと思います。そして、その後のことに関しては終わった時点で即座にまたいろいろな形で検討をしてそれで進めていきたいと思います。議員さんにもぜひ協力をしていただきたい。よろしくお願いいたします。

- ○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。
- ○4番(藤野和美議員) 私も観光でまちおこしということで活動しております。ただ、 稼ぐということでお金をどんどんつぎ込んで基本的には大損すると、これはあっては いかぬことです。よくあることです。ずるずるはまり込んでしまうと。決してそれは あってはならないのだということははっきりと申し上げたいと思うのですけれども、 それについては町長、いかがですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。佐久間町長。
- ○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

全くそのとおりだと思います。それと同時に町の役割としてはあそこのところを 10年間の契約でしっかりとお借りをしていますので、そういったことも念頭に置きな がら今後進めていきたいと思います。ありがとうございました。

- ○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。
- ○4番(藤野和美議員) 私はあの場所を含めて広域に観光として、嵐山町の代表的な エリアとして発展させていくという立場で今後も……
- ○森 一人議長 ここで打ち切らせていただきます。
- ○4番(藤野和美議員) 協力していきたいと思います。 以上です。
- ○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎休会の議決

○森 一人議長 お諮りいたします。

議事の都合により、明日6月9日は休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 4時46分)

令和4年第2回嵐山町議会定例会

議	事	日	程	(第5号)

6月10日(金)午前10時開議

- 日程第 1 議案第19号 公の施設の区域外設置について
- 日程第 2 議案第20号 嵐山町こども医療費支給に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 3 議案第21号 嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改 正することについて
- 日程第 4 議案第22号 嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部 を改正することについて
- 日程第 5 議案第23号 嵐山町介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第 6 議案第24号 嵐山町営南部グランド設置及び管理条例の一部を改正する ことについて
- 日程第 7 議案第25号 令和4年度嵐山町一般会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第 8 議案第26号 令和4年度嵐山町下水道事業会計補正予算(第1号)議定 について
- 日程第 9 議案第27号 町道路線を廃止することについて (開発行為)
- 日程第10 議案第28号 町道路線を認定することについて (開発行為)
- 日程第11 議案第29号 工事請負契約の締結について(R3道路改築工事(町道菅谷31号線))
- 日程第12 議案第30号 工事請負契約の締結について(町道菅谷31号線大屋根・ シェルター新築工事)
- 日程第13 閉会中の継続調査(所管事務)の申し出について

追加

- 日程第14 発議第 5号 子宮頸がん検診率向上のための看護職によるスメアテイカー制度の確立を求める意見書の提出について
- 日程第15 発議第 6号 選択的夫婦別姓制度の導入に向けた国会審議の推進を求め る意見書の提出について

- 日程第16 発議第 7号 ILO第190号条約の批准とセクシュアルハラスメント 禁止の法整備を求める意見書の提出について 日程第17 発議第 8号 沖縄を捨て石にしない安全保障を求める意見書の提出について
- 日程第18 発議第 9号 内部留保課税導入を求める意見書の提出について
- 日程第19 発議第10号 食料自給率向上のための施策を直ちに行うことを求める意 見書の提出について

○出席議員(12名)

1番 小 林 智 議員 狱 守 3番 勝 義 議員 6番 大 野 敏 行 議員 8番 長島 邦 夫 議員 10番 Ш П 浩 史 議員 12番 渋 谷 登美子 議員

2番 Ш 田 良 秋 議員 4番 藤 野 和 美 議員 7番 畠 山 美 幸 議員 9番 青 柳 賢 治 議員 松 美 子 議員 11番 本 人 議員 13番 森

○欠席議員(なし)

○本会議に出席した事務局職員

 事務局長
 青木正志

 書記
 安在洋子

○説明のための出席者

光 町 佐久間 孝 長 髙 橋 兼 次 副 町 長 福 嶋 啓 太 技 監 杉 田 哲 男 総務課長 馬 橋 透 地域支援課長 \mathbb{H} 畑 修 税務課長 町民課長 贄 田 秀 男 前 \coprod 宗 利 福祉課長 萩 原 健康いきいき課長 政 則 近 藤 久 代 長寿生きがい課長 環境課長 藤 原 実 中 寧 村 農政課長 藤 永 政 昭 企業支援課長 伊 藤 恵 一 郎 まちづくり整備課長 水 上下水道課長 清 延 昭

大 真 弓 会計管理者兼会計課長 島 教 育 長 奥 田 定 男 喜代美 教育委員会事務局長 高 橋 農業委員会事務局長 農 政 課 長 兼 務 寧 中 村

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、 大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和4年第2回嵐山町議会定例会 第9日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時57分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第1日に総務経済常任委員会に付託し、審査願っておりました議案 第27号 町道路線を廃止することについて (開発行為)、議案第28号 町道路線を認 定することについて (開発行為)、以上2件の審査報告書が提出されました。お手元 に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員提出議案が提出されましたので、報告いたします。発議第5号 子宮頸がん検診率向上のための看護職によるスメアテイカー制度の確立を求める意見書の提出について、発議第6号 選択的夫婦別姓制度の導入に向けた国会審議の推進を求める意見書の提出について、発議第7号 ILO第190号条約の批准とセクシュアルハラスメント禁止の法整備を求める意見書の提出について、発議第8号 沖縄を捨て石にしない安全保障を求める意見書の提出について、発議第9号 内部留保課税導入を求める意見書の提出について、発議第10号 食料自給率向上のための施策を直ちに行うことを求める意見書の提出について、以上の6件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、議員提出議案6件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第1、議案第19号 公の施設の区域外設置についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第19号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第19号は、公の施設の区域外設置についての件でございます。嵐山町の公の施設を東松山市の区域に設置し、当該施設を東松山市の住民の利用に供させることについて、地方自治法第244条の3第3項の規定により東松山市と協議するため、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、議案第19号 公の施設の区域外設置についての細部につきましてご説明させていただきます。

嵐山町町営南部グラウンドは昭和49年12月に嵐山町長から東松山市長へ地方自治法に基づく公の施設の区域外設置の協議の申出をし、両市町の議会の議決を経て設置されたものでございます。

当初の協議書の内容と現在の利用状況が異なっていることから、現況に合った協議 書にすべきとの判断をいたしまして、東松山市と協議をするため、地方自治法に基づ き議会の議決を求めるものでございます。

らんざん都幾川学校橋広場の区域外設置等に関する協議書のほうを御覧ください。協議書の内容につきましては、1、施設の名称をらんざん都幾川学校橋広場とし、2、設置の目的を町民及び観光客の野外活動の場を提供し、住民福祉の向上、観光の振興及び地域の活性化を図るためとし、3、設置の場所は施設の存する嵐山町大字大蔵地内及び東松山市大字上唐子地内とし、4、経費の負担は当初と同様に嵐山町が負担することとしております。5としまして、利用に供させる方法において、嵐山町の条例、規則等の定めるところによることとし、東松山市の住民が利用する場合の扱いにつきましては、嵐山町の住民と同様とすると定めまして、6、その他におきまして今回の

協議の成立により昭和49年の協議書は効力を失うこととしております。

それでは、参考資料のほうを御覧いただきたいと思います。今回新たに区域外設置をする平面図になります。平面図上の青色の太い破線で示しているのが東松山市と嵐山町の行政界になります。学校橋のやや下流側に沿って、これは旧学校橋があった位置に相当すると思われますが、そこの下流側に沿って進んで右岸堤防部分の中に行政界が通っております。図面の黄色で着色している部分が東松山市の区域で3万8,062平米、紫色で着色している部分が嵐山町の区域でマレットゴルフエリアの一部2平米を合わせて合計合計2,068平米となります。

なお、東松山市においても同議案が6月定例会において提出されます。

以上、細部説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- ○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) ここの問題は前に課長のほうからお話しされたときに、商業利用のときに議会の議決をもらう見通しがないということで答弁があったわけですよね。この間かなり見通しが立つところまで来たというふうに見てよろしいのでしょうか、その辺を伺いたいと思います。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。藤永企業支援課長。
- ○藤永政昭企業支援課長 当初商業利用のときにお話をさせていただいたときには、こちらのほうの不手際等もありまして、なかなか協議が進まなくて、また現状と当時の協議書が大幅に違っていたり、そういうこともありまして、このままだと議会のほうの議決がもらえるかどうかというのが事務局側からしますとちょっと不安があるというところもありまして、その後協議を重ねて、今回はこういった形でやっていきましょうという形で合意の下に手続を行わせていただいている、そういった状況でございます。
- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) そうですか。そうすると議会の議決がもらえる見通しが立ったということなのですか。そうすると、商業利用も近々そういう話まで発展するのでしょうか。何かまだ課題があるのかどうか何いたいと思います。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

- ○藤永政昭企業支援課長 商業利用につきましては、今までもこのままやめるわけではないですと、できるときにやっていきたいという形で答弁させていただいたと思うのですけれども、今回協議のほうが調って、合意が得られれば商業利用のほうも進められる状態にはなるかなというふうに考えています。ただ、商業利用をするに当たりまして、また逆に県の許可をいただかなくてはいけなくなりますので、再度改めて県と東松山市さんとの協議をしながら進めていくような形になるかなと思いますので、その辺。あとは今観光協会のほうで指定管理という形でいろいろとやっていただいておりますので、商業利用をするに当たりまして占用料というのがかかってきますので、そういう意味ではどういうふうなことをやっていったらいいのかというのを再度改めてこの先の利用状況というか、経営状況、経営の方針というのでしょうか、そういったものもよく検討しながら方向性を出してから協議を始めたいなというふうに思っておりますので、そんな遠くない将来に向けて、またそういった商業利用のほうの協議のほうは進めていければいいかなというふうには今現在思っているところです。
- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) そうですか。これが合意した先には商業利用のほうの話に進むということであるということですね。今お話の中に占用料というのが私も引っかかったのですけれども、どのぐらいの負担、この話を進めていいのかどうかも参考にしたいので、占用料というのはどのぐらいかかる見通しなのか、分かりましたら伺いたいと思うのですけれども。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 これは県のほうでこういった商業利用をする場合の占用料というのは基準がありまして、今回の使用目的、キャンプ場ですとか、そういった広場的な扱いのものにつきましての基準につきましては、占用料は年間1アール当たり1,500円という基準で占用料かかかります。1アールというのは100平米ですので、平米にすると15円なのですが、基準によりまして、端数というのはアール単位で切り上げるという形の基準になっていますので、今回の東松山市さんの分と含めて、例えば今回の区域でいくと、合計でいきますと4万130平米になりますので、切り上げるということは402アールという形になりますので、402アールに対しての1,500円という

ことになりますと60万3,000円。ただ、今回の区域というのはかなり広く東松山市さんとの協議の中では設定をしておりますので、実際商業利用する場所もここと同じ面積ということではなく、もう少し狭い範囲で、面積的には縮小をしてやっていければいいのかなというのは思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。 討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第19号 公の施設の区域外設置についての件を採決いたします。 本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。 よって、本案は可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第2、議案第20号 嵐山町こども医療費支給に関する条例の一部 を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第20号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第20号は嵐山町こども医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件でございます。埼玉県内現物給付化の実施に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。 以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。 前田福祉課長。 ○前田宗利福祉課長 私のほうから議案の細部説明をさせていただきます。

議案第20号でございますが、今回の改正は令和4年10月からの県の乳幼児(子ども) 医療費助成制度の現物給付化の実施に伴い、県内全域の医療機関が現物給付の対象と なることから所要の改正を行うものでございます。

裏面の改正条例を御覧ください。第5条中、下線部の「町長」を「埼玉県」に改め、 「町長の指定する医療機関等」から「埼玉県の指定する医療機関等」に改めるもので ございます。

施行日につきましては、令和4年10月1日から施行するものでございます。 以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- ○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) 今まで無料だったのが比企管内ですよね。それが埼玉県内に 広がり、子どもさんを持つ親御さんにとっては大変ありがたいということで、埼玉県 内全部ではないね、どれぐらいの医療機関になるのか、数がもし分かりましたら。埼 玉県内の医療機関がその対象となるということでよろしいのか、伺いたいと思います。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

- ○前田宗利福祉課長 数字については把握をしてございませんが、これは埼玉県が中心 になってやることでございまして、まず埼玉県内の全部の医療機関については現物給 付の対象になるということでございます。
- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) そうなのですか。医師会に入っていないとか入っているとか、 そういうのは関係なくて全部が対象ということなのですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 基本的には埼玉県が主導になりまして、県内の全ての医療機関等について現物給付の対象にするということでございまして、特別その医療機関がどうしても県の要請に応えられないということがあれば別ですが、多分ほとんどの県内医療機関については現物給付の対象になると思っております。

以上です。

○森 一人議長 追加でどうぞ。

前田福祉課長。

- ○前田宗利福祉課長 すみません、先ほどの答弁なのですけれども、県のほうで医師会と協定を結ぶということでございますので、埼玉県内の医師会に加入している医療機関ということになると思います。ただ、町のほうとしては9月に契約をしている医療機関もございますので、そういったところは町村によってまた異なるかと思いますが、埼玉県としては医師会のほうとの協定で現物給付にしたということでございます。
- ○森 一人議長 ほかに。

第7番、畠山美幸議員。

- ○7番(畠山美幸議員) 子どもが例えば深夜突発的に熱を出したとか、けがをしたとか、そういうときに直接埼玉医大とかに連れていったりすると1万円とか5,000円とかお金を払って帰ってきたという、昔そういうことがあったのを記憶しているのですが、そういう一時払いみたいなものもなくなるのでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

- ○前田宗利福祉課長 一時払いの件は保険に加入しているかどうかというところで、医療機関が確認ができるかどうかということで多分一時金をお預かりしているのだと思うのです。なので、今度受給証が出ますから、受給証を持っていっていただければそういうことはなくなるというふうに思っております。
- ○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。 討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第20号 嵐山町こども医療費支給に関する条例の一部を改正すること についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第3、議案第21号 嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条 例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第21号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第21号は、嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件でございます。埼玉県内現物給付化の実施に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

- ○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。 前田福祉課長。
- ○前田宗利福祉課長 それでは、議案第21号の細部説明をさせていただきます。

今回の改正は、令和4年10月からの県の重度心身障害者医療費助成制度の現物給付 化の実施に伴い、県内全域の医療機関が現物給付の対象となることから所要の改正を 行うものでございます。

改正条例、新旧対照表を御覧ください。第8条中、下線部、「町長」を「埼玉県」 に改め、「町長の指定する医療機関等」から「埼玉県の指定する医療機関等」に改め るものでございます。

施行日につきましては、令和4年10月1日から施行するものでございます。 以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。 討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第21号 嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正 することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

〇森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第4、議案第22号 嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第22号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第22号は嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する ことについての件でございます。埼玉県内現物給付化の実施に伴い、所要の改正を行 うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお。細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 それでは、議案第22号の細部説明をさせていただきます。

今回の改正は、令和5年1月からの県のひとり親家庭等医療費助成制度の現物給付化の実施に伴い、県内全域の医療機関が現物給付の対象となることから所要の改正を行うものでございます。

裏面の改正条例、新旧対照表を御覧ください。第7条第2項中、下線部、「町長」を「埼玉県」に改め、「町長の指定する医療機関等」から「埼玉県の指定する医療機関等」に改めるものでございます。

施行日につきましては、児童扶養手当の認定日との関連から令和5年1月1日から 施行するものございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。 討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第22号 嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を 改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第5、議案第23号 嵐山町介護保険条例の一部を改正することに ついての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第23号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第23号は、嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件でございます。新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免の継続実施に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

- ○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。 近藤長寿生きがい課長。
- ○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、議案第23号の細部につきましてご説明させて いただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免措置につきましては、令和2年度より国の財政支援の基準に基づき、

町が条例で規定し、実施いたしたところでございます。令和4年度につきましても引き続き財政支援が実施されることに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

改正条例の新旧対照表を御覧ください。附則、第8条第1項につきましては、減免の対象になる納期限の範囲を令和4年3月31日までを令和5年3月31日までに改めるものでございます。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用 とするものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。 討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第23号 嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第6、議案第24号 嵐山町営南部グランド設置及び管理条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第24号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第24号は、嵐山町営南部グランド設置及び管理条例の一部を改正することについての件でございます。嵐山町営南部グランドの名称等を変更することに伴い、所要

の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

- ○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。 藤永企業支援課長。
- ○藤永政昭企業支援課長 それでは、議案第24号 嵐山町営南部グランド設置及び管理 条例の一部を改正することについての細部につきましてご説明させていただきます。

新旧対照表を御覧ください。この条例の一部改正につきましては、先ほどの議案第19号で議決をいただきましたらんざん都幾川学校橋広場の区域外設置等に関する協議書の変更に伴い改正するもので、条例名及び第1条の「嵐山町営南部グランド」を「らんざん都幾川学校橋広場」と改め、各条文の「南部グランド」を「学校橋広場」と改め、第2条の1「655番地1」を「663番地1」と改め、第12条で9号に禁止行為として「花火を使用すること」を加えたものでございます。

また、附則で、らんざん都幾川学校橋広場の区域外設置等に関する協議が調った日 を施行日とするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- ○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) この件については、東松山では条例変更とか廃止とか何か出 ているのでしょうか。

それと、協議が調った日から施行するということで、何か東松山が条例変更が出ていれば、それが議決された後、協議をすることになるわけなのでしょうか、その辺を伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、東松山市さんのほうでは、この件に関しては条例というのはございません。 あくまでも嵐山町の条例という形になりますので、条例の変更とか、そういったこと もございません。

この協議が調った日というのは、先ほど議案第19号のほうで審議いただきました協

議書のほう、こちらが議案のほうで提出されるということでございまして、東松山市さんのほうは6月24日の日に議案のほうが提出されるというふうに聞いておりますので、この段階では嵐山町もそうなのですけれども、東松山市さんのほうも必ず議決されるとは限らないということもありますので、施行日のほうにつきましては協議が調った日という形で定めさせていただいているということでございます。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。 討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第24号 嵐山町営南部グランド設置及び管理条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[举手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

次の議案に当たりまして、執行部の入替えもございますので、そのまま待機願います。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 続いて、日程第7、議案第25号 令和4年度嵐山町一般会計補正予算 (第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第25号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第25号は、令和4年度嵐山町一般会計補正予算(第1号)議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,858万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億1,158万6,000円とするものであります。

このほか、地方債の変更が3件であります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

- ○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。 杉田総務課長。
- ○杉田哲男総務課長 それでは、議案第25号の細部につきましてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の6ページでございます。第2表、地方債補正でございますが、それぞれの事業費の増額とともに増額変更させていただくものでございます。変更額につきましては、防災・安全事業に1,800万円を増額し3,150万円に、武蔵嵐山駅西口地区整備事業に370万円を増額し9,410万円に、緊急自然災害防止対策事業に200万円を増額し、1,200万円と限度額を増額させていただくという内容でございます。

それでは、10ページ、11ページをお願いいたします。今回の補正額1億3,858万6,000円でございますが、その補正額の財源内訳を国、県支出金、地方債、その他財源、一般財源という形で表記させていただいてございます。それぞれの金額につきましては一番下段のところに表記をさせていただいてございます。

続きまして、12ページ、13ページをお願いいたします。2の歳入でございます。主なものにつきましてご説明させていただきます。まず、15款1項2目衛生費国庫負担金でございます。新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金といたしまして598万6,000円を増額させていただくというものでございます。こちらにつきましては、新たに追加接種4回目分といたしまして、増額させていただくものでございます。

次に、15款2項1目総務費国庫補助金でございます。新型コロナウイルス感染症対策事業に地域公共交通支援事業のほか11事業を追加し、疾病予防対策事業費補助金のほか、3件の補助裏分につきまして充当いたしまして、新たに4,869万5,000円を計上させていただくというものでございます。

続きまして、2目民生費国庫補助金ですが、1節社会福祉費補助金として、住民税 非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金でございます。新たに設定をさせていただ くというものでございます。住民税非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で 家計急変のあった世帯に支援する新たな給付金として交付されるというものでござい ます。1,200万円を計上させていただいてございます。また、下段につきましては、 さきの給付事業を執行するための事務経費といたしまして170万5,000円を計上させて いただくものでございます。

次に、2節児童福祉費補助金といたしまして、子育て世帯生活支援特別給付金事業 費補助金でございます。新たに設定させていただくもので、新型コロナウイルス感染 症の影響で物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に給付するものでございます。 1,100万円を計上させていただいてございます。また、下段につきましては、さきの 給付金事業に執行するための事務経費として133万1,000円を計上させていただいてい るものでございます。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。3目衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金でございます。4回目の追加接種を実施するための接種券の発送等、事務経費に対して交付されるもので173万円9,000円を計上させていただいているものでございます。

次に、5目土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金でございます。内示額の決定に伴いまして2,000万円を増額させていただくというものでございます。

次に、6目教育費国庫補助金、公立学校情報機器整備費補助金でございます。当初の歳出予算の学校教育 I T推進事業の採択内示に伴いまして新たに108万5,000円の歳入を追加させていただくというものでございます。

次に、学校保健特別対策事業費補助金でございます。学校における感染拡大防止対策に要する経費といたしまして交付されるものでございます。新たに215万6,000円の歳入を追加させていただくものでございます。

次に、19款2項基金繰入金でございますが、菅谷小学校ブランコ更新工事の財源に 充当するため、ふるさとづくり基金より265万6,000円を繰り入れさせていただくとい うものでございます。

その下段でございます。21款4項2目諸収入でございますが、5節雑収入としまして偉人マンガの製作と活用事業助成金といたしまして、B&G財団より事業費の上限額を300万円として全額助成されるというものでございます。武将、畠山重忠公を題材とした偉人マンガの製作、製本に対し助成されるものでございます。

次に、学習用タブレット保険補償金でございます。学習用タブレットの修繕に係る 費用の補てんといたしまして、保険会社より支払われる補償金として歳入を追加させ ていただくというものでございます。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。22町債1項1目土木債でございます。おのおのの事業費の増額に伴い、それぞれの額を増額させていただき、合計金額といたしまして2,370万円を増額させていただくというものでございます。

次に、18ページ、19ページをお願いいたします。 3、歳出でございます。こちらにつきましても主立ったものにつきましてご説明させていただきます。なお、全体にわたりまして、4月の人事異動に伴う職員の人件費及び会計年度任用職員の報酬、費用弁償につきまして補正を行っております。また、歳入でも申し上げさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した感染拡大防止事業及び地域経済活性化事業等、こちらにつきましても計上させていただいてございます。

それでは、20ページ、21ページをお願いいたします。 2 款 1 項 6 目、9 域公共交通 支援事業でございます。新規事業といたしまして、地域公共交通支援事業補助金とし て30万2,000円を補正させていただくものでございます。新型コロナ対応臨時交付金 の原油価格・物価高騰総合緊急対応分といたしまして、その対策といたしまして地域 公共交通の安定的な運行及び町民の日常的な移動手段の確保を目的といたしまして、 バス事業者への支援を行うものでございます。

次に、9目、5交流センター改修事業でございます。新規事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策として北部交流センターの換気対策の工事に要する経費といたしまして162万8,000円を補正するものでございます。網戸の設置9か所を行う予定でございます。

次に、22ページ、23ページをお願いいたします。3款1項1目、(2) 社会福祉総務事業でございます。返還金といたしまして117万5,000円を補正するものでございます。令和3年度の2事業を実施いたしました住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の確定に伴い、事務費補助金を返還するものでございます。

次に、20住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業でございます。新規事業といたしまして、住民税非課税世帯等に対し給付金を支給する、支給に要する経費といたしまして1,370万5,000円を補正させていただくものでございます。令和3年度の対象者の未支給者で令和4年度住民税非課税世帯、または家計急変世帯に対し1世帯当たり10万円を支給するものでございます。

26ページ、27ページをお願いいたします。 3 款 2 項 1 目、10子ども家庭支援センター運営事業でございます。支援員を設置するため、会計年度任用職員報酬への予算の 組替えを行うものでございます。

次に、2目、3子育で世帯生活支援特別給付金事業でございます。新規事業といたしまして、低所得の子育で世帯に対し給付金を支給する、支給に要する経費といたしまして1,205万5,000円を補正するものでございます。児童扶養手当受給者等、またはそれ以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育で世帯に対し、その児童1人当たり5万円を支給するものでございます。

28ページ、29ページをお願いいたします。4款1項2目、5新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。新型コロナウイルスワクチンの追加接種4回目を行うための経費といたしまして772万6,000円を補正するものでございます。この接種は3回目接種の完了から5か月以上が経過した60歳以上の者及び18歳以上60歳未満のうち、基礎疾患を有する者で、重症化リスクが高いと医師が認めた者に対して行われるものでございます。

30ページ、31ページをお願いいたします。6款1項3目農業者支援事業でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている農業者の支援に要する経費等として1,619万7,000円を補正するものでございます。農業者フォローアップ事業補助金として、農産物生産組合への販売促進及び認定農業者等の農産物生産効率の向上の取組に対し954万円を、環境保全型農業推進協議会補助金といたしまして、感染対策としてコロナ禍にあって集団での除草作業ができないため、水路等の傾斜地に対応できる草刈り機等を購入する経費といたしまして172万7,000円、農業再生協議会補助金として、感染症の影響により米価が下落したこと等により農業の継続が危ぶまれることに対し次期作への支援といたしまして383万9,000円を補助するものでございます。

次に、32ページ、33ページをお願いいたします。 7 款 1 項 2 目、 4 企業誘致事業でございます。企業誘致条例に基づき雇用促進奨励金として20万円を補正するものでございます。 1 社 2 名分を支給するものでございます。

次に、8 嵐山町内事業者連携支援事業でございます。新規事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた各事業者及び町内経済の活性化を図るため、町内の事業者が連携して行う取組に対し支援する経費といたしまして150万円を補正するものでございます。3事業者以上のグループにより実施される事業に対しまして

30万円を上限として補助するものでございます。

次に、9嵐山町販売促進支援金給付事業でございます。新規事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により顧客離れを防止するため、販売促進費用を補助することにより事業の継続を支援及び新規に創業する事業者を支援する経費といたしまして200万円を補正するものでございます。令和3年度と同様に経営革新計画承認、または小規模事業者持続化補助金採択者等に対し、1事業者に対しまして10万円を上限として補助するものでございます。

34ページ、35ページをお願いいたします。 7 款 1 項 2 目、10小規模事業者等 I T化支援事業でございます。新規事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている小規模事業者の I T化を支援するための経費といたしまして200万円を補正するものでございます。商工会を通じて事業者に対して補助するもので、1事業当たり20万円を上限とするものです。

次に、11、各種申請・経営相談窓口設置事業でございます。新規事業といたしまして、令和3年度と同様な形で新型コロナウイルス感染症の影響により様々なサポートを必要とする事業者向けのサポート窓口を設置するための経費といたしまして95万2,000円を補正するものでございます。設置運営を行う商工会に対し補助するものでございます。

次に、12町内企業人材確保支援事業でございます。新規事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響で求人セミナー等、対面で情報発信できない町内事業者を支援するための経費といたしまして370万円を補正するものでございます。町内企業情報等を一括して横断的に見られるポータルサイトをつくることで各企業の事業内容や求人情報等を発信し、企業情報を目につく機会を増やすことで人材の確保等に役立てていただくというものでございます。商工会へ補助するものでございます。

次に、8款1項1目、4道路台帳電子化事業でございます。新規事業といたしまして、新型コロナウイルス感染防止対策及びIT化を図るため、道路台帳を電子化するための経費といたしまして715万円を補正するものでございます。

次に、2目、2道路修繕事業でございます。社会資本整備総合交付金の内示に伴い、 増額及び横断管の改修の再調査のための経費といたしまして4,200万円補正するもの でございます。施工箇所といたしまして、町道花見台2号線ほか2路線の舗装修繕工 事及び町道1-7号線の横断管改修のための調査設計を行うものでございます。 次に、3地域環境整備事業でございます。新規事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域ボランティア活動が中止となり、管理の行き届いていない歩道や側溝の整備及び修繕に要する経費といたしまして1,000万円を補正するものでございます。

36ページ、37ページをお願いいたします。8款3項1目、4武蔵嵐山駅東西連絡通路・駅前広場管理事業でございます。新規事業といたしまして、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策として、駅前広場タクシー事業者の支援に要する経費といたしまして46万8,000円を補正するものでございます。駅タクシープールの利用相当額として3事業者に対し補助するものでございます。

次に、38ページ、39ページをお願いいたします。10款1項2目、19学校保健特別対策事業でございます。新規事業として、各小中学校における新型コロナウイルス感染防止対策に要する経費を消耗品費として431万4,000円を補正するものでございます。

次に、2項1目、3志賀小学校管理事業でございます。志賀小学校のエレベーターのUPS、予備電源でございます、の不具合により交換するための経費といたしまして60万5,000円を補正し、その下段の5小学校施設改修事業では、菅谷小学校のブランコを当初予算では修繕での対応を予定をしてございましたが、想定よりも劣化が激しく、更新する経費といたしまして265万6,000円を補正するものでございます。

次に、10款3項1目、2菅谷中学校管理事業でございます。菅谷中学校の防火扉のオートヒンジの不具合により修繕のための経費として56万7,000円を補正し、その下段、5中学校施設改修事業では玉ノ岡中学校のグラウンド側溝復旧工事とそのグラウンドのり面の復旧工事に要する経費といたしまして87万9,000円を補正するものでございます。

40ページ、41ページをお願いいたします。10款4項1目、2嵐山幼稚園管理事業でございます。幼稚園における感染防止対策及び遊具の修繕に要する経費といたしまして84万7,000円を補正するものでございます。

次に、10款5項1目、6偉人マンガ製作事業でございます。新規事業でございます。 郷土教育とキャリア教育につながることを目的とした偉人マンガの製作と活動事業に 要する経費といたしまして300万円を補正するものでございます。B&G財団より 300万円を上限といたしまして助成されるものでございます。畠山重忠公を題材とし て製作等に係る報償費、委員報酬、印刷製本費等を補正するものでございます。 次に、42ページ、43ページをお願いいたします。 2目6電子図書館導入事業でございます。新規事業でございます。コロナ禍における読書環境の充実を図るため、電子図書館を導入する経費といたしまして85万円を補正するものでございます。比企管内の鳩山町、東秩父村を除く7自治体の共同で実施するもので、滑川町が取りまとめて実施するものでございます。

その下段、予備費でございます。補正前の金額に407万円を増額し、補正後の金額を2,119万4,000円とするものでございます。

44ページ、給与費明細書以降につきましてはご高覧いただきたいと存じます。

以上、議案第25号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- ○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) 29ページの新型コロナワクチンなのですが、4回目はいつ頃から始める予定なのでしょうか。

それから、33ページの雇用促進奨励金ですけれども、どのようなことで奨励金を出すということになったのか、その内容を伺いたいと思います。

それから、その下なのですけれども、どんなことを考えてこれを支給することにしたのか、何いたいと思います。

さらにその下、促進支援金ですけれども、これもどのようなことでやっていこうと したのか。何かこれ事例があるのかどうかも含めて伺いたいと思います。

35ページの道路台帳の電子化なのですけれども、そうすると嵐山町は電子化にはなっていないということなのでしょうか。ただ、金額がそれにしては少ないなと思うのですけれども、こういう書き方だから私の捉え方がそうなっているのか伺いたいと思います。

その下の花見台の2号線というのは場所を伺いたいのと、ほか2路線ということで、ほかの2路線も伺いたいと思います。どこのところか。

それから、町道1-7、これも場所が分からないので、どこかというのと、横断管 改修というのは今どんな状態で改修しなければいけないのかを伺いたいと思います。

それから、37ページのタクシー事業者への原油高騰等による補助金ですけれども、 この26万8,000円という支給の根拠を伺いたいと思います。

それと、その下の西口の関係なのですが、雨水管設計委託ということで、雨水管が

つまり必要になったということで理解してよろしいわけですね。どういう経緯からこれが必要になったというふうに判断したのか、そしてどこにどういう形で設置するのか伺いたいと思います。

いろいろあるのですけれども、あと最後にします。41ページのマンガの件なのですが、これはいつ頃できるというふうに見てよろしいのでしょうか。それから、活用はどのようにしていくのか伺いたいと思います。

- ○森 一人議長 大きく9点になります。それでは、順次答弁を求めます。 初めに、萩原健康いきいき課長。
- ○萩原政則健康いきいき課長 それでは、お答えします。

28、29ページ、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、いつから4回目の 接種が始まるのですかという質問だったかと思います。3回目の接種につきましては 早い方で12月に打ち始めております。12月に打った方につきましては医療従事者等が 多かったと思いますが、そのときは2回目接種から8か月たった方ということで12月 に打っております。その後接種間隔が短くなっておりまして、8か月が7か月になり、 6か月になり、先月5か月まで短縮になっております。3回目の一般の町民につきま しては2月19日から接種が始まりました。したがいまして、先ほど総務課長がここで 説明しましたけれども、4回目の接種についてはまず60歳以上の方で、3回目のワク チン接種から5か月以上経過した方の60歳以上の方、あと18歳以上で基礎疾患がある 方、もしくは感染したときに重症化リスクが高いと医師が判断した方、こちらの方が 対象になります。3回目の接種は2月19日から接種が始まりましたので、5か月後、 7月19日から一般の方につきましては接種が可能となります。町内の医療機関さんに 4回目の接種について接種可能な日と、あと時間と人数を今調整しているところでご ざいます。7月19日から接種が可能になるのですが、その日その日というと予約がい っぱいに埋まらないので、予定としては1週間後ぐらいからスタートできればという ふうに考えております。7月23日ぐらいから接種が始まるのではないか。細かいこと は今医療機関と調整中ですので、7月末から接種が始まるというふうにご理解いただ けると思います。

以上です。

- ○森 一人議長 続いて、藤永企業支援課長。
- ○藤永政昭企業支援課長 それでは、まず33ページの雇用促進奨励金の関係から答弁さ

せていただきたいと思います。

こちらの奨励金につきましては、企業誘致条例に基づきましてお支払いするものでございます。交付の要件といたしましては、常時雇用する従業員で町内に住所を有する者のうち、新設等に伴い、事業所における事業開始の日前6か月から事業開始の日後6か月までに新規に雇用された従業員が事業開始の日から起算して1年を経過した日において引き続き町内に住所を有し、かつ継続して雇用されている場合につきまして1人当たり10万円を支給しているものでございます。これは全体では上限額300万円と条例では定めておりますけれども、1人当たり10万円で、今回お二人の方が該当するということで、20万円の支給をするというものでございます。

続きまして、嵐山町内事業者連携支援事業補助金に関しましてでございます。こち らにつきましては、コロナ禍における地域経済の悪化を事業者間が連携して何か一つ の事業を行うことによって地域内で活性化を起こして事業者さんのほうが乗り越えて いくというのでしょうか、そういったような事業を想定しております。先ほど3事業 者以上によってそういったグループを一つつくってやっていただくというのが基本で ございますけれども、やる業種といいましょうか、内容によっては3事業者まではい かないという場合によっては2業者、そういったところも審査を経て認めていこうか なという考えはございますけれども、いわゆる複数の事業者が連携して何かをやろう というものに対しての補助をするということでございます。簡単に言うと、例えば今 町のほうでは農林61号のうどんですとか、お菓子だとか、そういったものをいろいろ やっていただいておりますけれども、そういった取り扱っているお店同士で何業者か が集まって、また農林61号を使って何か違うことをやろうとか、何かイベント的なも のをやろうとか、そういったものとか。例えばラベンダー商品もかなりの方が個人的 にもいろいろとやっていただいている方がいらっしゃいますけれども、そういったも のについて、例えば何人かの方が集まって何かをやろうとか、そんなようなイメージ を持っていただければいいかなというふうに思います。

続きまして、嵐山町販売促進支援金給付事業、これにつきましては令和3年度も実施をさせていただいた事業で、昨年度の実績といいますでしょうか、この辺はかなり効果があったといいますか、そういった事業者も多かったということで、今年度も引き続きこの辺でまた助成のほうしていけたらいいかなというところで計上させていただいております。

以上でございます。

- ○森 一人議長 次に、伊藤まちづくり整備課長。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、順次答弁させていただきます。

まず、道路台帳の電子化事業でございまして、嵐山町は道路台帳が電子化されておらず、紙ベースで、問合せが来たらA0版の大きな紙を裏から持ってきて、道路台帳を見せて、道路についての案内というか、相談等や問合せに対応しているところでございます。これにつきましては電子化させていただいている。これはコロナ対策の臨時交付金においても社会生活の社会的な基盤ということで行政手続のオンライン化という項目がありましたので、他の市町村も使っているということですので、それを利用してやらせていただく。見積もりを出したところ、この金額でできるという見積もりができましたので、全て電子化させていただくというものでございます。

続きまして、花見台2号線等でございます。こちらにつきましては、昨年度から花見台の路盤が悪くて、路盤から道路の修繕をしなくてはいけないという事情がありますので、それをするものでございます。昨年は花見台3号線を行いましたけれども、花見台3号線の続きと、その先のカーブのところですか、花見台管理センターの前のカーブと、もう一つは1-2号線、これは熊谷市に向かっていくところの花見台の裏というか、中村ガソリンさんの信号から滑川町に抜ける道というのがあったと思うのですけれども、その道の路盤の悪いところを工事していく。3路線の内示が来ましたので修繕をさせていただくというものでございます。

続きまして、タクシー補助金の関係でございます。昨年度もタクシーの補助金ではなくて、収入を削減して充当させていただきました。今度……1-7号線もありましたので、すみません、1-7号線のことを。

- ○森 一人議長 はい。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 1-7号線は、令和2年度の9月補正で玉ノ岡中学校国道から志賀のほうに下りてくるところの道路を横断する雨水管が細くて、その一帯の方が台風19号においてかなり浸水したという原因がありましたので、その浸水をなるべく防ぐためにやらせていただきました。ただ、令和2年度に設計させていただいて、令和3年度に繰り越して令和3年度に工事をするという予定でございましたけれども、道路の擁壁の安定路盤の調査が不足しておりましたので、今回再調査をさせていただき、再設計を組んで、その結果によってまたもう一回設計を組んで来年度工

事をしていくものでございます。これは以前は緊急自然災害防止対策事業というのが令和2年度で終わったのですけれども、これが国のほうの事業期間が令和7年度まで延びましたので、これをまた再度活用して、改めてやらせていただくという。これは被害があったところの改修でございますので、早めにやりたいのですけれども、道路の維持も大変大事でございますので、道路の擁壁の安定確認をして、再度設計して工事をするものでございます。すみませんでした。

次に、タクシー補助券の関係で、すみません。

- ○森 一人議長 はい。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 こちらについては昨年度もコロナの補助金等をいただいて、収入を免除というか、歳入を免除させていただきましたけれども、今年度は補助金という形でさせていただきます。45万8,000円の根拠でございますけれども、東口、西口合わせて13台のタクシーを利用して許可をしているところでございまして、月3,000円の収入を見込んでいるところでございます。これが46万8,000円。これを収入をいただきますけれども、補助金として支出して、タクシー会社の負担はゼロというふうにさせていただいて、今後タクシーの継続的な利用、コロナ禍においても大変厳しい、今でもコロナ禍においてタクシー業界はかなり厳しい、また原油の高騰もありまして厳しいというのがありますので、要望書も出てきましたので、これに対応して継続して事業をしていただくために補助するものでございます。

西口の雨水管でございますけれども、これにつきましては昨年度だと思うのですけれども、議員全員協議会で駅前の西口につきましては、以前から雨水管の契約があったということで整備をしていくという説明をさせていただけたかなというように考えているところでございます。今現在、工事をしておりますので、それに併せて雨水管の工事を発注していくに当たって、概算で発注をしていくのですけれども、その後、詳しい精算設計をしていく費用がちょっと不足しておりましたので、今回補正させていただいて、概算設計と精算設計発注の後、精算の委託をして精算をしていくための調査費用、設計費用でございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 高橋教育委員会事務局長。
- ○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

40、41ページ、偉人マンガ製作事業についてでございます。まず、いつ頃できるの

かというご質問でした。こちらにつきましては、令和5年の2月中には完成を目標と してやっていこうと思っております。

また、活用につきましてですが、こちらは小中学校の社会科の教材として、また図書館等の蔵書として広く町民の目に触れる機会を設けたいと考えております。 以上でございます。

○森 一人議長 続けてありますね、川口浩史議員。

ここで会議の途中ですが、暫時休憩といたします。再開時間を11時20分といたしま す。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時20分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 第10番、川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) 35ページの電子化の関係なのですが、まだ嵐山は電子化になっていないと。この金額で電子化になるのだということのわけですか。分かりました。これは了解しました。

1-7の横断管なのですが、そうか、あそこの場所をかつて、分かりました。台風19号では、あそこの関係があの辺の被害をもたらしたのではないかと言われているわけですね。同じ大きさの管を入れる予定なのでしょうか、その点だけ伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

管については同じ大きさを入れさせていただく予定でございます。あそこの1-7 号線、その場所については道路の擁壁がかなり高いものでございまして、道路の擁壁 の地盤耐力を調査しないと、管ではなて、道路の路盤というか、路肩の耐力を調査さ せてもらって、耐えられるという路盤を造ってさせていただくというものでございま すので、管自体の大きさは変更する予定はございません。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

- ○10番(川口浩史議員) そうすると、あの台風19号ぐらいの大雨が降っても同じ大き さでもう十分流れるというふうに理解してよろしいのですか。耐力的なものがしっか りすれば同じ大きさで十分流れると、そういう理解でよろしいのですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。 伊藤まちづくり整備課長。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 大変失礼しました。今の管よりは大きくします。ただ計画上は以前ご説明させていただきましたけれども、大きくさせていただく……内径1.1の管に大きくさせていただくという工事をしようというふうに考えておりました。今現在300程度の管でございますけれども、横断管を入れて大量の水を流させていただいて、当時は堰のようになっておりましたので、堰をなるべく解消する。これで全てが解消するとは全部言い切れないのですけれども、なるべく解消するように管を大きくして水を流させていただいて、道路が堰とならないように解消する工事をするという予定でありました。ただ、その管ではなく、擁壁のほうの耐力をもう一度検討しないと、その道路の擁壁自体がどうかというのもありましたので、今回採用させていただいて工事させていただくというものでございます。大変失礼しました。
- ○森 一人議長 4回目になりますけれども、答弁漏れ。
- ○10番(川口浩史議員) 確認だけですが。
- ○森 一人議長 どうぞ。
- ○10番(川口浩史議員) 300ミリから1.1メートルの大きさになるという、こういう理解でよろしいのですか。3倍、4倍近い大きさの管になるという、そういう理解でよるしいのですか。
- ○森 一人議長 では、改めて答弁を求めます。 伊藤まちづくり整備課長。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。 そのとおりでございます。
- ○森 一人議長 ほかに。第7番、畠山美幸議員。
- ○7番(畠山美幸議員) 2点についてお伺いいたします。 まず、35ページ、小規模事業者のIT化に対し支援をするための経費200万円、こ ちらは、小規模事業者が電子マネーとかの対応、ほかに何か、どういった内容なのか、

お伺いしたいと思います。上限20万円というお話ですね。

それと、今回私の一般質問の中で学校給食費のことを質問させていただきました。 その中に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能な事業の中にということで、物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減が追加されておりますというコメントがありますので、今回は39ページの新規小中学校における新型コロナウイルス感染防止対策に要する経費431万4,000円の消耗品費の中に恐らく入っているのかなと思うところでございますが、これ全てではないと思うのですけれども、内訳をお伺いしたいと思います。

- ○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。 藤永企業支援課長。
- ○藤永政昭企業支援課長 それでは、小規模事業者等 I T化支援事業の関係につきましてお答えさせていただきます。

こちらの支援につきましては、基本的には業務の効率化、生産性の向上に役立つシステムの導入費、また既存システムの更新ですとか、拡充のための費用、またシステム導入に伴いますパソコン等電子機器の購入費用、またリース契約による導入とか、そういったものが一応該当の予定を考えております。ですので、電子化というところも含めていろいろまた出てきた内容によって審査をしまして、これは妥当だと認めるものに関しましては補助をしていくという形で考えております。

- ○森 一人議長 次に、高橋教育委員会事務局長。
- ○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

まず、学校給食費の補助でございますが、給食費への補助は今回の6月補正には含まれておりません。現在その補助につきましては、次回の補正に向けて予算計上を予定しておりますので、ご了解ください。

今回の38、39ページの学校保健特別対策事業の消耗品につきましては、小中学校に配布します感染防止対策でマスクですとか消毒液、ビニール手袋等の消耗品を追加で購入するものでございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第8番、長島邦夫議員。

○8番(長島邦夫議員) 説明はいただいたのですけれざも、いま一度お聞きしたいな

というところが2か所あるのですが、最初に31ページの農業者のフォローアップ事業の補助金なのです。括弧して新型コロナウイルス感染症対策分ということで書かれているので、余計に分からなくなってしまっているのですが、ここをお聞きいたします。

それと、35ページの地域環境整備事業ということで、工事負担金が1,000万円あるのですけれども、これも新規ということで「管理が行き届いていない」「ボランティア活動が中心となり」ということで書かれていて、「管理が行き届いていない歩道及び側溝の清掃及び修繕に要する経費」ということでたくさんの項目が書かれているのですけれども、いつもボランティア活動にお任せしているようなところができなくなってしまったので公費で営業者が、事業をやる方がそこのところを代わってやるというようなことなのですか。ちょっとよく分からないので、その2か所だけ教えてください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

フォローアップ、通常のフォローアップとコロナの感染症対策分の差でございます。 当初予算として150万円つけていただきました。そちらのほうは直売所の生産組合の 組合員、認定農業者、新規就農者、法人、団体等に上限が定められていまして、パイ プハウスですと2分の1で20万円以内、管理機などですと2分の1で10万円が上限と いうふうに決めております。また、コロナの感染症対策につきましては、それ以外の 方でコロナによって影響を受けられた農業者ということで、法人、団体、新規就農者、 嵐丸塾の塾生等に10分の10以内ということで定めまして、通常の補助枠を超えて補助 をさせていただいております。通常とコロナ感染症の差については、大きな差につい ては以上になります。

- ○森 一人議長 続いて、伊藤まちづくり整備課長。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

コロナ前におきましては、道普請等におきまして側溝清掃や歩道等の草刈りをやっていただいた時期が多かったかなというふうに考えているところでございます。コロナによってそういう活動も中止して、ちょっとたまりやすくなったかなと思います。 今までやっていたところも含めて、もう一度この町内を見回して、あと区長さんからの要望もあります。歩道、側溝に土がたまっているよとか、歩道には草が生えている。 草が生えているというのは土があって、そこから草が生えているというのは、ボランティアも前までやっていただきましたけれども、なかなか手では取れないものでございますので、その工事をもってやっていただく。加えて、その点検と工事において若干そんな大きな工事はできないのですけれども、簡単な修繕ができれば、簡単な修繕を含めて委託というか、発注させていただいて、そこである程度の環境整備。コロナ禍においては、皆さん散歩をよくされる方が多くなったと言われておりますので、そういうのを活性化するために歩道や側溝の環境整備に使う。これも他の自治体でこの交付金を使ってやっているという事例がたくさんありましたので、それを同じようなことを何度もさせていただく工事を考えているところでございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 8番、長島邦夫議員。
- ○8番(長島邦夫議員) 最初に31ページを再質問しますが、直売所等に出入りをしている農業者さん等に、主に今までやっているところに上乗せしていくという考え方なのかなというふうに思ったのですけれども、例えば機具だけではなくて、売上げ減少等にも、そういう補助にもこれは充てられるのですか。

それともう一点、そこはそこで質問したのですが。それとあと35ページなのですけれども、道路、歩道等、そういうところに限っての修繕というか草刈り等も、そういうところというのはたくさんあるかなというふうに思うのです。私がいつも自分でやっている通学路に当たるところなんかも、歩道なのですけれども、舗装が剥げてしまって草が生えやすいような状況になっていますよね。そういったところの、区長さんの要望だけではなく、町のほうで見渡して調査をしてやるということなのですか。そこだけもう一度。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、31ページについてお答えいたします。

フォローアップの内容といたしましては、主にパイプハウスですとか管理機のような物でございます。売上げ減少に伴う補てんというのはしておりません。また、生産組合に対しましては、昨年もサービス品事業というものを展開しておりまして、農産物直売所のほうで1,500円以上買っていただいた方、そのレシートをその場で確認をしまして、生産組合の方がサービス品として150円のキュウリとかナスとか、小袋を

用意していただいています。そういったものを1,500円以上買った購入者にサービスで渡すのですけれども、生産組合からその小袋の150円のものを生産組合が、生産者が出していただいたものを組合として買い上げるということで、生産者のほうでもロスがなくなるという利点もございます。そうしたサービス事業にも充ててございます。以上です。

- ○森 一人議長 続いて、伊藤まちづくり整備課長。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

議員さんご指摘のとおり、歩道に草木が、泥が道路に出てきてしまって、通学路等も含めて歩きづらくなっているところがたくさんありますので、1,000万円という財源が限られていますので、その中でやっていくわけでございますけれども、もちろん基本的には区長さんの要望が来たものについては最優先にやらせていただいて、その後、職員が見たり、また発注後に担当の業者に、受注者のほうに見て回っていただいて、その範囲の中でどこまでできるかというのを見極めて清掃や土砂の撤去や修繕というのをさせていただくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。
- ○8番(長島邦夫議員) フォローアップの件は今までもやっておりますよね。コロナ対策分ということであったものですから、通常のフォローアップとは違うことをやるのかなというふうに基本的には思ったのですけれども、さらにその上に上乗せをしてフォローアップをしていくということで了解しました。

それと、道路の関係なのですけれども、町のほうで確認をしてその箇所を見つけて やるということですけれども、例えば子どもたちがよく歩くところというのは、当然 我々なんかも重点的に地域でボランティアをやる場合は、そういう箇所を見つけてや るわけなのですけれども、そういう考え方というのは、嵐山の中でも歩道で主に歩く という方はやっぱり子どもたちなのですね。そういうところをよく見つけてやるとい う考え方はないですか。

- ○森 一人議長 答弁を求めます。
 - 伊藤まちづくり整備課長。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。
 区長さんからも要望を出していただくものについては、やっぱり子どもたちが歩く、

子どもたちだけではなく、皆さんがよく歩くというところに対して要望が来ておりますので、それは最優先にやらせていただきたいと思います。もちろん通学路等で、そういう道に泥が出ていて、そこから草が生えて歩きづらくなっているところもたくさんあると思いますので、そういう中にも上限が1,000万という予算がありますので、その中を見極めてそれも含めてさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番(渋谷登美子議員) まず最初なのですけれども、29ページのコロナウイルス接種事業なのですが、これは60歳以上の方で3回目を接種した方と。そして、18歳以上60歳未満の方で基礎疾患を有する方とその他の感染症にかかって……ごめんなさい。必要な方ということで、人数としてはどのくらいを予定しているのかということと、それから薬剤と単価を伺いたいと思います。

その次ですけれども、先ほど川口さんが質疑をしたもので、道路台帳の電子化事業なのですが、これは新規事業ということで、この金額で全部終わるのか、715万でしたか、どの程度のものが本年度進むのか伺いたいと思います。

道路台帳の電子化事業というのは、県でやるのか、それともまた嵐山町が独自に事業者を選定して、公募してそれをやっていくのか、それを伺いたいと思います。

それから、41ページの偉人マンガ製作事業なのですが、この偉人マンガ製作事業に至った経緯というのかな、製作者は公募するのですか、それとも、コミックにするには相当のいろいろな手続があると思うのですが、何ページぐらいのものがあるのか。販売しないと。今のところ図書館と、それから小中学校ですよね。そうすると、子ども以外の図書館に行って借りる人以外はできないから、販売がされないということになるのですよね。そこのところがよく分からないのですけれども、滑川町でもこれは紙芝居を作ったわけなのですけれども、そうするとやっぱり販売されていないので、一般の人が普通に入手することができないということがあるので、その点について伺いたいと思います。

あともう一点。

○森 一人議長 はい。

- ○12番(渋谷登美子議員) 電子図書館なのですが、これは比企広域組合でやるのかどうか分からないのですけれども、電子図書館というのは、私も電子図書は買うのですけれども、具体的な、図書館ですから貸し借りがありますよね。それのルールというのはどうなっていくのか。そして、さっきのお答えだと滑川町が中心になって行うというふうに聞こえたような気がするのですけれども、そうすると滑川町に電子図書の媒体というのですか、それがあるのか。嵐山町分は85万円ですから、全体としてどの程度の予算でどのぐらいの電子図書を購入する予定で、電子図書は面白いなと思うのですけれども、ある程度たつと廃棄、10年とか契約があるみたいだと思うのですが、それについてはどのような形になっているのか伺いたいと思います。
- ○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。 萩原健康いきいき課長。
- ○萩原政則健康いきいき課長 28ページ、29ページの新型コロナウイルスワクチン接種 事業について、対象者がまずどのくらいいるのかという1件目の質問でございます。 6月5日現在で、60歳以上の方で3回接種が終わっている方が6,339人います。そし て、今回接種の対象が60歳以上の方と、18歳以上で基礎疾患がある方及び重症化リス クが高い方ということで、合わせて6,700人を対象に予算化をさせていただきました。 今回の補正ですが、接種事業の中に印刷製本費、通信運搬費がございます。こちらは 6.700人に対しての郵送料等が計算されているのですが、予防接種医師委託料、こち らは6,700人分のワクチン接種の金額がのっているわけではございません。対象にな るのが6,700人というふうにお話ししましたが、こちらは1,800人分のワクチン接種の 分を補正予算で上げさせていただきました。どうしてそれだけ少なくなってしまった かと申しますと、令和3年度に3回目接種が行われましたが、令和4年度も3回目接 種が当初予算で入っておりました。当初は8か月で接種可能ということで12月補正で お願いをしまして、その後7か月で打てます、6か月で打てますということで、期間 が短くなったことにより、3年度に打った方が4年度に当初考えていた人の分がもう 3年度に打ってしまいましたので、4年度については3回目の接種が少なくなりまし た。そこを計算し直して、今回4回目の接種、6,700人が対象になるのですが、予算 としては1,800人分の予算を上げさせていただきました。

続いて、薬剤と単価という質問だったかと思います。嵐山町でワクチン接種をする のがファイザー社製のワクチンとモデルナ社製のワクチン、こちらの2種類を使って 4回目の接種を行います。単価でございますが、ワクチンの単価というのは、国から無償で町のほうに届きまして、それで医療機関に渡すということで、ワクチンについては金額は無料ですけれども、この予算を取っている予防接種医師委託料、こちらは1回当たり先生に支払う委託料でございます。1回当たり2,277円の接種費用がかかります。国のほうはワクチン接種を進めるために、時間外で打った場合、休日で打った場合、加算がございます。2,277円、1回当たりなのですが、時間外に打った場合はこちらに803円の加算金がございます。また、休日に打った場合、こちらは2,343円の加算金があります。先ほど1,800人分多く今回上げましたという中で、どの時間帯で打つか分かりませんでしたので、3つのパターンがありますので、600人ずつ、時間中に打つ方は600人、時間外に打つ方を600人、祭日、休日に打つ方を600人ということで計算をして、今回の補正でお願いしております。

以上です。

- ○森 一人議長 次に、伊藤まちづくり整備課長。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

先ほど申しましたとおり、嵐山町では道路台帳は電子化されておらず、全て紙で管理しておりまして、それを来た方に確認していただいてやっている状況でございます。 道路台帳は道路管理者が作るものでございますので、それぞれの道路台帳は道路会社がそれぞれ作っているものでございまして、県一括というのはなかなか難しいかなと考えておりますし、今回町がシステムを構築して発注する予定でございます。

なお、県の動向、県の共同でという、今はそういう流れもありませんし、今回は先ほど言いましたように町でやりますし、公募ではなくて、金額もありますので、プロポーザルを実施して選定してやっていくという方法を考えているところでございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 次に、高橋教育委員会事務局長。
- ○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

まず、41ページの偉人マンガの件でございます。どういった経緯でこちらを予定となっているかということでございますが、こちらにつきましては、昨年B&G財団から偉人マンガ製作と活用事業の募集がございました。それにより現在機運の高まっている畠山重忠につきまして、B&G財団の協力を得て作成したらいいのではないかと

いうことになりました。令和3年度に30団体応募がありまして、嵐山町は令和4年度の申込みをする予定でございましたが、実は令和3年度に辞退した団体が2団体出まして、実際に事業はこれから当然この議会で議決した後に実施はするのですけれども、内定のほうはいただいております。ですので、事業につきましては、そういった経緯ですることに至っております。事業に携わる方につきましては町内の漫画を描ける方、またこの偉人マンガにつきまして監修等をしていただける方も役場のOBの方とかをお願いしまして外部に委託することなく、地元の人材を活用して作成を進める予定でおります。

何ページぐらいの容量を予定しているかということでございますが、こちらはB6 判で100ページを予定しております。また、製作部数は2,000部を予定しております。 そして、こちらのほうは、販売はしないのかということでございますが、B&G財団の補助金を使って作成するものでございますので、販売の予定はございません。

次に、電子図書館についてでございます。こちらは、電子図書館はクラウドサービスで行います。比企広域ですけれども、こちらの参加予定団体でございますが、嵐山町、滑川町、東松山市、小川町、ときがわ町、吉見町、川島町の7市町でございます。こちらで、初年度につきましては構築費等もございますので、全体の金額が758万4,500円。こちらの総額を各自治体で均等割と人口割で案分いたしまして、嵐山町の負担金が84万9,744円ということになっております。

こちらで購入する予定の本の冊数でございます。こちらにつきましては、魅力ある新作本等の電子図書、こちらは2年間の契約となります。こちらが1,000冊。それと、期限がないもの、こちらにつきましては名作と言われているようなものでございます。こちらにつきまして1,000冊。初年度は合計2,000冊の蔵書となる予定でございます。以上でございます。

- ○森 一人議長 事務局長、貸し借りのルールとか、そういったところまでお願いいた します。
- ○高橋喜代美教育委員会事務局長 失礼いたしました。答弁漏れがございました。 比企の貸し借りのルールでございますが、こちらは通常の紙の本であれば、相互乗 り入れのような形で貸し借りがございましたが、これはもうこの7市町で共同で始め るということですので、貸し借りのルールというか、この中で1冊購入したものはど の7市町の中の方も借りられるというようなことでございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) 道路台帳のことなのですが、これは715万円ですよね。それで電算委託料、これで全部終わるという形で考えていいのでしょうか、その点伺います。

それから、電子図書館なのですけれども、そうすると、これが新規事業であるから、毎年度毎年度同じように負担金を増やしていって、そして今2,000冊になっているけれども、どの程度のものになっていくというふうな形で考えていいということですよね。そこのところが分からなくて。それで、貸し借りのルールというのは、通常だったらクラウドだから全部そこから取ってきたらそのままで返さなくていいという形にはならないと思うのですけれども、そこのルールはどういうふうになっているのかということと、それをどうやって貸し借りというのですか、パスワードか何かを使って入っていって、それでどんな形で実際に運営されていくのかなというのはちょっと気になるところで、私だったら買うことはあっても、借りるということはやったことがないので、そこのところがちょっと気になるのですが。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

今ある道路台帳の電子化は全てこれで終了する見込みでございます。ただし、道路台帳は毎年毎年予算をいただいて、廃止したり更新したりさせていただきますので、その費用はかかってきますけれども、今ある嵐山町が管理している紙の道路台帳はこれを全て電子化する予定でございます。もちろんシステムは耐用年数もありますので、そのパソコン等の対応によって、年数によってまた更新時期がありますけれども、基本的に今ある紙は全て電子化される予定でございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 次に、高橋教育委員会事務局長。
- ○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

これから毎年度同じような経費がかかるのかということでございますが、まずそちらにつきましては、来年度につきましては539万円の全体の経費を見込んでおりまして、嵐山町の負担金は60万3,879円の予定でございます。こちらのほうには新たに

1,000冊の本を買う経費が入っております。先ほど新作本等が1,000冊、名作が1,000冊、今年の蔵書は2,000冊とお伝えしましたが、来年はそれにまた1,000冊の新しい本が入りまして、3,000冊の蔵書になる予定でございます。そして、翌年度以降は毎年1,000冊の新作を入れる予定となります。そうしますと、永久ライセンスのものは初年度に購入した1,000冊がずっと使えますので、2年ライセンスのものを毎年1,000冊ずつ購入していくと、常に3,000冊の蔵書となる予定でございます。

そして、貸し借りのルールということで借り方というようなことだと思います。ちょっと私のほうが勘違いしましても申し訳ございませんでした。こちらは、まずIDとパスワードが必要になります。こちらを図書館のほうでまず最初に申請し、個人IDとパスワードを入手していただきまして、インターネット接続ができるパソコンやスマートフォン、タブレット等をご自身で用意していただきまして、そちらに接続をしていただく。そこでIDやパスワードを入力してログインをしていただく。そこでインターネットの記事を見るような形で本を選んでいただき、読み進んでいただくというようなことでございます。個人のスマートフォンなどにダウンロードするということではございません。閲覧をしに行くという形でございます。このインターネット接続には通信料がかかりますけれども、その通信料につきましては、利用者負担をお願いするようになります。ですので、できれば従量課金ではないインターネットの常時接続環境やWiーFi環境での利用をお勧めしたいと思います。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) 電子図書というのは、学校授業のタブレットなんかで子ど もたちがそこに行って見るとかそういう形のものを、利用の仕方ができるのかできな いのか、どうなのですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

当初それを考えたのですけれども、それをやってしまいますと、それだけでかなりのアクセスが行ってしまいますので、取りあえずは学校利用はさせない方向で、一般町民優先でやっていきまして、状況を見ながら学校利用を考えていきたいというふうに現段階では考ええております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

まだ続くようでございますので、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 正 午

再 開 午後 1時25分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を継続いたします。

それでは、第9番、青柳賢治議員。

○9番(青柳賢治議員) 2点お尋ねいたします。

14ページ、15ページの雑入の中に、下段ですけれども、学習用タブレットの保険補償金、新規ということで250万収入があります。そして、38ページ、39ページに行きますと国庫支出金の108万5,000円と250万、そして一般財源は87万9,000円ほど減額になりまして、この学習用タブレットの修繕料等を補正するというところに支出が出ておりますけれども、この辺の、新規で収入が出ていますので、いきさつ、それからこの使用料の20万6,000円というのはどのようなものなのか。また、修繕料となっておりますので、どの程度までのいわゆる補償となってくるものなのか、お尋ねしておきます。

それと、もう一点ですけれども、次の40ページ、41ページですけれども、幼稚園の管理費、これが296万の補正減になっております。その内容としますと、一般給与職の給料の減額が主ですけれども、今さくら教室が進んでいる中で現状の職員の体制というのは、今までの体制から1名正職員が減っているというような状況でよろしいのか。その状況ですね、今。この補正減が組まれた後どのようになっていくのか、お尋ねしておきます。

- ○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。高橋教育委員会事務局長。
- ○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

まず、歳入の14ページ、15ページの学習用タブレット保険補償金でございますが、 こちらにつきましては、GIGAスクールで購入しておりますタブレットのメーカー 保証の期間が切れましたので、今後壊れてしまったタブレットを修繕するためには相当の金額を要する見込みとなりましたので、保険会社の保険に入りました。こちらの保険料のほうは1,111台で、今年の5月から来年の3月までの11月分で121万3,770円で、1台当たりの免責5万円で加入しております。

そして、タブレットですけれども、昨年メーカー保証があった場合でも60台以上の 故障がございましたので、今回は見込みといたしまして5万円かかる修理を50台、そ のぐらいを見込みまして、まずこちらのほうはメーカーのほうに出して修理費が一旦 かかります。そちらの費用のほうが38、39ページにございます250万円の修繕料でご ざいます。まず、一旦お支払いをしまして、修繕をします。それを保険会社のほうに 請求しまして、それに対応する補償金が入ってくる見込みで250万円ということで今 回は計上させていただいております。

そして、38、39ページの20万6,000円の使用料でございますが、こちらのほうは学校で使っております1,111台の児童生徒の分以外に学校分のタブレットがございますが、そちらのほうにマイクロソフトオフィスが入っていないものがございまして、そちらが5校にそれぞれ10台ずつで50台分入っていないものがございますので、そちらにマイクロソフトオフィスを入れて使う使用料として20万6,000円を計上しておるものでございます。

また、人件費の関係でございますが、正規職員1名の減というのは、1名が産休、その後育児休業を取る予定となっておりますので、そちらの職員の給料を減額したものと思われます。こちらのほうは、すみません、総務課のほうの管轄になるかと思いますが、産休になる職員を現状で把握しておりますので、その部分につきまして私のほうからお答えさせていただきました。

以上でございます。

- ○森 一人議長 重ねて総務課長、何かありますか。
 - では、第9番、青柳賢治議員。
- ○9番(青柳賢治議員) そうすると、リース期間の保険が、保証が切れてしまったと。 それで、この250万が出ているわけですけれども、50台というと1,111台に対しての50台 ですから、割合はそうでないのかもしれませんけれども、そういう頻度というか、あ る程度、5万円を上限にしながら子どもたちがどのような扱い方しているかは私も見 ていませんけれども、その辺について保険が、負担が出てくるわけなので、学校側と

してはその辺のところの使用の仕方みたいな形についてのそれぞれの子どもさんたちへのGIGAスクール構想が今進んでいるわけですけれども、そういったことに対しての何らかの指導というか、そういったようなことはなさっているのでしょうか。それともう一点。

- ○森 一人議長 はい。
- ○9番(青柳賢治議員) そうすると、幼稚園の管理費については、産休に入ったことによっての減額だということですけれども、今4月からさくら教室などが進んできていまして、その辺のところ、人員的なものというのは一応、今年の新入生というのは25人だったということなので、1クラス減になっているということなので、その辺のところの、先生方のご指導のほうというのはある程度ゆとりというか、そういったことが出ているというような形の捉え方でいいのでしょうか。
- ○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。高橋教育委員会事務局長。
- ○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

タブレットの使用につきましては、タブレット使用の要綱のほうを作りまして、今年度から運用を始めたところでございます。タブレットの使用に関しましては保護者が責任を持つということになっております。その中で、こういった保証外で故意に故障をさせてしまう、そういうようなことがあったときには保護者の方に補償をしていただくようなことも今後はあるかもしれません。今のところはそういった事例はございません。

続きまして、幼稚園の職員配置でございますが、育休に入る職員の代替につきましては、会計年度任用職員等で補いまして、さくら教室を含め、幼稚園の教育の場において不足のないような人員配置をしております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第6番、大野敏行議員。

○6番(大野敏行議員) 2点ほど確認させてください。

31ページの農業者フォローアップ事業補助金の中で、これ一般質問も出ていて、課長がお答えしたような記憶もあるのですけれども、ドローンを購入されるというようなことで、そのドローンを購入する金額と、そのドローンがどういう仕事をするのか、

そしてそのドローンはどなたが管理して、どなたが利用するのかをお尋ねしたいと思います。

それから、その下の172万7,000円の推進協議会補助金の中で傾斜地が刈れるラジコンの草刈り機も買うよといったことなのですけれども、これは要するに農業者はお借りすることができるのか、はたまた農業者以外でも地区で借りたいと言ったらお借りすることができるのか、どういう使い方ができるのか、その2点をお尋ねしたいと思います。

- ○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。 中村農政課長。
- ○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

この954万円のコロナ対策のフォローアップの中で255万5,000円がドローンの関係でございます。フォローアップのほうは農事組合法人のらんざん営農さんのほうに渡るということです。この農業用のドローンの仕事ということですが、今年実証圃場をやってテスト期間ということで、いよいよ来年かららんざん営農自ら事業、ドローンでの水稲栽培を実施するという確認をしましたので、その意思確認も含めまして、今後またこのドローンをやるに当たってはどうしてもテスコーティングが必要でございます。テスコーティングマシン、それとドローン本体、それを併せまして補助するもので。そのほかにでもオペレーターを2名持っておりますが、更新の手続をして、ただそのほかにも経費がかかります。フォローアップではこちらのドローンとテスコーティングの購入費用のほうを補助するものであります。ということで、管理ということは責任を持って維持管理等、らんざん営農さんがやっていくところでございます。

続きまして、環境保全型農業推進協議会補助金ということで172万7,000円ほどついております。こちらのほうは、この団体は主に農業廃プラスチックの回収と生分解性マルチシートの補助等を協議会で行っておりますが、こちらのほうでラジコン式の草刈り機、こちらのほうが137万円ほどになります。それと畦畔、かなり勾配がきついところがございまして、そちらを刈る機械がございまして、通称スパイダーモアといって、草刈り機の柄が長いもので、平場に操作のオペレーターを置いて柄を伸ばして傾斜地を刈るというものがございます。こちらのほうも危険な箇所の作業効率が大変上がるということで、ぜひ認定農業者等に、皆様に使っていただきたい。また、ラジコン草刈り機につきましては、こういった皆さんで集合する作業の中で遠隔操作でき

ます。また、密を防ぐということで、なかなかお高いものでございまして、一般の方では購入のほうが難しいということで協議会で買いまして、事務局の町が管理します。そうしまして、貸出しを行いますが、貸出しの相手方は多面的機能支払交付金のほうで環境団体さんが今年度は8団体ございます。土地改良区組合さんに関係がある団体でございまして、そちらの活動の折にぜひ使っていただきたいという考えを持っております。

以上です。

- ○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。
- ○6番(大野敏行議員) 分かりました。ドローンについては、そうするとらんざん営農さんのほうでオペレーターを養成していくという形になるのですか。らんざん営農さんがほとんど使われるということで。

そして、2つ目の、ちょっと私勘違いしたのですけれども、ラジコン草刈り機で傾斜地も刈れるのかなと思っていたのですけれども、そうではなくて、ラジコン草刈り機はラジコンで操作できて平地で刈れるよと。傾斜地はスパイダーマンという機械で傾斜地は刈れるよということなのですね。そこの確認だけです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 ドローンに関してのほうから説明いたします。

ドローンのオペレーターの育成、現在らんざん営農さんで2名オペレーターの資格を持っております。機種によって今のところの法律ですと、免許更新費用が必要となります。今後におきましてもオペレーターの育成はらんざん営農のほうでやっていくということでございます。

また、傾斜地のラジコン草刈り機の関係ですが、ちょっと説明不足で申し訳なかったのですけれども、ラジコン草刈り機も傾斜、40度まで耐え得ることができます。今年の4月下旬に実際メーカーからデモ機を借りまして、庁舎のフィットネスパークののり面、かなり急ではございますが、進入路を上ってきまして、フィットネスパークのトイレ近くまで、約半分ほどそのラジコン草刈り機で刈ることができました。ですので、広い面ののり面はラジコン機で十分刈ることができまして、細かい部分につきましてはスパイダーモアという機械でも刈れるということでございます。

以上です。

- ○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。
- ○6番(大野敏行議員) 1点だけ。傾斜が刈れるラジコン草刈り機について、私たちが草を刈るのに一番問題になったのが堀に面した傾斜地なのです。堀に面した傾斜地を刈るのがもう足場がなくて大変なのですけれども、下手をして滑って堀に落ちてしまうようなところには、ラジコン草刈り機はむしろ使うと危険性があるかなというふうに思うのですけれども、道路面に面した傾斜地ならそれでも刈れるかなと思うのですけれども。その辺のところは、堀に面したところでも、水路に面したところでも問題なく刈れそうなのですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。中村農政課長。
- ○中村 寧農政課長 お答えします。

議員ご指摘のとおり、堀は大変危険でございますので、その辺も考慮しまして、ラジコン草刈り機だけではなく、スパイダーモアも併せて購入をする予定でございます。 以上です。

- ○森 一人議長 ほかに。第11番、松本美子議員。
- ○11番(松本美子議員) それでは、3点ほどになりますけれども、質問させていただきます。

21ページでございますけれども、中ほどなのですが、地域公共交通支援事業ということで、新規だということなのですけれども、こちらのところに原油あるいは物価高というようなことも備考欄にはありますが、バスの事業者へということで備考欄に書いてありますけれども、これは小川熊谷間とか、そういうような場所を通過しているバス会社のことでしょうか。

それから、もう一点、次の段ですけれども、こちらには交流センターの改修工事ということで162万8,000円ほどありますけれども、北部交流センターの網戸の設置だということですけれども、こちらにつきましては取替えですか、それとも新たに新しいものを今まであったところに取り替えて何か所かつけるということでしょうか。

それと、もう一点なのですけれども、33ページの一番上の上段ですけれども、こちらの関係は農業再生協議会への補助金ということで、こちらも新型コロナの感染症対策分だということですけれども、こちらはどこへ補助金を。直売所なのか分かりませ

んけれども、そちらのほうへ補助金を出し、いろいろな機械とか、使用するようなもの、品物に対しての補助金を出していくのか、内容をお願いします。 以上です。

- ○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。馬橋地域支援課長。
- ○馬橋 透地域支援課長 それでは、私のほうから20ページ、21ページに記載されております地域公共交通支援事業補助金についてご説明いたします。

こちらにつきましては、前回の臨時交付金でも一度交付させていただいたのですけれども、小川一熊谷線の路線に対して1路線20万円を前回補助しております。そちらに今回コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分ということで、燃料が高騰した分を概算で計算しまして、少し上乗せして補助するものです。

以上です。

- ○森 一人議長 続いて、高橋教育委員会事務局長。
- ○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

20ページ、21ページの交流センター改修事業でございます。こちらにつきましては、 北部交流センターのはめ殺しになっている窓の部分があるのですけれども、そちらの 窓9か所、こちらを一旦取り外しまして、引き違い窓に取り替えます。その際に網戸 もつけて換気をしやすくするというものでございます。場所は9か所を予定しており ます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 次に、中村農政課長。
- ○中村 寧農政課長 それでは、農業再生協議会補助金のコロナウイルス感染症対策分 ということで説明させていただきます。

こちらのほうは、こちらの説明に明記してありますように、補助の先は農業再生協議会という協議会で、農協さんが事務局になっております。その協議会へ補助するものでございます。その協議会から令和3年度に米価の下落というのですか、買取り価格の減少、またはコロナ禍によって外食産業で米消費が低迷してまいりました。その影響で米農家さんがかなりの影響を受けております。そうしたことで、次期作の支援を何とか米農家さんにしていきたいということで考えまして、この支援の補助金、農家さんに対しての次期作の補助金、根拠となるものが埼生協さんで、毎年次の年の水

稲の作付計画というのを出していただいています。これは認定農業者さん以外で農家の方の水稲をやっている方に対してですので、かなりの人数になります。きちんと営農計画書を出していただいて、来年は対象となるのが米とモチ米になります。作付をこれだけしますよという方に対して、1反約3,500円分のもみ種代を補助しようというものでございます。

また、面積によりましては、当然自己消費分、自分で食べる分がございます。そちらの根拠としましては、年間1反分のお米を食べるであろうという考えからこの1反分の3,500円だけは除いて、残った面積の分の交付ということで考えております。対象者がもう既に営農計画書をきちんと出していただいて、自己消費米を控除した額で交付補助金が出る方、たとえ1,000円、最低1,000円になってしまうのですが、最低1,000円でも出る方の対象者が97名ほどございます。経営規模が大きい農家さんはそれなりの金額になってまいりますので、十分支援につながると考えております。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第11番、松本美子議員。
- ○11番(松本美子議員) それでは、地域交通支援ということの再質問からさせていた だきますけれども、前にも確かに小川熊谷間ということで助成金、補助金が出たこと はありましたね。それにプラスアルファ、今回は物価高騰というか、原油価格が高騰しているというか、そういう形での金額で、前は10万で今回は30万2,000円ですか。 ということは、3倍近い、3倍以上ですかね、そういうふうな計算になるかと思うの ですけれども、これは乗降者の人数とか、何かの決まりというか、規則というか、そういうものがあっての金額に相当するものなのでしょうか。
- ○森 一人議長 1点でよろしいですか。農業のほうはよろしいですか。
- ○11番(松本美子議員) すみませんけれども、続けて2回目を質問します。
- ○森 一人議長 1点でよろしいのですね。
- ○11番(松本美子議員) いえ、その下も。
- ○森 一人議長 続けて。
- ○11番(松本美子議員) すみません。これから質問させていただきますけれども。今は交通、それから交流センターと、それから農業のほうの関係に移らせていただきますけれども、よろしいですか。
- ○森 一人議長 どうぞ。

○11番(松本美子議員) では、質問させていただきます。

北部交流センターの網戸の関係なのですけれども、今度は引き違いの関係にするのだということのようですが、9か所を取り替えるということで、これで全部というのかな。終わるというか、全部できるという考え方でよろしいでしょうか。

それと、33ページですけれども、細かく回答していただきましたので、おおよそ分かりました。なかなかお米の関係、あるいはモチ米の関係についての補助事業で、もみ種だということですけれども、これはもみ種は自分のところ、あるいは農協さんに売りに出すときというふうなことが2つ考えられると思うのですけれども、それは自己消費の場合でも、それから販売の関係でも関係なく1反当たり3,500円のもみ種代が今回は補助事業として出されると、そういうような考え方でよろしいですか。

以上です。

- ○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。 馬橋地域支援課長。
- ○馬橋 透地域支援課長 それでは、私のほうから地域公共交通支援事業分についてご 説明いたします。

前回もバス1路線につき20万円を助成しておりますので、今回の増えた分というのは10万2,000円になります。その分の積算なのですけれども、嵐山町内を走る運行距離が1日当たり52.8キロというふうに計算されております。それを毎日運行すると仮定しまして、リッター当たり、半年分なのですけれども、経産省で出している、単価が1リッター当たり16円ほど値上がりしておりましたので、その分を積算いたしまして、細かく数字を出しました。1,000円未満切捨てということで10万2,000円という形で、今回原油価格・物価高騰対応分というのが追加で創設されましたので、その分について上乗せという形で、小川町と熊谷市のほうとも協議をしまして支払うことに決定しました。

以上です。

- ○森 一人議長 続けて、高橋教育委員会事務局長。
- ○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

北部交流センターの開閉ができない窓は9か所、そこを全て網戸にしたいと考えておりますので、全部できるという考えでよろしいかと思います。

以上でございます。

- ○森 一人議長 次に、中村農政課長。
- ○中村 寧農政課長 それでは、分かりやすいように反数で説明したいと思います。例 えば 2 反作りますという計画を出してきたときに、1 反分は自分で食べるということ で控除をさせていただきますので、残りの1 反分が補助対象となります。これは少ない例でございますので、もっとそれより平均的にはかなり多い金額になると思います。 以上です。
- ○森 一人議長 ほかに。
 - 第4番、藤野和美議員。
- ○4番(藤野和美議員) 私は2点質問させてもらいます。

1つは、畠山議員が学校給食費の件で質問いたしました。そのとき、今回ではなくて9月に補正ということでありましたけれども、この交付金が9月まで制度的に可能なのかどうか、それだけ確認させてもらいます。

2点目は、35ページですけれども、商工会の補助金の関係で、例えば小規模事業者のIT化に伴い支援をするための経費とか、それから新型コロナウイルスの感染症の影響による様々なサポートを必要とする事業者向け等々、サポート、窓口を設置する。こういうものがあるわけですけれども、これが商工会の会員さん、それから非会員さん関係なく全般的に対象とした活動として想定しているのかどうか。その2点です。

- ○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。
 - 杉田総務課長。
- ○杉田哲男総務課長 1点目の学校給食に対してのコロナの助成金の関係でございます。

国のほうから物価高騰・原油価格高騰、これにつきましては技術的な助言ということで、国のほうから迅速なる対応ということで求められてございます。今現在この部分につきましては、各課のほうにこういったことで該当するものがあるのかどうなのか、今抽出を依頼をかけている状況でございます。そういったものを取りまとめまして、必要に応じて場合によっては9月議会を待たずにお願いをする形も出てくるかというふうに考えてございます。

以上です。

- ○森 一人議長 次に、藤永企業支援課長。
- ○藤永政昭企業支援課長 私のほうからは35ページの商工会補助金の関係でございます

けれども、こちらにつきましては商工会のほうで主に中心になってやっていただいた りとかということでの補助金もありますし、会員、非会員、これは関係なく募集のほ うはさせていただいてやっていくという考え方でございます。

- ○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。
- ○4番(藤野和美議員) そうしますと、例えば関係閣僚会議の文書とか文科省からの 通達がございますけれども、要はコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対 策と。この取りまとめはこれから各課でまだやっている最中というふうに。まだそれ なりの余地。今回の補正がこの対策全てではなくて、まだ途中でもあるというふうな 理解でいいですか。その確認です。

もう一つは、今回これは国の復活支援金があって、これは商工会さんが頑張って動いていただいたということで効果は非常にあったと思うのです。ただ、非会員さんとの関係が、これは町は直接関与していないと思うのですけれども、会員さんでない方と会員である方の差が出てきているわけです。ただ全ての方が会員になっているわけではないので、ですから、その辺のところを商工会に対して、非会員さんに対しても情報の伝達、広報を少し。それは町の広報でやるのか。商工会ですと会員さんを通じてということにどうしてもなってしまう。ですから、町としてその辺の広報の仕方をどう考えているかということをお聞きします。

以上です。

- ○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。 杉田総務課長。
- ○杉田哲男総務課長 お答えさせていただきます。

この原油価格・物価高騰の対策につきましては4月26日に閣議決定がされました。5月末に補正予算ということで、非常にタイムリーなスケジュールで来てございます。今回の6月補正に間に合うものに対しましては、今回の公共交通であったり、バスの駅前のロータリー、そういったものにつきましては上げさせていただいてございますけれども、特に物価高騰につきましては、この6月から非常に価格等も上がってきてございます。予知せぬもの、そういったものにつきましても今各課でヒアリングといいますか、事業計画のほうを出させていただいてございますので、今後それらをヒアリングのほうをさせていただきまして、待てないもの、そういったものがある場合につきましては、臨時議会のほうお願いをさせていただきながら対策を講じていくとい

うふうに考えてございます。 以上です。

- ○森 一人議長 次に、藤永企業支援課長。
- ○藤永政昭企業支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

広報の仕方というのでしょうか、情報の伝達につきましては、今までも商工会のほうからは会員でありますと、やはり直接会議の場であったり、通知等により直接支援のご案内というのができていました。非会員の方に関しましては、ホームページだとか広報、そういったものでのご案内でやってきたわけでございますけれども、なかなか非会員の方は直接となると調べたりとか、そういうのも難しい面もありましたので、そういった形を取らせていただいたのですけれども、ただ相談窓口をずっと令和2年度から始めていまして、実際非会員の方もそこそこ相談窓口のほうには見えられて、相談等もしていただいておりますので、こういった支援が必要とされている方なんかは結構いろいろ自分なりに調べながら一度調べて相談窓口もやっている、こういった支援をやっているというのは周知はしているのかなと。あとは、金融機関です。金融機関さんのほうにも何かいろいろ融資だとか、そういったものの相談に行ったときには、こういった支援をやっていますよというのは紹介をしていただくような形で依頼をしておりまして、実際にそういった紹介のほうもしていただいているというのが今までの流れでございます。また、周知の方法につきましては、何かやり方がありましたら商工会とも研究しながらやっていければなというふうには思っております。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。 討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第25号 令和4年度嵐山町一般会計補正予算(第1号)議定について の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

〇森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

ここで執行部の入替えを行います。議員はそのまま待機を願います。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第8、議案第26号 令和4年度嵐山町下水道事業会計補正予算(第 1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第26号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第26号は、令和4年度嵐山町下水道事業会計補正予算(第1号)議定についての件でございます。収益的収入及び支出の予定額について、収益的支出の事業費用に622万4,000円を追加し、総額を5億7,371万5,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額については、資本的収入に410万円を追加し、 総額を2億3,962万3,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

- ○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。 清水上下水道課長。
- ○清水延昭上下水道課長 それでは、議案第26号 令和4年度嵐山町下水道事業会計補 正予算(第1号)の細部につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の64ページをお願いいたします。令和4年度の嵐山町下水道事業会計予 算執行計画補正(第1号)によりご説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出の支出でございますが、1款1項4目総係費の2節給料は250万9,000円、3節手当は154万円、4節賞与引当金繰入額は35万9,000円、5節法定福利費は101万2,000円、6節法定福利費引当金繰入額は7万6,000円、いずれも下水道担当職員の人事異動に伴う担当職員の人件費に係る増額補正をお願いするものでございます。また、10節委託料につきましても、担当職員1名の増員に伴い、現在使用中であります公営企業会計システムクライアントを追加する必要が生じたため、新たに72万8,000円を増額補正をお願いするものでございます。

収益的支出全体といたしましては、当初予算5億6,749万1,000円に622万4,000円を

増額し、補正後の額を5億7,371万5,000円とするものでございます。

次に、65ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございますが、 1款1項1目企業債のうち下水道事業資本費平準化債につきまして、本年度の再算定 の結果、410万円を増額し、補正後の額を3,220万円とするものでございます。

資本的収入全体といたしましては、当初予算額2億3,552万3,000円に410万円を増額し、補正後の額を2億3,962万3,000円とするものでございます。

なお、57ページの令和4年度嵐山町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書及び58、59ページの給与費明細書並びに60ページ、61ページの下水道事業予定貸借対照表につきましては、後ほどご高覧くださいますようお願い申し上げます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) 64ページなのですが、私ちょっと分からないのですけれど も、端末が増えると公営企業会計システムクライアント追加業務委託料という形で増 やしていくということなのでしょうか、その点伺います。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。清水上下水道課長。
- ○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

こちらにつきましては、現在使用しております公営企業会計システムがございまして、担当職員がそれぞれクライアントを1セットずつ保持しております。内容につきましては、日々の会計業務、それと決算、予算業務、それと記載業務といったもろもろの下水道事業会計に係るシステム、電算上で操作をするそのクライアントの権利を担当職員が1名増加しましたので、その職員にも1セットのクライアントを追加するというものでございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 ほかに。第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) 1名増というのはどうして。必要だから1名増をしたわけですよね。仕事がもういっぱいいっぱいで、どうしても必要だからだと思うのですけれども、その辺の説明がないので。どうして必要か、1名増にしたのか、伺いたいと思

います。

それから、下水道平準化債って、これはどういうものなのですか、平準化債というのは。そうしますと、平準でないものもあるということですよね。平準でないというのはどういう意味でしょう。どういう種類があるのかを伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

職員が、3年度までは副課長が、私が兼務をしておりまして、1名副課長職がおりませんでして、4年度になりまして副課長職の職員が1名増えましたので、その職員用に会計システムのクライアント、残りの3名、以前は3年度までは3名で会計システムを使っていたのですけれども、4名になりましたので、その1名分の使用権ですか、それを追加するというものでございます。

「何事か言う人あり」

○清水延昭上下水道課長 仕事につきましては、担当副課長でございますので、下水道 事業、浄化槽と公共下水道事業を総括するような立場で同じように会計システムなり 予算システムを使う必要がございますので、その部分のクライアントを1つ追加した というものでございます。

続きまして、平準化債につきましてお答え申し上げます。

下水道平準化債というのは、嵐山町は町の下水道管を布設する際に発行する公共下水道事業債、それと浄化槽事業、町管理型浄化槽の設置に係る際に、購入する際に発行する浄化槽事業債、それと流域下水道、こちらは3町で汚水処理に係る部分は滑川町にございます県の施設であります市野川水循環センターの施設で運営をしておりまして、そこの市野川水循環センターの更新や修繕工事に係る建設費につきましては、嵐山町と小川町、滑川町、3町で建設費負担金として県のほうに負担金を収めております。その負担金につきましても起債を受けることができますので、それが流域下水道事業債、この3つの事業債がございます。いずれもこれは資本費、普通建設事業費に係ります事業債でございまして、それぞれ法定耐用年数がございまして、予算書の62ページを御覧になっていただきたいのですけれども、こちらに重要な会計方針に係る事項として、2番に固定資産の減価償却の方法がございます。中ほどに主な耐用年数は構築物で50年、これは公共下水道ですね。機械及び装置、装置で28年。これが浄

化槽でございます。その下の行でございますけれども、施設利用権で45年、こちらの施設利用権というのが市野川水循環センターの施設を利用している権利は減価償却は45年となっております。それぞれ50年、28年、45年で償却していくわけですけれども、例えば構築物の公共下水道で申し上げますと、50年で施設を使い切る。毎年1年ずつ50年にわたって減価償却をしていく部分でございます。一方、その布設に係る起債につきましては、償還期間が30年でございます。ですので、30年で償還が終わるのですけれども、残りの20年間はまだその施設が使えるのに、その30年間で償還を終えてしまうということは、当初の利用者の負担が大きいわけなのです。後に利用する方々も50年間は使えますので、そういったところを減価償却の減価償却費と毎年償還する元金の差をこの資本費平準化債で発行していただけるという制度でございまして、負担を当初の方も後者の方も平準して皆さんでずっと負担していこうというような事業債でございます。これが資本費平準化債でございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) クライアントの関係なのですが、課長がやっていたのを、1 人副課長ができたので、その副課長もできるようにということですよね。仕事が忙し くてもうしようがないので、どうしても1人必要だからこういうことをやってもらい たいという、そういうことではなくて、課長が1人できたので、その課長にも覚えて もらうということで、このクライアントの関係の予算をつけたということでよろしい わけなのですか。
- ○森 一人議長 1点でよろしいですね。
- ○10番(川口浩史議員) いいです。
- ○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。 清水上下水道課長。
- ○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

職員全員でその会計システムを使って日々の業務をする必要がございますので、その副課長が所持しているパソコンにソフトウエアを1つ使えるように追加するというものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第26号 令和4年度嵐山町下水道事業会計補正予算(第1号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第27号、議案第28号の委員長報告、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第9、議案第27号 町道路線を廃止することについて(開発行為)、 日程第10、議案第28号 町道路線を認定することについて(開発行為)の件を一括議 題といたします。

本件につきましては、さきに総務経済常任委員会に付託してありますので、委員長より審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

狄守総務経済常任委員長。

○状守勝義総務経済常任委員長 それでは、総務経済常任委員会付託議案審査報告をいたします。

令和4年6月10日。本議会において総務経済常任委員会に付託を受けました議案第27号 町道路線を廃止することについて (開発行為)、議案第28号 町道路線を認定することについて (開発行為) の2議案について、審査経過及び結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月9日午前9時25分から開会、当日は説明員として伊藤まちづくり整備課長に出席を求め、説明を受けました。説明後、直ちに現地調査を行い、帰庁後、質疑、採決という日程で審査を進めました。

審査経過について。議案第27号 町道路線を廃止することについて(開発行為)の件は、開発行為に伴い、町道鎌形75号線、98号線、326号線、394号線、395号線、町道将軍澤21号線、122号線の7路線について廃止するもの。

株式会社嵐山カントリー倶楽部が敷地を拡張するため、払下げ及び賃貸借申請書が 提出された。当該ゴルフ場の道路に接する土地は既に買収または賃貸借契約を締結し ており、本道路を接道として利用する権利者がいなくなったため、道路を廃止して払 下げ及び貸付けを行うもの。

議案第28号 町道路線を認定することについて(開発行為)の件は、開発行為に伴い、町道鎌形75号線、98号線、417号線、町道将軍澤21号線の4路線について、認定するもの。

議案第27号で廃止する路線のゴルフ場関係地以外の既存の道路について改めて認定するもの。説明後、直ちに現地確認を行い、帰庁後、質疑を行った。質疑終了後、説明員に退室いただき、特に指摘事項等はなく、採決に移りました。

採決の結果、議案第27号 町道路線を廃止することについて (開発行為)、全員賛成。

議案第28号 町道路線を認定することについて (開発行為)、賛成全員。

よって、本委員会は議案第27号、議案第28号の2議案全てを原案どおり全員賛成により可決すべきものと決定しました。

以上で総務経済常任委員会からの付託議案審査報告を終わります。

- ○森 一人議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。 第8番、長島邦夫議員。
- ○8番(長島邦夫議員) 1点だけお聞きをします。

鎌形75号線に限ってお聞きをするのですが、この路線は今まで地権者等がいらっしゃったものですから、その利便性のために嵐山カントリーのほうで使用許可といいますか、供用をさせていただいているというふうな感じだというふうに思っております。ところが、75号線の部分がうんと短縮になるわけですが、その75号線の短縮になった部分についてでも、今までと同じように近隣の人たちがある程度の許可を得ながら使用ができるというふうに聞いておるのですが、それでよろしいというふうな答弁がございましたでしょうか。

- ○森 一人議長 では、状守委員長より答弁を求めます。
- ○状守勝義総務経済常任委員長 今までどおり町民の方には利用していただくというようなお話を実際に株式会社嵐山カントリーの方からも説明をいただいております。
- ○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより採決を行います。採決は議案ごとに行います。

まず、議案第27号 町道路線を廃止することについて (開発行為) の件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の 議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、議案第28号 町道路線を認定することについて(開発行為)の件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の 議員の挙手を求めます。

[举手全員]

〇森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を2時40分といたします。

休 憩 午後 2時28分

再 開 午後 2時40分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第11、議案第29号 工事請負契約の締結について(R3道路改築 工事(町道菅谷31号線))の件を議題といたします。 提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第29号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第29号は、工事請負契約の締結について(R3道路改築工事(町道菅谷31号線))の件でございます。R3道路改築工事(町道菅谷31号線)の施工に関し工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、議案第29号の細部につきましてご説明させていただきます。

議案第29号は、R 3 道路改築工事(町道菅谷31号線)について請負契約を締結するために議会の議決を求めるものでございます。

議案書を御覧ください。議決をいただく項目につきましては、まず1としまして、 契約の目的でございます。目的は、R3道路改築工事(町道菅谷31号線)でございま す。

続きまして、2の契約の方法でございます。一般競争入札(事後審査型)でございます。

3の契約の金額でございます。1億648万円でございます。うち消費税は968万円でございます。

4の契約の相手方でございます。埼玉県比企郡嵐山町大字志賀432番地3、新埼玉環境センター株式会社代表取締役、小田正でございます。

続きまして、議案第29号の参考資料を御覧ください。

工事名は、R3道路改築工事(町道菅谷31号線)です。

工事の概要でございます。延長が98メートル、平均幅員は48メートルでございます。 道路土工一式、地盤改良工は路床安定処理工1,080平米でございます。排水構造物工 は側溝工201メートル、取付管工49メートル、集水ます工22か所、構造物撤去工一式、 仮設工一式でございます。舗装工は半たわみ舗装工1,630平米、アスファルト舗装工364平米、ブロック舗装工1,635平米でございます。縁石工は歩車道境界ブロック293メートル、地先境界ブロック47メートルでございます。防護柵工は車止めポスト工71本、立入防止フェンス21メーターでございます。道路附属施設工は照明灯7基、ハンドホール7基です。その他、電線管路工一式、道路植栽工一式、区画線工一式というふうになっております。

工事の概要についてご説明させていただきます。図面1、現況平面図を御覧いただきたいと思います。平成30年度から武蔵嵐山駅西口地区都市再生整備計画により事業を実施させていただいておりました。令和3年度をもって計画箇所内の用地を全て買収したことに伴い、令和2年度で一部工事を実施した箇所を除き、今回西口地区駅前広場部分の土木工事を実施するものでございます。

続きまして、次のページの図面2の土地利用計画平面図を御覧ください。駅側及びロータリーの南側の歩道部分については、歩道舗装を行います。既に令和2年度工事におきまして、東武鉄道変電所脇の歩道部分を歩道舗装しており、同様な舗装となるものでございます。ロータリー部分については、耐流動性や耐久性を考慮し、半たわみ舗装を行います。南側の駅前広場部分につきましては、通常は歩道として利用しますが、イベント等において車両を入れることを可能とするため、車両乗り入れ舗装とするものでございます。植栽帯でございますが、本工事においては樹木の植栽のみとし、図面右側には菅谷館跡を象徴するためクロマツを、左側には嵐山渓谷を象徴するためイロハモミジを植栽する予定でございます。なお、自然豊かな嵐山町の象徴を位置づけておるため、樹木においてはライトアップを施します。ロータリー中央部はタクシー専用待合スペースとし、ロータリーの駅側には図面右からタクシースペース、UDタクシー専用スペース、路線バススペース、一般の乗降者で障害者用スペースと一般スペースを配したところでございます。工事の概要につきましては以上のとおりでございます。

それでは、参考資料の最初のページにお戻りください。契約までの経緯を説明させていただきます。 3、請負業者等審査選定委員会でございますが、令和4年3月17日に開催いたしました。

公告期間でございますが、令和4年3月28日から令和4年4月20日となります。 入札参加資格につきましては、嵐山町の入札参加資格者名簿に土木工事事業で登載 されており、経営事項審査における総合評価点が嵐山町内に本店を有する場合は700点以上、東松山県土整備事務所管内に本店または営業事業所を有する場合は900点以上としたものでございます。施工実績は求めませんでした。

入札参加申込み締切日は令和4年4月14日でした。

仕様書の閲覧期間は、令和4年3月28日から令和4年4月20日となっております。

質疑応答書提出日は、令和4年4月5日、質疑応答回答日は、4月8日でございました。質疑につきましては3点ございました。主に仕様書の詳細についての質疑でございました。

開札年月日ですが、令和4年4月21日であります。

入札結果は、次ページの入札結果のとおりでございます。

ページを戻りまして、10の落札候補者入札参加資格及び認定日でございますが、令和4年4月21日でございます。

入札参加業者でございますが、株式会社島村工業、新埼玉環境センター株式会社、中村建設株式会社、株式会社フクシマ、株式会社松義土建工業の5社でございました。

裏面を御覧ください。工期は、令和5年3月24日としております。

契約保証金につきましては、請負代金の100分の10以上の額でございます。

契約金の支払方法につきましては、前払金として40%以内である4,250万円を支払い、残金については完成引渡し後、一括払いとするものでございます。

参考図書でございますが、図面のほかに入札結果表、建設工事請負仮契約書を添付 してございます。

また、最終ページに駅前広場完成イメージ図を添付させていただきました。あくまでも現時点でのイメージ図でございますので、ご了承願いたいと思います。

また、工事施工中には現場代理人から様々な協議がなされることになります。その 都度、監督員が内容を精査し、回答するわけでございますが、金額の変更が生ずるも のも予想されます。つきましては、円滑な工事施工を行うため、軽微な変更につきましては、決裁権者の決裁を受け工事を進めさせていただき、後日議員全員協議会でご 説明させていただきたいというように考えております。

契約金額の変更は議決事項でございますので、改めて議会の議決をいただきたくお 願い申し上げます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

- ○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) まず、半たわみ舗装工というのはどういう舗装なのか伺いた いと思います。

それから、落札率を伺いたいと思います。

それから、これは事後審査型ということで書いてありますけれども、事後どのような審査をされたのか伺いたいと思います。

それと、質疑応答で仕様書についてだということであったのですけれども、仕様書の何が分からなかったのか、伺わせていただければと思います。

それと、タクシーとかバスは図面にあるから分かるのですけれども、迎えに来た車、電車で降りた人を家族の人が迎えに来て、それはどこで乗り降りすればいいのか伺いたいと思います。

それと、先ほど軽微な変更はこちらでやらせてくださいということだったのですけれども、軽微とはどの程度のことまで考えているのか伺いたいと思います。取りあえずそれだけだったかな。

- ○森 一人議長 よろしいですか。
- ○10番(川口浩史議員) そうですね。
- ○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。 福嶋技監。
- ○福嶋啓太技監 では、私のほうから半たわみ舗装についてご説明をさせていただきます。

一般のアスファルト舗装がいわゆるたわむ舗装でございまして、応力に対して比較的たわみが大きい。メリットとしては平滑に仕上げやすいのですけれども、コンクリート舗装だとか合成の舗装に比べて耐久性が劣るという面があります。それに対してコンクリート舗装は応力に対してたわみが小さい。耐久性が高いけれども、平たん性、施工性、経済性に劣ると、そういった特徴があります。半たわみ舗装なのですが、アスファルトの骨材、砂利が組み合わさってアスファルトがまぶしてあるのがアスファルト舗装なのですけれども、そこの空隙にセメントグラウト、セメントのミルクのようなものを充填いたしまして、適度に剛性を持たせ、耐久性を高めたものでございます。交通量が多い、車両の滞留時間が長い、そういった交差点の進入部であったり、

今回のような駅前ロータリー、こういった箇所で使用されるものでございます。 以上です。

- ○森 一人議長 続いて、伊藤まちづくり整備課長。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、順次説明させていただきます。

落札率につきましては、入札結果表にございますとおり89.32%でございます。

事後審査型の一般競争入札につきましては、以前の審査型につきましては、予定代理人等をまず登録してから審査をしておりますけれども、それだと業者に大変負担がかかってしまう。現場代理人を押さえなくてはいけないので。ではなくて、まず手を挙げていただいて入札をしていただきます。その後現場代理人とか、そういう業者の審査、経審点数とか審査をしてから契約に移るということをさせていただいて、今現在一般競争入札においては入札業者の負担を軽減するために事後に審査する。事前に審査するのではなくて、もう既に嵐山町の入札参加資格者名簿に登録されておりますので、それをもって審査を。登録していただいて、入札をしていただいて、その後、その会社の入札に合った審査をして結果を出すということでございまして、そういう方式でございます。

質疑応答につきましては、仕様書の代価表等にいろいろ数量とか書いてあるのでございますが、その中で照明取付工の数量とか、何基当たり何基という数量が今回表示されておりませんでしたので、その内容の質問がございました。照明取付具と照明金具の数量が記載されていないのですけれども、幾つですかというのと、照明取付金具とそういうものや、附属品の率の金額とか、そういう細かな仕様書の中身の単価の質問がございましたので、それについてはお答えさせていただいて、それは皆さんで既にホームページというかインターネットで、これは一般競争入札で公開していますので、その回答は既にさせていただいたところでございます。

あと、タクシー、バス、一般の方のお迎え等でございますけれども、先ほど説明させていただきました参考資料の図面の2ページの土地利用計画平面図をお開きいただいて、説明させていただきたいと思います。上部が武蔵嵐山駅、北側が上ですので、嵐山駅から降りてきて、一番初めにタクシーのUDスペースを設けさせていただきました。真ん中にバスの滞留所でございます。その後ろ、まず身体障害者専用の一般車両のスペースがあって、その後ろが普通の方の駐車スペースというか、待合スペースというようにさせていただいているところです。この中につきましては、駐車禁止で

ございますが、停車はできますので、ここで停車していただいて、ここから一般の方というか、通勤通学等で送迎される方はこちらでお乗りいただくようになるのかなと考えているところでございます。全て上に屋根がございますので、雨が降ってもこの前のところでお待ちできるようなことを考えておりますので、そちらをご案内させていただいているところでございます。

軽微な変更でございますけれども、先ほど申し上げました概要でございまして、側溝工201メーターとか路盤安定工1,080平米とか、そういう話をさせていただきました。これをもって積算をしております。ただ、現場で施工しておりますと、これが若干精査しますと、例えば201メーターが202メーターとか、路盤安定工が1,080ではなくて1,090とか1,100とか、そういう若干のずれが調査すると起こってきます。それは現場に合わせて現場は進めますので、一応設計して測量はしておりますけれども、やっぱり現場に合わせると、それなりの面積の増減とか距離の増減が変わってきますので、それにつきましては、監督員と協議して、やはり物が増えると金額も増えますので、その点につきましては申し訳ございませんが、工事を進めないと止まってしまいますので、その内容については申し訳ございませんが、監督員と内容について、あと金額についてもそんなに大きなことではないと考えていますので、決裁権者の決裁を受けて工事は進めさせていただいて、最終的な議決をいただきたいと思います。もちろん大きな変更がございましたら議決させていただいて、その内容の説明をしてから変更させていただきますが、若干のメーターとか実績によって変わってきますので、その辺はご了承願って工事を進めさせていただきたいというものでございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) そうですか。分かりました。図面の、先ほどの土地利用平面 図、このグレーの部分が半たわみ舗装工ということになるという理解でよろしいので しょうか。これ確認です。ここが町道菅谷31号線になるということなのでしょうか。 31号線、そういうことですよね。横断歩道を渡って西のほうに行くと、もう普通の舗装になると、半たわみではない、たわみ型の舗装になるということでよろしいのか、 伺いたいと思います。

それから、乗り降りの場所は分かりました。でも、1台ですよね。集中して来ます から、その場合はもうロータリーの周辺に止めることは可能だという理解でよろしい のでしょうか。駐停車は可能だということでよろしいのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

土地利用平面図のとおり、このグレーというか、凡例の上から2番目の色につきましては全て半たわみ舗装で、それ以外は普通の舗装になります。菅谷31号線というのは、駅前広場は全て菅谷31号線、道路事業で行いますので、今ある土地利用計画平面図は全て菅谷31号線という路線になりますので、全部の道路というふうに認識しているところでございます。ただ、イベントとかと言いますけれども、認定上は道路事業で行っていますので、道路として認定することになります。

また、乗り降りでございますけれども、もちろん屋根つきにつきましては、先ほど言いました2台等のスペースになりますけれども、反対側にも両脇にも若干のもちろんスペースがあって、これは距離上、2台走行できるようになります。端のほうは1台は停車できるというふうになると考えております。一般的な駅前広場と同様に1台は止められるスペースはございます。ただ、この駅の中は駐車禁止となっておりますので、停車していただいて、乗り降りは駅前ロータリーの中は全て可能となっております。もちろんバスとタクシーのところは駐停車禁止ですけれども、それ以外のところは停車可能となりますので、それ以外のところに止めていただいて、乗り降りできます。ただ、南側のところは屋根がございませんので、雨ざらしになりますけれども、そこは重ねて乗り降りは停車して可能となってございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第8番、長島邦夫議員。

○8番(長島邦夫議員) 私も土地利用計画平面図のところからお聞きしたいのですけれども、水色の車両乗り入れ舗装というところがあるのです。ここはイベント広場とか前に通称言われていたのではないかなというふうに思うのですけれども、緑なんかは全然ないのでしょうか。それをイベント広場であるということの確認と、緑みたいなものは全然ないのかどうか。

それと、大屋根があるところには通常の歩道舗装とここに書かれているのですけれ ども、ここには何かイベントみたいなものがあったときに車の乗り入れというのは禁 止なのですか。歩道の中に車が乗り入れてはちょっと無理なのかななんて思ったりするのですけれども、確認です。

- ○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。 伊藤まちづくり整備課長。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

この土地利用平面図の下というか、南のほうに車両乗り入れ舗装につきましては、 色的には青色になっていますけれども、現実的には青ではなくて、図面上青く記した ところでございますが、基本的には緑はなくて舗装をかけようというふうに考えてお ります。やっぱり予算もございますので、全て歩道舗装すると金額がかかりますので、 ここについてはイベントをするときに当たっても車が入れるように舗装をさせていた だいて、緑については管理もなかなか難しいものでございますので、この舗装の上に プランター等を置くのは可能でございますけれども、全て舗装をかけさせていただい て維持管理していこうと考えているところでございます。

北側の歩道部分につきましては、ちょっと見にくいと思うのですけれども、全てポールが入って中に入れなくなっているというように。歩行者専用スペースでございますので、基本的には歩行者が優先的に入ることができるようになります。ただ、なかなか難しいのですけれども、一部空いているところもございますので、そこからは入ることができます。もちろん毎回毎回車が走るわけではないので、イベント用の車というのは入れるかもしれませんけれども、基本的にはイベント等をする場合の車は南側の、先ほど言いました車両乗り入れ舗装の場所で車はやっていただいて、こちらの中はイベントをするに当たっても車とかキッチンカーではなくて、そういうのを使ってやっていただきたいというふうに考えているところです。ただ、もちろんシェアの乗り入れについては場所を考えて入れることができますので、そういうのは可能かなと思いますけれども、キッチンカーを入れてやるというのは今回は考えていないものでございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。
- ○8番(長島邦夫議員) 大屋根のところは次のところで聞こうかなというふうに思ったのですけれども、この大屋根の下というのは人が入れるだけの何か催物というふうな感じになるのですね。さっき言ったキッチンカーみたいなのは入れない、大屋根の

下にそういうものは入れないというふな感じ。何か台を置く程度のものしかできないというふうなことですね。

- ○森 一人議長 答弁を求めます。 伊藤まちづくり整備課長。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 現実的には入れなくはないのですけれども、基本的 に考えはやっぱりキッチンカー、車のほうは南側の車両乗り入れ舗装のほうで対応させていただこうかなと考えております。南側はテントとかを張って、いろんな普通の イベントはできますけれども、キッチンカー対応としては今のところ考えてございません。ただ、入れなくはないので、運用によっていろんな形態ができると思いますけれども、今現在はそのような形で考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。 第12番、渋谷登美子議員。

○12番(渋谷登美子議員) 2点伺います。

仮契約書の中に解体工事に要する費用等というのがあるのですけれども、これ解体 工事がどのくらいあるのかなというのが一つ分からないのと、具体的に「別添のとお りである」と書いてあるけれども、別添はないので、どのような形に算出されている のか伺いたいと思います。

それと、土地利用計画平面図なのですが、視覚障害者誘導用ブロックというのは横断歩道にはないのですかね、これ。それで、横断歩道にないことも、どっかで見たことがあるけれども、これは将来的にというか、入れることができないのかどうか伺いたいと思います。

- ○森 一人議長 答弁を求めます。 伊藤まちづくり整備課長。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 解体工事の工事費用につきましては基本的には分かりづらいのですけれども、その前の現況平面図を見ていただくと、撤去済みのものもあるのですけれども、撤去済みでないいろんな構造物がございます。例えば今現在のタクシーレーンとか道路部分ですね。そういうものについては解体しますので、その内容に対する撤去費でございまして、例えば既存の舗装、既存のロータリーですね。あと移転していただきましたけれども、今現状行っていただくと分かるかなというふ

うには思うのですけれども、タクシーの路盤については町で解体することになりますので、そういうのを解体したものの内容についてこのように費用についてはあるというものでございます。仮契約書はこういう形になっておりますので、解体する内容については現況平面図において今現在のものの解体費用をするものでございまして、全て新しくなりますので、既存のものについて全て撤去するというものでございます。

横断歩道に誘導ブロックはどうかと言われますが、確かにそういうものもあるというふうに考えておりますが、いろいろ予算の関係等もございまして、今現在は前後に横断歩道があって、横断歩道の前後には誘導ブロックはありますけれども、横断歩道内については誘導帯は考えていないところでございます。この先においては入っていないものがございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 続けて、福嶋技監。
- ○福嶋啓太技監 私のほうから補足をさせていただきます。

仮契約書の中に解体工事ということで書いてございますけれども、特別解体工事が 大規模なものだというふうなものではなくて、建設工事の再資源化に関する法律とい うことで、一定規模以上、土木工事であれば100万以上、建築であれば建築床500平米 以上、そういった規模の工事は契約時点でアスファルトだとかコンクリートだとか、 木材だとか、そういった特定建設副産物についてどういうふうに分別解体をするのか、 その費用だったり方法だったりというのを契約段階でちゃんと明記しなさいよと、責 任持ってそういうことをやってもらうために明記しなさいよということがありまし て、契約書の中にうたっている、そういうことでございます。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) 関心がありますのは、具体的にアスファルトというのはどこに再資源化に持っていくのか。これは書いてあるわけですよね。どういうふうな形に持っていくのか、そのことを伺いたいと思います。

それともう一つ、今視覚障害者が嵐山町で何人いるか、ぱっと言えないのですけれども、最初の段階で横断歩道に点字ブロックと言ったらいいのですか、それを入れるのはどの程度経費がかかるものなのか。これは入れておいたほうがいいと思うのですけれども、その点についての考え方というのは、予算がそんなにかかるものではないのではないかなと思うのですけれども、いかがなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

今回設計金額を見ていただくとおり1億円を超えた設計でございますので、設計金額を見ながら、予算を見ながら設計させていただいて、やらせていただきました。今回御覧のとおり、イメージ図計画もありますので、そういうのを見ながら変更可能かなと思いますので、内容を見ながら。基本的にバリアフリーというのがこの駅前ロータリーの第一の目的でございますので、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

- ○森 一人議長 それでは、福嶋技監。
- ○福嶋啓太技監 それでは、特定建設副産物の関係ですけれども、今手元に細かい資料がございませんで、どちらに持っていくか具体的に申し上げることができないのですが、アスファルトであれば、アスファルトの再生プラント、再生アスファルトだとかというのは破砕をして、もう一回アスファルトを転化して再度使えるのです。そういうリサイクルができるプラントに搬入する。それから、コンクリートについても同様、再生砕石として使えるような、そういった再生可能プラントへ持っていく。あるいは金属であればスクラップとして再生するような形でそういうところに売却なりするような格好の設計等しておりまして、そのような契約。発注者のほうで想定するものに対して実際受注者さんがどこに持っていくかというところを具体的に明記しまして、契約書のほうに添付するような格好になってございます。

以上です。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) 実際に工事される方が新埼玉環境センターなので、リサイクルというのはある程度あると思うのですけれども、これは公共事業なので、そこのところはしっかり見ていただきたいと思うのですが。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。 伊藤まちづくり整備課長。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 町の発注した全ての公共事業におきましては、ちゃんと作業を確認し、その資料も集めて検査をします。検査を受けるときには必ずそのものがないと検査が合格になりませんので、それを見ながらさせていただきますので、

その点は公共工事は今は法律で決まっておりますので、法令遵守ということでさせて いただいているところでございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 ほかに。 第4番、藤野和美議員。
- ○4番(藤野和美議員) 私は入札の関係でお聞きしておきたいのですが、これが今お聞きした限りでは、町内の業者さんには登録されている、そういう業者に声をかけているということで、これだけの方が参加されたということなわけなのですが、このリストを見させてもらいますと、結果として町内の業者さんに決まったということは、これは町内業者さんの育成にとってはよかったなと思っております。同時にこのぐらいの規模を実際にできる業者さんを見ますと非常に限られているというか、というのが実態かなと思うのです、このリストを拝見しても。これは今後のこともあるのですけれども、いわゆる合同企業体等々を構成して、町内業者さんを育成も、要するに公共事業ですから、そういう一つの今後の方向ですけれども、それを考えることはできないかということをお聞きしたいのですけれども。
- ○森 一人議長 直接この議案には関係ございませんが、参考というまででしていただきます。
- ○4番(藤野和美議員) はい、参考で。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。 伊藤まちづくり整備課長。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 今回の入札参加資格におきましては、先ほど言いましたとおり、嵐山町内については経審で700点以上、東松山県土整備事務所管内においては経審で900点以上という差をつけさせて入札させていただきました。合計で12社の対象があったというふうに考えているところでございます。もちろん町内業者優先というのは嵐山町の大きな基本ではございますので、させていただきたいと思います。金額は大きくてなかなか難しいかもしれませんけれども、ただ一般的な土木工事というふうに考えておりますので、積極的に取っていただいて、この程度と言って申し訳ありませんけれども、普通の道路工事の延長等でございますので、建築物とか、そういう難しい工事はないなと考えています。今回は単体工事で行うことにさせていただいているところでございます。もちろんかなり難しい工事、組合、何社もしないとで

きない工事につきましては、そういうようなことも可能かなと思います。ただ、それにはそれなりのことで組むにはかなり負担というか、組む方の負担もございますので、そういうのを見極めながら入札参加資格を考えてやっていく必要があるかなと思います。今回はそれほど難しい工事というか、ではございませんでしたので、このような形にさせていただきました。

以上でございます。

- ○森 一人議長 ほかに。第9番、青柳賢治議員。
- ○9番(青柳賢治議員) この工期が3月24日ということで大分長期になるわけです。 それで、この工事が始まると車のそれぞれの流れがどうなるか私自身は予想つかない のですが、そういった工事をやっていく観点で、安全性とか特にここは子どもたちの 通学路にもなっております。その辺の安全面への配慮という点については工事をやる 側としてはどのようにお考えになっていらっしゃるのか。

それと、さっき課長がクロマツと、こっちの2本の部分の木は何とおっしゃったか、 それだけ教えてください。

- ○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。 伊藤まちづくり整備課長。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

工事をするに当たって設計図面ではこのような経路を使って工事をしましょうという設計上はございます。基本的には今設計上においては今工事しておいたところの、また新しく撤去していただいた脇のところを使って工事をしていってどのようにやっていくというふうには決まっておりますが、今後契約が締結されて、正式に契約締結後、どのような効率性があるかというのを受注者がまず考えて協議を行い、もちろん規制がありますので、道路交通、警察、公安とも協議をしながらやらないといけませんので、そういうのを持ちながら協議させていただきますので。もちろん通学路というのは十分承知しておりますので、安全性には十分配慮しながら行っているものでございます。

先ほど早口で申し訳ございませんでした。平面図の土地利用計画図でございますけれども、こちらの合流灯の右側につきましては、菅谷館跡を象徴するクロマツを植える予定でございます。左側につきましては、嵐山渓谷を象徴するイロハモミジ2本を

植える予定でございます。木があまり多いと交通としての支障があるという警察の指導も受けておりますので、簡素に見やすいようにある程度低木、大木にならないような樹木ということでこの3本を選定したところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。 討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第29号 工事請負契約の締結について (R3道路改築工事 (町道菅谷 31号線)) の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに替成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

〇森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第12、議案第30号 工事請負契約の締結について(町道菅谷31号 線大屋根・シェルター新築工事)の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第30号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第30号は、工事請負契約の締結について(町道菅谷31号線大屋根・シェルター新築工事)の件でございます。町道菅谷31号線大屋根・シェルター新築工事の施工に関し工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

- ○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。 伊藤まちづくり整備課長。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、議案第30号の細部につきましてご説明させていただきます。

議案第30号は、町道菅谷31号線大屋根・シェルター新築工事について請負契約を締結するために議会の議決を求めるものでございます。

議案書を御覧ください。議決をいただく項目につきましては、まず1としまして、 契約の目的でございます。目的は、町道菅谷31号線大屋根・シェルター新築工事でご ざいます。

続きまして、2の契約方法でございます。一般競争入札(事後審査型)でございます。

3の契約の金額でございます。 1億1,990万円でございます。 うち消費税は1,090万円でございます。

4の契約の相手方でございます。埼玉県東松山元宿1丁目19番1号、東武谷内田建設株式会社東上営業所所長、榎本学でございます。

続きまして、議案第30号参考資料を御覧ください。工事名は、町道菅谷31号線大屋根・シェルター新築工事でございます。

工事の概要でございます。土木工事一式としまして、道路土工が一式、構造物撤去 工が一式、縁石工として舗装止め34メートル、防護柵工としてフェンスが38メートル、 道路附属施設工として分電盤1基、シェルター照明20基、電線管路工一式でございま す。

次に、建築工事一式としまして、施設名を武蔵嵐山駅西口駅前広場大屋根・シェルターとしております。対象建物は、①シェルターA、シェルターB、シェルターC、②大屋根でございます。構造としまして、①のシェルターA、B、C、②の大屋根共に鉄骨造でございます。建築面積は294.75平米、内訳はシェルターが150.75平米、大屋根が140.00平米でございます。延べ床面積も建築面積同様294.75平米となっているものでございます。

続きまして、参考資料の4枚目に取らせていただきました図面番号17、シェルター全体配置図を御覧いただきたいと思います。シェルターAは、東西連絡通路西口出口からタクシー、バス、一般乗降者用の乗り入れのシェルターCへつなぐシェルターで

ございます。シェルターBがエレベーターからシェルターCにつなぐシェルターでございます。東西連絡通路西口出口に立ち、左側、嵐なび脇のつきのわ駅方面側に大屋根を設置するものでございます。また、線路との境界のフェンスも新たに施工するものでございます。

次のページの図面、21、大屋根一般図を御覧いただきたいと思います。大屋根の一般図でございます。アルミ製12メーター真角の大屋根を設置させていただきます。高さは3メートルでございます。柱は鉄骨造。屋根瓦でございます。常時は日よけ等に使用し、イベント時におきましては雨天でも利用可能なスペースとなるものでございます。屋根には太陽光発電モジュール250ワットを20枚設置し、常時は駅前広場のシェルターと大屋根の24灯、嵐なびの8灯の電源灯に使用させていただきます。非常時には蓄電池により東西連絡通路の非常用照明や誘導灯の電源になるものでございます。

次のページの図面を御覧いただきたいと思います。シェルターA、Bの断面、立面、 屋根伏図でございます。左上のシェルターAを御覧いただきたいと思います。シェル ターAは東西連絡通路西口出口からタクシー乗り場等のシェルターCにつながるシェ ルターでございます。大屋根と同様、柱は鉄骨造、屋根はアルミ製とし、長さは4.5メ ートルとなります。屋根の高さは2.99メートルでございます。

左下を御覧ください。シェルターBでございます。エレベーターからシェルターCにつながるシェルターでございまして、長さは5.8メートルです。高さはシェルターAと同様、2.99メートルでございます。シェルターA、Bとも幅員は2メートルでございまして、柱はいずれも小川町方面に設置されておるものでございます。

次のページの図面を御覧いただきたいと思います。シェルターCの断面、立面、屋根伏図でございます。シェルターCはタクシー、バス、一般乗降客乗り場のシェルターとなります。幅員は2メートルで、柱は道路側に設置されます。屋根の高さは2.6メートルでございます。構造はシェルターA、Bと同様、柱は鉄骨造、屋根はアルミ製でございます。長さは50メートルでございます。工事の概要につきましては以上となります。

それでは、参考資料の最初のページにお戻りください。契約までの経緯を説明させていただきます。 3、請負業者等審査選定委員会でございますが、令和4年4月7日に開催いたしました。

公告期間でございますが、令和4年4月12日から5月9日まで行いました。

入札参加資格におきましては、嵐山町の入札参加資格者名簿に土木工事業かつ建築工事業で登録されており、経営事項審査における総合評価点において総合評価点1,000点以上で、関東地方に本店または事業所を有することとしました。施工実績は求めませんでしたが、工事を施工するに当たり、路線等に近接することになるため、受注資格として東武鉄道株式会社が認める鉄道主任技術者B以上を常時輩出できる者を受注資格としたものでございます。

入札参加申込み締切日は、令和4年4月27日でございました。

仕様書閲覧期間は、4月12日から5月9日でございました。

質疑応答書提出日は、令和4年4月18日です。

質疑応答の回答日は、令和4年4月21日でございました。質疑はございませんでした。

開札年月日でございますが、令和4年5月10日でございます。

入札の結果は、次ページの入札結果のとおりでございます。

ページを戻りまして、落札候補者入札参加資格審査及び認定日でございますが、令和4年5月12日でございます。

入札参加者でございますが、東武建設株式会社埼玉営業所、東武谷内田建設株式会 社東上営業所の2社でございました。

工期は、令和5年3月24日としております。契約保証金につきましては、請負代金額の100分の10以上でございます。

裏面を御覧いただきたいと思います。契約金の支払い方法につきましては、前払い金として40%以内の4,790万円を支払い、残金については、完成後、引渡し後、一括するものでございます。

参考図書でございますが、図面のほかに入札結果表、建築工事請負仮契約書を添付してございます。

申し訳ありませんが、議案第29号の参考資料、最後のページに駅前広場完成イメージ図を添付させていただきました。大屋根・シェルターにつきましてもここにイメージ図がございますので、ご高覧いただきたくお願い申し上げます。なお、あくまでも現時点でのイメージ図でございますので、ご了承いただきたいと思います。

また、本工事におきましても工事施工中において現場代理人から様々な協議がなさ

れて、それについては監督員が内容を精査し、回答するわけでございますが、金額の変更が生じるものも予想されます。つきましては、円滑な工事施工を行うため、軽微な変更につきましては決裁権者の決裁を受け工事を進めさせていただき、後日議員全員協議会でご説明させていただきます。契約金額の変更につきましては、先ほど申しましたとおり、議決事項でございますので、改めて議会の議決をいただくものでございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

- ○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) まず、落札率を伺いたいと思います。

それから、全体配置図のこの赤の部分に屋根がつくという理解でよろしいのでしょうか。タクシー乗り場の部分はタクシーの道路側に柱がついて、歩くほうは柱がないというような感じで受け取ったのですけれども、そういうことで間違いないですか。

大屋根も含めてなのですが、雪が8年前、60センチ以上あのときは降ったのかな。 かなりの重みになると思いますけれども、それは耐えられる構造になっているのか伺 いたいと思います。

それと、これ東武谷内田が結果的に受けている、結果的にというか、両方とも東武ですよね。これはどうして鉄道の関係でないと駄目なのか。線路の上とか下とか、それだったら分かるのですけれども、これだったら一般の業者でできる。なぜできないのかを伺いたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、順次お答えさせていただきます。

落札率につきましては98.83%でございました。

議員ご指摘のとおり、シェルター全体平面図の赤くしたところが全てシェルターがつくところでございまして、先ほど申し上げましたとおり、嵐山駅から一番長い50メートルのシェルターに向かうところにつきましては、柱は一方方向しかありませんので、それで2%の勾配で水を受けますので、全て小川町側に柱があって、その間に2メートルの幅員があるというものでございます。50メートル前のシェルターにつきま

しては、雨をよけるために道路側に柱を立てて、それで雨をよけて道路のほうに流していくという感じで設計させていただきましたので、ずっと柱が満遍なくあるということではなくて、乗降するところには柱はないような形で設計させていただいているところでございます。

指名するに当たって事前に東武のほうに協議を行いました。やっぱりこれは近接工事行為に当たるということで。というのは、近接工事に当たるという回答を得ておりまして、この大屋根等を造る場合はどうしてもクレーンを持ってきて工事をする必要がありまして、そのクレーンの起動がどうしても線路側に入ってくるものでございまして、そういう場合は、近接工事につきましては国からも道路、鉄道関係者と協議をして、資格を持った者でやるという、そういう指導が来ておりますので、それに基づきまして、鉄道資格Bというものを持っている者について、常時させていただいている者について入札参加資格としたものでございまして、基本的に駅前広場については、多くはこの資格を取得して、基本的に鉄道の関係の資格を持っている者を入札参加資格としてやっているものというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 課長、大雪は。 福嶋技監お願いします。
- ○福嶋啓太技監 それでは、私のほうから積雪荷重についてお答えを申し上げます。 建築基準法施行令でたしか86条だったと思うのですが、積雪荷重についてどれぐら いのものを想定しなさいということが決められております。埼玉県内におきましては、 積雪量が30センチ、あるいは標高等を加味して、計算式で出した値のどちらか大きい ほうの数字にしなさいということになっていまして、そのような計算方法で算出され ているはずでございます。

以上です。

- ○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) 東武の会社の関係で近接工事と言ったのかな。ちょっとよく 分からなかったのですけれども、何か無理にそういう感じを受けざるを得ないのです。 落札率98.8、もう本当に見事ですよ。100%に近いということでね。ほとんど競争が 働いていない。安くなっていないということで。一方、先ほどのは89%ですから、10% 分は安くなっているわけで、本当にこういうのは理解できないというか、まずいなと

いうふうに思います。ちょっと言うしかないのですけれども、何も言えないのでしょう。

雪のことですけれども、30センチというのは、でもどうなのでしょう。私が子どものときだって30センチや40センチは降っていたのではないですかね。私もよく膝ぐらいまで降っていたなというのを覚えていますので。それで学校へ行くのに歩きにくかったなと思っていましたので、それが30センチであるという計算ではちょっともたないのではないですか。そして、現実に60センチ降ったわけです。2014年、平成26年には。それはまずいのではないですか。埼玉県が示す基準より丈夫なものを造っていかないといけないのではないですか。いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

近接工事というものがございまして、鉄道の近くでやる工事についてはその工事の内容によって当たるものについては近接工事として鉄道会社と協議し、またはその資格を持った者がやるというようになっております。入札率がかなり高いというのは私も承知しています。ただ、道路構造物、道路整備と違って今回は建物、特に鉄骨アルミでございますし、また太陽光パネルも入ります。先ほどの工事とは系統が違うかなというふうに考えてございます。内容が違って、建築物については今かなり資材が高騰しているものもありますので、そういう影響もあるのかなというふうな感想を持っているところでございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 福嶋技監。
- ○福嶋啓太技監 それでは、お答え申し上げます。

平成26年の関東での豪雪を受けて、国でもいろいろ検討なされたわけなのですけれども、それをもってして基準というものが30センチというところについては変わらなかったという経緯がございます。100年だとか200年だとか、すごく長いスパンの中でそういった大雪が降ることに対して、全ての構造物をどのように設計していくか、経済性等も考慮する中でそこまで踏み込めなかったというところもあるのかもしれないのですが、この事業につきましても補助事業で行っているものでございまして、基準で示されたもの以上の過度な構造ということは事業としてできないのかなというふう

に考えてございます。

○森 一人議長 ほかに。第12番、渋谷登美子議員。

- ○12番(渋谷登美子議員) 私もちょっと聞きそびれているというか、よくメモできていなかったのですけれども、大屋根のほうのシェルターには太陽光パネルが250ワットが何枚と言ったのですか。これで発電量としては最高でどのくらいになるのかというのを一つ何いたいのと、今のちっちゃいシェルターのほうにはそれは入っていかないのだけれども、太陽光発電のパネルというのはないわけですよね。それで、将来的にこれをつけようとするとどのぐらいの強度が必要なのか。この強度では無理ということなのですか。この配線がよく分からないのだけれども、太陽光パネルから大屋根から来たとして、下の地面のほうに入っていって、それぞれのライトのところに行くように建設するということになってくると、そうするとこの駅前広場の、完成の広場と、それから道路というか、先ほどの道路改築工事とかとリンクしていないと難しいのですけれども、そこら辺のことは全然うまく書いていなくて、私はこれは大屋根につけるのはいいなと思っていて、さらにこっちにもつけられると、ちっちゃいものでもつけられるといいなというふうに思っていたのですが、それはどのような感じになっていくのか伺いたいと思います。
- ○森 一人議長 太陽光の発電量についてですけれども、今後つけるということになってくると、ご意見として受け取るようになってしまうのですけれども。
- ○12番(渋谷登美子議員) 分かりました。そうしたら、でも強度としてどの程度の強度があるのかということと、それと今の道路の改築工事のところに照明灯がつくわけですよね。そことの関係というのになってくると非常に工事も難しいかなと思うのですけれども、そこの点について伺いたいと思います。
- ○森 一人議長 では、答弁を求めます。 伊藤まちづくり整備課長。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、大変失礼しました。太陽光発電におきましては20枚のモジュール、250が20枚つきますので、モジュール容量は5キロワットというふうになるものでございます。やっぱり太陽光発電を置くには構造計算しなくてはいけませんので、今回構造計算をして、この議決が終わった後、建築者または受注者が内容をもう一回精査させていただいて、建築確認を取るときにもちろん構造計

算書を提出させていただいて、構造計算書をもって建築確認が下りて工事をするというふうになっております。今回委託の中で構造計算もしており、その代替できるようなものを屋根につけるということで今回させていただいております。シェルターA、B、Cにつきましては、構造的に軽めなものを作成しましたので、今現在太陽光発電はつける予定はございません。

あと、もう一つ、予算の関係もございますので、今は太陽光発電は大屋根につけてその発電量で通常のものを持っていくというふうに考えているところでございます。 先ほどの議決いただきました道路工事としては、もちろん同じ時期にやりますので、十分現場管理人と技術者が連携を取っていただいて、その辺の指導は町がしますので、十分連携を取っていただいて、工事のやり方とか、工事の施工順番とか、そういうのを協議した上でやるように指導していくということでございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) この太陽光発電を使うとすると夜に使うわけだから、照明 灯は、そうすると、どうしても蓄電池的なものが必要になってきますよね。それはどこに設置することになるのですか。これがよく分からないなと思って見ていたのですけれども。私はゼロカーボンを進めていくのにはこれはとてもいいなと思っているのですけれども、ここのところで、そうか、強度はもう全然考えていなくて、そしてどうやっていくのか今見当がつかなくて、どっちにしても蓄電池のほうから夜に持ってこなくてはいけないわけですよね。何本あるのだと。少なくとも5本か6本ありましたよね。それで、5キロワットでそのものが全て賄えるというふうになっていくのかどうか。LEDにするとできるのかもしれないのですけれども、ほかにも使っていけるような形になるのかどうか伺いたいと思います。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 現設計ではバッテリーを置く場所は大屋根の一番北の、左上というのですか、線路に近い嵐なび広場の角のところにバッテリーを置かせていただいて、そこに蓄電池を置いてさせていただく予定でございます。48ボルトの300アンペアの蓄電池を設置して夜間の照明等に備えていく。照明につきましては、大きな照明ではなくて、大屋根のところには照明がいっぱいついて、大屋根やシェル

ターのところには電灯がつきます。その電灯について今つくっているソーラー電池を活用していくというものでございますので、道路照明灯に持っていくものではございません。大屋根やシェルターにライトがつきますので、その電源を常時使って、非常時におきましては東西連絡通路の非常灯発電や誘導灯に使用するというものでございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) そうすると、駅前広場の完成イメージ図の道路照明灯には 行かなくて、ここのところというふうな形の設計なのですか。そうするとちょっと残 念だなと思うのですけれども、そういうことなのですか。もう少しうまく設計できな いかな。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。 伊藤まちづくり整備課長。
- ○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 大屋根の図面において右下に立面図があって、この柱のところに照明レディースポットライトというのが柱ごとに2本ずつついているのが、ちょっと小さくて申し訳ないのですけれども、入っております。ですから、大屋根の柱にもスポットライトがあって足元を照らしていくという状況になります。また、シェルターにおきましても同様なスポットライトがつきまして足元を照らすということになりますので、これをまず照らさせていただく。これが一番近いものでございますので、道路照明灯ではなく、屋根とかシェルターにあるスポットライトを常時はこの電力で賄っていくというものでございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 ほかに。第8番、長島邦夫議員。
- ○8番(長島邦夫議員) 大屋根に限って質問したいのですけれども、大屋根の目的というのはこの下で何か催物ができたり、または雨宿りができたり、そういうふうに屋根があるということで利便性があるということで造るのだというふうに思うのですけれども、まずこの旧駅舎とのつながりのときに樋があるというふうに書かれているのですけれども、つながり的な、つなぐのですか。そこをまず上が見えるというような状況にはならないのではないかなと。その確認と、あと晴天のときの何か催物であれ

ば全然問題ないのですけれども、風が吹いたり雨が降ったりすると、その中に一々テントを張るなんていうことになってしまうと、また全然別次元なことになってしまうと思うので、フックか何かあって、いざというときにはシートみたいなものがかけられるようなあれにはなっているのでしょうか。そこら辺が私が見た限りでは全然ないものですから、お聞きをいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

シェルター全体図を御覧いただきたいというふうに思います。図面番号17番ということで、参考資料の4枚目にあるシェルター全体配置図でございまして、それを見ていただくとちょっと薄くて申し訳ないのですけれども、駅舎のひさしラインが点々で出ております。大屋根の大きさをかぶらせたので、上の赤を強調させていただきましたが、ひさしラインがぎりぎりに来ていますので、多少の隙間はあるのですけれども、ぴったりとは言われませんけれども、そんなに長くは雨ざらしになるような形ではなくて、大屋根とシェルターの駅のひさしが合うような形で今設計させていただいております。工事においてもこれに合わせるような形で施工のほうもするように指導したいなと考えております。今現在横から来る雨については対応させていただいておりませんが、柱がありますので、それにくくりつけるというのは可能でございます。フックとかというのは構造計算上、柱をつけてやりますので、その柱に穴を開けるというのは構造計算的に難しいかなというふうに考えておりますので、その辺はできないのですけれども、その都度その都度のイベントによって検討していただいて対応できるようにしていただければなと今現在は考えておるところでこざいます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。
- ○8番(長島邦夫議員) 駅舎のほうと接合するということではなく、かなり近づけて、 雨が降ったときには雨宿り等で不便がないようにするということですね。それは分か りました。

あと、周りを覆うようなことはしても構わないと。やっては駄目ですよということではなくて、いざというときには。ただ、そういうものはついていませんということなので、簡易的に接着剤的なフックみたいなものはつけても構わないということでよ

ろしいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、なるべく近くに行くように。ほぼ高さが同じになりますので、大屋根と駅舎の高さは3メートル程度で同じになっておりますので、それほど違和感なく入れるのかなと考えているところでございます。もちろんイベント等も使えるようなものでございますので、その辺は柔軟に対応するように今後運用していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 よろしいですか。

ほかに。

第7番、畠山美幸議員。

- ○7番(畠山美幸議員) 先ほどの大屋根に太陽光発電を設置するということで説明が 課長のほうからありまして、災害時には停電したときに充電池があるので東西通路の 照明などにも使えるというお話がございました。高坂駅に充電の設備があるのですけ れども、そういうものの設置というものはこちらにはお考えがあるのでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

今現在の仕様において、普通の蓄電池から非常時に対して1本線というか、コードというか、100ボルトの端子が1本出るようになっておりますので、それを使って有事にはスマホとか携帯電話の充電器に対応するようなことを今検討しているところでございます。具体的にコンセントがつくというのはまだここには書いていないのですけれども、それについては受注者と協議しながら災害時には分電盤を開けてどこからかコードを出してコンセントを確保するようなことも考えているところでございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。
- ○7番(畠山美幸議員) 高坂駅に設置してあるものは課長もご存じかと思いますが、

サイネージとスマホでも何でも、とにかく線が何でも対応できるCタイプもあれば、 アップル用もあるし、すごく何本も出ているのです。ああいうもののお考えはないと いうことですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えします。

やっぱり経費的なものもありますし、サイネージは既に嵐山町にありますので、それほど必要ないかなと考えているところでございます。スマホ対応につきましても携帯も変わってきますし、タイプCが出たり、その受け皿も変わってきますので、基本的には設置のものをコードというか受け皿を、コンセントを出して、コンセントから何かをするような形で考えたほうがより柔軟に対応できるかなと考えているところでございます。

以上でございます。

- ○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。
- ○7番(畠山美幸議員) 今争っているところも、ヨーロッパのほうからアップルのコンセントはどうだという話も出ているから、Cタイプに替わっていくのかもしれないのですが、なかなか。私もこの間出かけたときにそうだったのですけれども、USB用のジャックがあれば、すぐに充電できるのだけれども、お店に行くと割とコンセントしかないのです。なので、せめてUSBが差せられるようなものを常時設置しておかないと、必ずコンセントがありきでUSBに差してということになると、コンセントだけだと充電できないのです。だから、その辺はよく考慮して考えていただきたいと思いますけれども、いかがでしょう。
- ○森 一人議長 畠山議員、ご意見になります。ご意見、感想、要望は控えていただき ますようにお願いいたします。

ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。 討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第30号 工事請負契約の締結について(町道菅谷31号線大屋根・シェルター新築工事)の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を4時5分といたしま す。

休 憩 午後 3時55分

再 開 午後 4時07分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎閉会中の継続調査(所管事務)の申し出について

○森 一人議長 日程第13、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議 ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎日程の追加

○森 一人議長 ここで日程の追加についてお諮りいたします。

発議第5号 子宮頸がん検診率向上のための看護職によるスメアテイカー制度の確立を求める意見書の提出について、発議第6号 選択的夫婦別姓制度の導入に向けた国会審議の推進を求める意見書の提出について、発議第7号 ILO第190号条約の批准とセクシュアルハラスメント禁止の法整備を求める意見書の提出について、発議第8号 沖縄を捨て石にしない安全保障を求める意見書の提出について、発議第9号内部留保課税導入を求める意見書の提出について、発議第10号 食料自給率向上の

ための施策を直ちに行うことを求める意見書の提出についてにつきまして、日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第14、発議第5号 子宮頸がん検診率向上のための看護職による スメアテイカー制度の確立を求める意見書の提出についての件を議題といたします。 提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番(渋谷登美子議員) 子宮頸がん検診率向上のための看護職によるスメアテイカー制度の確立を求める意見書の提出についてですけれども、提案理由は、子宮頸がんは検診による早期発見、早期治療が大切であると言われています。が、婦人科検診は、若い女性には抵抗があります。女性看護師による検診は安心感があります。イギリスでは一般的になっています。我が国においても研究は始まっています。早い段階の取組が有効であるため本意見書を提出します。

裏面に行きます。

子宮頸がん検診率向上のための看護職によるスメアテイカー制度の確立を求める意 見書

子宮頸がん検診は20歳以上が対象になっている。しかし、婦人科検診率は全年齢の平均値は45%、20歳代は25%である。子宮頸がん検診は膣鏡を膣に挿入し、内診、その部位を専用のブラシやヘラによってこすり取り、細胞を顕微鏡で観察し、がん細胞の有無を診断する。子宮頸がんは、検診により発見し治療することができるがんである。

しかし、婦人科検診は、女性には心理的身体的抵抗感がある。特に若い女性の初めての検診への不安は大きい。そのため、女性のスメアテイカーによる説明や苦痛、羞恥心に配慮した言葉掛けが検診率を向上させる。

イギリスの女性看護職によるスメアテイカーによる情報提供ときめ細やかな検診が 検診率を向上させ、死亡率を低下させている。 我が国においても女性看護職によるスメアテイカー制度の確立の研究も進んでいる。

よって早い時期に女性看護職によるスメアテイカー制度の確立を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。

- ○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。 第9番、青柳賢治議員。
- ○9番(青柳賢治議員) スメアテイカー制度、研究が進んでいるということでございます。ただ、この制度といわゆる検診に当たる医師法の制度は別だと思うのです。その辺のところについてはどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) 私の知っている婦人科医さんとちょっと話をしたのですけれども、医療制度とは全く、医師会の、医師の関係とは全く異なっていて全然問題はないのだけれども、もしスメアテイカーによって何かがあるとすると、子宮頸部を傷つけることがあったときに治療ができないということがあるだけなのだけれども、基本的に妊産婦なんかは女性の細胞を取るときに、綿棒みたいな、ありますよね。綿棒みたいなのでもって傷をつけないようにしていくので、そこのことに関しては問題がないということと、あともし医師との関係で問題があるとすると、検診のみをやっている婦人科医さんというのがいるのだそうです。その人との競合というのかな、そういうのがあるということです。検診は臨床検査技師が今やるというふうなことになっている制度と、看護職が、何というのかな、講習を受けてやっていくというふうな制度をつくっていった場合に、臨床検査技師というのも女性が多い職場なので、看護師も女性が多い職場なので、そこのところでの関係性というのはちょっと気にはなりますけれども、でも最初にこれをやっていかないと、検診率というのはなかなか上がらないでしょうねというふうな話でした。
- ○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。
- ○9番(青柳賢治議員) そうすると、今の渋谷議員の説明だと、この子宮頸がん検診 を看護職ができるという現行の法律になっているということでいいのですか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

- ○12番(渋谷登美子議員) 現行の法律はそういうふうになっているかなっていないか 分からないけれども、できるということなのです。制度的にはそれはできるけれども、 そういうふうな確実にできるという形になっていないので、今研究していて、そして どういうふうな形になったら一番やりやすいかというふうなことを研究しているの で、それのスメアテイカー制度の確立を求めるということで、だから、制度として確 立してあったらば、そういうふうな意見書は出さないわけですよ。
- ○森 一人議長 ほかに。第7番、畠山美幸議員。
- ○7番(畠山美幸議員) 3点についてお伺いします。

イギリス以外でこのスメアテイカー制度をやっている国はどこがあるのかお伺いしたいのと、イギリスはいつからこの制度が始まっているのか、またワクチン接種が進んでいる国と思うのですが、20歳代の検診率というのはイギリスで何%ぐらい検診率があるのかお伺いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番(渋谷登美子議員) いつからというのは、イギリスのほかにどこがあるかというとアメリカとか、フィンランドとかそこら辺は調べていないのですけれども、基本的に医師が全部独占するという形を取っていないところはやっていると思います。北欧がどういうふうになっているかとか、それからアメリカはやっているというのを聞いています。

スメアテイカーというのは、単純に子宮頸部の細胞を取るというだけですから、それ以上のことはやっていないので、それに対しての情報提供をして、若い女性が割となぜ今検診をしなくてはいけないかということで、基本的に性交をしていない女性は必要ないのです。だから、女性が性交をするかしないかで、私もよく分からないのですけれども、20歳以上の人が日本では対象になっているのですけれども、デンマークでは30歳以上だし、フランスも25歳とかそういうふうな形になっていて、なぜここが20歳になってくるのかというのがよく分からないのですけれども。イギリスでは、今手元に資料を持ってきていないのですけれども、1人の女性の人が子宮頸がんになったのです。そして、それはテレビ関係の人だったのです。テレビ関係の人で子宮頸が

んになって、そして自分はそうなってしまったということで、検診をしていかなくてはいけないということをすごくテレビのマスコミが広めていって、それで子どもさんが2人いらっしゃる方だったのですけれども、27歳か28歳で亡くなってしまうのですけれども、それが広がっていって、そして女性による検診をしていかなくてはいけないという制度がずっとつくられてきたのはいつだったか覚えていないのですけれども、1980年代ですか、そのくらいです。

それで、今イギリスは子宮頸がんの検診率は85%ぐらいです、若い人も。実際にいろいろ言われていますけれども、ワクチン接種もしているけれども、検診率のほうが高くて、ワクチン接種をしたとしても子宮頸がんは検診しないと見つからないので、だからそれは同じように考えていたらいけないのです。検診しないと見つからない。そして、検診して初めてヒトパピローマウイルスにある程度罹患しているということが分かって、それで円錐形ヒューズとかというのをすると、子宮頸がんにならない以前の段階でそれが治療されてしまうし、そういうふうな形のことがあるので、そのことをまず情報提供していくということもあって、検診にすごくきめ細やかな形で女性の人が説明して情報提供していくということがあって、そしてイギリスの場合は、検診のときにははがきみたいなのが来て、1回目に受けなかったら2回目、3回目というふうな形で、通知が来て、それで大体の方は検診するというシステムになっているということです。何ていう女性だったか。

- ○森 一人議長 制度はちょっと分からないということです。 第7番、畠山美幸議員。
- ○7番(畠山美幸議員) 今検診率は20歳以上の方が85%だというお話で、頸がんになるのは性交渉がないとならないということが分かっておりまして、イギリスは割とませている子が多いからかなということもあるのだけれども、日本は今ここに書いてあるのは25%であると。だから、性交渉をしているかしていないかはともかくとして、明確なエビデンスとか十分な情報がまだ存在していないと思うのですけれども、何かエビデンスとかお分かりでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) どんなエビデンスが必要なのですか。この意見書を出すの にどういうエビデンスがあったら意見書が出るのですか。だって、子宮頸がん検診を

受けるのに恥ずかしいとか、そういうふうなことを皆さんにアンケートを取るというエビデンスなのですか。よく分からないのですけれども、どのぐらいの人が性交渉をしているか、20歳の人とか25歳の人がどのくらい性交渉をしているかというエビデンスが出たら。若い人の性白書というのがあるのですけれども、今日は持ってきていませんが、日本でも、イギリスはカトリックが多いですからそれほど性交が低年齢に進んでいるということはなくて、たしか25歳以上からだったと思いますよ、子宮頸がん検診に関してもやっているのは。だから、どういうエビデンスが必要なのか、おっしゃってください。

- ○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。
- ○7番(畠山美幸議員) 日本において、先ほども制度的にはできるというお話がございましたが、できるのだったら進んでいておかしくないのに、何でできないのか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) 私が思いますのは、政治に関しても医療に関しても男性がすごく多くて、女性の意見を出せる場がない。ですから、こういうふうな形で女性の意見を出していくという形が進まない限りは、すごく言いづらいこと、そういうふうなことを口に出していくというのが、公にしていくということが日本ではまだ一般的ではないから、こういうふうな形になっているのだと思いますけれども、それはエビデンスという形で出すことはできないと思います。
- ○森 一人議長 ほかに。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第5号 子宮頸がん検診率向上のための看護職によるスメアテイカー制度の確立を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[举手少数]

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第15、発議第6号 選択的夫婦別姓制度の導入に向けた国会審議 の推進を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番(渋谷登美子議員) 選択的夫婦別姓制度の導入に向けた国会審議の推進を求める意見書ですけれども、提案理由を言います。

夫婦同氏制度が憲法に違反しているのではないかが争われた裁判で、最高裁判所大法廷は、平成27年(判決)と令和3年(決定)の2度、夫婦同氏制度は憲法に違反していないと判断しました。しかし、選択的夫婦別姓制度に合理性がないとまで判断したものではなくて、夫婦の氏に関する制度の在り方は、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないというべきである」と判示しています。少子化によって、婚姻に関してはプライベートな事情を尊重すべく、国会において十分な議論と判断が必要なため、本意見書を提出します。

では、裏面を読みます。

選択的夫婦別姓制度の導入に向けた国会審議の推進を求める意見書

2017年の内閣府「家族の法制に関する世論調査」では、選択的夫婦別姓制度の導入 に66.9%の国民が賛成・容認と答え、特に平均婚姻年齢の30代においては84.4%にも 及んだ。

夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の姓を称することを認める選択的夫婦別姓制度の導入に関し、1996年2月に法制審議会が民法改正を答申してから26年が経過している。近年、結婚前の姓で社会的信用や実績などを築く期間が長くなっていることから、結婚に伴う改姓により社会的不利益・不都合や精神的苦痛を被る事例が更に増加している。

2018年3月の衆議院法務委員会において、夫婦同姓制を採用している国は日本以外にはない旨、また2021年4月の同委員会において、法務大臣が、仮に選択的夫婦別姓制度が導入された場合でも、戸籍の機能や重要性は変わらない旨を答弁している。

最高裁判所では夫婦の氏についての制度の在り方については、「国会で論ぜられ、 判断されるべき事柄にほかならない」と示している。 国においては、女性の社会進出を一層図るためにも、国民の価値観の多様化及びこれを反映した世論の動向等に鑑み、選択的夫婦別姓制度の導入に向けた国会審議を推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、男女共同参画担当 大臣です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。 討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第6号 選択的夫婦別姓制度の導入に向けた国会審議の推進を求める 意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

- ◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決
- ○森 一人議長 日程第16、発議第7号 ILO第190号条約の批准とセクシュアルハ ラスメント禁止の法整備を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番(渋谷登美子議員) ILO第190号条約の批准とセクシュアルハラスメント禁止の法整備を求める意見書の提出についての提案理由を言います。

第190号条約は暴力やハラスメント、威嚇などの今日の仕事の世界の真の課題に対処した条約です。女性を含み、仕事に関わるいじめやハラスメントの対象となる全ての人を守り、法的な権限を与えることを意図しており、多くの労働者の暮らしの現実に対応できると考えられます。我が国ではセクシュアルハラスメントへの法整備が確

立していない現状があり、セクシュアルハラスメントに対応できる法制度を整え、 I L O 第190号条約の批准を求めるために本意見書を提出します。

では、裏面に行きます。

ILO第190号条約の批准とセクシュアルハラスメント禁止の法整備を求める意見書

ILO第190号条約「暴力及びハラスメント撤廃条約」は、2019年に賛成439票、反対7票、棄権30票で採択された。

条約の1条1項(a)は仕事の世界における「暴力とハラスメント」とは単発であるか反復的であるかを問わず、身体的、精神的、性的又は経済的危害を当てる意図があるか又は結果として危害を与えるか与える可能性のある許容できない範囲の行為や慣行それらについての脅威であると定義している。ジェンダーに基づく暴力とハラスメントも含まれる。我が国は、この条約については棄権している。

2021年6月25日「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約は発効された。

我が国において、セクシュアルハラスメントを定義し、セクシュアルハラスメントを禁止する法体系を整備し、早急にILO第190号条約を批准し、働く人の人権の確立を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、 男女共同参画担当大臣です。

- ○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。 第9番、青柳賢治議員。
- ○9番(青柳賢治議員) 渋谷議員に。日本は条約について棄権をしていると、そして 棄権をしている根拠というのは恐らく国内法の法整備が確立していないということに 基づくのだと思うのですけれども、その辺の法整備が日本の国の中で整わないという ところの原因についてはどのようにお考えになっています。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。 渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) それは、日本の文化土壌だと思います。それで、これは女性差別撤廃条約の批准に向けたときもそうなのですけれども、批准するときと同時に

国内法整備、それを批准するために国内法を整備しようとして頑張ったのですけれども、それはまず最初に家庭科を男女共通科目に、必修科目にするということと、男女雇用機会均等法の制定をする。国籍法を改正する。それと同時に一緒に女性差別撤廃条約の(a)条項を批准するという形になってきて、条約を批准するということが国内法の整備をしていく一つの目的になるというのか、今の日本の社会全体のジェンダー意識の低さというのですか、それが原因になっていると思いますけれども。

- ○森 一人議長 ほかに。第7番、畠山美幸議員。
- ○7番(畠山美幸議員) こちらのILOの中にはカスタマーハラスメントは入っていますか。
- ○森 一人議長 カスタマーハラスメントですか。
- ○12番(渋谷登美子議員) カスタマーハラスメントというのはどういう意味ですか。
- ○森 一人議長 それでは、畠山美幸議員からお願いいたします。
- ○7番(畠山美幸議員) これを知らずしてこれを出しているというのもちょっと不思議なのですが、今カスハラといいまして、企業に対してお客の立場を悪用して従業員とかに向かって罵倒したりとか、そういうようなお客様が今増えている、迷惑行為を許してはならないということで、カスハラというのが今問題になっていて、こちら2019年の国際労働機関(ILO)が6月に採択した職場でのハラスメントを禁止する条約にはカスハラも対象に含まれ、国際的にも問題視されていると言われております。入っていますのをご存じなかったということでよろしいでしょうか。
- ○森 一人議長 答弁を求めます。渋谷登美子議員。
- ○12番(渋谷登美子議員) そういうふうな言葉自体を知らないので、そういうふうな言葉ではILOの条約には書いていないです。
- ○森 一人議長 ここで、ほかになければ質疑を打ち切ります。質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

〇森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第7号 ILO第190号条約の批准とセクシュアルハラスメント禁止

の法整備を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「举手少数〕

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第17、発議第8号 沖縄を捨て石にしない安全保障を求める意見 書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) それでは、提案理由を申し上げます。

戦後77年、沖縄が日本復帰後50年ですが、いまだに沖縄に基地が集中しています。 武器で人は守ることができません。軍備があることで戦争を抑止することは危険すぎ る。沖縄から過剰な米軍基地の負担をなくし、国の政策を変更することが平和を求め るために必要です。そのため本意見書を提出します。

それでは、意見書を朗読します。

沖縄を捨て石にしない安全保障を求める意見書

本年で沖縄が日本復帰して50年になる。しかし、米軍専用施設の70%が日本国土総面積の0.6%である沖縄にあり、今も憲法が定める基本的人権が脅かされている。

戦争の脅威が身近に感じられる現在、沖縄を捨て石にする日米地位協定により沖縄への偏った基地の配置による安全保障政策は沖縄県民の命の尊厳を著しく傷つけている。

沖縄県では選挙や県民投票により政策の是正を求めていたが、日本社会は沖縄の声を無視し続けている。また、国連の人種差別撤廃委員会においても沖縄への基地の集中を「現代的な形の人種差別」として政府に問題解決を求めている。77年前、1945年の沖縄戦では沖縄を本土防衛のための捨て石とし、20万人が亡くなった。

サンフランシスコ講和条約では「沖縄」以外は平和憲法のもと、主権は回復したが、 沖縄は米軍基地の島とされた。平和を求めるために本土の世論を背景に多くの基地が 沖縄に移転したこと、地政的にも沖縄に基地を置くことがアメリカにとって有位であ ることから、沖縄の基地負担割合は高まった。沖縄に対しての多くの日本人の差別意 識を悔い改め、国策を方向転換すべき時に来ている。

日本の安全保障は、米国の軍備に頼ることなく、自らの力、外交の力で、戦争を回避していく国策の方向転換が必要であり、沖縄を犠牲にしない安全保障政策である。

よって、嵐山町議会は下記の事項を速やかに実現することを求める。

記

- 1 沖縄を「捨て石」にした差別的な安全保障政策をやめること
- 2 辺野古新基地建設を断念すること
- 3 普天間基地は「本土」に引き取り、日本全体で問題解決をすること以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣はじめ関係各大臣であります。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。 討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第8号 沖縄を捨て石にしない安全保障を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[举手少数]

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第18、発議第9号 内部留保課税導入を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) それでは、提案理由を申し上げます。

我が国は実質賃金が10年間上がっていない国である。一方、資本金10億円以上の大企業は、2012年以降内部留保が130兆円も増え、総額で466兆円になっている。これは行き過ぎた減税などが要因である。新型コロナ等の影響で財政支出が増え続けていることから、何らかの財源が求められる。そこで、莫大な内部留保に課税をし、それを原資にして国民に還元することが必要であるため本意見書を提出する。

それでは、意見書を朗読します。

内部留保課税導入を求める意見書

コロナ禍のもと、物価は急激に上がるのに賃金は上がらず、国民生活は大変な状況に置かれている。我が国は先進諸国の中で唯一、実質賃金が10年間上がっていない国である。その一方、資本金10億円以上の大企業の2012年以降に増えた内部留保は、人件費削減と大企業減税の恩恵で130兆円も増え、466兆円に上っている。この内部留保に毎年2%、5年間で10%の時限的課税をすれば、毎年2兆円程度、総額で10兆円程度の新たな財源を生み出すことができる。この財源を使って、最低賃金を自給1,500円に引き上げ、日本を「賃金の上がる国」にすることによって経済の好循環をつくり出すことができるのである。

内部留保課税は次の3つの政策的効果がある。

第一に、中小・中堅企業への賃上げ分を所得から控除ができ、賃上げ効果がある。 第二に、気候危機打開のために省エネや再エネのための国内設備投資も課税対象から控除ができ、「グリーン投資」が促進される。

第三に、この課税によってゆきすぎた大企業優遇の減税の一部を取り戻すもので、 税の不公平を正すことができるのである。

政府もこの内部留保課税について「成果の果実が内部留保だけでなく、賃金や設備 投資に向けられることが重要」「内部留保への課税は、一つの手法」と否定していな いのである。

よって嵐山町議会は、内部留保課税を直ちに導入するよう強く求めるものである。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣をはじめ関係各大臣であります。

- ○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。
 - 第9番、青柳賢治議員。
- ○9番(青柳賢治議員) この内部留保の考え方なのですけれども、法人であれば、当

然企業所得に法人税等課税されて納税を終えるわけです。そして、大企業に限らず中小企業でもそのような形で優良企業と言われるところはある程度内部留保は厚くしているというのが今日の状況でございます。ただ、一旦法人税等を支払われたものに対しても再度内部留保に対して課税されるというのはかなり前もあったことですけれども、それは二重課税になるということで廃止された経緯もあります。そういう形のことをご存じだと思いますけれども、その中でこれを出されるということはどういうことなのでしょうか。

- ○森 一人議長 答弁を求めます。 川口浩史議員。
- ○10番(川口浩史議員) 二重課税については、そういう面では、例えばガソリン税の中にも消費税が入っているということでこれだけではないのです。ほかにもいろいろ二重課税というのは実際に現存しているわけですので。政府自身もこの二重課税について違法とか違反とか何かありますかということを聞いても、それはないということで明言されておりますので、二重課税自体が問題だということはないということなのです。問題は内部留保というのが、ある程度は私も必要だという認識にはあります。ただ、なぜこんなに上がるのか、賃金は上がらないのに大企業の内部留保は上がるというところにはやっぱり減税のし過ぎ、賃金を抑えてきたという、こういう仕組みがあるから内部留保が増えているわけで、そこを適正な課税をしていくことによって。今財政難にどうしたって日本は陥りますよ。ウクライナも物価高騰の関係でもこれからどういう対策取るかにもよりますけれども、その原資をどこで求めるかということを考えていかないと、私はいけないと思いますので、この課税が一番よろしいのではないかなというふうに思っているわけです。
- ○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。
- ○9番(青柳賢治議員) 今の説明でいくと、企業の立場から立つと、今までの国際グローバル化のいい関係というのですか、関連が続いたときには内部留保をどういうふうに賃金とか設備投資に向けたらということで政府だってそれ音頭取っているわけです、早く賃金を上げてくれよ、払ってくれよと。だけれども、やはり企業も一つの生命体ですよ。内部留保をどういうふうに使うのか、株主に使うのか、それから事業に使うのか、いろいろあると思いますけれども、内部留保があるかないかということはその企業にとって先々生きていく上での生命線だと私は思いますが。その辺どうです

か。

○森 一人議長 答弁を求めます。

川口浩史議員。

- 〇10番(川口浩史議員) 私はちょっと驚いたのですけれどもね。高市早苗、今政調会長か何かですか、高市早苗政調会長が企業の預貯金に、内部留保入っていますよね、そこに課税も一つの案ではないかと。こういうことを言っているのです。ほかの自民党の議員も言っているのです。これは私がこういうふうに出しましたけれども、私だけの意見ではなくて、自民党の中でもこういう意見が出てきているということであります。内部留保を私は全部取り崩せなんて、そんな乱暴なことを言っているのではなくて、当面5年間の時限立法でやろうということで、しかも2%でやろうということで10兆円です。466兆円のうちの10兆円を削ろうと。削ってそれを原資にして国民に還元するということでありますから、そういう内部留保が必要だという人の意見も十分考慮したものになっているというふうに思うのですけれども。いかがでしょうか。ぜひご賛同いただきたいと思います。
- ○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。 討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第9号 内部留保課税導入を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[举手少数]

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

- ◎発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決
- ○森 一人議長 日程第19、発議第10号 食料自給率向上のための施策を直ちに行うことを求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) それでは、提案理由を申し上げます。

ロシアによるウクライナ侵略を機に食料品価格が高騰している。今後を見据えても 気候危機などで農業生産は不安定であることが懸念されている。EU諸国は手厚い保 護で農業をしっかり守り、食料自給率を向上させている。日本も食料安全保障の視点 から食料自給率向上を直ちに実行することが求められるため、本意見書を提出する。

それでは、意見書を朗読いたします。

食料自給率向上のための施策を直ちに行うことを求める意見書

ロシアによるウクライナ侵略を機に、世界の食料品価格が高騰している。国連が「第2次大戦以来の食料危機」と警鐘を乱打するほどである。これからも気候危機などで農業生産は不安定で、世界の食料危機の長期化が懸念されている。日本の食料自給率は過去最低の37%であり、食料安全保障の視点から食料自給率の向上は必要と考える。

肥料、燃料、飼料も軒並み高騰している。米価など農産物価格が低迷する中、「米 つくって米食えず」など、多くの農業経営者が窮地に陥っているのである。政府は「経 済安全保障」を強調するが、食料の安全保障、国民の命を支える食料の自給率向上へ の具体的手だてが少ないのである。

そもそも農業は、国民の命と国土を守る土台である。農業を国の基幹産業と位置付け、農家の経営が成り立ち、後継者が希望を持てるように支援するのは国の責任である。EU諸国は、手厚い保護で農業をしっかり守り、食料自給率を向上させている。日本には豊かな自然条件、高い経済力や農業技術など農業を多目的に発展させる条件がある。今日本に求められるのは、農業経営への価格補償、所得補償などの支援を抜本的に強め、食料自給率を50%に引き上げることである。

よって嵐山町議会は、食料自給率向上のための施策を直ちに実行すること強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣であります。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第10号 食料自給率向上のための施策を直ちに行うことを求める意見 書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「举手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 4時49分

再 開 午後 4時50分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎町長挨拶

- ○森 一人議長 これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。 ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。 佐久間町長。
- ○佐久間孝光町長 議長のお許しをいただきましたので、令和4年第2回定例会の閉会 に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

今期定例会は6月2日に開会され、6月10日の本日まで9日間にわたり極めてご熱心なご審議を賜り、提案いたしました令和4年度一般会計補正予算をはじめとする諸議案を全て原案のとおり可決、ご承認を賜り、誠にありがとうございました。

また、固定資産評価審査委員の選任につきましてもご同意を賜り、重ねて御礼申し上げます。

議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきましては、十分検討いたしまして対処する所存であります。

さて、千年の苑ラベンダー園は本日6月10日よりラベンダーまつりが3年ぶりに開

催の運びとなりました。連日、多くのお客様から電話でのお問合せをいただき、先ほど課長の報告によりますと、本日も500名を超える入場者に来ていただいている状況であり、開催に当たりご尽力いただきました関係者の皆様に御礼を申し上げますとともに、このラベンダーまつりが成功いたしますように議員各位のご協力を切にお願いする次第であります。

また、NHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の効果もあり、全国各地から多くの方が 途切れることなく、杉山城跡や菅谷館跡等の文化資産に訪れてくださっております。 新型コロナウイルス感染防止対策を取りながら、こうした新たな人の流れを追い風に して、嵐山町の魅力をさらに発信してまいります。

さて、6日には関東地方も梅雨入りしたとのことでございます。議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意いただき、さらなるご活躍をいただきますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の挨拶とします。誠にありがとうございました。

◎議長挨拶

○森 一人議長 次に、本職からも令和4年第2回嵐山町議会定例会を閉会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月2日に開会いたしました本定例会も無事に会期を終えることができました。新型コロナウイルス感染防止にご協力をいただきながら、議案に対し真摯に議論を尽くしてこられました議員の皆様のご労苦に衷心より敬意を表します。

また、佐久間町長をはじめとする執行の皆様、職員の皆様にも議会運営に際し、特 段のご理解、ご配慮を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。ありがとうござい ます。

そして、ここで一つ議会から報告をさせていただきます。青柳議員の一般質問にもありましたが、ウクライナに対する人道支援として、嵐山町議会議員全員の思いを一つに義援金を送ることにいたしました。一日も早くウクライナに平和が訪れることを願います。

結びに、嵐山町の限りない発展と本日10日から始まっておりますラベンダーまつりの大成功をご祈念し、私からの挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○森 一人議長 これにて令和4年第2回嵐山町議会定例会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。

(午後 4時55分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議長

署名議員

署名議員